平成 26 年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成 28 年 2 月 19 日時点

事務事業名	コード1	1900	広報活動費
	コード2	③	ガイドマップ
施策体系	施策	25	広報・広聴・情報公開の充実
	施策の展開	48	広報広聴活動の推進

事業種別
- ☐ 国土強靭化地域計画
- ☐ 新市建設計画
- ☐ 総合戦略
- ☐ 復興計画
- ☐ 定住自立圏構想
- ☐ 行政改革アクションプラン
- ☐ 主要事業
- ☐ 簡易評価

課	秘書広報課		
所属班	広報広聴班		
電話番号	62-8070	内線	207

予算科目	会計	款	項	目
	一般会計	2	1	3

根拠法令	
	なし

1 現状把握(Do)

(1)事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☐ 単年度繰返 ☐ 平成 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☑ 期間限定複数年度 平成 26 年度～ 平成 26 年度まで ※全体像を記述⇒	・市内の道路や公共施設、避難場所、観光スポットなどを紹介する旭市ガイドマップを作成し、市外からの転入者や来訪者に配布することで旭市を広くPRする事務事業。 ・業務概要／●業務:地図情報などの更新、写真撮影、発行等 ●発行部数:20,000部 ●規格:A1判(10折り)、表紙面4色刷、地図面6色刷、縮尺25,000分の1 ・配布方法／①本庁・各支所など市内公共施設で配布、②全部転入世帯〈転入手続き時〉 ・5年に1回作成。 【業務の流れ】 ・平成26年7月に一般競争入札〈4社〉→委託業者決定→発行〈情報更新・撮影・校正〉→配布〈本庁・各支所、市内公共施設など〉 【委託業者業務】写真加工、構成、印刷・製本 【本課作業】地図情報などの確認・修正→委託業者が作成した原稿の内容確認

(2)トータルコスト

① 費目の内訳(26年度の実績) 単位:千円

1.ガイドマップ作成委託料	1,134	ガイドマップ作成委託業務
2.ガイドマップ印刷製本費(増刷分)	0	旭市ガイドマップ増刷
	0	
	0	
	0	

② 特定財源の内訳(26年度の実績) 単位:千円

1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	0	

前年度比増減理由:

③ 延べ業務時間の内訳(26年度の実績) 単位:時間

■打合せ:企画内容協議 4時間
■調査・撮影・編集:現地調査、写真撮影、校正 40時間
■配布:本庁・各支所など市内公共施設など 4時間

			単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
事業費	費目内訳	1. ガイドマップ作成委託料	千円			1,134	
		2. ガイドマップ印刷製本費(増刷分)	千円	199			
			千円				
			千円				
			千円				
	事業費計 (A)		千円	199	0	1,134	0
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円				
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円				
		5. 一般財源	千円	199	0	1,134	0
人件費	正規職員従事人数		人			0.02	
	延べ業務時間		時間			48	
	人件費計 (B)		千円	0	0	182	0
トータルコスト(A)+(B)			千円	199	0	1,316	0

(3)事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績(26年度に行った主な活動)
・旭市ガイドマップを発行し、市外からの来訪者などに配布した。

27年度計画(27年度に計画している主な活動)
・本庁、各支所、公共施設などでの(随時)配布

⑤ 活動指標名

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	「旭市ガイドマップ」発行部数	部	1,000	－	20,000	－
イ	「旭市ガイドマップ」配布部数	部	500	400	5,500	3,500
ウ						

目的

② 対象(誰、何を対象にしているのか)

ア 市民(転入者含む)
イ 観光客など市外からの来訪者

⑥ 対象指標名

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	人口(4月1日現在)	人	69,223	68,725	68,241	67,819
イ	観光客など市外からの来訪者	千人	1,277	1,244	1,278	1,587

③ 意図(対象がどのような状態になるのか)

・市内の道路や公共施設、避難場所などを知ってもらう。
・観光スポット、イベントなどについて知ってもらう。

⑦ 成果指標名(考え方)

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	ガイドマップ配布率 (累積配布部数／発行部数)	%	50.0	90.0	30.0	50.0
イ	( )					

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民、市外の方が旭市のことを理解する・知る、行政が市民の声を事業に反映させる

⑧ 上位成果指標名(考え方)

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	・イベント参加者の増加率 ・ガイドマップを見たことにより問い合わせのあった数 ( )	%	未把握	未把握	未把握	未把握

(4)事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
・市内の道路や公共施設、避難場所、観光スポットなどを紹介し、市民をはじめ市外にも旭市を広くPRするために始めた。	・観光パンフレット、防災マップなど、地図を使った類似する刊行物が増えた。 ・前回は平成18年(2006年)に発行。平成24年度(2012年)に増刷。	・市内の道路や公共施設、避難場所、観光スポットなどが縮尺25,000分の1の地図に掲載されているので「一目で旭市の情報が確認できる」との意見がある。

事務事業名	広報活動費 ガイドマップ	課名	秘書広報課	班名	広報広聴班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 ・旭市のことを理解する・知る・市民の声を事業に反映させることで結び付いている。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 ・旭市の道路や公共施設、観光スポットなどをよく知らないであろう転入者や観光客などを対象としているため、適切である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 ・市内の道路や公共施設、観光スポットなどに特化した地図であるため、市が実施することは妥当である。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】 ・配布場所の見直しにより、より多くの人に手にしてもらう機会が増えると考えられる。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 ・次回作成時に合わせてデータ配信を行うことで成果が向上する可能性がある。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある (1) 事務事業名：(観光パンフレット、防災マップ、市ホームページ) (2) ☑ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☑ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 ・観光パンフレットや防災マップなどとの統合が図れる可能性がある。 ・ホームページでのデータ配信による連携が図れる可能性がある。 ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 ・各担当課で作成していたものを統廃合・連携することにより、印刷制本費の削減余地はある。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 ・統廃合によりパンフレット作成に携わる職員の数を減らすことができる。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 ・転入者・観光者だけでなく、市民も手にすることができるため、公平・公正である。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

(1)1次評価者としての評価結果			(2)全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	・各担当課で作成する地図と内容が重複していたり、配布場所が公共施設に限定されている。次回作成に向けて、各課との連携やデータ配信、配布場所の見直しを検討する。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

(1)今後の事業の方向性（複数選択可） ※2～3年後を目処にした方向性

- ☐ 目的再設定
- ☑ 事業のやり方改善による成果向上
- ☑ 事業のやり方改善による事業費削減
- ☐ 受益機会の適正化
- ☐ 廃止・休止
- ☐ 行政関与の見直し
- ☑ 事業統廃合・連携（関連事業： 観光パンフレット、防災マップ ）
- ☑ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
- ☐ 費用負担の適正化

(2)改革改善案について ※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
次回作成時 平成31年度	①関係課と協議の上、パンフレットの統合を検討する。 ②配布場所の拡充を検討する。

(3)改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	維持	増加
成果	向上	○		
	維持			
	低下			

(4)改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

①発行サイクルのすり合わせなど、早めに調整をする。
②新規配布施設の協力。

平成 26 年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成 28 年 2 月 19 日時点

事務事業名			
	コード1	1900	広報活動費
	コード2	④	市民便利帳
施策体系	施策	25	広報・広聴・情報公開の充実
	施策の展開	48	広報広聴活動の推進

事業種別
- ☐ 国土強靭化地域計画
- ☐ 新市建設計画
- ☐ 総合戦略
- ☐ 復興計画
- ☐ 定住自立圏構想
- ☐ 行政改革アクションプラン
- ☐ 主要事業
- ☐ 簡易評価

課	秘書広報課				
所属班	広報広聴班				
電話番号	62-8070	内線	207		
予算科目	会計	款	項	目	
	一般会計	2	1	3	
根拠法令	なし				

1 現状把握(Do)

(1)事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☐ 単年度繰返 ☐ 平成 ___ 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☑ 期間限定複数年度 平成 26 年度～ 平成 26 年度まで ※全体像を記述⇒	・行政情報を掲載する市民便利帳を発刊し、市民に配布することで市民生活に役立つ情報などを提供する事務事業。 ・業務概要／●業務:掲載情報などの更新、写真撮影、発行等 ●発行部数:23,000部 ●規格:A4判、80P 表紙口絵4色カラー、本文2色 ・配布方法／①区を通じて配布、②全部転入世帯〈転入手続き時〉、③本庁・各支所で配布、④HPにて目的情報別に公開。 ・3年に1回作成。 【業務の流れ】 ・平成26年8月に一般競争入札〈4社〉→委託業者決定→発行〈情報更新・撮影・校正〉→配布〈市内全戸、本庁・各支所など〉 【委託業者業務】ページ構成、イラスト、写真加工、構成、印刷・製本 【各課作業】前回の原稿確認・修正→委託業者が作成した原稿の内容確認

(2)トータルコスト

① 費目の内訳(26年度の実績) 単位:千円

1.市民便利帳作成支援業務	2,528	市民便利帳作成委託料
	0	
	0	
	0	
	0	

② 特定財源の内訳(26年度の実績) 単位:千円

1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	0	

前年度比増減理由:

③ 延べ業務時間の内訳(26年度の実績) 単位:時間

■打合せ:企画内容協議 4時間
■更新・撮影・編集:情報更新、写真撮影、校正 88時間
■配布:本庁・各支所、市内公共施設など 8時間

			単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
事業費	費目内訳	1. 市民便利帳作成支援業務	千円			2,528	
			千円				
			千円				
			千円				
			千円				
	事業費計 (A)		千円	0	0	2,528	0
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円				
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円				
		5. 一般財源	千円	0	0	2,528	0
人件費	正規職員従事人数		人			0.05	
	延べ業務時間		時間			100	
	人件費計 (B)		千円	0	0	380	0
トータルコスト(A)+(B)			千円	0	0	2,908	0

(3)事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績(26年度に行った主な活動)
・市民便利帳を発刊し市民に配布した。

27年度計画(27年度に計画している主な活動)
・転入世帯〈転入手続き時〉への配布
・本庁、各支所での(随時)配布
・HP情報の随時配布

⑤ 活動指標名

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	市民便利帳発行部数	部	―	―	23,000	―
イ	市民便利帳配布部数	部	―	―	19,000	500
ウ						

目的

② 対象(誰、何を対象にしているのか)

・市民

⑥ 対象指標名

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	人口(4月1日現在)	人	69,223	68,725	68,241	67,819
イ	世帯数(4月1日現在)	世帯	25,057	24,854	25,014	25,307

③ 意図(対象がどのような状態になるのか)

・市民生活に役立つ行政情報を知ってもらう。

⑦ 成果指標名(考え方)

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	便利帳配布累積割合 (累積配布部数／発行部数)	%	―	―	82.6	84.7
イ	便利帳配布世帯累積割合 (累積配布世帯／世帯数)	%	―	―	75.5	77.0

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民、市外の方が旭市のことを理解する・知る、行政が市民の声を事業に反映させる

⑧ 上位成果指標名(考え方)

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	・便利帳、ホームページ等を見て、行政情報を知り得て手続きをした市民の割合 ・必要な市の情報を得られていると考える市民の割合	%	未把握	未把握	未把握	未把握

(4)事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
・市民に配布し、市民生活に役立つ行政情報などを提供するため。	・前回は平成23年(2011年)に発行。 ・全国的には広告を掲載して発行費用を賄っている自治体が増えている。	・市民から「インデックスがついていて見やすい」という意見がある。 ・当事業ではないが、平成24年に広報あさひにおける広告掲載について市民アンケートをとったところ、「紙面を割いてまで広告を載せる必要はない」、「見づらくなる」との意見が多かった。

事務事業名	広報活動費 市民便利帳	課名	秘書広報課	班名	広報広聴班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 ・行政情報を掲載する市民便利帳を発刊し、市民に配布することで市民生活に役立つ情報などを提供することは、市民が旭市のことを理解することに結びつく。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 適切である ⇒【理由】 ・対象は、市民生活に役立つ行政情報などを提供するため、市民や全部転入世帯としており適切である。意図については、旭市の行政情報に限らず市民が市の事業や生活に関して必要とする情報を得られるようにすることで、より効果が高まると考えられる。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 ・市民便利帳の発行は、市民生活に役立つ行政情報などを提供することが目的であるため、市が実施することは妥当である。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 ・近隣市町の便利帳と比較しても、必要な情報を掲載しているためある程度の水準に達していると考える。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 ・3年に一度の発刊で制度改正などに対応できない場合があるため、市ホームページ版便利帳で最新情報に随時更新したり、広報あさひに掲載したりして情報を提供している。 ・市民便利帳を主に使っている方の意見を踏まえることで成果が向上する可能性がある。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある (1) 事務事業名：(インターネット活用事業) (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☑ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 ・市で発行している他の刊行物とは対象や意図の違いが明確であり、類似するものはないが、ホームページの掲載情報と既に連動をしている。 ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 ・在庫の残数を精査し発行部数を削減することで、事業費の削減余地はある。 ・広告掲載によって発行費用を賄うことで、実質的な事業費の削減余地はある。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 ・市ホームページ版便利帳の情報を随時更新しておくことで、作成時の掲載情報の更新作業が円滑に行われるため業務時間の削減につながる。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 ・市内全戸に配布するため、区未加入世帯、全部転入世帯への配布など必要に応じて対応を行っており、公平・公正である。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	・市民便利帳の発刊については概ね目的は達成している。ただし、3年に一度の発刊で制度改正などに対応できない場合があるため、市ホームページ版便利帳で最新情報に随時更新したり、広報あさひに掲載したりして情報を提供している。次回作成に向けて、行政情報以外の生活情報や、広告掲載、在庫残数の精査や作成時の情報更新作業の手法などを検討する。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）

☑ 目的再設定
☑ 事業のやり方改善による成果向上
☑ 事業のやり方改善による事業費削減
☐ 受益機会の適正化
☐ 廃止・休止

※2～3年後を目処にした方向性

☐ 行政関与の見直し
☐ 事業統廃合・連携（関連事業： ）
☑ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
次回作成時 平成29年度	①在庫残数の精査し発行部数の削減、掲載情報の見直し、広告掲載することを検討する。 ②作成時の情報更新作業の手法などを検討する。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上	○		
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

①掲載情報の基準づくり、広告掲載の具体的方法等の基準づくり。
②情報更新作業への各課の協力が必要。

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名	コード1	1300	行政改革推進費
	コード2	①	事務事業評価
施策体系	施策	33	行政経営の推進
	施策の展開	64	効率的・効果的な行政経営

事業種別	課	行政改革推進課
☐ 国土強靭化地域計画	所属班	行政改革推進班
☐ 新市建設計画	電話番号	62-5345　内線　293
☐ 総合戦略		
☐ 復興計画		
☐ 定住自立圏構想		
☑ 行政改革アクションプラン		
☐ 主要事業		
☐ 簡易評価		

予算科目	会計	款	項	目
	一般会計	2	1	1
根拠法令	旭市事務事業評価実施要綱 (平成24年旭市訓令第3号)			

1　現状把握(Do)

(1)事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 平成 22 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿年度～ 平成＿年度まで ※全体像を記述⇒	前年度実施した事務事業について、所管課において事務事業マネジメントシートを用いて事業コストや活動の実績・成果を点検するとともに、目的妥当性・有効性・効率性・公平性の4つの項目について評価を行い、事務事業の内容等の見直しや経費・業務時間の削減余地の有無を検証する。さらに、事務事業をよりよく改善するため、評価結果に基づいて今後の事務事業の方向性や具体的な改革改善案を検討する。 評価した事務事業に関する施策等(施策又は施策の展開)について、その施策等における現状分析を行い、課題解決や成果向上に向けた方策を検討する。さらに、施策等に位置付けられた事務事業の成果の向上余地やコストの削減余地を比較し、施策等の目的を達成する上で優先度の高い事務事業を検討する。(平成26年度から施策等評価及び事務事業優先度評価を試行実施) 【業務の流れ】 事務事業評価研修会(5月下旬・2日間)、一次評価(5月～6月)、施策等評価及び事務事業優先度評価研修会(7月上旬・2日間)点検会(8月・8日間)、外部評価(10月上旬)、二次評価(10月下旬～11月上旬2日間)、改善調書作成(10月)、次年度当初予算への反映(11月～1月)、議会報告・ホームページ公表(3月)、過年度評価事業改革改善案フォローアップ(3回、6月・9月・3月)

(2)トータルコスト

① 費目の内訳(26年度の実績)	単位:千円	
1.報償費	144	行政改革推進委員報酬(外部評価等・3回分)
2.旅費	29	行政改革推進委員費用弁償、行政評価研修交通費
3.需用費	4	行政改革推進委員会お茶代
4.委託料	4,320	行政評価活用意識改革研修業務委託
5.その他		
② 特定財源の内訳(26年度の実績)	単位:千円	
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	0	
前年度比増減理由:業務委託内容の見直しによる委託料の減		
③ 延べ業務時間の内訳(26年度の実績)	単位:時間	
評価方法検討・準備160h、研修会202h、点検会280h、外部評価226h、二次評価384h、評価結果取りまとめ79h、改善調書54h、予算反映92h、マネジメントシート・改善調書最終確認95h、結果報告87h、翌年度実施方法検討271h、過年度評価事業進行管理169h		

			単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
事業費	費目内訳	1. 報償費	千円	138	156	144	156
		2. 旅費	千円	8	20	29	8
		3. 需用費	千円	3	4	4	3
		4. 委託料	千円	4,830	4,830	4,320	3,820
		5. その他	千円				
	事業費計 (A)		千円	4,979	5,010	4,497	3,987
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円				
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円				
		5. 一般財源	千円	4,979	5,010	4,497	3,987
人件費	正規職員従事人数		人	1.27	0.99	1.04	1.12
	延べ業務時間		時間	2,558	1,999	2,099	2,255
	人件費計 (B)		千円	9,720	7,596	7,976	8,569
トータルコスト(A)+(B)			千円	14,699	12,606	12,473	12,556

(3)事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績(26年度に行った主な活動)
H25年度実施事業から抽出した84事務事業の評価、研修会、点検会、外部・二次評価、改善調書の作成・点検、H24・H25評価事業の改善策等の進行管理、施策等評価及び事務事業優先度評価の試行実施(25施策等)

27年度計画(27年度に計画している主な活動)
H26年度実施事業から抽出した79事務事業の評価、研修会、点検会、外部・二次評価、改善調書の作成・点検、H24～H26評価事業の改善策等の進行管理、施策等評価及び事務事業優先度評価の試行実施(20施策等)

	⑤ 活動指標名	単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	評価を実施した事務事業数 (外部・二次評価を実施した事務事業(延べ)数)	事業	121 (49)	70 (23)	84 (21)	79 (20)
イ	事務事業評価に携わった職員数 (課長、担当主幹等、担当者)	人	162	126	119	142
ウ	事務事業評価研修会・点検会を実施した日数	日	14	11	10	10

目的

② 対象(誰、何を対象にしているのか)

①職員
②評価対象事務事業

③ 意図(対象がどのような状態になるのか)

①職員が、事務事業評価の仕組みを理解し、評価を通じて事務事業の現状や課題を把握し、改革改善に向けた意識を持つようにする。
②評価実施事業について、評価結果に基づく改革改善や課題解決に向けた具体的取り組みを計画・実行するとともに、予算を今後の方向性に沿ったものとする。

	⑥ 対象指標名	単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	職員数(4月1日現在、保育所、消防署、病院を含まない。)	人	541	522	509	496
イ	評価対象事務事業数	事業	121	70	84	79

	⑦ 成果指標名(考え方)	単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	事務事業評価に携わった職員の割合 (課長、担当主幹等、担当者) ※H24本格実施以降は累積人数	%	29.94 (162人)	38.31 (200人)	45.58 (232人)	52.82 (262人)
イ	次年度予算において、今後の方向性に沿った予算が組まれた事業の割合 (今後の方向性に沿った予算が組まれた事業数)	%	47.93 (58事業)	42.86 (30事業)	46.43 (39事業)	70.89 (56事業)

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

行政が効率的・効果的な行財政運営を行う

	⑧ 上位成果指標名(考え方)	単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	時代に即した行政運営に対する満足度 (　　)	%	－	－	－	－

(4)事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
合併特例期間の終期が近づく中、市の財政が今後さらに厳しくなることが予想される状況下で、限られた資源(人・財源)を有効に活用し、効率的で効果的な行財政運営を推進するため、第2次アクションプランに基づき、事務事業評価に取り組むこととした。	・将来の財政状況への危機感が増す一方、現状は国等の支援により財源が確保されており、財源不足を実感できない状況となっている。 ・事務事業評価導入自治体は全国的に多く、なかには事務事業評価を発展させ、施策や政策まで対象を拡げ実施している自治体も出始めている。	【行政改革推進委員】有効性を厳しく見ていく必要がある。事業が廃止されたケースが少ないため、財政面での改善に繋げるためには、改廃の基準を設けるなどして、事業を取捨選択するような仕組み作りが必要である。 【監査委員】職員一人ひとりが行政評価の考え方をしっかり理解し、制度の確立を目指してもらいたい。

事務事業名	行政改革推進費 事務事業評価	課名	行政改革推進課	班名	行政改革推進班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 事務事業評価は、前年度実施した事業について目的妥当性・有効性・効率性・公平性の4つの観点から評価し、改善に向けた見直しや事業費等の削減余地はないかを検証することで、より良い事業実施を考えるものであり、PDCAサイクルに基づいて各事業がより計画的に実施されることにつながる。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 適切である ⇒【理由】 評価では、班内・課内で協議することが重要なプロセスであることから、評価対象事業の担当の如何を問わず、職員全員が評価の仕組みを理解し改革改善に向けた意識を持つ必要がある。評価対象事業については、全ての事業が評価対象となりえるが、個々に深く掘り下げる必要性や各課・各担当者への事務負担増などを考慮し、現状では一部の事務事業について評価を実施しているため、全ての事業を対象とするなどの見直し余地がある。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 事務事業評価は、事業を行った担当課が自ら当該事業を振り返ることで、現状や課題を把握し、改革改善に向けた検討を行うものである。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】 評価に携わる職員数については、着実に増加し、全庁的な制度の浸透に合わせて意識改革も進んでいる。予算を今後の方向性に沿ったものにすることについては、改善策等の実施に時間を有し、予算反映が次年度すぐにできないものや、国等の制度改正など社会的要因の変化、不測の事由による臨時的経費の増などもあり、約半数の事業について今後の方向性に沿った予算組みができていない状況である。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☑ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 施策の評価や施策の達成への寄与度等による事務事業の優先度を検証する評価を実施することによって、より施策を意識した事務事業評価が行えるようになる。これにより施策の達成に向けて効果の高い事業に予算を重点配分することが可能となり、評価結果を予算に反映できるようになることが期待でき、職員の意識改革にもつながる。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	他に手段がある (1) 事務事業名：(予算編成業務（財政課）、総合戦略策定業務（企画政策課）、人事考課（総務課）) (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☑ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 財政課との連携により、評価結果の予算反映について、より確実に実行性を高めることができる。 企画政策課との連携により、政策・施策のより効率的効果的な実現に向けて、事務事業の重点化・優先順位付けを図ることができる。 総務課との連携により、きちんと評価した人が考課されるようにすることで、職員の事務事業評価への意欲の増大や意識改革を図ることができる。 ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 現状は、評価制度を運用しながらより良い制度とするための検討や新たな取り組みなども試みており、制度や運用体制の確立に至っていないため、業務の大部分においてコンサルティング業者の指導・支援を受けている状況であるが、制度・運用体制が確立できると、支援の必要性も減り、事業費の大半を占める委託料（コンサルティング）の削減が可能となる。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 年々評価事業数が累積して増加する中で、施策等評価など新たな評価を実施することで業務時間は増加傾向にある。しかし、今後協議予定である行政評価システムの導入により、業務時間を短縮することが可能である。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 公平・公正である ⇒【理由】 評価対象事務事業については、行政改革推進課が評価制度を運用する立場から全体的な実施の方向性などを勘案し、事業を選定している。そのため、複数事業を評価する職員や何年も連続して評価する職員がいる一方、一度も評価に携わらない職員もいるといったように、職員によって事務事業評価への関わりに差が生じてしまっており、そうした状況を不公平に感じる職員もいる。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	・本事業自体が各課にとって事務量の増と捉えられ、課内での議論が十分になされていない部署が見受けられる。評価対象事業によっては記載項目の一部簡素化も検討する必要がある。 ・改革改善策が予算等へ数字として反映されにくい。事業間の優先度評価を活用し、予算への反映のルール化を検討するなど実行性の確保を図るとともに、更なる職員の意識改革につなげる必要がある。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
④ 公平性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）

☐ 目的再設定
☑ 事業のやり方改善による成果向上
☑ 事業のやり方改善による事業費削減
☑ 受益機会の適正化
☐ 廃止・休止

※2～3年後を目処にした方向性

☐ 行政関与の見直し
☑ 事業統廃合・連携（関連事業：予算編成業務、総合戦略策定業務、人事考課 ）
☑ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
①平成27年度中 ②平成27年度中 ③平成29年度	①総合戦略策定に合わせ、新たな行政評価制度の確立に向け、施策体系と事務事業の位置付けについて関係課と協議するとともに、予算事業と事務事業の統一を図る。②現在の評価体制の抜本的見直しを図るべく、行政評価システム等の導入なども視野に、関係課と協議する。③総合戦略の進行管理や予算編成、決算説明に活用できる行政評価制度を確立する。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上	○		
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

①予算事業と事務事業の統一について、時間的制約があり、新年度（平成28年度）予算編成に間に合わせるのはかなり難しい。また、施策体系・予算・評価の3分野において統一的な整理が難しい。
→今年度はあらかじめ事業を絞って統一を図り、統一できたものから評価対象としていく。統一的な整理については、原課を交えて協議していく。
②新たなシステム導入に際してはコスト増になることから、市民目線での検証が必要である。→市民だけでなく庁内への理解も求めるべく、費用対効果を検証し、今後の目標などを定めながら関係課と協力して進めていく。
③施策体系・予算・評価の3分野において統一的な整理が難しい。→関係課及び原課を交えて協議していく。

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名	コード1	1300	行政改革推進費
	コード2	②	徴収対策
施策体系	施策	34	自立のための財政の推進
	施策の展開	67	自主財源の確保

事業種別
- ☐ 国土強靭化地域計画
- ☐ 新市建設計画
- ☐ 総合戦略
- ☐ 復興計画
- ☐ 定住自立圏構想
- ☑ 行政改革アクションプラン
- ☐ 主要事業
- ☐ 簡易評価

課	行政改革推進課		
所属班	行政改革推進班		
電話番号	62-5345	内線	293

予算科目	会計	款	項	目
	一般会計	2	1	1

根拠法令	
	旭市徴収対策室の設置に関する要綱 旭市徴収対策会議設置要綱

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 平成 24 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿年度～ 平成＿年度まで ※全体像を記述⇒	市が保有する債権（地方自治法第240条第1項に規定する債権。市税、介護保険料、保育料、上下水道料金等）に係る滞納の縮減と市の債権の適正管理を図る。 【徴収対策会議（月1回：4月を除く）】 開催時期：課長会議終了後に開催 出席者：12名〔副市長（会長）、行政改革推進課長（副会長）、総務課長及び各債権所管課長〕 会議内容：各債権所管課の取り組み内容、成果・実績等の聴取、収納率向上に向けた目標管理、その他情報共有や連絡調整 【その他（随時）】各債権所管課への個別聴取、収納率向上・滞納防止に向けた啓発活動（広報掲載等）、各債権所管課からの相談受付等 【業務の流れ】 【徴収対策会議】①各債権所管課から会議資料（毎月の実績等）の提出〔毎月25日前後〕⇒②課内協議〔毎月27～28日頃〕⇒③副市長協議〔毎月月末〕⇒④会議開催〔毎月1日（課長会議終了後）〕⇒⑤会議録の作成〔会議終了後1週間程度〕⇒⑥各債権所管課へ会議録送付及び次回会議の資料作成依頼〔毎月中旬頃〕 【その他】各課個別聴取：個々の事案についての聴取〔各課年1回程度、随時実施〕　啓発活動：①広報原案作成⇒②広報掲載〔10月及び随時〕

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）		単位：千円
1.賃金	0	
2.需用費	0	
3.役務費	26	支払督促手数料
	0	
	0	

② 特定財源の内訳（26年度の実績）		単位：千円
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	0	

前年度比増減理由：債権管理指導員を臨時職員から任期付短時間勤務職員へ変更したことによる減

③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）	単位：時間
【徴収対策会議】資料作成等準備484h、課内及び副市長協議44h、会議44h、会議録作成176h【各課個別聴取】240h、【啓発活動】広報原稿作成32h、【各債権所管課からの相談等】160h　【その他担当者会議等】560h　≪合計≫1,740h	

			単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費	費目内訳	1. 賃金	千円		3,141		
		2. 需用費	千円	3	4		314
		3. 役務費	千円	7	13	26	730
			千円				
			千円				
	事業費計（A）		千円	10	3,158	26	1,044
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円				
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円				
		5. 一般財源	千円	10	3,158	26	1,044
人件費	正規職員従事人数		人	0.87	0.89	0.86	0.87
	延べ業務時間		時間	1,748	1,784	1,740	1,756
	人件費計（B）		千円	6,642	6,779	6,612	6,673
トータルコスト(A)+(B)			千円	6,652	9,937	6,638	7,717

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
徴収対策会議の開催　・各債権所管課に対する個別聴取　・啓発活動（広報掲載、啓発物資の配布）

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
・徴収対策会議の開催　・各債権所管課に対する個別聴取　・啓発活動（広報掲載、啓発物資の配布）

	⑤ 活動指標名	単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	徴収対策会議	回	9	11	11	11
イ	各債権所管課に対する個別聴取	回	20	15	12	12
ウ	滞納防止・納付率向上に向けた啓発活動	回	1	1	2	3

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

市が保有する主な債権
（地方自治法第240条第1項に規定する債権）

	⑥ 対象指標名	単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	債権の種類	種類	12	12	12	12
イ	債権額（調定額）	百万円	15,817	15,874	16,008	15,515

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

納期限内に納付される。
滞納を解消する。
適正に管理される。

	⑦ 成果指標名（考え方）	単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	収納率 （対象債権の収納額/対象債権の調定額）	%	81.36	83.15	84.71	85.37
イ	収入未済額 （対象債権の収入未済額の累計）	百万円	2,630	2,409	2,216	2,044

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

行政が健全な行財政運営を行う

	⑧ 上位成果指標名（考え方）	単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	財政力指数 （基準財政需要額/基準財政収入額）		0.492	0.499	0.500	0.500

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
第2次行政改革アクションプランにおいて、平成24年7月に滞納の解消に取り組む市の債権の範囲を拡大する改訂を行うにあたり、市税以外の各債権の収納率等も数値で目標管理していくこと、全庁横断的に徴収に関する情報を共有していくことが方針として出され、これを担う部署として、平成24年6月に徴収対策室が設置された。	地方交付税における合併算定替の特例期間の終期が近づいており（平成28年度から逓減、平成33年度には完全終了）、今後、市全体の歳入が減少していくと予想される中で、市税をはじめとする自主財源の確保は、その重要性が益々高まっている。	監査の決算審査意見書において、「徴収対策室を中心に、全庁的に債権回収に取り組んだ成果が収納率の向上に現れているが、歳入全体では、依然として多額の収入未済額が生じており、公平性の観点と、貴重な自主財源を確保するためにも、効果的な収納対策により収納率の向上に努められたい。」との意見があった。

事務事業名	行政改革推進費 徴収対策	課名	行政改革推進課	班名	行政改革推進班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 市税をはじめとする市の債権の収納率の向上や滞納額の縮減は、自主財源の確保に繋がり、安定した自主財源の確保は、自立した健全な行財政の運営に結びつく。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 適切である ⇒【理由】 対象については、徴収対策の大きな目的が滞納の解消であるため、現状滞納がない債権は徴収対策会議等の対象としていないが、債権の適正管理や他債権との情報共有等を考えると、滞納がない債権も対象とする余地はある。意図については、健全な行財政運営に不可欠な自主財源の確保のため、納期限納付や滞納の解消を推進する取り組みであるため、適切である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 市の債権に係る取り組みであるため、市が行うべきものである。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】 平成24年度に徴収対策室を設置して以降、順調に市の債権全体の収納率は向上、滞納額は縮減している。しかしながら、毎年度目標とする収納率や滞納解消額は達成しているものの、市税の収納率等が近隣や県内の自治体と比較すると依然として低い水準にあるため、更なる収納率の向上等に向けた取り組みが必要である。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 各債権に共通する各種手続きや管理の手法等をまとめたマニュアルを作成し、各債権所管課で活用してもらうことで、各課担当者の知識やスキルの底上げ、人事異動等に伴う業務レベルの低下防止が図られ、収納率の向上や滞納の解消につながると考られる。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある (1) 事務事業名：(各債権所管課における徴収業務) (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☑ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 徴収対策室として、定期的な徴収対策会議の開催等により、各債権所管課と連携して、各課間の連絡調整や情報共有を図っている。 ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 支払督促手数料等については、今後も支払督促を積極的に実施していく必要があるため、削減余地はない。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 徴収対策会議の開催回数を減らすことで業務時間の削減は可能であるが、会議の定期的な開催は、各債権所管課の目標に対する進行管理、滞納解消や収納率向上等の意識付けが行われ、収納率の向上や滞納の解消に寄与していると考えられるため、徴収対策会議の開催回数を減らすことは難しい。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 市の債権における収納率の向上や滞納の解消は、健全な行財政運営のための自主財源の確保に向けた取り組みであるだけでなく、納期限内に納付している他の市民との公平性の確保につなげる取り組みでもあるため、公平・公正である。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果

① 目的妥当性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり

（2）全体総括（振り返り、反省点）

徴収対策会議発足後、各債権課の適正な管理、債権課間の情報共有などにより毎年、収納率が向上し滞納額が縮減している。今後は新たな滞納者を発生させないために、現年度分について口座振替の更なる推進や滞納処分を行うなど、納期内納付の徹底と早期の納付対策を講ずる必要がある。 また全庁的には、徴収対策会議で扱っていない債権に対しても負担の公平性の観点から、債権管理の体制を確立していく必要がある。

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

☑ 目的再設定
☑ 事業のやり方改善による成果向上
☐ 事業のやり方改善による事業費削減
☐ 受益機会の適正化
☐ 廃止・休止
☐ 行政関与の見直し
☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　　）
☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
平成27年度中	①市の債権（地方自治法第240条第1項に規定する債権に限る。）全体の状況を把握し、滞納のない債権等まで取扱いを拡充するか検討する。②平成26年度から実施している口座振替の原則化について、債務者と金融機関両方への啓発を実施する。③債権管理マニュアルの作成。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上		○	
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

①～③特になし

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名	ｺｰﾄﾞ1	1500	人事管理事務費
	ｺｰﾄﾞ2		昇任試験
施策体系	施策	33	行政経営の推進
	施策の展開	65	定員・給与の適正化と人材育成の推進

事業種別：
- ☐ 国土強靭化地域計画
- ☐ 新市建設計画
- ☐ 総合戦略
- ☐ 復興計画
- ☐ 定住自立圏構想
- ☐ 行政改革アクションプラン
- ☐ 主要事業
- ☐ 簡易評価

課	総務課				
所属班	職員班				
電話番号	62-5368	内線	223		
予算科目	会計	款	項	目	
	一般会計	02	01	2	
根拠法令	地方公務員法第17条第4項 旭市職員の昇任の選考に関する規定				

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 平成 22 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿＿年度～ 平成＿＿年度まで ※全体像を記述⇒	職員の人材育成や意識改革の一環として、管理職昇任選考試験（4級：主査⇒5級：副主幹）及びステップアップ試験（2級：主事⇒3級：主任主事）を行う。（合格者は、翌年以降の昇任候補者として取り扱う。） 【管理職昇任選考試験】小論文（対象：主査（4級）に2年以上在職する者） 【ステップアップ試験】択一試験及び小論文（対象：一般行政職及び技術職員で2級に在級し、経験年数等の要件を満たす者） ※択一試験は、職員として必要な地方公務員法や市政一般から、小論文のテーマは意識改革や課題解決への提案等 管理職試験合格者は、別途昇任選考調査（管理職としての能力ににについて各所属長の意見を調査）を実施する。 【業務の流れ】 ①実施要領の策定（試験実施内容等）　②対象者の抽出⇒実施通知　③説明会（ステップアップ試験のみ）　④受験申込の受付 ⑤問題の作成（択一試験・小論文テーマの決定）　⑥試験の実施⇒採点　⑦合否判定⇒結果通知　⑧昇任候補者名簿に登載 ※小論文試験の採点については外部委託（採点と併せ講評記載）・・・受験者に返却し意識改革や職務遂行への活用を促す

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.委託料	130	ステップアップ・管理職昇任試験（論文採点・結果資料作成）
	0	
	0	
	0	
	0	

② 特定財源の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	0	

前年度比増減理由：

③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）	単位：時間
・実施方針決定・対象者の抽出・通知・受験申込取りまとめ　40h	
・業務委託関係　10h　・試験問題作成　40h　・試験立ち合い　10h	
・採点・合否判定及び結果通知　20h	

			単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費	費目内訳	1. 委託料	千円	131	126	130	186
			千円				
			千円				
			千円				
			千円				
	事業費計（A）		千円	131	126	130	186
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円				
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円				
		5. 一般財源	千円	131	126	130	186
人件費	正規職員従事人数		人	0.06	0.06	0.06	0.06
	延べ業務時間		時間	120	120	120	120
	人件費計（B）		千円	456	456	456	456
トータルコスト(A)+(B)			千円	587	582	586	642

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
- ・択一試験問題作成
- ・小論文テーマ選定
- ・受験勧奨

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
- ・択一試験問題作成
- ・小論文テーマ選定
- ・受験勧奨

⑤ 活動指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	択一試験問題数（地方公務員法）	問	15	10	10	10
イ	択一試験問題数（市政一般）	人	5	10	10	10
ウ	受験勧奨者数 （申込み〆切前に受験を勧めた職員数）	人	4	10	8	9

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

受験資格を有する職員

⑥ 対象指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	受験資格を有する職員 【管理職昇任選考試験】	人	22	10	12	13
イ	【ステップアップ試験】	人	3	9	4	5

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

地方公務員としての基礎的な知識を習得する意欲や、改革改善意欲を向上させるとともに、昇任候補者としてふさわしい職員か判定するための基礎資料とする。

⑦ 成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	受験者数 【管理職昇任選考試験】 (結果通知により不足する部分等が学べる)	人	18	8	12	13
イ	受験者数 【ステップアップ試験】 (結果通知により不足する部分等が学べる)	人	3	9	4	5

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

行政が効率的・効果的な行財政運営を行う

⑧ 上位成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	標準レベル以上の職員の割合（小論文） 【上段：管理職　下段：ステップアップ】 (準備をしているか・改善意欲が浸透しているか)	%	66.7 66.7	87.5 77.8	66.7 75.0	70.0 75.0

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
H21.5月に実施した人材育成基本方針策定に係る職員アンケートで、「30～34歳」の世代や主査クラスが仕事に対する充実感が低かったため、この世代である3級職や5級職昇任前に良い意味での緊張感や自己啓発を促すとともに、職務遂行能力の向上を目的に開始した。	H22ステップアップ試験を開始し、翌H23に管理職昇任選考試験を開始した。	管理職昇任試験受験者について、小論文を読んだのと、実際に話をしたのとでは、受ける印象が違う。話をしてみないと分からない部分もある、という内容の意見あり。

事務事業名	人事管理事務費 昇任試験	課名	総務課	班名	職員班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 職員の意欲・意識の向上により、質の高い職員の育成が可能となる。また、改革・改善意欲の高い職員が育成されるため、より効率的な行政運営が可能となる。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 4級→5級の試験は4級在職2年で受検可能であり、2級→3級は前歴等にもよるが、一定の在職年数を有する者を対象としている。上位の職に就き、職責が上がり、部下を持ったりするようになるには、それなりの経験も必要となってくると思われるため、経験年数を基に対象を決定しており、妥当だと考える。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 職員管理や、職員の能力向上に関することであり、組織内部の事であるため、妥当である。また、外部で統一的な試験等を行っていることもないため、市で行うことになる。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 元々、自己啓発を促す目的で開始されたものである。そのため、基礎知識の習得のための試験に向けての勉強をする機会を持ち、緊張感を持って仕事に当たることができるようになると思われる。また、対象者は受験しており、目標に達していると考える。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 小論文試験では、文章を書くことの慣れや事前準備などによる点数への影響があると思われる。試験方法に面接等を取り入れることで、試験の準備時間を削減しながら、小論文だけでは分からない受験者の一面を見ることができると考える。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (1) 事務事業名：（　　） (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 先に述べたように、他の機関で実施している試験等はなく、独自に行うこととなる。また、試験自体を統一的に行っている外部機関等もないため。 ☑ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 択一試験については、自前で作成しており、これ以上の削減は不可能である。論文については、採点とコメント、結果資料の作成を委託しているが、業者により金額が決まっているものであり、これ以上の削減は、業者の見直し等がない限りは不可能と考える。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 試験問題作成を外部委託にすることで、人件費を抑制することができる。しかし、こちらの意図するような問題を作成してもらうとなると、通常より委託料が増加すると予想され、削減にはつながらない。また、問題を作成する職員の学習の意味も込めて、職員が問題を作成している経緯もあり、これ以上削減の余地はないと考える。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 現在の対象は、若年層を対象としたステップアップ試験と管理職昇任選考試験の二つである。制度開始以降は、各昇任試験受験の年代になると、全職員が受験することとなるため、長期的には公平と考える。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	目指す職員像としての「自ら学び、考え、行動する職員」の達成のために、自ら学ぶ姿勢を醸成する効果があり、一定程度寄与しているものである。しかし、試験のあり方については、人事考課との兼ね合いもあり、有効性、効率性といった面からも、試験の方法を含め考え直す時期に来ている。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

- ☐ 目的再設定
- ☑ 事業のやり方改善による成果向上
- ☐ 事業のやり方改善による事業費削減
- ☐ 受益機会の適正化
- ☐ 廃止・休止
- ☐ 行政関与の見直し
- ☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　　）
- ☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
- ☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
平成27年10月頃	①管理職昇任選考試験の試験実施方法を検討する ②他の職層での昇任試験実施について検討する

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上		○	
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

①より職員の能力向上、やる気を引き出すための実施方法について検討する。その際、経費（採点を外部委託にするのか、面接等をする場合には、外部面接官を入れるのか）や試験の方法（小論文試験・面接・プレゼンテーション試験など）について、コストと試験による効果（「自ら学び、考え、行動する職員」の達成）があるのか、などを勘案して検討していく。②二つの昇任試験の間に当たる、主任主事→副主査の昇任試験について考えられるが、試験の実施方法、コストの問題も含めて検討する。

平成 26 年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成 28 年 2 月 19 日時点

事務事業名			
	ｺｰﾄﾞ1	1600	職員研修費
	ｺｰﾄﾞ2		
施策体系	施策	33	行政経営の推進
	施策の展開	65	定員・給与の適正化と人材育成の推進

事業種別
- ☐ 国土強靭化地域計画
- ☐ 新市建設計画
- ☐ 総合戦略
- ☐ 復興計画
- ☑ 定住自立圏構想
- ☐ 行政改革アクションプラン
- ☐ 主要事業
- ☐ 簡易評価

課	総務課				
所属班	職員班				
電話番号	62-5368	内線	223		
予算科目	会計		款	項	目
	一般会計		2	1	2
根拠法令	旭市人材育成基本方針、旭市職員研修規程				

1 現状把握(Do)

(1)事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 平成 17 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿年度～ 平成＿年度まで ※全体像を記述⇒	旭市人材育成基本方針に基づき、自ら学び、考え、行動する職員像を目指し、職員の資質の向上と市民サービスの向上につながる知識や技術を習得する内容の研修を実施する。特に、外部機関による能力開発研修等に積極的な参加を促す。 【業務の流れ】 (内部研修)研修企画→(見積合わせ:研修委託の場合)→研修参加者募集・取りまとめ→開催→研修報告会等取りまとめ (外部研修)他機関での研修情報収集→研修参加者募集・選考・取りまとめ→研修参加→研修報告

(2)トータルコスト

① 費目の内訳(26年度の実績)	単位:千円	
1.委託料・講師謝金	938	窓口・電話応対診断、ｺｰﾁﾝｸﾞ、ﾒﾝﾀﾙ、ﾊﾗｽﾒﾝﾄ研修
2.食糧費	1	講師用昼食
3.研修負担金	400	自治研修ｾﾝﾀｰ、市町村ｱｶﾃﾞﾐｰ等
4.旅費・通行料	189	運賃、宿泊費
5.消耗品費	39	庁内研修用図書、新規採用職員配付用テキスト
② 特定財源の内訳(26年度の実績)	**単位:千円**	
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	39	市町村職員中央研修所研修生派遣経費助成金
前年度比増減理由:		
③ 延べ業務時間の内訳(26年度の実績)	**単位:時間**	
内部研修 77h(企画打合せ 5h、研修準備(対象者抽出・募集・取りまとめ) 27h 研修開催 43h、支払事務 2h) 外部研修 50h(情報収集・募集 10h、選考・推薦書作成 23h、受講者連絡調整他 17h)		

			単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
事業費	費目内訳	1. 委託料・講師謝金	千円	1,118	1,013	938	3,805
		2. 食糧費	千円	2	2	1	5
		3. 研修負担金	千円	761	548	400	1,179
		4. 旅費・通行料	千円	474	274	189	787
		5. 消耗品費	千円	27	32	39	139
	事業費計 (A)		千円	2,382	1,869	1,567	5,915
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円				
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円	45	16	39	0
		5. 一般財源	千円	2,337	1,853	1,528	5,915
人件費	正規職員従事人数		人	0.08	0.07	0.06	0.10
	延べ業務時間		時間	152	133	127	192
	人件費計 (B)		千円	578	505	483	730
トータルコスト(A)+(B)			千円	2,960	2,374	2,050	6,645

(3)事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績(26年度に行った主な活動)
内部研修の実施
新任職員研修、窓口・電話応対診断ﾌｫﾛｰ研修、
新採職員ｺｰﾁﾝｸﾞ研修、ﾜｰｸﾗｲﾌﾊﾞﾗﾝｽ研修、ﾊﾗｽﾒﾝﾄ研修
外部研修機関の能力開発研修等への参加

27年度計画(27年度に計画している主な活動)
内部研修の実施(新任職員、窓口・電話応対診断ﾌｫﾛｰ、新採職員ｺｰﾁﾝｸﾞ、ﾜｰｸﾗｲﾌﾊﾞﾗﾝｽ、ﾊﾗｽﾒﾝﾄ、人事考課基礎)
外部研修機関の能力開発研修等への参加

⑤ 活動指標名		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	内部研修開催回数	回	9	6	6	10
イ	外部研修機関への参加回数	講座	48	36	32	33
ウ						

目的

② 対象(誰、何を対象にしているのか)

職員

⑥ 対象指標名		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	職員数(4月1日時点)	人	738	721	708	702
イ						

③ 意図(対象がどのような状態になるのか)

○それぞれの職員に必要な知識、技能、能力が向上する
○市民サービスにつながる知識や技術が向上する

⑦ 成果指標名(考え方)		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	延べ受講者数(内部研修) (研修受講により新たな知識、技能等を習得する)	人	333	212	263	1,050
イ	延べ受講者数(外部研修機関実務研修等) (研修受講により新たな知識、技能等を習得する)	人	164	113	164	170

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

行政が効率的・効果的な行財政運営を行う

⑧ 上位成果指標名(考え方)		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	時代に即した行政運営に対する満足度 ( )	%	－	－	－	－

(4)事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
合併後の平成18年3月に策定した「旭市行政改革アクションプラン」に掲げた、市民に親しみやすい市役所づくりを目指して、職員の人材育成を推進するための職員研修基本方針が定められ、それを受けて実施された。	地方分権の進展と併せ、住民ニーズが複雑化、高度化、多様化する一方、職員数は減少しており、職員個々に求められる能力等は大きくなっている。こういった中、地方公務員法の改正により人事評価制度の導入が義務化され、組織力の強化や人材育成に結びつく制度導入や評価研修の実施が求められている。	受講者(管理職を対象とした研修)からは、当該職に昇格する前に受講した方がよいといった意見や、受講対象者を若年層に拡大した方がよいといった意見が寄せられている。

事務事業名	職員研修費	課名	総務課	班名	職員班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 人材育成基本方針に掲げる「自ら学び、考え、行動する職員」の育成を目指すもので、それぞれの職員に必要な知識、技能、能力等（管理職のマネジメント能力や個々の職員の職務遂行能力）の向上は、効率的・効果的な行財政運営に結びつくものである。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 一部の研修では管理職等対象を限定しているものもあるが、全ての職員が、それぞれ必要な知識・技能等を習得するための事業であり、対象・意図は妥当である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 市職員が職務遂行にあたり必要な知識・技能等を習得するための研修事業であり、市の責務として行う必要がある。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】 実務研修など受講後すぐに生かせる研修もあるが、目に見える成果として表れにくいものが多い。受講者数としては、職層を含め対象者を指定する研修の受講率は高いものの、公開講座や基礎能力開発系の研修参加者は少ない。また、実務遂行能力開発系研修は人事異動に伴う受講が中心のため年度による増減がある。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☑ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 所属長が研修に参加しやすい職場環境づくりを行うほか、内部研修では受講対象者の拡大や参加しやすい日程の考慮、外部研修では定期的な研修案内などにより、受講者数の向上が期待できる。また人事評価制度の導入に伴う研修実施、面談を交えながら目標管理や現場におけるOJTを実践することで職員の能力向上が期待できる。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある (1) 事務事業名：(東総地区広域市町村圏事務組合、自治研修センター等の研修) (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☑ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 他機関でも同種の研修メニューがある場合もあるものの人数制限があることや、多数の職員が同時に受講でき、職員相互の情報交換の場にもなる内部研修は他機関での研修と区別されるものと考える。実務遂行能力開発系など少数の職員が対象となる研修は外部機関での研修に派遣するなど住み分けは行っている。 ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 職員数が減少し個々の職員に求められる能力等が大きくなる中、研修は住民サービスの維持・向上にあたり必要である。 研修参加時の公用車乗り合わせを調整するなど節減に努めているものの、制度改正や時代のニーズ等への対応が求められる中、多くの職員が受講できるよう研修回数を増やしていくことが必要と考えられる。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 新規研修や研修内容の見直しの度合いにより各年度で若干の増減はあるものの、募集から実施通知など定例的な業務が主であるため、人件費の削減余地はほとんどない。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 階層を絞らない研修が基本であるが、例え階層を定めた研修であっても、職員は各階層を経験していくため、長期的には公平である。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果

① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり

（2）全体総括（振り返り、反省点）

職員の能力・資質向上は、良質な市民サービス・行政運営を進めていくうえで重要であり、引き続き外部研修機関との住み分けをしながら効率的・効果的な研修企画に努めて行く必要がある。平成28年4月に予定される改正地方公務員法の施行に向け、改正趣旨（目標管理に基づく組織力の強化、管理職のマネジメント能力や職員個々の職務遂行能力向上といった人事評価制度導入の目的）を踏まえ、適正な評価から人材育成に結びつけるべく制度設計を行うとともに、評価者研修なども行っていかなければならない。

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

- ☐ 目的再設定
- ☑ 事業のやり方改善による成果向上
- ☐ 事業のやり方改善による事業費削減
- ☐ 受益機会の適正化
- ☐ 廃止・休止
- ☐ 行政関与の見直し
- ☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　　）
- ☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
- ☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
①平成28年11月末まで ②平成27年9月末まで	①評価から自己研鑽やOJT等を含めた人材育成への活用の必要性等、制度導入意義を正しく理解するため、人事評価研修を実施する。②外部研修について、年間の研修予定の周知に加え、追加案内・追加募集等職員への周知方法を改善する。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上		○	
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

①H27年度からの2ヶ年（H27一般職、H28消防・保育職等）で概ね現職員全体に対する研修は実施できるが、新規採用職員や新規評価者（管理職昇格者）等未受講者への研修は、継続していく必要がある。また、個々の職員の納得度の向上に向け、評価者におけるバラツキや評価エラーの解消等を含めた評価能力の向上が必要。
⇒評価の前提となる目標設定研修や評価研修、あるいは評価のバラツキ解消に向けた目あわせの場の確保など、研修機会を確保する。
②課題は特になし。年度途中での研修案内や追加募集について、効率的・効果的に職員への周知ができるような体制を構築する。

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名			
	コード1	4200	自治振興事務費
	コード2		行政連絡事務委託料
施策体系	施策	24	協働の促進
	施策の展開	46	コミュニティ活動の推進

事業種別：
- ☐ 国土強靭化地域計画
- ☐ 新市建設計画
- ☐ 総合戦略
- ☐ 復興計画
- ☐ 定住自立圏構想
- ☐ 行政改革アクションプラン
- ☐ 主要事業
- ☐ 簡易評価

課	総務課				
所属班	庶務行政班				
電話番号	62-5310	内線	226		
予算科目	会計	款	項	目	
	一般会計	2	1	10	
根拠法令	旭市行政連絡事務委託要綱				

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 平成 18 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿＿年度～ 平成＿＿年度まで ※全体像を記述⇒	市から市民に対する各種文書等の配布や通達事項の周知伝達等、行政連絡事務の徹底及び市行政事務の効率的な運用を図ることを目的として、区等（一定地域内の大多数の住民が参加して自主的に結成され、住民福祉の向上を目的として結成された区、自治会等これらに類似する組織）に対し、連絡事務を委託し、事務費を交付するもの。 【事務費】基本額：区：年間8万円　自治会：年間4万円　小規模自治会：年間6千円　世帯割：加入世帯一世帯につき900円 ※区：行政区　147区、自治会：一定のコミュニティ活動をしている団体で市が認めた組織。なお、各種文書等の配布については、原則として毎月第2、第4木曜日に市職員が区等の代表者宅に届けている。また、委託内容には、地域内の区等への非加入世帯への連絡事務を含む。 【業務の流れ】 ①区等による事務取扱の承諾→②市から区等に対し連絡事務を委託→③事務費の交付

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）		単位：千円
1、委託料	26,861	行政連絡事務委託料
	0	
	0	
	0	
	0	

② 特定財源の内訳（26年度の実績）		単位：千円
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	0	

前年度比増減理由：自治会数及び区等に加入している世帯数の増加

③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）	単位：時間
行政連絡事務委託料交付事務（20時間）	
区長等への各種配布物引渡し事務（年間48件、のべ481時間）	

			単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費	費目内訳	1. 委託料	千円	27,025	26,801	26,861	26,668
			千円				
			千円				
			千円				
			千円				
	事業費計（A）		千円	27,025	26,801	26,861	26,668
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円				
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円				
		5. 一般財源	千円	27,025	26,801	26,861	26,668
人件費	正規職員従事人数		人	0.20	0.22	0.24	0.24
	延べ業務時間		時間	403	446	481	481
	人件費計（B）		千円	1,531	1,695	1,828	1,828
トータルコスト(A)+(B)			千円	28,556	28,496	28,689	28,496

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
各区等（147区、9自治会）の区域内住民に対し、各種文書等の配布や通達事項の周知伝達等を委託

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
各区等（147区、10自治会）の区域内市民に対し、各種文書等の配布や通達事項の周知伝達等を委託

⑤ 活動指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	市から区等への年間依頼件数（全区等対象）	件	21	16	25	25
イ	市から区等への年間依頼件数（一部区等対象）	件	30	44	23	23
ウ						

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

市民

⑥ 対象指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	市内全世帯数（4月1日現在）	世帯	25,057	24,854	25,014	25,307
イ	区等に加入している世帯数	世帯	16,794	16,545	16,605	16,397

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

市からの連絡事項を知る及び把握する

⑦ 成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	各種文書等の配布や通達事項の周知伝達等、行政連絡事務によって市からの連絡事項を知ったと答えた市民の割合	%	未把握	未把握	未把握	未把握
イ	市からの連絡事項不徹底に係る苦情の件数	件	0	0	0	0

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民、市外の方が旭市のことを理解する・知る、行政が市民の声を事業に反映させる

⑧ 上位成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	旭市のことを理解した、知ったと答えた市民及び市外の方の割合	%	未把握	未把握	未把握	未把握

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
平成17年の合併以前から、1市3町にて同等の事業を行っており、合併を機に形態を委託料に統一した。	区等への加入世帯数は少しずつ減少の傾向にあり、区等からは各種事情から、必ずしも非加入世帯への連絡事務を徹底できない場合もある。	区等への加入、非加入を巡り、区域内に新たに引っ越してきた市民に対して、どのように区等に加入してもらうかが、区等の悩みの焦点のひとつになっている。 区長からは配布物の回数、分量の抑制と、他機関との配布日の統一の要望がある。

事務事業名	目治振興事務費 行政連絡事務委託料	課名	総務課	班名	庶務行政班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 行政連絡事務により、市民が旭市のことを理解する・知ることにつながっており、上位目的に結びついている。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 対象及び意図は全市民を包含するため、適切である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 行政からの連絡事項であるため、妥当である。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】 成果指標アの参考データはなく、また、本事業に対する苦情も殆どないが、区等への非加入世帯に対する連絡事務を徹底できない場合もあるため、見直し余地がある。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 区等非加入世帯に連絡が徹底できていないこと及び区等への加入世帯の減少傾向から、成果についても少しずつ減少している状況と考えられる。活動量を増やせば解決できることではない一方、いかに区等に加入してもらえるか及びいかに非加入世帯に連絡が徹底できるかを工夫することにより、成果向上が期待できる。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある (1) 事務事業名：(広報あさひ、旭市ホームページ、防災行政無線等) (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☑ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 本事業は、主に市民に市の連絡事項を知っていただく、理解していただくという趣旨であるが、そのための手段は多様であり、相互に補完し合うものである。したがって、単独で目的を達成するものではなく、上記事業と連携しながら、旭市について知っていただく割合を高めている。 ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 区等に依頼している件数分を郵送料に換算すると遥かに費用がかかること及び委託料そのものについては合併時に大幅な見直しを行って段階的に削減済みであるため、現時点でこれ以上の削減の余地はない。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 現状、配布物がある場合は、職員が区等の代表者宅へ届けている。各代表者宅の回り方等を工夫することにより相対的業務時間（※）短縮の余地はある。また、庁舎配置見直しの際には各代表者への配布業務を委託する余地はある。※配布回数が多くなればなるほど業務時間は増えるため「相対的業務時間」とした。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 区等に加入していない世帯への連絡事務については徹底できていない事情はあるものの、自らの意思で加入していないことから、見直しの余地はない。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	有効性については、成果指標のデータがないこと、区等への加入率の向上及び非加入世帯への連絡徹底等課題があるが、やり方の工夫により改善を図りたい。また、効率性については、業務プロセスの改善により人件費の削減につなげたい。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

- ☐ 目的再設定
- ☑ 事業のやり方改善による成果向上
- ☐ 事業のやり方改善による事業費削減
- ☐ 受益機会の適正化
- ☐ 廃止・休止
- ☐ 行政関与の見直し
- ☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　　）
- ☑ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
- ☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
①平成27年12月中に ②平成27年度中に ③庁舎再編検討時	①各代表者宅の回り方（例えば、地区ごとに、どのような順番で回れば最も効率よく回れるか）等を工夫する等、業務プロセス改善により相対的人件費削減を目指す。 ②区等への加入率向上の検討、③業務委託の検討

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上	○		
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

区等の加入率の向上及び非加入世帯への連絡をどこまで徹底できるかが課題である。区等と付き合いの頻度が少ない非加入世帯への連絡には限界があるため、より多くの市民に市からの連絡事項を知っていただくためには、区等への加入勧奨を行い、区等への加入率の向上を図ることが優先事項である。

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名			
	ｺｰﾄﾞ1	34000	防災対策事業
	ｺｰﾄﾞ2		
施策体系	施策	28	震災からの復興と防災力の強化
	施策の展開	55	防災体制の充実

事業種別	
☑	国土強靭化地域計画
☐	新市建設計画
☐	総合戦略
☑	復興計画
☐	定住自立圏構想
☐	行政改革アクションプラン
☐	主要事業
☐	簡易評価

課	総務課		
所属班	地域安全班		
電話番号	62-5311	内線	228

予算科目	会計	款	項	目
	一般会計	9	1	3
根拠法令	災害対策基本法			

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☐ 平成＿＿年度～ ☑ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿＿年度～ 平成＿＿年度まで ※全体像を記述⇒	・防災訓練や防災に関する啓発活動の実施により、住民一人ひとりの防災意識の向上を図る。 ・要援護者台帳を作成し、各地区の民生委員等との連絡により、災害発生時の自主避難等に支援を要する方の情報共有を図る。 ・災害時における生活用水として設置してある防災井戸の維持管理を行う。 【業務の流れ】 ・防災訓練事務：訓練日程・実施場所の決定⇒訓練内容の検討⇒関係機関部署との協議⇒説明会の開催⇒会場準備⇒訓練 ・追加要援護者の抽出⇒登録申請書の送付⇒申請書の提出⇒申請データの入力⇒印刷⇒民生委員等への配付

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）		単位：千円
1委託料	2,450	防災訓練会場設営委託、要援護者システム保守委託
2需用費	497	防災訓練時消耗品等
3役務費	477	災害活動医師保険料等
4その他	99	報酬、旅費、工事請負費

② 特定財源の内訳（26年度の実績）		単位：千円
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	0	

前年度比増減理由：防災訓練時の仮設タワーの有無

③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）	単位：時間
・【防災訓練事務】（訓練当日550人×2回×4時間、準備20時間×2回）	
・【要援護者台帳】（準備40時間、入力8時間×10日、配付等20時間）	

			単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費	費目内訳	1 委託料	千円	994	1,241	2,450	1,493
		2 需用費	千円	5,801	572	497	1,500
		3 役務費	千円	393	401	477	634
		4 その他	千円	12	14	99	200
			千円				
	事業費計（A）		千円	7,200	2,228	3,523	3,827
	財源	1. 国庫支出金	千円	0	0	0	0
		2. 都道府県支出金	千円	0	0	0	0
		3. 地方債	千円	0	0	0	0
		4. その他	千円	0	0	0	0
		5. 一般財源	千円	7,200	2,228	3,523	3,827
人件費	正規職員従事人数		人	2.22	2.27	2.27	2.27
	延べ業務時間		時間	4,466	4,580	4,580	4,580
	人件費計（B）		千円	16,971	17,404	17,404	17,404
トータルコスト(A)+(B)			千円	24,171	19,632	20,927	21,231

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
・防災訓練（総合防災訓練・津波避難訓練）の実施
・要援護者台帳の作成・更新

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
・防災訓練の実施
・要援護者台帳の作成・更新

⇒ ⑤ 活動指標名

	⑤ 活動指標名	単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	防災訓練の実施数	回	2	2	2	2
イ	防災講座の実施数	回	5	2	2	5
ウ	要援護者台帳の更新回数	回	―	0	0	1

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

・全市民
・防災訓練対象地区の市民

⇒ ⑥ 対象指標名

	⑥ 対象指標名	単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	人口（4月1日現在）	人	69,223	68,725	68,241	67,819
イ	防災訓練対象地区の市民数	人	22,928	33,888	32,699	29,754

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

・防災に対する知識を高め、防災意識の向上を図る。

⇒ ⑦ 成果指標名（考え方）

	⑦ 成果指標名（考え方）	単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	防災訓練の参加人数(参加率) (総合防災訓練及び津波避難訓練の参加人数・訓練対象地区の参加率)	人 (%)	4,984 (21.7)	3,609 (10.6)	2,132 (6.5)	3,272 (11.0)
イ	防災あさひのメール配信登録者数 (防災あさひのメール配信に登録している市民の数)	人	668	810	960	1,110

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民が災害から守られる、災害による被害が最小限になる

⇒ ⑧ 上位成果指標名（考え方）

	⑧ 上位成果指標名（考え方）	単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	災害による被害者数 (災害による死者・行方不明者数　　)	人	16	0	0	0

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
地域防災計画に基づき、官・民・関係団体が一体となった防災体制を構築するとともに、安全で安心な防災まちづくりを行うため。	平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降から4年が経過し、震災直後とは防災に対する住民意識の変化が見られる。	住民から、避難訓練の実施内容についての要望（各地域毎での開催、周知方法の変更、要援護者台帳の活用など）があった。

事務事業名	防災対策事業	課名	総務課	班名	地域安全班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 地域住民や関係機関が参加する防災訓練の実施により防災意識の向上が図れる。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 適切である ⇒【理由】 防災訓練においては、対象地区を限定し、現在は1年に1箇所で実施しているため、対象地区になるのが数年に1回となってしまう。防災意識の向上を図るためには、毎年実施する必要があり、地区毎の防災訓練や防災訓練の対象を市内全域にするなどの検討が必要である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 災害対策基本法により、市は住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとなっており、災害対策については市が行うべき事業である。ただ、自分の身は自分で守るという意識を醸成し、防災訓練等の実施により防災への関心を促すことは当然必要であり、官民一体となった地域防災体制作りが必要と考える。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】 防災訓練については、東日本大震災から4年が経過し、津波避難訓練の参加者が減少傾向である。また、防災メールについては、東日本大震災以降に登録者数は伸びているが、当市の人口に比べると少ない状況である。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 防災訓練については、活動量を増やすだけでは受動的な参加が増えるだけで防災に対する意識は必ずしも向上しない。そこで、防災訓練にてアンケート等を実施するなどし、住民目線でどのような防災訓練なら参加したいのか意見を聴取し、その結果を訓練に反映させるための検討などが必要。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある (1) 事務事業名：(旭市ひとり暮らし高齢者台帳、旭市高齢者世帯台帳) (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☑ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 災害対策基本法により、市は住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとなっており、災害対策については市が行うべき事業である。ただし、要援護者の台帳については、他課との連携を更に強化し、情報共有やシステム構成の見直し等ができれば、より効率的な台帳管理は可能と考えられる。 ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 防災対策業務については、被災市として重点を置いている事業であるため、事業費の削減は難しい。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 防災訓練については、場所の変更や訓練内容の検討により資料作成や説明会の開催などが必要となるため、業務時間の削減は難しい。台帳整理については、入力業務等に相当の時間を要する状況だが、台帳の登録情報や各課とのシステム連携の見直しにより業務の削減余地はあると考えれられる。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 公平・公正である ⇒【理由】 防災訓練の場合は対象地区を選定して実施しているため、1年単位で考えると不公平と考えられる。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	市民に防災意識を根付かせることが重要であり、職員の意識改革も含めて普段から訓練を繰り返し行う必要があるが、マンネリ化による慣れが生じないよう訓練内容を工夫したい。また、災害想定等については地域の特性により対応すべきである。なお、要援護者台帳についても、登録情報や情報共有の方法等を見直し、効率的な管理を進める必要がある。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
④ 公平性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）

☐ 目的再設定
☑ 事業のやり方改善による成果向上
☐ 事業のやり方改善による事業費削減
☑ 受益機会の適正化
☐ 廃止・休止

※2～3年後を目処にした方向性

☐ 行政関与の見直し
☑ 事業統廃合・連携（関連事業：ひとり暮らし高齢者台帳等 ）
☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
今年度中	①地区ごとに起こりうる災害（津波・土砂災害など）を考慮した訓練概要を作成し、地域の実情にあった防災訓練を行う。 ②要援護者台帳について、システム構成や情報共有等について各課協議を行う。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上		○	
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

①住民の協力体制が一部の役員等に偏ってしまう。
②市民一人ひとりの防災意識の向上を図るための防災教育や情報の提供を行う。
③台帳作成のための関係各課との連携及びシステム管理の見直し。

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名			
	コード1	34200	防災行政無線等維持管理費
	コード2		
施策体系	施策	28	震災からの復興と防災力の強化
	施策の展開	56	防災施設の整備

事業種別	
☑	国土強靭化地域計画
☑	新市建設計画
☐	総合戦略
☑	復興計画
☐	定住自立圏構想
☐	行政改革アクションプラン
☐	主要事業
☐	簡易評価

課	総務課		
所属班	地域安全班		
電話番号	62-5311	内線	228

予算科目	会計	款	項	目
	一般会計	9	1	3

根拠法令
災害対策基本法 電波法

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☐ 平成＿＿年度～ ☑ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿＿年度～ 平成＿＿年度まで ※全体像を記述⇒	・住民や観光客に対して、災害情報や避難情報等を迅速に伝達するため、防災行政無線等の適切な維持管理を行う。 【機器構成】本庁舎（親局）→再送信局→屋外子局→戸別受信機（→市民） └消防本部（遠隔装置） 親局：1箇所、再送信局：5箇所、屋外子局：115箇所、戸別受信機：約2万3千台（うち約2万1千台を無償貸与中）、遠隔装置：1箇所 ・戸別受信機は希望世帯に無償貸与。戸別受信機が受信不良の場合は外部アンテナを設置し、設置費用は市が負担する。 【業務の流れ】 ・防災行政無線（戸別受信機以外）維持管理：見積依頼（見積依頼通知書、仕様書作成）→契約→点検→点検で不良があれば修繕の実施、・屋外子局土地賃貸借契約事務：契約者の確認→資料作成（変更契約書・請求書など）→訪問（契約書・請求書の記載）→賃借料支払い、・戸別受信機外部アンテナ設置：見積依頼（見積依頼通知書、仕様書作成）→契約→市民から受信不良の電話応対→業者へ連絡、・戸別受信機新規配布：市民から新規申込の応対→戸別受信機の設定

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.需用費	2,089	光熱水費、修繕料
2.役務費	1,692	通信運搬費、手数料、保険料
3.委託料	15,314	防災行政無線保守点検業務委託
4.使用料及び賃借料	38	土地等借上料
5.その他	11,042	防災行政無線屋外子局移設工事、屋外子局増設工事

② 特定財源の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	0	

前年度比増減理由：屋外子局工事を行ったことによる増額

③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）	単位：時間
【防災行政無線等維持管理】見積・契約事務など：2時間、点検結果の確認：2時間	
【戸別受信機外部アンテナ設置】見積・契約事務など：2時間、受信不良の電話応対など：5分×299件	
【戸別受信機新規配布】新規申込の電話応対：5分×113件、戸別受信機の設定：5分×113件	
【賃貸借契約事務】契約者の確認：1時間、資料作成・郵送：1時間（対象者21人）	

			単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費	費目内訳	1. 需用費	千円	7,701	9,138	2,089	4,784
		2. 役務費	千円	1,199	2,023	1,692	1,720
		3. 委託料	千円	7,560	9,439	15,314	15,607
		4. 使用料及び賃借料	千円	42	45	38	46
		5. その他	千円	0	26	11,042	3,437
	事業費計（A）		千円	16,502	20,671	30,175	25,594
	財源	1. 国庫支出金	千円	0	0	0	0
		2. 都道府県支出金	千円	0	0	0	0
		3. 地方債	千円	0	0	0	0
		4. その他	千円	0	0	0	0
		5. 一般財源	千円	16,502	20,671	30,175	25,594
人件費	正規職員従事人数		人	0.04	0.03	0.03	0.02
	延べ業務時間		時間	72	55	52	46
	人件費計（B）		千円	274	209	198	175
トータルコスト(A)+(B)			千円	16,776	20,880	30,373	25,769

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
・戸別受信機外部アンテナ設置、・防災行政無線等保守点検業務、・防災行政無線屋外子局移設、・防災行政無線屋外子局増設

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
・戸別受信機外部アンテナ設置、・防災行政無線等保守点検業務、・防災行政無線屋外子局移設

⑤ 活動指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	戸別受信機外部アンテナ設置件数	件	103	110	110	80
イ	防災行政無線の点検回数	回	2	2	2	2
ウ	防災行政無線設備のバッテリー交換箇所数	箇所	47	65	0	64

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

市民、観光客、旭市内在勤者

⑥ 対象指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	人口（4月1日現在）	人	69,223	68,725	68,241	67,819
イ	観光入込数	千人	1,277	1,244	1,278	1,280

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

（適切に維持管理することで）災害時において、災害情報を迅速に得ることができる。

⑦ 成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	戸別受信機総配布数 （戸別受信機を配布した数　　）	件	21,020	21,132	21,245	21,345
イ	不具合の対応件数 （屋外子局と戸別受信機の不具合（受信不良）解消件数）	件	305	291	299	250

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民が災害から守られる、災害による被害が最小限になる

⑧ 上位成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	災害による被害者数 （災害による死者・行方不明者数　　）	人	0	0	0	0

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
災害時における情報伝達手段として防災行政無線の必要性が高まり、旭地区では平成元年、海上地区では平成3年、飯岡地区では昭和58年、干潟地区では昭和61年にそれぞれ整備され、平成20・21年度にデジタル統合化し、それに伴い維持管理を行っている。	東日本大震災以降、戸別受信機の需要や受信不良対応件数が増加しており、住民の災害に対する危機意識の向上が見られる。	防災無線については、一部の地域からの屋外子局増設や議会からの更なる有効活用等の要望がある一方、うるさい又はよく聞こえない等の放送のあり方に対する提言がある。

事務事業名	防災行政無線等維持管理費	課名	総務課	班名	地域安全班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 総合計画における「安全で魅力のあるまちづくり」や復興計画における「災害に強い地域づくり」を図るためには、災害時における情報伝達を迅速に行う必要があり、平常時における防災行政無線等の適切な維持管理が重要となる。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 災害情報や避難情報等は旭市内にいる人へ伝達する必要があるので妥当である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 災害対策基本法により、市は住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとなっており、災害情報や避難情報等の情報伝達については市が行うべき事業である。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 災害はいつ発生するのか分からない状況であるため、常に使用可能な状態にしておく必要がある。不具合への対応は、その都度実施し、全て解消されており、妥当である。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 不具合は毎年度の対応で解消できており、成果の向上余地はない。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある (1) 事務事業名：(防災対策事業、防犯対策事務費、その他各種イベント等の事業) (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☑ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 当該事業の一環として、常日頃の放送を通じて、防災行政無線を適正に維持管理しており、市民への防災・防犯・生活利便向上等の地域市民生活密着型の放送を心がけ、更なる有効性を目指す。 ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 適切な維持管理を行う上での事業費となるため、削減は難しい。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 平成25年度に不具合対応についての単価契約を行い、人件費の削減を図っているため、現在は維持管理を行うための最低限の業務時間となり、現状ではこれ以上の人件費の削減は難しい。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 旭市内全域を対象としているため公平である。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	災害時において情報伝達を確実に行う上で、防災行政無線は常に運用可能な状態にしておく必要があるため、今後も継続して適切な維持管理に努める。
② 有効性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

- ☐ 目的再設定
- ☐ 事業のやり方改善による成果向上
- ☐ 事業のやり方改善による事業費削減
- ☐ 受益機会の適正化
- ☐ 廃止・休止
- ☐ 行政関与の見直し
- ☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　　）
- ☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
- ☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
	平成25年度に実施した不具合対応の単価契約により、業務改善が行われており、このほかに改善できる部分が見当たらないため、今後も継続して適切な維持管理を行っていくこととする。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上			
	維持		○	
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名			
	ｺｰﾄﾞ1	3100	企画事務費
	ｺｰﾄﾞ2		あさピー関連
施策体系	施策	17	交流の促進
	施策の展開	31	交流事業の促進

事業種別	課	所属班	電話番号	内線
☐ 国土強靭化地域計画 ☐ 新市建設計画 ☐ 総合戦略 ☐ 復興計画 ☐ 定住自立圏構想 ☐ 行政改革アクションプラン ☐ 主要事業 ☐ 簡易評価	企画政策課	政策推進班	0479-62-5382	217

予算科目	会計	款	項	目
	一般会計	2	1	7

根拠法令	
	特になし

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 平成 25 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿＿年度～ 平成＿＿年度まで ※全体像を記述⇒	旭市イメージアップキャラクター「あさピー」を市民に愛されるキャラクターとして育てながら、市政情報の発信や市の魅力のPRツールとして活用する。このことにより市のイメージを向上させ、本市の認知度を上げるとともに更なる観光客の増加を図る。 具体的な事業内容 ・市外のイベントにキャラクターが参加し、市の魅力をPRする（PR用品配布、特産品・イベントのパンフレット配布等）。 ・ホームページ（あさピーアール部）で市の特産品、観光施設、イベント等をキャラクターが紹介する。 ・民間にキャラクターデザインを無償で提供し、商品のパッケージや商品開発等に、キャラクターデザインを活用してもらうよう推進する。 ・市民に愛されるキャラクターとして育てるため、各課で作成するパンフレット等に、キャラクターデザインを活用してもらうよう推進する。 【業務の流れ】 イベントの情報収集→スケジュール調整→PR用品の準備→イベント参加→あさピーアール部（HP）で活動記録を掲載

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.需用費	1,371	PR用品、着ぐるみメンテナンス等
2.委託料	833	デザイン作成、ぬいぐるみ製作、着ぐるみ製作等
3.旅費	189	市外イベント旅費
4.役務費	36	着ぐるみクリーニング代等
5.その他	57	出店ブース負担金、通行料及び駐車料等

② 特定財源の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	0	

前年度比増減理由：着ぐるみ、PR用品を製作したため

③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）	単位：時間
イベント準備　60(イベント数)×2(従事人数)×2(時間)＝240時間	
イベント従事｛60(イベント数)－14(貸出イベント数)｝×2(従事人数)×8(時間)＝736時間	
ホームページ掲載記事の作成　46(掲載記事数)×2(作業時間)＝92時間	

			単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費	費目内訳	1. 需用費	千円	－	287	1,371	595
		2. 委託料	千円	－	294	833	384
		3. 旅費	千円	－	156	189	243
		4. 役務費	千円	－	16	36	69
		5. その他	千円	－	10	57	110
	事業費計（A）		千円	0	763	2,486	1,401
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円				
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円				
		5. 一般財源	千円	0	763	2,486	1,401
人件費	正規職員従事人数		人	0.00	0.47	0.53	0.56
	延べ業務時間		時間	0	946	1,068	1,128
	人件費計（B）		千円	0	3,595	4,058	4,286
トータルコスト(A)＋(B)			千円	0	4,358	6,544	5,687

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
・市内外のイベントへの参加
・ホームページ掲載記事の作成
・クリアファイル、缶ﾊﾞｯｼﾞ、あさピー住民票、撮っておきスポット作成

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
・市内外のイベントへの参加
・ホームページ掲載記事の作成
・缶ﾊﾞｯｼﾞ作成

⇒

	⑤ 活動指標名	単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	市内イベントへの参加回数	回	－	33	40	40
イ	市外イベントへの参加回数	回	－	10	20	30
ウ	ホームページへの掲載記事数	記事	－	43	46	56

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

市外
市内

⇒

	⑥ 対象指標名	単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	関東地方人口（4月1日）	人	42,644,281	42,649,241	42,750,304	42,882,491
イ	市内人口（4月1日）	人	69,223	68,725	68,241	67,819

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

あさピーを通して旭市のことを知ってもらう
旭市の魅力を知り市外の方に広める

⇒

	⑦ 成果指標名（考え方）	単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	あさピーアール部（HP）アクセス数	回	－	7,577	11,692	15,000
イ	デザイン使用承認件数	件	－	14	31	50

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民、市外の方が旭市のことを理解する・知る、行政が市民の声を事業に反映させる

⇒

	⑧ 上位成果指標名（考え方）	単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	旭市ホームページアクセス数	回	695,694	810,130	865,305	900,000

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
旭市の様々な魅力や特性を市の内外に効果的及び積極的に発信し、本市の更なるイメージアップを図るため、各種イベント、キャンペーン等で活用するイメージアップキャラクターのデザイン及び名称を公募により決定し、PR活動を開始した。	市町村等のキャラクターが参加する「ゆるキャラ®グランプリ」のエントリー数(H22:169体→H26:1,699体)は、年々増加しており、また「ゆるキャラ®グランプリ」の投票数（H22:約24万票→H26:約2,300万票）も増加しているなど、キャラクターの注目度は増加傾向にある。	他市や各種団体が主催するイベントに参加した際、来場者等から「キャラクターが可愛い」「また遊びに来てください」「旭に行ってみたい」等の声が寄せられている。

事務事業名	企画事務費 あさピー関連	課名	企画政策課	班名	政策推進班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】
	この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	本事業は総合計画の基本方針「共につくる夢のあるまちづくり」に位置づけられており、市外に向けて市の魅力をPRし、市のイメージを向上させ、本市への更なる集客を図るという本事業の目的は、市の施策体系に結びついている。
	② 対象・意図の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】
	対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	市の魅力を全国にPRする事業であり、また、そのためには市民が市の魅力を知って市外の方に広めることが重要であり、対象・意図ともに適切である。
	③ 行政関与の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】
	なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	市のイメージアップキャラクターであるため、公平に管理・運用する必要がある。
有効性評価	④ 成果の現状水準	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】
	あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	認知度が高い成田市のキャラクター「うなりくん」（H26「ゆるキャラ®グランプリ」19位）の年間イベント参加回数（H26）は120回以上である一方で、あさピー（H26「ゆるキャラ®グランプリ」977位）の年間イベント参加回数は60回であり、イベント参加回数が少ないため、認知度が低いと考えられる。
	⑤ 成果の向上余地	☑ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】
	次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	キャラクターへの注目度が増加していることを考慮すると、市外イベントへの参加回数を増やすことで、キャラクターの認知度の向上が期待できる。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性	☑ 他に手段がある (1) 事務事業名：(市主催するイベント事業、市内公的団体主催イベント事業) (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☑ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】
	目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	市主催イベントであさピーの着ぐるみを活用したPRは既に行っているが、市内公的団体主催イベントでも貸出を行うことで、更なるPRに繋げることができる。 ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】
	事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	市外イベントへの参加回数を増やすことを考えると、PR用品等の経費の削減は難しい。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】
	やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	恒常的にイベントがあるわけではないため、担当職員は専任ではなくその他の業務と兼務している。また、認知度を上げるためにはイベントへの参加回数を増やすことが必要であり、業務時間の削減は難しい。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】
	事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	市の魅力を全国にPRする事業であるため、特定の個人・団体の利益になる活動は行っていない。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	平成26年度にPRグッズを作成したり、着ぐるみを作成し、また市内外イベント参加回数を増やすことで、認知度は向上してきている。今後も市外イベントへの参加回数を増やしたり、市内公的団体主催イベントでの着ぐるみの貸出等を行うことで、キャラクターの認知度を向上させることが期待できる。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）

☐ 目的再設定
☑ 事業のやり方改善による成果向上
☐ 事業のやり方改善による事業費削減
☐ 受益機会の適正化
☐ 廃止・休止

※2～3年後を目処にした方向性

☐ 行政関与の見直し
☑ 事業統廃合・連携（関連事業：市主催イベント事業、市内公的団体主催イベント事業 ）
☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
平成27年度中	①関東近郊の市外イベントの参加回数を増やす。 ②市内公的団体主催イベントでの着ぐるみの貸出

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上			○
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

課題：より効果的なPRを行うため、イベントと一体となったPR方法を検討することが必要。
解決策：市イベント主催課の使用状況を踏まえ、有効に市のPRを行える課へ本事業の移管を検討する。

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名			
	コード1	3300	インターネット活用事業
	コード2		
施策体系	施策	25	広報・広聴・情報公開の充実
	施策の展開	48	広報広聴活動の推進

事業種別	
	☐ 国土強靭化地域計画
	☐ 新市建設計画
	☐ 総合戦略
	☐ 復興計画
	☐ 定住自立圏構想
	☐ 行政改革アクションプラン
	☐ 主要事業
	☑ 簡易評価

課	企画政策課			
所属班	情報管理班			
電話番号	55-2665	内線		
予算科目	会計	款	項	目
	一般会計	2	1	7
根拠法令	旭市インターネットサービス運用管理要綱			

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 平成 17 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿＿年度～ 平成＿＿年度まで ※全体像を記述⇒	ホームページの内容については秘書広報課広報広聴班が担当 以下、企画政策課で所管している事務について記述する インターネット上で行政情報を発信している「ホームページ旭」の外部公開用サーバーの管理 コンテンツマネジメントシステム（以下CMSという）による各ページの作成・編集・削除など各課作業の支援 CMSで作成できないページ（暮らしの便利帳など）の作成・編集 セキュリティ対策 【業務の流れ】 CMSで編集できないページの場合 （1）新規　ページ作成の要望　→　秘書広報課の承認　→　ページ作成 （2）修正　各課からホームページ修正の依頼　→　秘書広報課の承認　→　ホームページ修正

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.委託料	2,441	ホームページ保守業務委託料　ほか
2.通信運搬費	107	インターネット接続料
3.賃借料	389	インターネットサーバー賃借料

② 特定財源の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.国庫支出金		
2.都道府県支出金		
3.地方債		
4.その他	2,937	

前年度比増減理由：

③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）	単位：時間
情報管理班による作業　ページ修正　約300ページ×1時間　300時間	
ページ作成　約30ページ×10時間　300時間　研修　20時間	
各課のCMSによるページ修正　約500ページ×2時間　1,000時間	

			単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費	費目内訳	1. 委託料	千円	3,119	1,344	2,441	1,937
		2. 通信運搬費	千円	103	104	107	107
		3. 賃借料	千円	378	378	389	389
			千円				
			千円				
	事業費計（A）		千円	3,600	1,826	2,937	2,433
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円				
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円				
		5. 一般財源	千円	3,600	1,826	2,937	2,433
人件費	正規職員従事人数		人	0.80	0.80	0.80	0.80
	延べ業務時間		時間	1,620	1,620	1,620	1,620
	人件費計（B）		千円	6,156	6,156	6,156	6,156
トータルコスト(A)+(B)			千円	9,756	7,982	9,093	8,589

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
ページの作成
ページの作成支援
CMSのバージョンアップ

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
一部スマートフォン用ページの作成

⑤ 活動指標名		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	ホームページ作成数	ページ	50	30	30	30
イ	情報管理班ホームページ修正数	ページ	300	300	300	300
ウ	各課ホームページ修正数	ページ	500	500	500	500

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

⑥ 対象指標名		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア						
イ						

⑦ 成果指標名（考え方）		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア						
イ	（　　）					

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

⑧ 上位成果指標名（考え方）		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	（　　）					

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
市の情報を国内外に向けアピールする。地域に密着した情報を提供する。観光イベント情報を発信する。	アクセスする端末がパソコン中心からスマートフォンへ変化している。	ホームページが読みにくい（必要な情報が見つけづらい）、情報の掲載が遅い、委託費は適切な額か、等。

事務事業名	インターネット活用事業	課名	企画政策課	班名	情報管理班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 結びついている ⇒【理由】
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 適切である ⇒【理由】
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (1) 事務事業名：（　　） (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 委託料等は最低限の金額である。金額を減らすためには、CMSを廃止し職員の手作業でページを作成する必要があるが、各課で修正案を作成→秘書広報課に確認→情報管理班に依頼→各課で確認　の作業を紙ベースで行うことになり、即時性が失われる。セキュリティ対策については上を見ればきりがなく、どの程度のリスクを許容するか検討しながら対応する。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 人件費は最低限の金額である。情報管理班が作成するページが減れば、情報管理班の人件費は下がるが、その分各課で作成することになるので、各課の人件費が増えることになり、トータルコストは変わらないか、慣れていない職員が作業する場合、余分に時間がかかり、コスト増の要因となる。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 公平・公正である ⇒【理由】

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☐ 適切	☐ 見直し余地あり	情報管理班では契約や技術的な業務を担当しており、各課のサポートをしている。
② 有効性	☐ 適切	☐ 見直し余地あり	依頼のあったホームページの作成等は遅滞なく行われいる。
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	ホームページの更新は各課によるところが大きいことから、引き続き、操作研修などを行い、各課職員の能力向上に努める。
④ 公平性	☐ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

- ☐ 目的再設定
- ☐ 事業のやり方改善による成果向上
- ☐ 事業のやり方改善による事業費削減
- ☐ 受益機会の適正化
- ☐ 廃止・休止
- ☐ 行政関与の見直し
- ☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　　）
- ☑ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
- ☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
平成27年度	一部ページのスマートフォン対応

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上		○	
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

①アクセスする端末の多様化（パソコン・携帯電話・スマートフォン・タブレットなど）　一部端末については対応をあきらめ、パソコン用ページを使用する。
②セキュリティ対策　ホームページの改ざん等が内容対策を講じる　解決策についてはここには記載しない。

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名	コード1	2400	財政管理事務費
	コード2		契約事務関連
施策体系	施策	99	その他
	施策の展開	99	その他

事業種別
- ☐ 国土強靭化地域計画
- ☐ 新市建設計画
- ☐ 総合戦略
- ☐ 復興計画
- ☐ 定住自立圏構想
- ☐ 行政改革アクションプラン
- ☐ 主要事業
- ☑ 簡易評価

課	財政課		
所属班	契約検査班		
電話番号	62-5394	内線	246

予算科目	会計	款	項	目
	一般会計	2	1	4

根拠法令：民法、地方自治法、同施行令、同施行規則、建設業法、同施行令、公共工事の前払金保証事業に関する法律、予算決算及び会計令、旭市財務規則、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、旭市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例　他

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☐ 平成＿年度～ ☑ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿年度～ 平成＿年度まで ※全体像を記述⇒	1　指名業者の登録、指名及び入札に関すること（市の入札に参加できる業者の募集、審査、登録） 2　建設工事等指名業者選定審査会に関すること（1億円以上工事等、一般競争入札に参加する業者を選定する審査会の事務局） 3　工事請負契約及び物品購入契約、その他の契約に関すること（工事130万円以上、物品購入80万円以上、物品借入40万円以上、業務委託50万円超の契約について、2週間に1回程度入札を執行） 4　工事の検査に関すること（契約金額500万円以上の工事について、完成検査等を実施） 5　検査記録に関すること 【業務の流れ】 上記入札の執行をおよそ2週間に1度年間を通して実施。 契約金額500万円以上の工事について、完成届けが提出された場合、14日以内に完成検査等を実施 職員に対する契約事務、検査事務の研修を実施

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.研修負担金・旅費	54	新任担当者技術検査研修・旅費
2.通信運搬費	26	県電子入札参加資格申請書類回送経費
3.消耗品	24	積算基準冊子購入
4.負担金・諸借上料	2,598	ちば電子調達システム利用負担金、契約施工情報検索システム使用料
	0	

② 特定財源の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	0	

前年度比増減理由：テクリス（設計・業務契約情報サービス）使用料増

③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）	単位：時間
通常勤務分：4人×2,015時間＝8,060時間	
休日出勤分：16時間	
時間外勤務分：497時間	計　8,573時間

			単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費	費目内訳	1. 研修負担金・旅費	千円	53	55	54	74
		2. 通信運搬費	千円	28	50	26	92
		3. 消耗品	千円	125	83	24	33
		4. 負担金・諸借上料	千円	3,069	2,812	2,598	2,902
			千円				
	事業費計（A）		千円	3,275	3,000	2,702	3,101
	財源	1. 国庫支出金	千円	0	0	0	0
		2. 都道府県支出金	千円	0	0	0	0
		3. 地方債	千円	0	0	0	0
		4. その他	千円	0	0	0	0
		5. 一般財源	千円	3,275	3,000	2,702	3,101
人件費	正規職員従事人数		人	5.25	4.80	4.25	4.38
	延べ業務時間		時間	10,575	9,668	8,573	8,830
	人件費計（B）		千円	40,185	36,738	32,577	33,554
トータルコスト(A)＋(B)			千円	43,460	39,738	35,279	36,655

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
- ・入札　302件
- ・検査　32件

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
- ・入札　300件
- ・検査　45件

⑤ 活動指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	入札件数	件	318	316	302	300
イ	検査件数	件	68	76	32	45
ウ						

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

⑥ 対象指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア						
イ						

⑦ 成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	（　　）					
イ	（　　）					

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

⑧ 上位成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	（　　）					

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
契約・入札は市発足当初より各担当課で実施していたものが、昭和57年度より統一的な契約を実施するため、現行の財政課の所掌となった。	工事検査を厳正かつ適確に実施するため、平成23年度に検査部門が追加され、現在の契約検査班となった。	議会からは、入札の最低制限価格の設定方法を県方式に改めたらどうか等の質問があった。

事務事業名	財政管理事務費 契約事務関連	課名	財政課	班名	契約検査班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 結びついている ⇒【理由】
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 適切である ⇒【理由】
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (1) 事務事業名：（　　） (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 事業費中、9割以上がちば電子調達システムの負担金であり、残りは入札資格審査書類回送費用（郵送費）、積算基準等の毎年更新が必要な書籍、職員の研修費用のため削減は出来ない。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 完成検査の実施について、本来必要な経験者が配置されず、欠員の補充もされないことから、昨年度末は本来契約検査班で実施すべき検査が全て実施できなかったため、削減は出来ない。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 公平・公正である ⇒【理由】

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☐ 適切	☐ 見直し余地あり	事業費中、9割以上がちば電子調達システムの負担金であり、残りは入札資格審査書類回送費用等であるため事業費の削減余地はなく、人件費部分についても、現在必要な能力を持つ職員が不足しているため本来の業務を完全に履行できない可能性があるため人件費の削減余地もない。
② 有効性	☐ 適切	☐ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☐ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

- ☐ 目的再設定
- ☐ 事業のやり方改善による成果向上
- ☐ 事業のやり方改善による事業費削減
- ☐ 受益機会の適正化
- ☐ 廃止・休止　※何れも該当せず
- ☐ 行政関与の見直し
- ☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　　）
- ☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
- ☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
平成28年度	・入札、検査が集中しないよう各課の発注量・時期の総合調整 ・工事検査に必要な技能を持った職員の配置

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上			○
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

工事検査に必要な技能を持った職員を定期的に配置するための人材育成計画の策定と的確な運用

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名			
	コード1	31600	市営住宅管理費
	コード2		
施策体系	施策	21	良好な生活環境の形成
	施策の展開	40	市営住宅の維持管理

事業種別	
	☐ 国土強靭化地域計画
	☐ 新市建設計画
	☐ 総合戦略
	☐ 復興計画
	☐ 定住自立圏構想
	☐ 行政改革アクションプラン
	☑ 主要事業
	☐ 簡易評価

課	財政課		
所属班	管財営繕班		
電話番号	62-5315	内線	257

予算科目	会計	款	項	目
	一般会計	8	4	1

根拠法令
公営住宅法 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 昭和 36 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿＿年度～ 平成＿＿年度まで ※全体像を記述⇒	市営住宅の維持管理により、居住環境の整備等を行う事業。主な業務は以下のとおり ・入退居者の管理及び家賃算定等に係る事務 ・入退居に伴う住宅の修繕や清掃 ・浄化槽、給水ポンプ、消防設備といった住宅関連設備の法定点検整備や清掃などの維持管理 ・シロアリ防除や植木の剪定・害虫駆除作業などの実施 ・市営住宅管理人の手当や電気使用料（住宅設備分）及び敷地の借上料や火災保険料など住宅管理に伴う経費の支払い 【業務の流れ】 【入退居者の管理】入(退)居申請書等の受付⇒内容審査⇒入(退)居決定事務（入居時は選考委員会開催）⇒家賃算定（減額）⇒納付書発行（還付）　等　【入退居修繕】退居後の住宅確認⇒設計書作成⇒見積合せ⇒工事（立会）⇒検査⇒支払　【住宅関連設備の点検等】見積合せ⇒委託契約⇒指摘事項等があった場合に整備・清掃（立会）⇒検査⇒支払　　等

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.需要費	6,959	消耗品費、光熱水費、修繕料(6,088)
2.役務費	693	手数料、保険料(600)
3.委託料	7,085	相談支援事業委託料(4,000)、害虫等防除委託料(996)、他
4.使用料及び借上料	2,587	土地等借上料(2,577)、電柱使用料
5.その他	248	報償費、原材料費

② 特定財源の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.都道府県支出金	0	
2.地方債	0	
3.使用料	351	市営住宅使用料
4.その他	17,221	東日本大震災復興交付金基金繰入金(16,020)、他

前年度比増減理由：7,114千円増　萩園住宅管理開始、相談支援事業開始

③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）	単位：時間
・入退居者の管理及び家賃算定等に係る事務（週5時間×52週＝260時間） ・入退居に伴う修繕関係業務：（年4回×5日＝160時間） ・その他業務（週10時間×52週＝520時間）	

			単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費	費目内訳	1. 需要費	千円	3,402	5,278	6,959	7,611
		2. 役務費	千円	618	693	693	841
		3. 委託料	千円	1,757	1,551	7,085	5,506
		4. 使用料及び借上料	千円	2,587	2,587	2,587	2,588
		5. その他	千円	228	349	248	305
	事業費計（A）		千円	8,592	10,458	17,572	16,851
	財源	1. 都道府県支出金	千円	0	160	0	0
		2. 地方債	千円	0	0	0	0
		3. 使用料	千円	8,592	10,298	351	0
		4. その他	千円	0	0	17,221	16,851
		5. 一般財源	千円	0	0	0	0
人件費	正規職員従事人数		人	0.47	0.47	0.47	0.47
	延べ業務時間		時間	940	940	940	940
	人件費計（B）		千円	3,572	3,572	3,572	3,572
トータルコスト(A)＋(B)			千円	12,164	14,030	21,144	20,423

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
・入退去に伴う修繕工事
・災害公営住宅管理開始
・休日・夜間徴収
・旭市被災要援護者生活再建相談支援事業

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
・入退去に伴う修繕工事
・住宅関連設備の点検清掃業務
・旭市被災要援護者生活再建相談支援事業（日数削減）

⑤ 活動指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	新規入居戸数（退去）	戸	8(13)	8(17)	51(25)	13(11)
イ	休日・夜間徴収回数	件	15	15	15	15
ウ	被災要援護者支援件数	件	－	－	1,361	1,140

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

1.低所得の住宅困窮者
2.市営住宅

⑥ 対象指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	市営住宅入居世帯数（3/31現在）	世帯	352	333	359	359
イ	市営住宅管理戸数	戸	374	374	402	402

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

1.低額家賃の住宅に居住できる
2.現入居者の居住環境の確保

⑦ 成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	応募倍率	倍	2.00	3.43	1.21	1.00
イ	入居時点検及び住宅設備等に関する苦情や相談件数 (市営住宅入居者の現在の居住環境の満足度)	件	39	29	29	14

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民が良好な住生活を送ることができる
※火葬場、畜犬含む

⑧ 上位成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	住宅対策に対する市民満足度	%	未把握	未把握	未把握	未把握

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
高度成長期の低所得者に対する住宅不足解消を目的として全国で市営住宅が整備された。旭市では、昭和36年度建築の双葉団地の一部が最も古い市営住宅となっている。	東日本大震災の影響により、災害公営住宅を設置し平成26年度から管理を開始した。 また、入居希望者の減少により適正管理戸数を見直し、住宅の解体を進めることが必要となっている。	多くの市営住宅では、風呂や給湯器・テレビアンテナ等が無い事から、入居時に費用がかかってしまうという入居者からの意見がある。

事務事業名	市営住宅管理費	課名	財政課	班名	管財営繕班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 住宅困窮者が低額家賃の住宅に居住でき、良好な居住環境が確保されることは、市民が良好な住生活を送ることに結びつく。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 市営住宅とその入居世帯に関することであり適切である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 公営住宅法は「国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する」とされており、市が当事業を実施することは妥当である。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 応募倍率は県内他市と比較して高い水準にあるとは言えない。また、住宅の老朽化が顕著であり、管理戸数全体に対して苦情の割合は7%なので妥当である。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☑ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 住宅戸数や住宅修繕、補修件数を増やせば成果は向上するが、老朽化した住宅が多く費用が増加する。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある (1) 事務事業名：(雇用促進住宅管理業務) (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☑ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 雇用促進住宅と併せた管理を実施している ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 入退居時の清掃等の一括発注によるコスト削減等を行っており、削減余地はない。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 住宅管理は、公営住宅法上で管理代行制度や指定管理者制度が認められており、同制度を導入することで人件費の削減余地はある。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 公平・公正である ⇒【理由】 市営住宅は入居者＝受益者であり、公平性の観点より家賃滞納者への対応を見直すべきである。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	・家賃収納率向上に努める必要がある。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	・指定管理者制度の活用について調査、研究を行う時期にきている。
③ 効率性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	・入居希望者が減少しているため適正管理戸数の検討をし、政策空家（将来の解体を見越して現入居者退去後の募集をしない部屋）の解体を進める。
④ 公平性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）

☐ 目的再設定
☐ 事業のやり方改善による成果向上
☐ 事業のやり方改善による事業費削減
☐ 受益機会の適正化
☐ 廃止・休止

※2～3年後を目処にした方向性

☐ 行政関与の見直し
☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　　）
☑ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
☑ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
①、②平成28年3月 ③平成28年度中	① 指定管理者制度の活用事例等の調査を行う。（県内等でモデルを探す） ② 徴収率向上のため支払督促を実施する。 ③ 適性管理戸数の検討

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	維持	増加
成果	向上			
	維持	○		
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

②支払督促対象者の絞込み。
⇒滞納者の状況を個別調査する。

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名			
	コード1	31800	高齢者向け優良賃貸住宅事業
	コード2		
施策体系	施策	21	良好な生活環境の形成
	施策の展開	40	市営住宅の維持管理

事業種別	課	所属班	電話番号	予算科目	根拠法令
☐ 国土強靭化地域計画 ☐ 新市建設計画 ☐ 総合戦略 ☐ 復興計画 ☐ 定住自立圏構想 ☐ 行政改革アクションプラン ☐ 主要事業 ☐ 簡易評価	財政課	管財営繕班	62-5315　内線　257	会計：一般会計　款：8　項：4　目：1	●高齢者の居住の安定確保に関する法律　●旭市高齢者向け優良賃貸住宅制度要綱　●旭市高齢者向け賃貸住宅制度実施要領　●旭市高齢者向け優良賃貸住宅補助金交付要綱

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☐ 単年度繰返 ☐ 平成＿年度～ ☐ 開始年度不詳 ☑ 期間限定複数年度 平成 16 年度～ 平成 30 年度まで ※全体像を記述⇒	●「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、優良な賃貸住宅の供給を進めるため、平成16年度～30年度までの期間限定で高齢者向け優良賃貸住宅供給事業者に補助を行う。●実事業費（家賃減免額）の2分の1を国、4分の1を県、4分の1を市が補助。●優良賃貸住宅はバリアフリー構造、車椅子対応可能な廊下などを一定の基準に基づいて建設され、緊急通報装置が設置された住宅として県が認定した住宅（県内4団地。平成23年の法律改正により新規認定は廃止）。●入居条件は法律によって4条件（①60歳以上の単身者又は夫婦、②県内在住、③自立した日常生活を営める、④持ち家がない）が定められている。 【業務の流れ】 高齢者向け優良賃貸住宅(マンション泉)から、入居者の選定・資格審査の委託依頼書の提出を受け、該当者の審査を市が行う。審査の結果、入居決定者には入居者の家賃負担額を決定し、家賃の減免補助を行う。マンション泉から4半期ごとに請求書の提出があり、補助金を支出する。年度末には補助金完了実績報告書を提出させる。

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）　単位：千円		
1.負担金補助及び交付金	3,840	高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助金
	0	
	0	
	0	
	0	

② 特定財源の内訳（26年度の実績）　単位：千円		
1.国庫支出金	1,871	社会資本整備総合交付金(地域住宅交付金)
2.都道府県支出金	935	高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助金
3.地方債	0	
4.その他	0	

前年度比増減理由：入居者の減により、929千円減

③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）　単位：時間
申請書等受付事務　1時間/件×20件＝20時間
補助金交付申請・実績報告等　1時間/回×8回＝8時間　合計28時間

			単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費	費目内訳	1. 負担金補助及び交付金	千円	4,516	4,769	3,840	5,180
			千円				
			千円				
			千円				
			千円				
	事業費計（A）		千円	4,516	4,769	3,840	5,180
	財源	1. 国庫支出金	千円	1,444	2,329	1,871	2,589
		2. 都道府県支出金	千円	1,108	1,164	935	1,294
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円				
		5. 一般財源	千円	1,964	1,276	1,034	1,297
人件費	正規職員従事人数		人	0.01	0.01	0.01	0.01
	延べ業務時間		時間	28	28	28	28
	人件費計（B）		千円	106	106	106	106
トータルコスト(A)＋(B)			千円	4,622	4,875	3,946	5,286

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
入居者選定及び審査・負担額の決定
補助金交付申請事務
補助金完了実績報告

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
入居者選定及び審査・負担額の決定、補助金交付申請事務、補助金完了実績報告

⇒

	⑤ 活動指標名	単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	補助金対象戸数	戸	16	16	16	16
イ	新規受付件数	件	4	6	4	4
ウ	補助金支出額	千円	4,516	4,769	3,840	5,180

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

旭市内在住の高齢者（60歳以上の単身・夫婦世帯等）で所得が基準以下（268,000円／月以下）の方
自立した日常生活を営むことが可能な方

⇒

	⑥ 対象指標名	単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	60歳以上の人口（4月1日現在）	人	22,753	23,099	23,450	23,743
イ	60歳以上の自立した日常生活を営むことが可能な人口（介護認定を受けていない60歳以上人口）	人	20,454	20,626	20,836	20,988

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

所得に応じて家賃補助を受けることを通じて高齢者が安心で住み良い住居で生活することができる（段差のない室内や、要所要所に手すりが設置されている住宅なので、高齢者に優しい賃貸住宅に居住可能）

⇒

	⑦ 成果指標名（考え方）	単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	一人当たりの平均家賃補助額	千円	266	251	226	249
イ	入居率 （入居月数/入居可能月数〔16戸×12ヶ月〕）	―	168/192	181/192	152/192	192/192

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民が良好な住生活を送ることができる
※火葬場、畜犬含む

⇒

	⑧ 上位成果指標名（考え方）	単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	住宅対策に対する市民満足度		未把握	未把握	未把握	未把握

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
H16に旧海上町で開始。特別養護老人ホームに入居できない独居老人等を救済するため、(社)愛仁会が制度を活用してマンションを建設し、家賃減免補助を行うこととなった。	H23.10法改正により、これまでの制度（高優賃・高円賃・高専賃）を一本化した「サービス付き高齢者向け住宅の登録制度が創設された。開始当初から比べると、高齢者がさらに高齢化し、80歳以上の高齢単身者世帯の入居が多くなった。反面、死亡して退去となるケースもあり、入居期間が短期での退去となるケースも増えてきている。	特になし

事務事業名	高齢者向け優良賃貸住宅事業	課名	財政課	班名	管財営繕班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 60歳以上の単身又は夫婦世帯で自立した日常生活を営むことが可能な方が住み良い住居で生活できることは、市民が良好な住生活を送ることができることに結びつく。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 国の制度で対象・意図が定められており、同制度に基づいた当事業の対象・意図は適切である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 高齢者向け住宅の普及促進を行うため、国・県・市が行っている事業であり、住民福祉サービスとして税金を投入することは妥当である。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】 現在空室がある状況なので、高齢者で住宅に困窮している方への周知をすれば、申込が増加すると思われる。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 チラシやHPでの周知を図る。高齢者が関わる施設や民生委員等へ空室情報等の情報提供を行うことで、成果が向上する余地がある。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある (1) 事務事業名：（グループホーム事業 ） (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☑ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 高齢者福祉課のグループホーム事業と連携を取ることにより、介護保険認定対象者等の住宅ニーズの現状を把握できる。 ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 国の制度に基づいた収入に応じた規定内の家賃減額補助のため削減できない。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 必要最小限の人員で行っており、削減の余地はない。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 公平・公正である ⇒【理由】 高齢者福祉課との連携により、対象者へのPRが可能となる。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	管理開始から15年間と期限付きの減額補助であり、平成31年度以降は補助制度は終了し、新たな補助金は発生しないが、平成30年度までは高齢者福祉課と連携して対象者へのPRを行う。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

☐ 目的再設定
☑ 事業のやり方改善による成果向上
☐ 事業のやり方改善による事業費削減
☑ 受益機会の適正化
☐ 廃止・休止
☐ 行政関与の見直し
☑ 事業統廃合・連携（関連事業：グループホーム事業 ）
☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
平成27年度中	高齢者福祉課と連携して、高齢者向け住宅を必要とする方へ周知を図る。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上		○	
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

対象となる高齢者に対してのPR（周知方法）をどうすべきか、また高齢者福祉課とどのような連携が取れるかが課題であるため、高齢者福祉課との情報交換を行い、情報を共有していく。

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名			
	コード1	32000	雇用促進住宅管理費
	コード2		
施策体系	施策	21	良好な生活環境の形成
	施策の展開	40	市営住宅の維持管理

事業種別	課	財政課		
☐ 国土強靭化地域計画	所属班	管財営繕班		
☐ 新市建設計画	電話番号	62-5315	内線	257
☐ 総合戦略	予算科目	会計	款	項	目
☐ 復興計画		一般会計	8	4	1
☐ 定住自立圏構想	根拠法令	旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例			
☐ 行政改革アクションプラン					
☐ 主要事業					
☐ 簡易評価					

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 平成 22 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿＿年度～ 平成＿＿年度まで ※全体像を記述⇒	雇用促進住宅の維持管理により、入退居の管理や居住環境の整備等を行う事業。主な業務は以下のとおり ・入退居者の管理及び家賃算定等に係る事務 ・入退居に伴う住宅の修繕や清掃（未入居住宅を含む） ・入退居以外の修繕、設備補修 ・浄化槽、給水ポンプ、消防設備といった住宅関連設備の法定点検整備や清掃などの維持管理 ・雇用促進住宅管理人の手当や電気使用料（住宅設備分）の支払いや火災保険料など住宅管理に伴う経費の支払い 【業務の流れ】 ・入退居者の管理・・・入（退）居申請等の受付⇒内容審査⇒入（退）居決定⇒家賃算定（減額）⇒納付書発行（敷金還付）　等 ・入退居修繕・・・退居後の住宅確認⇒設計書作成⇒見積合せ⇒工事（立会）⇒検査⇒支払 ・入退居以外の修繕・関連設備の点検等・・・修繕箇所等の確認⇒見積合せ⇒業者依頼⇒工事（立会）⇒検査⇒支払　等

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.需用費	4,795	消耗品費、光熱水費（1,586）、修繕料(3,207)
2.役務費	120	手数料、保険料
3.委託料	2,018	浄化槽維持管理等委託費（1,196）、清掃等委託費、他
4.その他	48	管理人報償金、原材料費
② 特定財源の内訳（26年度の実績）	**単位：千円**	
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	6,981	雇用促進住宅使用料
前年度比増減理由：1,073千円減　未入居住宅修繕工事が減ったため。		
③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）	**単位：時間**	
・入退居者の管理及び家賃算定等に係る事務（週4時間×52週＝208時間）		
・入退居に伴う修繕関係業務：（年10回×1.5日＝120時間）		
・その他業務（週3時間×52週＝156時間）		

			単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費	費目内訳	1. 需用費	千円	9,362	6,372	4,795	7,092
		2. 役務費	千円	102	118	120	129
		3. 委託料	千円	1,505	1,517	2,018	1,690
		4. その他	千円	48	48	48	108
			千円				
	事業費計（A）		千円	11,017	8,055	6,981	9,019
	財源	1. 国庫支出金	千円	0	0	0	0
		2. 都道府県支出金	千円	0	0	0	0
		3. 地方債	千円	0	0	0	0
		4. その他	千円	11,017	8,055	6,981	9,019
		5. 一般財源	千円	0	0	0	0
人件費	正規職員従事人数		人	0.24	0.24	0.24	0.24
	延べ業務時間		時間	484	484	484	484
	人件費計（B）		千円	1,839	1,839	1,839	1,839
トータルコスト(A)+(B)			千円	12,856	9,894	8,820	10,858

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
・入退去に伴う修繕工事
・住宅関連設備の点検清掃業務
・休日・夜間徴収

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
・未入居住宅修繕工事
・業務委託等

⑤ 活動指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	新規入居戸数（退去）	戸	11(5)	12(6)	11(13)	10(5)
イ	休日・夜間徴収回数	回	4	9	3	5
ウ	入居前修繕	戸	16（被災者向け）	4	1	2

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

1.常勤の住宅困窮者
2.雇用促進住宅

⑥ 対象指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	雇用促進住宅入居世帯数（3/31現在）	世帯	53	59	57	62
イ	管理戸数	戸	79	79	79	79

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

1.勤労者の生活及び就労の安定を図る
2.現入居者の居住環境の確保

⑦ 成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	入居率（3/31現在）	%	65.0	74.0	71.0	78.0
イ	入居時点検及び住宅設備等に関する苦情や相談件数（雇用促進住宅入居者の現在の居住環境の満足度）	件	15	14	15	7

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民が良好な住生活を送ることができる
※火葬場、畜犬含む

⑧ 上位成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	住宅対策に対する市民満足度		－	－	－	－

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
(独)雇用能力開発機構から有償での譲渡の申し出があり、平成21年10月に譲渡契約を締結、平成22年4月より旭市の管理となった。	入居資格を正社員のほか「事実上期間の定めなく雇用されているパートタイム労働者や臨時職員を含む」に変更した。(H27.4.15)	網戸・給湯器が設置されていないといった設備面に関する要望や、それほど家賃が安くないなどの入居者からの意見がある。

事務事業名	雇用促進住宅管理費	課名	財政課	班名	管財営繕班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 常勤の住宅困窮者が雇用促進住宅に入居して居住環境が確保されることは、市民が良好な住生活を送ることに結びつく。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 雇用能力開発機構から譲渡を受けた際に10年間は勤労者の住宅困窮者向けの住宅賃貸事業を行うことが条件とされており、対象と意図は適切である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 雇用能力開発機構から譲渡を受けた際に10年間は住宅困窮者向けの住宅賃貸事業を行うことが条件とされており、市が関与することは妥当である。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】 空室があるため。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 一部入居前修繕を行わなければならない空室もあるが、PR方法や家賃の見直しにより入居率の向上は見込める。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある (1) 事務事業名：(市営住宅管理業務) (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☑ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 市営住宅と併せた管理を実施している。 ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 空室の修繕の一括発注によるコスト削減を行っており、削減余地はない。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 指定管理者制度を導入することで人件費の削減余地はある。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 公平・公正である ⇒【理由】 入居者の公平性の観点より家賃滞納者への対応を見直すべきである。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果

① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり
③ 効率性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり
④ 公平性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり

（2）全体総括（振り返り、反省点）

・入居率が低いことについて、使用料が高いことがひとつの要因だと考えられる。公の提供する住宅であることからも、1戸あたりの居住面積や経年劣化の状況を考慮し、使用料の見直しを検討することも必要。 ※月額34,750円（車1台の場合） 家賃28,400円、共益費2,750円、駐車場使用料3,600円/1台・指定管理者制度の活用について調査・検討する時期にきている。 ・また、施設耐用期限が平成36年であり、譲渡時の条件（H32.3.31まで「公用、公共の目的として使用しなければならない」、「所有権の移転〔転売〕禁止」）が外れる平成32年度以降の方針について検討する時期にきている。

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）

☐ 目的再設定
☑ 事業のやり方改善による成果向上
☐ 事業のやり方改善による事業費削減
☐ 受益機会の適正化
☐ 廃止・休止

※2～3年後を目処にした方向性

☐ 行政関与の見直し
☐ 事業統廃合・連携（関連事業： ）
☑ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
☑ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について ※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
①平成28年度中 ②平成27年度中 ③平成28年度中	①使用料（家賃・駐車場使用料）等の見直し可能性調査。②広報等にて周知をし、入居率の向上を図る。 市営住宅と併せて 指定管理者制度の研究調査。徴収率向上のため支払督促を行う。③施設耐用期限を見据えた長期的な今後の運営方針を策定する。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	維持	増加
成果	向上	○		
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

① 使用料の見直し可能性調査について、家賃・共益費・駐車場使用料のどの部分で調整するか。
⇒他市の単独住宅モデルを探す。
② 他の公共住宅に対して若干家賃が高く、そこまで新しくないため周知をしても入居率の向上に寄与するか不明。
⇒立地等の利便性を活かした広報を行う。

平成 26 年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成 28 年 2 月 19 日時点

事務事業名	コード1	5700	調査賦課事務費
	コード2		申告事務
施策体系	施策	99	その他
	施策の展開	99	その他

事業種別：
- ☐ 国土強靭化地域計画
- ☐ 新市建設計画
- ☐ 総合戦略
- ☐ 復興計画
- ☐ 定住自立圏構想
- ☐ 行政改革アクションプラン
- ☐ 主要事業
- ☐ 簡易評価

課	税務課		
所属班	課税班		
電話番号	62-5321	内線	152

予算科目	会計	款	項	目
	一般会計	2	2	2

根拠法令	地方税法、旭市税条例

1 現状把握（Do）

(1)事業概要

① 事業期間

☑ 単年度繰返
☐ 平成＿＿年度～
☑ 開始年度不詳

☐ 期間限定複数年度
平成＿＿年度～
平成＿＿年度まで
※全体像を記述⇒

② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない

○ 賦課期日（1月1日）における納税義務者を把握し、申告が必要となる者へ申告書を送付する。2月中旬から1か月間、本庁に申告会場を設けるとともに、3支所において1週間程度申告会場を設け、住民税及び確定申告の申告相談受付を行う。
○ 地方税法及び市税条例に基づいて、賦課期日現在、本市に住民登録のある者及び主たる居住地が本市である者で一定の要件を満たす者に対し、住民税を課税し納税通知書を送付する。

【業務の流れ】
1月：賦課期日における納税義務者等へ申告書を発送、申告準備　2月-3月：申告受付
4月-5月：申告書、給与支払報告書等の賦課資料に基づき課税　5-6月：税額の決定、納税通知書発送
随時：未申告者に対する申告勧奨、税務署への連絡票作成

(2)トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績） 単位：千円

1.賃金・共済費	5,097	臨時職員賃金（10人、4ヶ月）
2.需用費	2,073	申告書等の印刷製本他
3.委託料	1,555	申告資料のデータパンチ委託等
4.使用料及び賃借料	3,114	電子申告支援サービス（eLTAX等）利用料等
5.その他	936	地方税電子化協議会等負担金

② 特定財源の内訳（26年度の実績） 単位：千円

1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	2,210	証明書手数料

前年度比増減理由：

③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績） 単位：時間

・申告準備（申告書発送、給与支払報告書の収受等）2,008時間
・申告事務 2,392時間 ・課税事務 7,780時間
・未申告者の申告勧奨 300時間

			単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費	費目内訳	1. 賃金・共済費	千円	4,567	4,887	5,097	4,863
		2. 需用費	千円	1,977	2,028	2,073	2,912
		3. 委託料	千円	424	1,130	1,555	2,395
		4. 使用料及び賃借料	千円	3,354	3,028	3,114	3,115
		5. その他	千円	1,689	1,006	936	1,011
	事業費計（A）		千円	12,011	12,079	12,775	14,296
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円				
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円	2,006	2,019	2,210	2,281
		5. 一般財源	千円	10,005	10,060	11,016	12,015
人件費	正規職員従事人数		人	6.37	6.16	6.34	6.29
	延べ業務時間		時間	12,826	12,422	12,780	12,676
	人件費計（B）		千円	48,739	47,204	48,564	48,169
トータルコスト(A)+(B)			千円	60,750	59,283	61,339	62,465

(3)事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
・申告準備 ・未申告者の申告勧奨
・申告事務 ・課税事務（申告書、国税連携、eLTAX）
・支所での申告受付期間の短縮
・給与支払報告書パンチ委託の拡大

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
・申告準備 ・未申告者の申告勧奨
・申告事務 ・課税事務（申告書、国税連携、eLTAX）
・特別徴収一斉指定の準備

⑤ 活動指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	課税人数（税額 0円含む）	人	53,129	53,572	53,680	52,363
イ	国税連携及びeLTAXの受付件数	件	33,825	37,099	46,425	47,000
	紙ベース等（eLTAX以外）受付件数	件	42,940	38,989	26,935	25,634
ウ	調定額（現年分）	百万円	2,881	2,914	2,932	2,863

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

住民税の納税義務者

⑥ 対象指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	住民税の納税義務者数	人	32,613	33,043	33,042	32,401
イ						

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

住民税の適正な課税
税負担の公平性の確保

⑦ 成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	未申告者数	人	928	614	613	612
イ	申告者の割合 （課税人数／(課税人数＋未申告者数)×100）	%	95.2	98.8	98.8	98.8

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

行政が健全な行財政運営を行う

⑧ 上位成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	住民税収納額 （　　）	百万円	2,759	2,905	2,932	2,738
イ	住民税収納率 （　　）	%	95.8	96.2	96.9	96.2

(4)事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
・財源確保のため、戦後の税制改革の一環として、昭和25年に制定された地方税法の規定により開始	・国税連携及びeLTAXによる電子申告制度が開始されたため、申告事務は一部軽減された。 ・毎年の様に税制改正があり、システム改修費が増えるだけでなく、一時的な職員の事務負担が増えている。 ・平成26年度から確定申告時の税務署から職員の派遣が無くなり、職員の負担が増えている。	・税制改正のたびに、市民への周知が必要となり、改正内容が難しいことから、問い合わせや苦情が多くよせられる。 ・支所周辺住民からは支所での申告受付継続や税務署職員派遣の要望がある。

事務事業名	調査賦課事務費 申告事務	課名	税務課	班名	課税班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 公平・公正に課税することで、納税者の税に対する納得が得られ適切な納税、自主財源の確保に繋がる。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 地方税法及び市税条例に基づいている。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 地方税法及び市税条例に基づいている。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】 文書による申告勧奨と戸別訪問による申告勧奨を組み合わせて複数回実施することによって、未申告者数は確実に減っている。しかし、税の公平性確保のため未申告者を無くすことが必要であり、見直し余地がある。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☑ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 未申告者へ職員による戸別訪問を継続するとともに、広報あさひにおいて未申告者に対する申告勧奨を行うことで、未申告者数を減らすことができる。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある (1) 事務事業名：(所得税課税) (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☑ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 国税である所得税と既にeTAXt等（国税連携）などで連携している。 ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 事業費の殆どが経常的経費であり削減は難しい。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 事業所において電子申告システム（eLTAX）の普及促進が進めば削減される可能性がある。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 地方税法に定められており、公平・公正に事務を行っている。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	・限られた期間での事務作業であり、人件費を含め経費の削減余地は多くはないが、作業工程の詳細な把握や、電子申告システムの普及促進を図り、常にコスト意識をもって事務改善に努める。あわせて未申告者への個別訪問を継続することによって、未申告者数の削減に努める。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

☐ 目的再設定
☑ 事業のやり方改善による成果向上
☐ 事業のやり方改善による事業費削減
☐ 受益機会の適正化
☐ 廃止・休止
☐ 行政関与の見直し
☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　　）
☑ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
①、②平成27年度中	①年末調整説明会において電子申告システムの普及促進を行う ②未申告者に対する文書による通知(2回)、個別訪問の継続及び未申告者に対する広報を検討し、減少に努める。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上		○	
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

①電子申告の周知方法の検討。
②広報については、紙面の都合や文面を検討する必要がある。

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名			
	ｺｰﾄﾞ1	5800	収税事務費
	ｺｰﾄﾞ2		納税組合事務費交付金
施策体系	施策	34	自立のための財政の推進
	施策の展開	67	自主財源の確保

事業種別	課	所属班	電話番号	予算科目	根拠法令
☐ 国土強靭化地域計画 ☐ 新市建設計画 ☐ 総合戦略 ☐ 復興計画 ☐ 定住自立圏構想 ☐ 行政改革アクションプラン ☐ 主要事業 ☐ 簡易評価	税務課	収税班	62-5322　内線　183	会計：一般会計　款 2　項 2　目 2	納税貯蓄組合法

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 昭和 28 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿年度～ 平成＿年度まで ※全体像を記述⇒	納付機会の拡大や納税啓発活動を行うため、納税貯蓄組合連合会や単位納税組合に対し、補助金や事務費交付金を交付する。 「納税貯蓄組合連合会」納税啓発活動および納税貯蓄組合の普及や指導育成を行う。 【活動内容】中学生の税に関する作文の募集、産業まつりの際の納税啓発 「単位納税組合」地域で組合を設立し、共通の納税意識を持ち、収納率の向上を図る。 【活動内容】組合員への納税通知書の配付および納税啓発 【業務の流れ】 「連合会」　納税に関するPR等の実施や銚子税務署管内納税協力団体等の会議等への出席。 「単位納税組合」組合員への納税通知書の配布および納税啓発。 「担当課」連合会事務・単位納税組合納付書準備・補助金算定交付。

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.補助金	400	納税貯蓄組合連合会運営補助金
2.報償費	110	納税貯蓄組合総会時記念品代
3.負担金	14	納税貯蓄組合視察研修費負担金
4.交付金	1,230	納税組合事務費交付金
5.その他	0	

② 特定財源の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	0	

前年度比増減理由：

③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）	単位：時間
納税貯蓄組合連合会総会　48h	納税のPR活動　48h
視察研修会　48h	納付書配布　72h
各種会議　48h	

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費 費目内訳	1. 補助金	千円	400	400	400	400
	2. 報償費	千円	99	104	110	118
	3. 負担金	千円	14	18	14	18
	4. 交付金	千円	1,323	1,280	1,230	1,252
	5. その他	千円				
	事業費計（A）	千円	1,836	1,802	1,754	1,788
財源	1. 国庫支出金	千円				
	2. 都道府県支出金	千円				
	3. 地方債	千円				
	4. その他	千円				
	5. 一般財源	千円	1,836	1,802	1,754	1,788
人件費	正規職員従事人数	人	0.13	0.14	0.13	0.13
	延べ業務時間	時間	264	288	264	264
	人件費計（B）	千円	1,003	1,094	1,003	1,003
トータルコスト(A)+(B)		千円	2,839	2,896	2,757	2,791

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
「連合会」中学生の税に関する作文の募集、産業まつりでの納税啓発
「単位納税組合」組合員への納税通知書の配付および納税啓発

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
「連合会」中学生の税に関する作文の募集、産業まつりでの納税啓発
「単位納税組合」組合員への納税通知書の配付および納税啓発

⇒

	⑤ 活動指標名	単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	納税貯蓄組合連合会事業数	件	6	6	6	6
イ	納税貯蓄組合数	組合	81	81	76	73
ウ						

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

納税貯蓄組合員
市民

⇒

	⑥ 対象指標名	単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	納税貯蓄組合員数	人	3,874	3,850	3,706	3,591
イ	人口（4月1日現在）	人	69,223	68,725	68,241	67,819

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

納税の促進
①滞納をしない
②税の大切さを認識する

⇒

	⑦ 成果指標名（考え方）	単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	納税貯蓄組合員納付率（4税） 3/31時点	%	94.9	95.1	95.4	100.0
イ	中学生の税に関する作文の応募件数	件	659	578	508	600

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

行政が健全な行財政運営を行う

⇒

	⑧ 上位成果指標名（考え方）	単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	市税の収納率の向上 5/31時点	%	96.62	96.97	97.07	97.10

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
納税資金の貯蓄を目的として組織される単位組合およびその連合会で租税の確実な納付を実施する。	納税貯蓄組合は旧海上町・旧飯岡町・旧干潟町でも組織されていたが合併前後に解散した。現在残っているのは、旧旭市の組合だけで、その数は年々減少している。なお全国的にも縮小が著しい。 また、報奨金については、違法判決があり、平成12年に組合に対する報奨金が廃止となった。 開始の趣旨である納税資金の貯蓄を目的としたものではなくなっている。	・封入されてはいるが、納税通知書を組合長が扱うのは、個人情報漏洩の危険がある。 ・高齢化や時代の流れから役員や組合長のなり手がなく、解散してもよい。 ・組合長を介するので、地方税法で定められた納期限10日前に納税通知書を組合員に配布するのが困難。 ・組合が取り扱っている4税の割合は4.91％であり、解散しても収納率に大きな影響はない。

事務事業名	収税事務費 納税組合事務費交付金	課名	税務課	班名	収税班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 結びついている ⇒【理由】 27年3月末時点で市全体の納付率と比較して納税貯蓄組合の収納率が3.41%高くなっているが、実際に組合に加入しているから納税意識が向上し、納税するのかは不明。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 納税貯蓄組合加入脱退については、制限がない。（法第三条）また、制限をする事由もない。 納税貯蓄組合員による納税通知書の配付や納税啓発活動に対する事務費交付や補助であるため、対象、意図ともに適切である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】 納税の啓発、推進は市の必須業務といえるが、、個人情報漏洩の危険性等の課題は多い。表1(4)③
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 納税貯蓄組合の納付率が市税全体の納付率を上回っている。ただし、組合加入が納付率の向上にどれだけ寄与しているかを示すのは難しい。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☑ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 連合会については、納税のPR活動を増やせば成果は向上すると考える。 単位納税組合については、組合で納税意識を向上させ、納期内納付へつなげる。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (1) 事務事業名：（ ） (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 「連合会」類似団体もなく、また、銚子税務署管内納税貯蓄組合連合会との連携の役割もあるので廃止はむずかしい。廃止時には他の納税推進組織の設立が必須である。 「単位納税組合」税を扱うという特性からも、ほかの組織では困難である。 ☑ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 納税組合加入者が口座振替やコンビニで納税している場合、市の負担は組合への事務費と金融機関等への手数料の両方となり見直しが必要。また、事務費は組合員が税金未納でも支給せざるを得ないため、見直しが必要。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 連合会および組合長の活動は未報酬である。会議や納税のPR活動についての職員の参加は必要になる。 連合会・単位納税組合が廃止の場合、連合会事務・単位納税組合納付書準備・補助金算定交付等の業務が削減できる。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 公平・公正である ⇒【理由】 「単位納税組合」各組合へ事務費を交付している。同じ納税義務者として組合員と組合員以外との不公平は否めない。また、組合が旭地区だけにあるため、公平・公正とはいえない。県内54市町村のうち、事務費を交付しているのは、5団体であり、銚子税務署管内では、銚子市も匝瑳市も交付していない。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	旭地区だけにあるため、目的妥当性、効率性、公平性に欠ける。 下記の課題等をクリアしてそれほど遠くない時期に廃止するのが妥当である。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
④ 公平性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

- ☐ 目的再設定
- ☐ 事業のやり方改善による成果向上
- ☐ 事業のやり方改善による事業費削減
- ☐ 受益機会の適正化
- ☑ 廃止・休止
- ☐ 行政関与の見直し
- ☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　）
- ☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
- ☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
平成28年3月	①現在の連合会役員の任期を目途に、連合会の存続・廃止を検討する。 ②各単位納税組合へ意向調査をかけ単位納税組合の存続・廃止を検討する。 廃止の場合、連合会補助金・組合事務費・が削減される。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上			
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

・廃止をした場合
①連合会が廃止の場合、銚子税務署管内総連合会との関係調整および会議などについて、現在の連合会役員数と同程度の納税啓発組織の設立が必要。
②単位納税組合が廃止の場合、原則化した、口座振替の推進を行い納税啓発に努める。

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名			
	コード1	2300	市民相談事業
	コード2		
施策体系	施策	15	互いに認め合う社会の形成
	施策の展開	29	男女共同参画の推進

事業種別
- ☐ 国土強靭化地域計画
- ☐ 新市建設計画
- ☐ 総合戦略
- ☐ 復興計画
- ☐ 定住自立圏構想
- ☐ 行政改革アクションプラン
- ☐ 主要事業
- ☐ 簡易評価

課	市民生活課		
所属班	市民生活支援班		
電話番号	62-5396	内線	127

予算科目	会計	款	項	目
	一般会計	2	1	3

根拠法令：行政相談委員法・東総行政相談委員連絡協議会会則
人権擁護委員法・匝瑳人権擁護委員協議会第二部会会則

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間

☑ 単年度繰返
☑ 平成 17 年度～
☐ 開始年度不詳

☐ 期間限定複数年度
平成＿＿年度～
平成＿＿年度まで
※全体像を記述⇒

② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない

●法律問題や行政への苦情・相談、人権問題の相談の機会を無料で提供する。【法律相談】月2回、弁護士（3万2,400円／回）が実施、会場：本庁・海上支所 【行政相談】【人権相談】月4回（平成27年度から月2回、行政相談・人権相談は同日程・同会場で実施）、会場：本庁・各支所、総務大臣から委嘱されている行政相談委員（3人〔人口により決定〕、2万4千円／年）、法務大臣から委嘱されている人権擁護委員（10人〔人口により決定〕、1万円商品券／年）が実施。
●匝瑳人権擁護委員協議会第二部会事務局事務（総会、研修会、人権教室、人権擁護委員議会推薦事務、人権擁護委員との連絡等事務等　●東総行政相談委員連絡協議会事務（3市で2年交替、27～28年度旭市。総会、研修会、行政相談委員との連絡等事務）

【業務の流れ】
法律相談　弁護士派遣依頼→担当弁護士決定→相談日確定→会場予約→広報掲載依頼→相談予約受付→会場準備→相談
行政相談　相談日確定→会場予約→広報掲載依頼→会場準備→相談
人権相談　相談日確定→会場予約→広報掲載依頼→法務局と協議→会場準備→相談→法務局へ報告

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）　単位：千円

1.報償金	886	法律相談・行政相談謝金、人権相談謝礼
2.賞賜金	4	行政相談委員退任記念品
3.費用弁償	10	法律相談弁護士費用弁償
4.食糧費	3	人権相談・行政相談用お茶代
5.負担金	334	職員研修負担金、匝瑳人権二部会負担金等

② 特定財源の内訳（26年度の実績）　単位：千円

1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	0	

前年度比増減理由：匝瑳人権擁護委員協議会負担金の減

③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）　単位：時間

法律相談　100時間・人権・行政相談　200時間
匝瑳人権擁護委員協議会第二部会　300時間
東総行政相談委員連絡協議会　100時間

			単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費	費目内訳	1. 報償金	千円	892	885	886	950
		2. 賞賜金	千円	6	8	4	15
		3. 費用弁償	千円	10	10	10	11
		4. 食糧費	千円	2	2	3	4
		5. 負担金	千円	412	392	334	478
	事業費計（A）		千円	1,322	1,297	1,237	1,458
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円				
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円				
		5. 一般財源	千円	1,322	1,297	1,237	1,458
人件費	正規職員従事人数		人	0.35	0.35	0.35	0.40
	延べ業務時間		時間	700	700	700	800
	人件費計（B）		千円	2,660	2,660	2,660	3,040
トータルコスト(A)+(B)			千円	3,982	3,957	3,897	4,498

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
事業の内容に同じ

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
東総行政相談委員連絡協議会事務局事務
匝瑳人権擁護委員協議会第二部会事務局事務（広報・周知の強化）

⑤ 活動指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	相談実施日数	日	71	71	69	48
	（法律相談）	日	24	24	24	24
	（行政・人権相談）	日	47	47	45	24
イ	会議日数（研修・視察等含む）	日	15	14	15	15
	（匝瑳人権擁護委員協議会第二部会）	日	11	10	9	9
	（東総行政相談委員連絡協議会）	日	4	4	6	6
ウ	人権教室（小学校4年生、中学校2年生対象）	回	4	3	9	10

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

法律問題、人権問題、行政への意見要望のある全市民

⑥ 対象指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	人口（4月1日現在）	人	69,223	68,725	68,241	67,819
イ						

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

市民の抱えている問題の解消や不安が軽減されること。

⑦ 成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	法律相談件数	件	131	125	122	122
	行政相談件数	件	12	7	11	11
	人権相談件数	件	4	1	9	9
イ	相談によって問題の解消や不安が軽減されたと感じた人の割合	%	未把握	未把握	未把握	未把握

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民の悩みやトラブルの解消による住みやすさの向上

⑧ 上位成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	住みやすさの向上（住み良いと感じる市民の割合）	%	80.2	未把握	未把握	未把握

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
法律問題や行政への苦情・相談、人権問題の相談の機会を無料で提供するため開始された。	人権相談は人権擁護委員法に、行政相談は行政相談委員法により相談業務にあたっている。新旭市での合併時より実施しており5年前と比べ変わっていない。	現在は、市民のみの相談であるが、市外の人（市に土地がある人）や、会社がある人も相談できるようにして欲しいとの要望が電話等である。

事務事業名	市民相談事業	課名	市民生活課	班名	市民生活支援班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 市民のための無料相談を行うことは、市民の抱えている問題解消等に寄与し、市民がお互いを尊重し、認めあうことに繋がる。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 市外の方が相談できるようにして欲しいとの要望があるが、近隣各市で同様の事業を行っている。法律相談は予約枠がほぼ一杯である。また、同一相談を複数回受けることに繋がる恐れもあることから、対象を市民としていることは適切である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 市民へのサービス業務であり、市で行うべき事業である。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】 法律相談はほぼ予約枠が一杯である。人権相談・行政相談に関する相談件数が少ないが、近隣市と同程度であり妥当である。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 相談業務を知らない市民がいるため、従来の周知方法の見直し、広く市民に知ってもらうよう周知方法を見直し、より多くの市民に相談業務を知ってもらうことで成果が向上する可能性がある。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある (1) 事務事業名：(定例人権相談（法務局実施）) (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☑ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 定例人権相談とは日程調整等既に連携をしている。 ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 相談員の報償費や協議会負担金を減額することで削減余地がある。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 人権・行政相談の事務を直接、推進員に移行できれば業務時間を削減することができるが、移行後も一定程度の業務が発生するため慎重な検討が必要である。また、相談実施場所を本庁に一本化することで削減が見込める。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 全市民を対象として無料で実施しているため公平・公正である。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

(1)1次評価者としての評価結果			(2)全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	法律相談は、市民の利用率が高いため現状の状態で継続する。 人権・行政相談については、市民の利用が少ないため周知方法の見直しをする必要がある。合わせて事業費や業務時間の削減、相談場所の一本化を検討する。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

(1)今後の事業の方向性（複数選択可）

☐ 目的再設定
☑ 事業のやり方改善による成果向上
☑ 事業のやり方改善による事業費削減
☐ 受益機会の適正化
☐ 廃止・休止

※2～3年後を目処にした方向性

☐ 行政関与の見直し
☐ 事業統廃合・連携（関連事業： ）
☑ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
☐ 費用負担の適正化

(2)改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
平成27年度中に	チラシの作成及び市内各施設への配付、HPへの掲載 事業費や業務時間削減策の検討 相談場所の一本化の検討

(3)改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	維持	増加
成果	向上	○		
	維持			
	低下			

(4)改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

効果的な周知方法の検討
報償費の金額の検討、事務移行時の問題点の検討
相談場所を一本化した際の問題点の検討

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名			
	コード1	3510	男女共同参画推進事業
	コード2		
施策体系	施策	15	互いに認め合う社会の形成
	施策の展開	29	男女共同参画の推進

事業種別	課	所属班	電話番号	内線
☐ 国土強靭化地域計画 ☐ 新市建設計画 ☐ 総合戦略 ☐ 復興計画 ☐ 定住自立圏構想 ☐ 行政改革アクションプラン ☐ 主要事業 ☐ 簡易評価	市民生活課	市民生活支援班	62-5396	127

予算科目	会計	款	項	目
	一般会計	2	1	7

根拠法令
男女共同参画基本法 DV防止法 旭市男女共同参画計画

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☐ 平成 25 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿＿年度～ 平成＿＿年度まで ※全体像を記述⇒	男女が互いに人権を尊重し、ともに責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。 【業務の流れ】 男女共同参画地域推進員→推進委員の推薦→委員の確定→県知事の委嘱→海匝・山武地域推進員会議出席 男女共同参画推進懇話会→各団体へ委員の推薦依頼→委員の決定→委員の委嘱→会議の開催 DV等対策連絡会議の開催→各課へ委員の指定依頼→委員の指定→会議の開催　　DV相談→個別相談

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.報償金	142	推進懇話会委員報償金、講演会講師報償金
2.需用費	88	推進懇話会お茶代、講演会チラシ、ポスター代
3.役務費	98	講演会チラシ新聞折込
4.使用料	33	講演会会場使用料

② 特定財源の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	0	

前年度比増減理由：男女共同参画計画策定したため

③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）	単位：時間
推進懇話会　50時間・DV会議　30時間・地域推進員関係　350時間	
講演会等　200時間・研修会等　50時間	
DV相談　52（件）×2人（従事人数）×2（時間）＝208時間	

			単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費	費目内訳	1. 家庭相談員	千円	0	0	0	1,440
		2. 臨時雇賃金	千円	0	197	0	0
		3. 報償金	千円	0	180	142	120
		4. 需用費	千円	0	173	88	4
		5. その他	千円	0	289	131	45
	事業費計（A）		千円	0	839	361	1,609
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円				
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円				
		5. 一般財源	千円	0	839	361	1,609
人件費	正規職員従事人数		人	0.00	0.44	0.44	0.47
	延べ業務時間		時間	0	888	888	950
	人件費計（B）		千円	0	3,374	3,374	3,610
トータルコスト(A)+(B)			千円	0	4,213	3,735	5,219

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
男女共同参画推進懇話会
男女共同参画講演会
DV等対策連絡会議
DV出前講座

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
男女共同参画推進懇話会委嘱
DV等対策連絡会議
家庭相談員の設置

⑤ 活動指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	推進懇話会実施回数	回	－	3	1	2
イ	DV等対策連絡会議の実施回数	回	－	－	1	4
ウ	DV相談件数	件	－	14	52	52

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

市民
DV被害者

⑥ 対象指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	人口（4月1日現在）	人	69,223	68,725	68,241	67,819
イ	DV被害者（住基支援措置者）	人	－	－	77	77

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

男女それぞれが個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会になること

⑦ 成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	審議会等における女性委員の割合	%	17.6	15.7	19.1	19.1
イ	（　　）					

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

男女共同参画社会の実現

⑧ 上位成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	社会での男女平等意識の割合 （男女共同参画市民意識調査）	%	－	17.2	－	－

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
県内ほとんどの市が男女共同参画計画を策定しており、旭市でも計画の策定及び推進が必要となった。（後期基本計画策定で「DV対策相談窓口の充実」を事業としたことがきっかけで、DV基本計画を盛り込んだ男女共同参画計画を策定することとなった。）	男女共同参画計画は市町村の努力義務となっている。千葉県の策定率は低い。 千葉県策定状況　68.5%（市においては97.2%） 埼玉県、茨城県ともに98%、神奈川県91%	推進懇話会委員より「依然として女性は結婚や出産・子育てを機に離職する傾向にある。また、女性だけでなく、男性が育児休暇・介護休暇を取得することが難しい。行政から企業への働きかけが必要ではないか。」

事務事業名	男女共同参画推進事業	課名	市民生活課	班名	市民生活支援班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 男女共同参画社会の形成は、上位目的「市民が互いに尊重し、認め合う」に繋がり、総合計画「共につくる夢のあるまちづくり」に寄与する。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 男女共同参画社会の形成はすべての市民が対象であるため適切である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 男女共同参画社会の形成には行政の関与が必要である。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】 審議会等における女性委員の割合が千葉県や近隣市と比較し低い。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☑ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 職員研修会や市民対象の講演会の回数を増やすことで、男女共同参画の認知度の向上が期待できる。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (1) 事務事業名：（ ） (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☑ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 千葉県や海匝・山武地域で事業を共催で開催している。 ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 研修会や講演会の回数を増やすことを考えると、チラシ代や報償費に係るコスト削減は難しい。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 DV相談員の活用により正規職員の業務時間を削減できる。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 旭市の男女共同参画社会形成のための事業であり、特定の個人や団体の利益になる活動でないため。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	講演会や職員研修を行うことで、男女共同参画社会への意識を向上させることができる。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	臨時職員の活用により、正規職員の業務時間を削減できる。
③ 効率性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

- ☐ 目的再設定
- ☑ 事業のやり方改善による成果向上
- ☐ 事業のやり方改善による事業費削減
- ☐ 受益機会の適正化
- ☐ 廃止・休止
- ☐ 行政関与の見直し
- ☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　）
- ☑ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
- ☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
平成27年度	家庭相談員の設置
平成28年度	審議会等における女性委員割合拡大

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上		○	
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

審議会等における女性委員の割合を増やすためには市全体の協議会等の委員の女性割合を上げる必要があり、関係各課の努力が必要である。
DV被害者は、自分からなかなか相談に来ないため、早期発見をすることが難しい。

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名			
	ｺｰﾄﾞ1	4100	交通安全対策事務費
	ｺｰﾄﾞ2		
施策体系	施策	31	交通安全対策の強化
	施策の展開	62	交通安全活動の充実

事業種別	課	所属班	電話番号	予算科目	根拠法令
☐ 国土強靭化地域計画 ☐ 新市建設計画 ☐ 総合戦略 ☐ 復興計画 ☐ 定住自立圏構想 ☐ 行政改革アクションプラン ☐ 主要事業 ☐ 簡易評価	市民生活課	市民生活支援班	62-5396　内線　128	会計：一般会計　款：2　項：1　目：9	交通安全対策基本法、旭市交通安全対策会議条例、旭市交通安全対策推進委員会設置要綱、旭市交通安全指導員設置条例

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☐ 平成＿＿年度～ ☑ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿＿年度～ 平成＿＿年度まで ※全体像を記述⇒	①春、夏、秋、冬等の各種交通安全運動へ参加及び街頭やイベントにおいて交通安全の啓発活動を実施。 ②小中学校、保育所等の児童・生徒や高齢者を対象とした交通安全教室を実施。 ③小学生に対して、街頭で交通誘導及び交通指導を実施。 ④市イベント・学校行事・地区行事等へ交通指導員の協力申請があった場合の指導員派遣を実施。 ⑤交通安全啓発看板等の設置・管理。 【業務の流れ】 ①会議資料等準備　→　交通安全運動合同会議開催　→　啓発品準備　→　イベント・街頭で啓発活動 ②指導員の委嘱　→　交通安全教室の日程調整　→　交通安全教室の実施。 ③学校・シルバー人材センターとの打合せ　→　シルバー人材センターとの街頭指導委託契約　→　小学校通学路において、交通誘導や交通指導を行う。 ④関係団体等からの指導員派遣申請　→　交通指導員連絡協議会へ要請　→　指導員が現地で交通誘導等実施。 ⑤交通安全対策要望　→　関係課・団体等と現地確認　→　対策の1つとして、交通安全啓発用電柱幕等の設置。

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.報酬	5,865	交通安全指導員報酬
2.費用弁償	1,395	交通安全施設点検時費用弁償
3.消耗品費	492	啓発品や教室用チラシ、啓発電柱幕等購入費
4.委託料	2,036	児童交通安全街頭指導委託料
5.その他	2,246	修繕費・被服購入費等

② 特定財源の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	0	

前年度比増減理由：

③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）	単位：時間
①交通安全運動、啓発活動　280時間	
②交通安全教室　1,304時間　、委員委嘱・研修関係　160時間	
③街頭指導関係　44時間　④指導員派遣関係　142時間　⑤交通安全啓発看板等　40時間	

			単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費	費目内訳	1. 報酬	千円	5,848	5,863	5,865	6,105
		2. 費用弁償	千円	1,396	1,383	1,395	1,524
		3. 消耗品費	千円	509	526	492	575
		4. 委託料	千円	1,976	1,965	2,036	2,258
		5. その他	千円	1,193	1,380	2,246	1,474
	事業費計（A）		千円	10,922	11,117	12,034	11,936
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円				
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円				
		5. 一般財源	千円	10,922	11,117	12,034	11,936
人件費	正規職員従事人数		人	0.97	0.92	0.98	0.85
	延べ業務時間		時間	1,962	1,854	1,970	1,710
	人件費計（B）		千円	7,456	7,045	7,486	6,498
トータルコスト(A)＋(B)			千円	18,378	18,162	19,520	18,434

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
交通安全の啓発活動実施。交通安全教室の実施。街頭での交通誘導及び交通指導を実施。

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
交通安全の啓発活動実施。交通安全教室の実施。街頭で交通誘導及び交通指導を実施。

⑤ 活動指標名		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	啓発活動の実施回数	回	11	6	5	5
イ	安全教室の回数	回	106	116	113	98
ウ	街頭指導員が活動を実施した延べ日数	日	1,812	1,802	1,867	2,052

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

・市民

⑥ 対象指標名		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	旭市人口(4月1日現在)	人	69,223	68,725	68,241	67,819
イ						

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

・交通安全意識を高めて、交通ルールを守ろうと思う。
・交通事故を起こさないようにする。

⑦ 成果指標名（考え方）		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	交通事故件数 (1月～12月)	件	317	245	209	205
イ						

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民が交通事故被害から守られる、交通事故被害が最小限になる

⑧ 上位成果指標名（考え方）		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	年間交通事故増減率 (現年交通事故増減件数/前年交通事故件数)	%	△18.5	△22.7	△14.6	△ 2.3

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
昭和45年6月「交通安全対策基本法」の制定から交通事故撲滅も目指す、国の政策に併せて、旭市においても事故防止の啓発を行ってきた。また、幼児や児童、高齢者の交通弱者を守るため交通安全教室を開始した。	少子高齢社会と車社会の進展の中で高齢者が車社会に十分適応できないこと、また、運転免許人口や自動車保有台数の増加や社会全般にわたる規範意識の低下に伴う交通ルールの無視、交通マナーの低下がみられる。今後、更に高齢者人口の増加が予想されることから、特に高齢者の事故防止対策が必要である。	・市民から子どもや高齢者などの交通弱者対策として信号、横断歩道等の設置要望がある。

事務事業名	交通安全対策事務費	課名	市民生活課	班名	市民生活支援班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 市民が交通事故にあわない、また起こさないようにするための啓発事業や交通安全教室は、交通安全意識の高揚と交通事故のないまちづくりに寄与している。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 交通安全教室については、市内全ての小・中学校、保育所等を対象としている。 啓発活動については、市内の交通事故減少を目指しているため、すべての市民を対象とする。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 市の交通安全計画において、交通安全教育・各種啓発活動は交通安全対策として位置づけられている。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 交通安全教育・啓発活動により交通事故件数は減少傾向にあり、効果が見られる。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☑ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 高齢者対象の交通安全教室を増やすことにより交通事故を減少させることができる。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (1) 事務事業名：（ ） (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 類似事業はなく統廃合や連携はできない。なお、啓発活動については、安全協会等の交通安全団体と連携して実施している。 ☑ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 交通安全教育等の活動水準を維持するため必要である。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 最低限の取り組みであり削減できない。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 啓発事業は、交通事故のないまちづくりに寄与しており、市民すべてを対象としているため公平である。 交通安全教室についても市内全ての小・中学校、保育所等を対象としているため公平である。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	交通事故撲滅には、更なる交通安全啓発が必要である。 また、特に高齢者に対しては、様々な機会を捉えて交通安全教育やPRをする必要がある。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

☐ 目的再設定
☑ 事業のやり方改善による成果向上
☐ 事業のやり方改善による事業費削減
☐ 受益機会の適正化
☐ 廃止・休止
☐ 行政関与の見直し
☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　　）
☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
平成28年度	①様々な機会を通じて、交通安全に対する意識改革をする。 ②老人クラブ等の高齢者団体に対して、積極的に交通安全教育を実施する。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上		○	
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

①防災無線、HP等を活用し広く市民に周知する。
②高齢者団体に、交通安全教室（出前講座）の実施を働きかけると共に、広報誌を活用して広く高齢者に周知する。

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名			
	ｺｰﾄﾞ1	5000	市バス運営事業
	ｺｰﾄﾞ2		
施策体系	施策	17	交流の促進
	施策の展開	31	交流事業の促進

事業種別	
	☐ 国土強靭化地域計画
	☐ 新市建設計画
	☐ 総合戦略
	☐ 復興計画
	☐ 定住自立圏構想
	☑ 行政改革アクションプラン
	☐ 主要事業
	☐ 簡易評価

課	市民生活課				
所属班	市民生活支援班				
電話番号	62-5396	内線	128		
予算科目	会計		款	項	目
	一般会計		2	1	11
根拠法令	旭市バス使用要綱				

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 平成 54 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿年度～ 平成＿年度まで ※全体像を記述⇒	市主催事業や行事、市関係団体の研修会参加等のための送迎。また、学校行事の社会科見学・校外学習・部活動の大会参加のための送迎として運行している。（旧旭市バス　昭和58年、旧海上町バス　平成2年に設置） 現在、2台の市バス（市所有）を運行し、バス業者へ運転業務及び整備管理業務委託契約（委託期間3年：平成25年4月1日～平成28年3月31日）をしている。 利用料は無料であるが、有料道路の利用料及び駐車場利用料を利用者負担とし、その他の維持管理費については市の予算で行っている。 【業務の流れ】 ①各課（局・支所・消防）長宛てに市バス年間使用予定調査（照会）　施設予約及びスケジュール管理表への入力②重複日調整③市内小中学校市バス年間使用予定とりまとめ（依頼）施設予約及びスケジュール管理表への入力④一般の予約受付（利用日の2ヵ月前より）⑤使用申請書受付（利用日の2ヵ月前から2週間前まで）⑥許可書の交付（外部団体のみ）

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）　単位：千円		
1.需用費	4,214	消耗品費、燃料費、修繕料、
2.役務費	125	手数料、保険料、
3.委託料	4,589	運転業務及び整備管理業務委託料、バス代行委託料
4.使用料及び駐車料	948	通行料及び駐車料
5.公課費	148	自動車重量税
② 特定財源の内訳（26年度の実績）　単位：千円		
1.国庫支出金		
2.都道府県支出金		
3.地方債		
4.その他	972	市バス通行料等負担金
前年度比増減理由：		

③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）　単位：時間

市・学校の日程調整等　6時間×7日　42時間
スケジュール管理、月報確認　1時間×8日×12ヶ月　96時間
申請受付、審査、許可　2時間×10日×12ヶ月　240時間

			単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費	費目内訳	1. 需用費	千円	3,792	4,542	4,214	5,412
		2. 役務費	千円	106	117	125	126
		3. 委託料	千円	7,733	4,614	4,589	6,221
		4. 使用料及び駐車料	千円	963	793	948	961
		5. 公課費	千円	131	131	148	148
	事業費計（A）		千円	12,725	10,197	10,024	12,868
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円				
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円	741	765	972	961
		5. 一般財源	千円	11,984	9,432	9,052	11,907
人件費	正規職員従事人数		人	0.24	0.19	0.19	0.19
	延べ業務時間		時間	480	378	378	378
	人件費計（B）		千円	1,824	1,436	1,436	1,436
トータルコスト(A)+(B)			千円	14,549	11,633	11,460	14,304

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
市主催事業参加者の送迎及び市関係団体の研修会等参加のための送迎。学校行事の社会科見学や校外学習、部活動の大会参加のための送迎。

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
市主催事業参加者の送迎及び市関係団体の研修会等参加のための送迎。学校行事の社会科見学や校外学習、部活動の大会参加のための送迎。

⑤ 活動指標名		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	年間利用団体数（市関係）	件	88	99	95	107
イ	年間利用団体数（教育委員会関係）	件	332	359	362	397
ウ						

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

市事業主催所管部署（各種団体所属所管部署）
市内小中学生や市関係団体

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

市各部署事業及び小中学校行事がバス使用により円滑に遂行できる。

⑥ 対象指標名		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	市事業主催所管部署（各種団体所属所管部署）	課	31	31	31	31
イ	市内小中学校	校	20	20	20	20

⑦ 成果指標名（考え方）		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	稼動日数（2台分） （　　）	日	402	439	425	520
イ	（　　）					

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市バスの効率的な運行を図る。

⑧ 上位成果指標名（考え方）		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	平均稼動率 （　　）	%	65.7	61.7	59.9	74.0

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
公共施設における会議や研修会、行政視察などの送迎に使用し市民の利便性を図るため開始された。	旧干潟町バスの売却や道路交通法の改正に伴い、使用の範囲を限定した。 （子ども会は生涯学習課の民間バス助成金を利用） （保育所はﾁｬｲﾙﾄﾞｼｰﾄの不足等により貸し出ししない） ※平成20年12月17日売却	貸し出しの範囲を広げて欲しい。 使用希望が重なってしまい、なかなかバスを借りることができない。

事務事業名	市バス運営事業	課名	市民生活課	班名	市民生活支援班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 市バスの貸出しがあることにより、社会科見学・校外学習や研修時において、バス借上代の費用負担がない。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 旭市バス使用要綱により対象を限定しているため、妥当である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 使用目的を学校行事と市の関連行事等としているので、対象者の利便性を考えると妥当である。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 市及び学校行事は年間を通じて予約可能のため、妥当である。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 平成25年度より、市バス運行業務及び整備管理業務を民間へ業務委託したことにより、稼働日を増加させることができた。また、1台/日あたりの業務委託料を削減することができた。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある (1) 事務事業名：(車両借用を含めた市バス運行業務及び整備管理業務) (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☑ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 現在の運行状況と同一内容の業務を民間に委託する。 ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 2号車は購入から19年が経過しているため、買い替えや廃止、また、バス車両借用を含めたバス運行業務及び整備管理業務委託、将来的には学校バスとしての活用も視野に入れ検討することにより、削減の可能性もある。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 平成25年度より要綱を改正し、申請書類を簡素化したことで、業務時間削減できてはいる。さらに、使用申請書の提出に関して徹底を図れば、業務時間を削減することが可能である。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 公平・公正である ⇒【理由】 利用日が重複してしまうと、借りられない場合もあるため、補助金への移行により公平性を図ることも可能である。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	2号車の老朽化による修繕料の増加を考慮した場合、車両を含めた民間業務委託や補助金等の検討が早急に必要と考える。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
④ 公平性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

- ☐ 目的再設定
- ☐ 事業のやり方改善による成果向上
- ☐ 事業のやり方改善による事業費削減
- ☐ 受益機会の適正化
- ☐ 廃止・休止
- ☐ 行政関与の見直し
- ☑ 事業統廃合・連携（関連事業：民間への業務委託 ）
- ☑ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
- ☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
平成28年度	2号車の老朽化が進んでおり、修理も多くなってきていることから経費や安全面を考慮し、買い替えや廃止を検討する。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上			
	維持		○	
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

・買い替えた場合と車両を含めた民間業務委託を実施した場合のコストを含むメリット・デメリットを検討する。
・車両を廃止した場合は補助金等制度を新設するか協議・検討する。

平成 26 年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成 28 年 2 月 19 日時点

事務事業名			
	コード1	19600	畜犬登録事務費
	コード2		
施策体系	施策	21	良好な生活環境の形成
	施策の展開	39	住み良い住環境の確保

事業種別	
	☐ 国土強靭化地域計画
	☐ 新市建設計画
	☐ 総合戦略
	☐ 復興計画
	☐ 定住自立圏構想
	☐ 行政改革アクションプラン
	☐ 主要事業
	☐ 簡易評価

課	環境課			
所属班	環境美化班			
電話番号	62－5329	内線	476	
予算科目	会計	款	項	目
	一般会計	4	1	4
根拠法令	狂犬病予防法			

1 現状把握(Do)

(1)事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 平成 17 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿年度～ 平成＿年度まで ※全体像を記述⇒	狂犬病の発生を予防し、そのまん延防止・撲滅を図るため、畜犬の登録及び狂犬病予防注射済票の交付を行う。また、年度初めに市内各地において狂犬病予防の集合注射を実施している。 【業務の流れ】 新規登録の畜犬に『鑑札』・『狂犬病予防注射済票』を交付する。既に登録済みの畜犬については毎年予防注射接種後に『狂犬病予防注射済票』を交付する。

(2)トータルコスト

① 費目の内訳(26年度の実績)	単位:千円	
1.需用費	356	消耗品費、食料費、印刷製本費、修繕費
2.役務費	256	通信運搬費
3.委託料	142	電算機保守委託料、畜犬登録促進指導業務委託料
4.使用料及び賃貸料	182	事務機器賃貸料
	0	

② 特定財源の内訳(26年度の実績)	単位:千円	
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	936	犬の登録手数料

前年度比増減理由:畜犬登録システム更新のため事務機器賃貸料が増加した。

③ 延べ業務時間の内訳(26年度の実績)	単位:時間
窓口対応(100時間)・電話対応(100時間)・システムへの入力作業(200時間)・集合注射準備(400時間)・集合注射(180時間)・保健所への活動報告(20時間)	

			単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
事業費	費目内訳	1. 需用費	千円	323	272	356	392
		2. 役務費	千円	247	248	256	338
		3. 委託料	千円	117	133	142	181
		4. 使用料及び賃貸料	千円	47	47	182	182
			千円				
	事業費計 (A)		千円	734	700	936	1,093
	財源	1. 国庫支出金	千円	0	0	0	0
		2. 都道府県支出金	千円	0	0	0	0
		3. 地方債	千円	0	0	0	0
		4. その他	千円	734	700	936	900
		5. 一般財源	千円	0	0	0	193
人件費	正規職員従事人数		人	0.50	0.50	0.50	0.50
	延べ業務時間		時間	1,000	1,000	1,000	1,000
	人件費計 (B)		千円	3,800	3,800	3,800	3,800
トータルコスト(A)+(B)			千円	4,534	4,500	4,736	4,893

(3)事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績(26年度に行った主な活動)
・畜犬の登録、及び狂犬病予防注射済票の交付
・市内各所での集合注射

27年度計画(27年度に計画している主な活動)
・畜犬の登録、及び狂犬病予防注射済票の交付
・市内各所での集合注射

⇒ ⑤ 活動指標名

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	新規登録畜犬数	頭	317	309	249	300
イ	注射済票交付数	件	3,037	2,828	2,744	3,000
ウ						

目的

② 対象(誰、何を対象にしているのか)

市内で犬を飼育している市民

⇒ ⑥ 対象指標名

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	登録原簿保有数	頭	4,317	4,270	3,697	4,000
イ						

③ 意図(対象がどのような状態になるのか)

飼い犬を登録管理することで狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止することにより、狂犬病にかかるリスクを減らすことができる。

⇒ ⑦ 成果指標名(考え方)

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	狂犬病予防注射接種率 (注射済票交付数/登録原簿保有数)	%	70.0	66.2	74.2	75.0
イ	( )					

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民が良好な住生活を送ることができる
※火葬場、畜犬含む

⇒ ⑧ 上位成果指標名(考え方)

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	狂犬病に感染した市民数 ( )	人	0	0	0	0

(4)事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
平成12年の狂犬病予防法の一部改正により、犬の登録事務や狂犬病予防注射に関する事務が市町村の自治事務となった。	年間の新規登録畜犬数、市内飼養犬数は減少傾向にある。	動物病院で狂犬病予防注射を接取した時に併せて、予防注射済票を交付出来ないかという要望や、集合注射の時間や会場を増やして欲しいという要望がある。

事務事業名	畜犬登録事務費	課名	環境課	班名	環境美化班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 狂犬病は致死率100%の病気であり、この発生・蔓延を未然に防止するため畜犬登録事務を実施することは、市民が健やかな生活を営む上で必要不可欠であるといえる。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 狂犬病は犬からの咬傷により感染するので、市内の飼い犬を対象とすることは妥当である。意図についても、昭和32年以降国内で狂犬病の発生はないので、必要十分であるといえる。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 狂犬病予防法により、犬の所有者は市町村長へ犬の登録申請をすることが義務付けられている。 また、同法により、市町村長は予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならないとされている。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 平成25年度全国の予防接種率の平均は約73％である。本市においては概ね平均値であるので、あるべき水準は達成しているといえる。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☑ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 市広報紙への掲載回数を増やすことや、予防注射未接種の飼い主に対して、督促状の発送回数を増やすなど活動量を増やせば成果は向上すると思われる。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (1) 事務事業名：（ ） (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☑ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 他に類似事業がなく、他課とも連携できない。 ☑ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 経費は、畜犬の登録や、注射済票の交付の際に使用するものであり、狂犬病予防法で交付が定められているものである。また登録の推進や、予防接種率を向上させるための費用であるので、削減は難しい。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 既に集合注射時における犬の登録・注射済票交付等の業務に臨時職員を活用しており、削減は難しい。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 狂犬病の発生を未然に防ぐことが、飼養者のみならず犬を飼っていない市民に対しても公衆衛生の向上の受益者となるので公平である。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	あらためて狂犬病予防注射接種の重要性を飼養者に周知すること、引き続き畜犬登録の推進、予防接種率の向上を目指し安全・安心なまちづくりに努める。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

☐ 目的再設定
☑ 事業のやり方改善による成果向上
☐ 事業のやり方改善による事業費削減
☐ 受益機会の適正化
☐ 廃止・休止
☐ 行政関与の見直し
☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　）
☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
H28年度からH29年度	督促状の発送回数を増やす事により、未接種者の減少を図る。市広報誌への掲載回数を増やす。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上		○	
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

予算が増加するので、財政担当課と協議する。

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名			
	ｺｰﾄﾞ1	20500	公害対策事務費
	ｺｰﾄﾞ2		
施策体系	施策	21	良好な生活環境の形成
	施策の展開	39	住み良い住環境の確保

事業種別	課	環境課
☐ 国土強靭化地域計画	所属班	環境政策班
☐ 新市建設計画	電話番号	62-5328　内線　＊472
☐ 総合戦略	予算科目	会計：一般会計　款 4　項 1　目 5
☐ 復興計画	根拠法令	環境基本法・水質汚濁防止法・騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法 旭市環境基本条例・旭市環境保全条例 旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 新川汚染防止対策協議会会則
☐ 定住自立圏構想		
☐ 行政改革アクションプラン		
☐ 主要事業		
☐ 簡易評価		

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☐ 平成＿＿年度～ ☑ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿＿年度～ 平成＿＿年度まで ※全体像を記述⇒	市内の環境調査として河川の水質、自動車騒音を測定している。また、各種公害法令、条例に則した許可や届出の受理事務を行っている。さらに公害苦情に対応するため、騒音計や振動計を保有し、対応している。 河川の水質浄化運動の一環として、新川汚染防止対策協議会の事業の事務を行っている。 環境審議会を開催し、条例の制定や改正等及び重要な公害苦情に対し諮問している。 【業務の流れ】 ＜委託業務＞測定業務委託→測定→結果の集計等　＜許可事務＞許可申請受付→審査→許可→完了届受理→完了検査→確認結果通知 ＜届出事務＞届出受付→審査→届出受理　＜新川汚染防止対策協議会事務＞総会・大会の開催、河川パトロール、水質モニターからの報告受付

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.報酬	54	環境審議会委員報酬
2.委託料	883	河川及び事業所排水水質調査、自動車騒音調査
3.負担金	883	新川汚染防止対策協議会負担金等
4.その他	829	騒音計購入費等
	0	

② 特定財源の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	160	小規模埋立て事業許可等申請手数料

前年度比増減理由：自動車騒音測定委託料及び騒音計購入費の増

③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）	単位：時間
委託業務：30　届出事務：50　公害苦情処理：220　許可事務：700 新川汚染防止対策協議会事務：800　その他　100	

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費 費目内訳	1. 報酬	千円	60	42	54	180
	2. 委託料	千円	386	306	883	3,199
	3. 負担金	千円	888	887	883	914
	4. その他	千円	20	99	829	151
		千円				
事業費計（A）		千円	1,355	1,335	2,649	4,444
財源	1. 国庫支出金	千円				
	2. 都道府県支出金	千円				
	3. 地方債	千円				
	4. その他	千円	300	160	160	200
	5. 一般財源	千円	1,055	1,175	2,489	4,244
人件費 正規職員従事人数		人	0.94	0.94	0.94	0.94
延べ業務時間		時間	1,900	1,900	1,900	1,900
人件費計（B）		千円	7,220	7,220	7,220	7,220
トータルコスト(A)+(B)		千円	8,575	8,555	9,869	11,664

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
河川及び事業所排水水質調査
自動車騒音常時監視調査
新川汚染防止対策協議会事務

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
河川及び事業所排水水質調査
自動車騒音常時監視調査
新川汚染防止対策協議会事務

⑤ 活動指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	河川及び事業所排水調査箇所数	箇所	15	15	15	15
イ	自動車騒音常時監視調査箇所数	箇所	0	0	5	7
ウ						

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

生活環境

⑥ 対象指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	調査対象河川本数	本	7	7	7	7
イ	自動車騒音評価戸数	戸数	—	—	858	1,000

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

環境基準に対し状況が把握できる

⑦ 成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	河川水質調査基準超過数 (新川の基準値との比較) (新川の環境基準：5mg/L　)	箇所	11	4	7	5
イ	自動車騒音基準超過戸数 (　)	戸数	—	—	1	0

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民が良好な住生活を送ることができる
※火葬場、畜犬含む

⑧ 上位成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	市民からの公害等苦情件数 (　)	件	57	43	44	40

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
昔はきれいであった新川も生活排水などによって汚染され、県内でも汚い川の部類となってしまった。 そこで、新川の汚染状況を確認するため、新川等河川の水質検査を開始した。	近年は、水質汚濁だけでなく、騒音・振動・悪臭をはじめ土壌についての公害問題が取り沙汰されている。このような多種多様となった公害問題に対応すべく環境審議会を開くなどして新たな問題に取り組んでいる。	水質浄化に関する意見要望やその他公害苦情が多数寄せられている。

事務事業名	公害対策事務費	課名	環境課	班名	環境政策班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 基準が満たされることで生活環境が向上し、良好な住生活を送ることができる。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 適切である ⇒【理由】 一部河川の水質調査を行っていない（目那川、矢刺川）
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 河川の水質調査は公共用水域であり、一般環境における測定である。また、自動車騒音においては騒音規制法第18条に基づく測定である。これらのことから妥当であると考える。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 他市町においても河川の水質調査や自動車騒音の調査及び公害苦情の対応を行っている。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☑ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 水質調査を行っていない目那川、矢刺川の測定をすることで、旭市内全域の水域が水質調査される。これをもって市内全域における水質の生活環境を図ることができる。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある (1) 事務事業名：（合併処理浄化槽設置促進事業、下水道事業、農業集落排水事業 ） (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☑ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 合併処理浄化槽設置促進事業、下水道事業及び農業集落排水事業を行っており、水質は徐々に改善している。 自動車騒音については、今後の測定結果により確認する予定である。 ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 河川の水質調査においても自動車騒音調査においても必要最低限の測定回数、測定箇所であり削減できないが、それ以外の調査委託料について、最低限の委託量を勘案するなどにより、削減余地はある。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 測定は全て委託をしているため削減余地はない。 その他の業務においてもこれ以上の削減余地はない。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 公平・公正である ⇒【理由】 河川の水質調査においては、一部の水域で測定を行っていないため、やや偏っている。 自動車騒音調査については市内全域を想定しているため公平・公正である。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	旭市内全域の生活環境で考えると一部の水域では測定を行っておらず、必ずしも水域全体が反映されていない。今後は全ての水域を考慮し、市民・事業者のみなさんと市が協働し連携して環境基準が満たされた良好な住環境を目指して行きたい。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
④ 公平性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）

☐ 目的再設定
☑ 事業のやり方改善による成果向上
☑ 事業のやり方改善による事業費削減
☑ 受益機会の適正化
☐ 廃止・休止
☐ 行政関与の見直し
☐ 事業統廃合・連携（関連事業： ）
☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
平成28年度	目那川、矢刺川の水質調査の測定地点を増やす。 実績を勘案して調査・委託回数を見直すことで委託料を減らす。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上	○		
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

特になし

平成 26 年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成 28 年 2 月 19 日時点

事務事業名			
	コード1	20600	環境中ダイオキシン類調査事業
	コード2		
施策体系	施策	23	良質な環境の保全
	施策の展開	43	自然環境の保全
		16	

事業種別	課	環境課		
☐ 国土強靭化地域計画	所属班	環境政策班		
☐ 新市建設計画	電話番号	62-5328	内線	＊472
☐ 総合戦略	予算科目	会計	款	項	目
☐ 復興計画		一般会計	4	1	5
☐ 定住自立圏構想	根拠法令	ダイオキシン類対策特別処置法			
☐ 行政改革アクションプラン					
☐ 主要事業					
☐ 簡易評価					

1 現状把握(Do)

(1)事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 平成 12 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿年度～ 平成＿年度まで ※全体像を記述⇒	ダイオキシン類対策特別処置法においては都道府県が汚染の状況の常時監視が義務づけられており、県と連携をして旭市内の環境中におけるダイオキシン類を測定し、環境基準と比較して安全な環境を確保されていることを確認する。測定時期は県の測定計画で定められ、測定箇所も県と協議をして決定する。測定結果については広報等で周知するとともに県に報告をし、環境基準を達成していない場合は、県と協議を行って共同で原因調査及び対策を実施する。 【測定箇所】大気:県と協議をして測定箇所を決定(5年間継続して測定)、水質:新川干潟大橋、土壌:中央児童公園 【業務の流れ】 測定業務委託→測定→結果を広報に掲載、千葉県に結果を報告

(2)トータルコスト

① 費目の内訳(26年度の実績)		単位:千円
1.委託料	1,015	ダイオキシン類調査等委託料
	0	
	0	
	0	
	0	

② 特定財源の内訳(26年度の実績)		単位:千円
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	0	

前年度比増減理由:委託料の増

③ 延べ業務時間の内訳(26年度の実績)	単位:時間
測定対応(委託契約、施行確認等):35時間	
結果対応(広報掲載、県への報告等):15時間	

			単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
事業費	費目内訳	1. 委託料	千円	893	840	1,015	1,156
			千円				
			千円				
			千円				
			千円				
	事業費計 (A)		千円	893	840	1,015	1,156
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円				
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円				
		5. 一般財源	千円	893	840	1,015	1,156
人件費	正規職員従事人数		人	0.02	0.02	0.02	0.02
	延べ業務時間		時間	50	50	50	50
	人件費計 (B)		千円	190	190	190	190
トータルコスト(A)+(B)			千円	1,083	1,030	1,205	1,346

(3)事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績(26年度に行った主な活動)
ダイオキシン類の測定
大気 年2回 2箇所
水質 年1回 1箇所
土壌 年1回 1箇所

27年度計画(27年度に計画している主な活動)
ダイオキシン類の測定
大気 年2回 2箇所、水質 年1回 1箇所、土壌 年1回 1箇所

	⑤ 活動指標名	単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	大気測定(2箇所)	回	2	2	2	2
イ	水質測定(1箇所)	回	1	1	1	1
ウ	土壌測定(1箇所)	回	1	1	1	1

目的

② 対象(誰、何を対象にしているのか)

生活環境

	⑥ 対象指標名	単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	測定箇所	箇所	4	4	4	4
イ	市域面積	平方km	129.91	129.91	130.45	130.45

③ 意図(対象がどのような状態になるのか)

環境基準に対する状況が把握できる

	⑦ 成果指標名(考え方)	単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	測定結果(大気) (旭市浄化センター(上段)支所(下段)) (環境基準:0.6 pg-TEQ/m³)	pg-TEQ/m³	0.043 0.023	0.055 0.044	0.073 0.043	0.060 0.060
イ	測定結果(水質、新川干潟大橋(上段)) 測定結果(土壌、中央児童公園(下段)) (環境基準:1pg-TEQ/L(水質)、1,000pg-TEQ/g(土壌))	pg-TEQ/L pg-TEQ/g	0.20 1.7	0.33 2.8	0.41 0.83	0.5 5

上位目的

市民が良好な住生活を送ることができる
※火葬場、畜犬含む

	⑧ 上位成果指標名(考え方)	単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	環境基準達成率(ダイオキシン類)	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(4)事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
廃棄物の焼却施設などから発生するダイオキシン類による健康影響の不安から環境中のダイオキシン類の測定に対する要望が多いことから開始した。	測定開始当初と比べて数値が減少傾向にある。	基準値以内で推移しているため、特に問合せはない。

事務事業名	環境中ダイオキシン類調査事業	課名	環境課	班名	環境政策班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 測定結果を広報で公表することで安心して良好な生活を送ることができる。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 必要最低限の測定回数、測定箇所であるが、市内全体を評価することが出来る箇所数として国が示す標準的な測定箇所であるため、適切である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 一般市民や民間による簡易な測定方法が確立されていないため、行政で行っている。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 測定箇所全てで環境基準を達成している。また、測定箇所数や方法についても県と協議を行っており、近隣市においても同様な測定を行っていることから成果の現状水準は妥当である。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 必要最低限の測定回数、測定箇所であるが、市内全体を評価することが出来る標準的な測定箇所であり、測定箇所全てで環境基準を達成していることから、活動量を増やしても今以上成果は向上しない。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある (1) 事務事業名：(県のダイオキシン類調査事業) (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☑ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 土壌測定については県が旭市内の測定をすることもあるが、千葉県と協議を行って測定箇所を決定するなど既に連携を行っている。 ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 測定回数、測定箇所は国が示す最低限の回数で行っており、削減余地はない。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 測定業務は委託しており、その他の業務も必要最小限の業務時間であり削減余地はない。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 一般環境を測定しているため、偏ってはいない。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	市民・事業者のみなさんと市が協働し連携して、市民に安心感を与えるため今後も継続して事業を行って行きたい。
② 有効性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

- ☐ 目的再設定
- ☐ 事業のやり方改善による成果向上
- ☐ 事業のやり方改善による事業費削減
- ☐ 受益機会の適正化
- ☐ 廃止・休止
- ☐ 行政関与の見直し
- ☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　　）
- ☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
- ☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
現状維持	現状維持の理由としては、千葉県と協議を行って測定しており、測定箇所、測定回数は国が示す最低限の条件により行っているため

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上			
	維持		○	
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名			
	ｺｰﾄﾞ1	20700	地下水汚染対策事業
	ｺｰﾄﾞ2		
施策体系	施策	21	良好な生活環境の形成
	施策の展開	39	住み良い住環境の確保

事業種別	課	所属班	電話番号	予算科目	根拠法令
☐ 国土強靭化地域計画 ☐ 新市建設計画 ☐ 総合戦略 ☐ 復興計画 ☐ 定住自立圏構想 ☐ 行政改革アクションプラン ☐ 主要事業 ☐ 簡易評価	環境課	環境政策班	62-5328　内線　＊472	会計：一般会計　款：4　項：1　目：5	千葉県環境保全条例 旭市地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付要綱

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☐ 平成 4 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿年度～ 平成＿年度まで ※全体像を記述⇒	平成2年にテトラクロロエチレンによる地下水及び土壌汚染が確認されたため、汚染土壌の除去及び地下水中の汚染物質の除去を行った。除去後は地下に汚染物質が一部残留していることから、その挙動を把握するため地下水の水質測定を行っている。 また、旭市内では硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水の汚染が広範囲で確認されたが、この汚染物質の除去は難しいため、常時地下水を飲用として使用している世帯において上水道の給水管引込みが困難な場合に限り浄水器の設置費用を助成している。 さらに、千葉県では県内全域で地下水の水質調査を行っており、旭市の調査地点における測定結果を有効に活用している。 【業務の流れ】 ＜テトラクロロエチレンによる汚染箇所＞　千葉県と汚染状況について打合せ→測定業務委託→補助金申請→測定→補助金交付 ＜浄水器設置費補助金＞　申請受理→審査→交付決定→実績報告受理→確定通知→補助金交付 ＜千葉県地下水水質調査事業＞　測定地点調査→調査地点決定→調査→結果報告受理→結果確認

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）		単位：千円
1.委託料	184	水質検査等委託料
2.土地等借上料	10	土地使用量
3.補助金	0	浄水器設置費補助金
	0	
	0	

② 特定財源の内訳（26年度の実績）		単位：千円
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	91	地下水汚染防止対策事業費補助金
3.地方債	0	
4.その他	0	

前年度比増減理由：検査委託料の増

③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）	単位：時間
測定対応(委託契約、施工確認等)	20
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素対応（協議、打合せ等）	30
補助対応（県との打合せ、書類作成等）	30

			単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費	費目内訳	1. 委託料	千円	176	176	184	332
		2. 土地等借上料	千円	10	10	10	10
		3. 補助金	千円	0	0	0	300
			千円				
			千円				
	事業費計（A）		千円	186	186	194	642
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円	88	88	91	165
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円				
		5. 一般財源	千円	98	98	103	477
人件費	正規職員従事人数		人	0.03	0.03	0.04	0.04
	延べ業務時間		時間	60	70	80	80
	人件費計（B）		千円	228	266	304	304
トータルコスト(A)+(B)			千円	414	452	498	946

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
テトラクロロエチレンによる地下水汚染地域の水質調査
千葉県による地下水の水質調査

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
テトラクロロエチレンによる地下水汚染地域の水質調査
千葉県による地下水の水質調査
浄水器設置費の助成

⑤ 活動指標名		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	テトラクロロエチレンによる汚染地域観測井戸調査箇所数	箇所	20	20	20	20
イ	浄水器設置基数	基数	0	0	0	3
ウ	千葉県による地下水水質調査範囲（市域）	㎢	129.91	129.91	130.45	130.45

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

地下水の汚染の状況の把握

⑥ 対象指標名		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	テトラクロロエチレンによる汚染地域観測井戸検査検体数	検体	40	40	40	40
イ	千葉県による地下水水質調査箇所数	箇所	4	3	3	3

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

地下水の現状がわかる

⑦ 成果指標名（考え方）		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	テトラクロロエチレンによる汚染地域観測井戸基準超過検体数（　環境基準：0.01mg/L　）	検体	3	0	0	0
イ	千葉県による地下水水質調査基準超過箇所数（基準超過項目：砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素　）	箇所	1	2	3	0

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民が良好な住生活を送ることができる
※火葬場、畜犬含む

⑧ 上位成果指標名（考え方）		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	旭市内の汚染地域の把握（新規）（自然由来（砒素）以外の地下水汚染）	箇所	0	1	1	0

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
テトラクロロエチレンによる地下水及び土壌汚染が確認されたことから、汚染物質を除去し、汚染地域の地下水質が環境基準を達成するために始まった。 また、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水の汚染が広範囲で確認され、汚染物質の除去が難しいことから、浄水器の設置補助をすることで安全な飲用水の確保するために始まった。	テトラクロロエチレンによる汚染地域は全ての井戸で基準値を満たされたとから、基準を超過する見込みがなくなり次第、事業終了を考えている。 また、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水の汚染は広範囲であり、除去対策は困難であるため、今後、汚染地域の拡大を防ぐために対策を県を交えて考えているところである。	テトラクロロエチレンによる地下水及び土壌汚染の汚染地域は県と協議をしながら、事業終了の時期及び方法を考えている。 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水の汚染地域における浄水器の設置補助については、ここ数年は設置補助基数が無い状況にあるが、上水道が敷設されていない地域があるため、安全な飲用水を確保するためには必要であるとの要望がある。

事務事業名	地下水汚染対策事業	課名	環境課	班名	環境政策班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 テトラクロロエチレンの汚染地域の事業を終了することで、この地域の汚染による不安を取り除くとともに新たな汚染地域に対し状況を確認し、良好な住生活を送れるように対策の有無を決定している。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 テトラクロロエチレンの汚染地域に関しては汚染物質を限定しており、追加は考えられない。 また、千葉県による地下水の水質調査により汚染井戸が判明し汚染物質及び汚染箇所が把握される。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 テトラクロロエチレンによる汚染地域は汚染の原因者が特定されず、汚染地域を無対策で放置できないため、行政で汚染除去の対策をすることとなった。また、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による汚染地域における浄水器の設置補助については、上水道の敷設されていない場所への安全な飲用水を供給するためのものであり、妥当である。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 テトラクロロエチレンによる汚染地域については、全ての井戸で環境基準値未満となり、県と協議をし、基準を超過する見込みがなくなり次第、事業を終了する予定である。 また、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による汚染地域における浄水器の設置補助については、上水道の敷設されていない場所への安全な飲用水を供給するためのものであり、他市町においては他の汚染物質においても補助を行っている。ただし、今現在では硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による汚染地域以外の物質での補助対象となる地域は無い。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 テトラクロロエチレンによる汚染地域はこれ以上の対策はなく、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による汚染地域については、汚染が地下にあるため汚染の発見が難しいため、これ以上の方法は考えられない。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (1) 事務事業名：(県の地下水汚染対策事業、県の海匝地域北東部地下水保全対策事業) (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☑ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 テトラクロロエチレンによる汚染地域は汚染物質の濃度が基準値以下となり、基準を超過する見込みがなくなり次第、事業終了を考えている。 また、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水の汚染は県と連携し、協議会を設立し対応しているところである。 ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 浄水器設置費補助金については実績を勘案することで削減の余地がある。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 地下水の測定についてはすでに委託しているところである。 その他は県と連携し対応しており削減の余地はない。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 テトラクロロエチレンによる汚染地域は汚染の原因者が特定されず、汚染地域を無対策で放置できないため、行政で汚染除去の対策をすることとなった。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による汚染地域における浄水器の設置補助については、上水道の敷設されていない場所への安全な飲用水を供給するためのものであり、市内全域を考えており、公平・公正と思われる。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	市民・事業者のみなさんと市が協働し連携して、市民に安心感を与えるため今後も継続して事業を行って行きたい。
② 有効性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
③ 効率性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

- ☐ 目的再設定
- ☐ 事業のやり方改善による成果向上
- ☑ 事業のやり方改善による事業費削減
- ☐ 受益機会の適正化
- ☐ 廃止・休止
- ☐ 行政関与の見直し
- ☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　　）
- ☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
- ☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
平成28年度	実績を勘案し浄水器設置費補助金において補助基数を減らす。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	維持	増加
成果	向上			
	維持	○		
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

特になし

平成 26 年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成 28 年 2 月 19 日時点

事務事業名	コード1	20800	住宅用省エネルギー設備設置助成事業
	コード2		
施策体系	施策	23	良質な環境の保全
	施策の展開	43	自然環境の保全

事業種別	課	環境課
☑ 国土強靭化地域計画	所属班	環境政策班
☐ 新市建設計画	電話番号	62-5328 内線 474
☐ 総合戦略	予算科目	会計 / 款 / 項 / 目
☑ 復興計画		一般会計 / 4 / 1 / 5
☐ 定住自立圏構想	根拠法令	旭市住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付要綱
☐ 行政改革アクションプラン		
☑ 主要事業		
☐ 簡易評価		

1 現状把握(Do)

(1)事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☐ 単年度繰返 ☐ 平成 ___ 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☑ 期間限定複数年度 平成 25 年度～ 平成 27 年度まで ※全体像を記述⇒	地球温暖化の防止等地球環境の保全に資することを目的として、住宅用省エネルギー設備を設置する者に対し予算の範囲内において補助金を交付する。 ○太陽光発電システム設置費用のうち、太陽電池の最大出力が10キロワット未満のもので1キロワット当たり2万5千円を乗じた額(補助金) :上限100,000円 ○家庭用燃料電池システム(エネファーム)設置費用に対する補助 上限100,000円 ○定置用リチウムイオン蓄電池システム設置費用に対する補助 上限100,000円 ○エネルギー管理システム(HEMS)設置費用に対する補助 上限10,000円 ○電気自動車充給電設備設置費用に対する補助 上限50,000円 太陽光発電システム設備設置補助金交付申請書(申請者から)→現地確認→交付決定通知書(申請者へ)→(申請者)工事着工→工事完了→実績報告書(申請者が環境課へ)→現地確認→補助金確定通知(環境課から申請者へ)→交付請求書(申請者から環境課へ)→補助金振込み→使用状況報告書(1年後申請者が環境課へ提出)

(2)トータルコスト

① 費目の内訳(26年度の実績)	単位:千円	
1.旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金	9,493	住宅用太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム(エネファーム)、定置用リチウムイオン蓄電システム、エネルギー管理システム(HEMS)、電気自動車充給電設備を設置する者に対し、補助金を交付する。

② 特定財源の内訳(26年度の実績)	単位:千円	
1.国庫支出金		
2.都道府県支出金	7,112	千葉県住宅用省エネルギー設備等促進事業補助金
3.地方債		
4.その他		

前年度比増減理由:

③ 延べ業務時間の内訳(26年度の実績)	単位:時間
・1件あたり5時間で算出した。 ・H26年度 525時間	

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
事業費 費目内訳	1 旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金	千円	6,933	11,702	9,493	12,200
		千円				
		千円				
		千円				
		千円				
	事業費計 (A)	千円	6,933	11,702	9,493	12,200
財源	1. 国庫支出金	千円				
	2. 都道府県支出金	千円	3,500	8,050	7,112	8,050
	3. 地方債	千円				
	4. その他	千円				
	5. 一般財源	千円	3,433	3,652	2,381	4,150
人件費	正規職員従事人数	人	0.18	0.32	0.26	0.33
	延べ業務時間	時間	355	635	525	660
	人件費計 (B)	千円	1,349	2,413	1,995	2,508
トータルコスト(A)+(B)		千円	8,282	14,115	11,488	14,708

(3)事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績(26年度に行った主な活動)
家庭用燃料電池システム(エネファーム)、定置用リチウムイオン蓄電池システム、エネルギー管理システム、電気自動車充電設備に対する補助を実施。

27年度計画(27年度に計画している主な活動)
家庭用燃料電池システム(エネファーム)、定置用リチウムイオン蓄電池システム、エネルギー管理システム、電気自動車充給電設備に対する補助を実施。

	⑤ 活動指標名	単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	補助件数	件数	71	127	105	132
イ						
ウ						

目的

② 対象(誰、何を対象にしているのか)

旭市民

	⑥ 対象指標名	単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	世帯数(4月1日現在日本人・外人)	世帯	25,057	24,854	25,014	25,307
イ						

③ 意図(対象がどのような状態になるのか)

太陽光発電システム等住宅用省エネルギー設備を設置してもらうことで、消費電力が削減され、地球温暖化の防止につながる

	⑦ 成果指標名(考え方)	単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	設置件数	件数	71	127	105	132
イ	契約最大出力量年度の合計 ( )	kw	382	572	474	594

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

自然(緑、河川等)が保全される

	⑧ 上位成果指標名(考え方)	単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	環境基準達成率 ( )	%	100.0	100.0	100.0	100.0

(4)事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か?どんな経緯で始まったか?	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか?開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか?	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?
地球温暖化の防止等地球環境の保全を推進し家庭におけるエネルギーの安定確保及びエネルギー利用の効率化、適正化を図るため、平成22年度に、市の単独事業として、住宅用太陽光発電システムに対する補助を開始した。	平成23年7月から千葉県の補助事業が始まった。 また、平成26年度からは、新たな住宅用省エネルギー設備の設置に係る補助も行うこととした。 国は当事業とは別に、平成22～25年度まで太陽光発電システムに対して、平成26年度からはその他住宅用省エネルギー設備に対して補助を行っている。	事業期間の延長と合わせ、予算確保の要望がある。(議会等)

事務事業名	住宅用省エネルギー設備設置助成事業	課名	環境課	班名	環境政策班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 各家庭の消費電力が抑制され地球温暖化の防止や家庭におけるｴﾈﾙｷﾞｰの安定確保及びｴﾈﾙｷﾞｰ利用の効率化、適正化が図られることで、CO2排出量が削減され自然環境保保全に結びつく。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 市内の一般住宅に新たに省ｴﾈﾙｷﾞｰｼｽﾃﾑを設置する方又は、省ｴﾈﾙｷﾞｰｼｽﾃﾑが設置された建売住宅を購入する方を対象としており、また、国や県が設置促進を図る住宅用省エネルギー設備設置に対する補助であり、対象・意図ともに適切である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 地球温暖化の防止等及び地球環境の保全について、国・県が推進している事業であり妥当である。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 近隣市に比べて早期に太陽光発電システム設置費用に対する補助を開始するなど積極的な取り組みを行っており、近隣市に比べてある程度高い水準であると思われる。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☑ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 平成26年度の申請件数はやや減少しているが、平成25年度については、平成26年4月から消費税が増税される前の駆け込効果によるものが大きいものと思われる。ただし電話等の問い合わせも多く、設備に関する市民の関心は高い状況を維持しており、成果の向上余地はある。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある (1) 事務事業名：(国の住宅用省エネルギー設備設置に係る補助事業) (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☑ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 国の認定を受けた住宅用省エネルギー設備に対する補助を行っており、既に連携をしている。 ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 当該設備の設置費用が、現在はまだ高額であるため、補助金を交付し負担の軽減を図り推進しているため、事業費の削減は難しい。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 補助金の受付や現地確認等を職員が行っているが必要最小限の業務時間であり、臨時職員や委託をするだけの業務量でもないため、削減余地がない。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 当該設備を設置する対象者を旭市に住民登録され、世帯全員に市税等の滞納がないこととしているため、公平性は保たれている。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果

① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり

（2）全体総括（振り返り、反省点）

自然エネルギーが見直される中、家庭でのエネルギー安定化、効率化を積極的に推進し、地球温暖化の防止及び環境保全に寄与している。そのため、今後も当事業を継続することが望ましいと考える。

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

- ☐ 目的再設定
- ☑ 事業のやり方改善による成果向上
- ☐ 事業のやり方改善による事業費削減
- ☐ 受益機会の適正化
- ☐ 廃止・休止
- ☐ 行政関与の見直し
- ☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　　）
- ☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
- ☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
①、②平成27年度中	①補助要綱の延長期間を決定し、要綱改正を行う。 ②現在の事業費規模を変えずに設置件数を増やすための方策を検討する。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上		○	
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

県補助事業の動向調査及び近隣自治体の実施状況の調査を行い、次年度以降の事業実施期間を判断する。

平成 26 年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成 28 年 2 月 19 日時点

事務事業名	コード1	12200	国民年金事務費
	コード2		
施策体系	施策	99	その他
	施策の展開	99	その他

事業種別
- ☐ 国土強靭化地域計画
- ☐ 新市建設計画
- ☐ 総合戦略
- ☐ 復興計画
- ☐ 定住自立圏構想
- ☐ 行政改革アクションプラン
- ☐ 主要事業
- ☐ 簡易評価

課	保険年金課		
所属班	高齢者医療年金班		
電話番号	62-5332	内線	138

予算科目	会計	款	項	目
	一般会計	3	1	3

根拠法令	国民年金法(施行令) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(施行令)

1 現状把握(Do)

(1)事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 昭和 36 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成___年度～ 平成___年度まで ※全体像を記述⇒	国民年金被保険者の資格取得・喪失・住所異動・氏名変更等について日本年金機構へ報告する。 年金の納付に関する相談や免除申請の受付。 年金の請求に関する相談、請求受付(国民年金のみ) 年金受給者からの相談受付。 広報誌による制度周知。 【業務の流れ】 1週間の間に受けた取得・住所異動などについてとりまとめて日本年金機構へ報告する。 窓口において受ける年金に関する相談について、必要な場合は佐原年金事務所に確認しながら回答する。

(2)トータルコスト

① 費目の内訳(26年度の実績)		単位:千円
1.需用費	115	事務用消耗品 参考図書購入 出張時燃料費
2.役務費	49	ねんきんネット プロバイダ利用料 など
3.使用料及び賃借料	3	出張時ETC利用料
4.備品購入費	42	書棚購入
5.その他	8	年金実務セミナー出張時旅費

② 特定財源の内訳(26年度の実績)		単位:千円
1.国庫支出金	217	国民年金事務費交付金
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	0	

前年度比増減理由:

③ 延べ業務時間の内訳(26年度の実績)	単位:時間
異動報告 免除申請書の受理・進達 年金請求書の受理・進達 広報誌への掲載 年金に関する相談	

			単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
事業費	費目内訳	1. 需用費	千円	171	160	115	312
		2. 役務費	千円	29	48	49	74
		3. 使用料及び賃借料	千円	3	0	3	9
		4. 備品購入費	千円	132	0	42	50
		5. その他	千円	0	0	8	8
	事業費計 (A)		千円	335	208	217	453
	財源	1. 国庫支出金	千円	335	208	217	453
		2. 都道府県支出金	千円				
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円				
		5. 一般財源	千円	0	0	0	0
人件費	正規職員従事人数		人	4.12	3.70	3.70	3.26
	延べ業務時間		時間	8,296	7,465	7,465	6,567
	人件費計 (B)		千円	31,525	28,367	28,367	24,955
トータルコスト(A)+(B)			千円	31,860	28,575	28,584	25,408

(3)事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績(26年度に行った主な活動)
国民年金に関する各種相談
国民年金被保険者に関する異動報告
広報あさひ掲載による制度周知

27年度計画(27年度に計画している主な活動)
国民年金に関する各種相談
国民年金被保険者に関する異動報告
広報あさひ掲載による制度周知

⑤ 活動指標名

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	年金に関する相談件数	件	10,863	7,448	8,418	7,400
イ	広報掲載件数	件	6	13	13	13
ウ						

目的

② 対象(誰、何を対象にしているのか)

国民年金第1号被保険者
60歳以上任意加入者

⑥ 対象指標名

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	国民年金第1号被保険者	人	13,845	13,134	12,398	11,600
イ	60歳以上任意加入者	人	118	104	90	80

③ 意図(対象がどのような状態になるのか)

異動報告を適正に行い、また未納で免除できる方には免除の申請を受付、受給権の確保に努める

⑦ 成果指標名(考え方)

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	国民年金被保険者に関する異動報告件数 ( )	件	5,491	5,393	6,380	6,000
イ	国民年金被保険者に関する免除受付件数 ( )	件	1,341	1,368	2,285	2,200

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民が地域で互いに支えあう

⑧ 上位成果指標名(考え方)

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	年金受給者数 ( )	件	18,692	19,065	19,300	19,500

(4)事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か?どんな経緯で始まったか?	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか?開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか?	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?
すでに制度があった厚生年金・共済年金とともに、自営業の方も年金を受けることができる国民年金制度を設けた。 昭和35年10月に適用事務・昭和36年4月に徴収事務を開始。	平成14年4月から徴収・台帳管理などの事務が市から社会保険庁直轄となった。 また平成21年4月から社会保険庁廃止に伴い新たに日本年金機構が発足した。市は年金機構との協力連携を行いながら国からの法定受託事務を行っている。	被保険者に関しては保険料の未納について免除を受けたいという要望が多い。

事務事業名	国民年金事務費	課名	保険年金課	班名	高齢者医療年金班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 異動の報告や免除に関して正確に受付・報告することは将来の安定した年金受給につながっていく。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 異動報告・免除に関する手続きは、第1号被保険者・任意加入者に限られている。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 国からの法定受託事務によりおこなっており、また事務費については全額国費により賄われている。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 広報の掲載頻度、事務の内容等、近隣市も概ね同じような状況である。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 国からの法定受託事務により行っており、市としては今後も異動について正確に報告を行う。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (1) 事務事業名：（ ） (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 類似、重複する事業はない。 ☑ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 最小限の必要経費で事業を行っており、これ以上の削減は難しい。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 今年度削減を行っており、支所勤務が継続している現状ではこれ以上の削減は難しい。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 異動・免除に関しては1号被保険者のみだが、相談に関してはそれ以外の方からもできる限り対応している。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	国民年金法に基づく法定受託事務であり、今後も法の改正等があった際にはそれに沿って適正に事務を行っていく。
② 有効性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

- ☐ 目的再設定
- ☐ 事業のやり方改善による成果向上
- ☐ 事業のやり方改善による事業費削減
- ☐ 受益機会の適正化
- ☐ 廃止・休止
- ☐ 行政関与の見直し
- ☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　）
- ☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
- ☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
平成29年5月まで	異動報告の電子媒体化に伴い、日本年金機構から市へ送られてくる異動の処理結果一覧も電子媒体化を行うことで、異動報告がより正確になり、機構からの異動内容も今までより迅速かつ正確に市のシステムに反映できるようにする。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上			
	維持		○	
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

特になし

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名			
	コード1	51000	【国保会計】妊産婦付加金
	コード2		
施策体系	施策	7	子育て支援の充実
	施策の展開	16	子育て世帯への経済的支援

事業種別	
☐ 国土強靭化地域計画	
☐ 新市建設計画	
☐ 総合戦略	
☐ 復興計画	
☐ 定住自立圏構想	
☐ 行政改革アクションプラン	
☐ 主要事業	
☐ 簡易評価	

課	保険年金課		
所属班	国民健康保険班		
電話番号	62-5331	内線	135

予算科目	会計	款	項	目
	国保会計	2	1	5

根拠法令
旭市国民健康保険条例

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☐ 平成＿＿年度～ ☑ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿＿年度～ 平成＿＿年度まで ※全体像を記述⇒	国民健康保険に加入していて母子健康手帳の交付を受けた者に、母子健康手帳の交付を受けた月から出産日の翌月までにかかった保険適用治療の一部負担金相当額（医療機関における自己負担額）を支給する。 【業務の流れ】 ①健康管理課に母子健康手帳の交付を受けた者の情報提供について依頼する。②提供された情報の中から国民健康保険加入者を抜粋し前回からの対象者と合わせて今回分の申請対象者リストを作成する。③レセプト情報や滞納の有無などを確認し支給額や支給対象者（世帯主）を決定する。④支給対象者へ申請勧奨通知を送付する。⑤半期毎に申請があったものに対して支給。（原則口座振込）

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）	単位：千円
1.妊産婦付加金	5,122
	0
	0
	0
	0

② 特定財源の内訳（26年度の実績）	単位：千円
1.国庫支出金	0
2.都道府県支出金	0
3.地方債	0
4.その他	0

前年度比増減理由：付加金支給者数増のため

③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）	単位：時間
申請対象者確認・入力　60時間×2回＝120時間	
申請受付　11時間（年度のべ人数）	
支払処理　31時間（年度のべ人数）　合計162時間	

			単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費	費目内訳	1. 妊産婦付加金	千円	7,526	4,655	5,122	5,800
			千円				
			千円				
			千円				
			千円				
	事業費計（A）		千円	7,526	4,655	5,122	5,800
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円				
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円				
		5. 一般財源	千円	7,526	4,655	5,122	5,800
人件費	正規職員従事人数		人	0.10	0.07	0.08	0.08
	延べ業務時間		時間	197	138	162	158
	人件費計（B）		千円	749	524	616	600
トータルコスト(A)＋(B)			千円	8,275	5,179	5,738	6,400

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
ア付加金の支給
イ周知活動①広報に掲載②健康管理課と連携し、母子健康手帳交付時に制度について説明を行っている

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
ア付加金の支給
イ周知活動①広報に掲載②健康管理課と連携し、母子健康手帳交付時に制度について説明を行う

⑤ 活動指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	付加金支給者数(年度のべ人数)	人	278	205	216	205
イ	①広報掲載回数	回	0	1	1	1
ウ						

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

国保加入で母子健康手帳の交付を受けた方（対象期間に治療を受けた妊産婦）

⑥ 対象指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	付加金支給対象者数（年度のべ人数）	人	338	237	283	253
イ	国保加入で母子健康手帳の交付を受けた人数	人	131	122	125	128

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

医療費の一部負担金を助成することにより、
ア　妊産婦の経済的な負担軽減がはかられる
イ　必要な治療を適切な時期に受けることができる
以上をもって安心して妊娠、出産をしやすい環境を整えることを目的にする。

⑦ 成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	付加金支給率 （付加金支給者数／付加金支給対象者数）	%	82.0	86.0	76.0	81.0
イ						

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民が健康を保つことができる

⑧ 上位成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	平均寿命 （国勢調査結果により算出）	歳	男 77.3 女 83.8 (H17年)	男 79.0 女 86.1 (H22年)	男 79.0 女 86.1 (H22年)	男 79.0 女 86.1 (H22年)

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
付加金を支給し、妊産婦の健康維持にかかる経済的な負担を軽減し、出産しやすい環境を整えるため。 旧旭市、旧飯岡町では同様の事業を実施。旧海上町、旧干潟町では取り扱いなし。	過去5年間で支給対象者数はほぼ変動なし。	特になし。

事務事業名	【国保会計】妊産婦付加金	課名	保険年金課	班名	国民健康保険班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 付加金を支給することにより、妊産婦の健康維持にかかる経済的な負担を軽減し、出産しやすい環境を整えているため。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 旭市国民健康保険に加入している妊産婦を対象としており、対象は適切である。また、妊産婦が必要な治療を適切な時期に受診するためには、自己負担額全額の支給が必要であり、意図も適切である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 保険者が支給する付加金であるため。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】 未申請者がいるため。 また近隣では同様の制度を行っていないため比較できない。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 申請方法を工夫・簡素化することで成果は向上する。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある (1) 事務事業名：(母子健康手帳交付事務) (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☑ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 母子健康手帳交付時に妊産婦付加金支給のための口座情報等を記入していただくことは考えられるが、社会保険への切り替え等、母子健康手帳交付後の対象者の異動が多く、かえって手続きが煩雑になる恐れがあるため、連携は難しい。 ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 一部負担金が国民健康保険法で3割と定められており、また、妊産婦付加金の支給額を下げることは成果を下げることに繋がる恐れがあり、削減することは難しい。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 年2回実施している申請対象者への勧奨通知を1回にするなどにより、業務時間の削減が図れる。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 国民健康保険税より支出されているため。 また病院にかかりやすくなることで妊産婦の重篤化を防ぎ、生まれてくる子どもたちの健康をまもること、ひいては今後の医療費の削減・抑制に繋がるため。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	国民健康保険加入者への制度としては、公正公平でなおかつ、妊産婦の経済的な負担の軽減に繋がるため、より医療を受けやすい環境づくりに貢献している。今後、申請方法を工夫・簡素化をすることによる付加金支給率の向上や、勧奨通知の見直しにより、業務時間の削減を検討する。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
④ 公平性	☐ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

- ☐ 目的再設定
- ☑ 事業のやり方改善による成果向上
- ☐ 事業のやり方改善による事業費削減
- ☐ 受益機会の適正化
- ☐ 廃止・休止
- ☐ 行政関与の見直し
- ☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　　）
- ☑ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
- ☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
平成28年度までに	申請勧奨通知を年1回にする、もしくは申請主義とするなど業務内容の見直しを検討し、業務時間の短縮を図る。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	維持	増加
成果	向上	○		
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

特になし。

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名			
	コード1	51800	【国保会計】出産育児一時金
	コード2		
施策体系	施策	7	子育て支援の充実
	施策の展開	16	子育て世帯への経済的支援

事業種別	
	☐ 国土強靭化地域計画
	☐ 新市建設計画
	☐ 総合戦略
	☐ 復興計画
	☐ 定住自立圏構想
	☐ 行政改革アクションプラン
	☐ 主要事業
	☐ 簡易評価

課	保険年金課				
所属班	国民健康保険班				
電話番号	62-5331	内線	134		
予算科目	会計		款	項	目
	国保会計		2	4	1
根拠法令	国民健康保険法 旭市国民健康保険条例				

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☐ 平成＿＿年度～ ☑ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿＿年度～ 平成＿＿年度まで ※全体像を記述⇒	国民健康保険加入者が出産する際、出産育児一時金が世帯主に支給される。但し、国保加入後6か月以内の出産は加入前の保険者から支給を受けることができる。 【支給額】42万円：産科医療保障制度加入医療機関で出産した場合及び妊娠22週目以降流産等。40万4千円：産科医療保障制度加入医療機関で妊娠12週目以降流産等。産科医療保障制度未加入医療機関で出産した場合及び妊娠12週目以降流産等。 【支給方法】直接支払制度：世帯主と医療機関との事前の合意により、世帯主に代わり医療機関が国保連合会を通じ市へ出産育児一時金を請求する。受取代理制度：世帯主が市へ事前に申請することにより、市は出産後の医療機関からの請求により直接医療機関へ出産育児一時金を支払う。直接支払制度等を利用しない場合：出産後世帯主からの申請により支給する。差額支給：直接支払制度等で医療機関へ支払った額が支給額に満たない場合、世帯主からの申請により差額が支給される。 【業務の流れ】 ●直接支払制度：国保連合会を通した医療機関からの請求内容を確認の上支払う。→世帯主に支給決定通知送付●受取代理制度：（出産前）世帯主からの申請内容を確認。→医療機関から出産後送付される請求書写し・出生証明書類写しを確認する。→世帯主に支給決定通知送付→医療機関へ直接支払う。●直接支払制度等を利用しない場合：（出産後）世帯主からの申請内容を確認する。→世帯主に支給決定通知書送付後、支給（原則口座振込）。●差額支給：直接支払制度等で差額がでる場合、その決定通知にて世帯主に差額支給申請勧奨を行う。→世帯主からの申請内容を確認し差額支給決定通知送付後、支給（原則口座振込）。

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.手数料	27	
2.出産育児一時金	53,505	
	0	
	0	
	0	
② 特定財源の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	35,729	一般会計繰入金
前年度比増減理由：		
③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）	単位：時間	
申請受付等　12時間		
確認・入力作業　27時間		
支払処理　14時間		

			単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費	費目内訳	1. 手数料	千円	34	24	27	32
		2. 出産育児一時金	千円	69,995	47,842	53,505	63,000
			千円				
			千円				
			千円				
	事業費計（A）		千円	70,029	47,866	53,532	63,032
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円				
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円	46,100	31,900	35,729	42,000
		5. 一般財源	千円	23,929	15,966	17,803	21,032
人件費	正規職員従事人数		人	0.04	0.02	0.03	0.03
	延べ業務時間		時間	76	50	53	61
	人件費計（B）		千円	289	190	201	232
トータルコスト(A)+(B)			千円	70,318	48,056	53,733	63,264

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
●出産育児一時金として出産費用を助成。（出産した国保被保険者の属する世帯の世帯主）●広報に掲載し周知を図った。●健康管理課と連携し、母子手帳発行時制度説明を行った。●平成27年1月1日以降の支給額を、39万円→40万4千円（妊娠22週に満たない流産等及び産科医療保障制度未加入医療機関で出産）

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
●出産育児一時金として出産費用を助成。（出産した国保被保険者の属する世帯の世帯主）●広報に掲載し周知を図る。●健康管理課と連携し、母子手帳発行時制度説明を行う。●出生要件での国保加入届出者に制度説明を行う。

⑤ 活動指標名		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	出産育児一時金支給者	人	168	114	128	150
イ	広報掲載回数	回	0	1	1	1
ウ						

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

妊娠12週目以降の国保被保険者

⑥ 対象指標名		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	国保被保険者出生者数	人	172	131	145	160
イ						

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

出産費用の負担が減ることにより、妊娠・出産しやすくなる。

⑦ 成果指標名（考え方）		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	出産育児一時金支給額 (出産育児一時金として支給した額)	千円	69,995	47,842	53,504	63,000
イ	(　　)					

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民が安心して子育てすることができる

⑧ 上位成果指標名（考え方）		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	出産育児一時金支給率 (出産育児一時金支給者/国保被保険者出生者数)	%	97.7	87.0	88.3	93.8

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
国民健康保険法により被保険者の出産に対し出産育児一時金を支給。	平成21年10月から支給額38万円→42万円（但し、妊娠22週に満たない流産等及び産科医療保障制度未加入医療機関で出産した場合35万円→39万円） 平成25年度から現金支給→原則口座振込。 平成27年1月から産科医療保障制度未加入医療機関で出産した場合等の支給額が39万円→40万4千円となる。	特になし

事務事業名	【国保会計】出産育児一時金	課名	保険年金課	班名	国民健康保険班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 出産育児一時金を支給することにより、妊娠・出産しやすい環境になり、ひいては市民が安心して子育てすることができるという上位目的に結びつく。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 国民健康保険法により保険者が支給しなければならない保険給付であるため、対象を限定・追加等することができない。 また、国の通知により健康保険法施行令第36条の規定を踏まえ、支給額を条例にて定めている。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 国民健康保険法により保険者が支給しなければならない保険給付である。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】 勧奨通知や広報等で周知を図っているが、更に高い支給率を目指す余地がある。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☑ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 出生届出時にも積極的に周知する。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (1) 事務事業名：（ ） (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 国民健康保険法により定められている為。 ☑ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 国民健康保険法により保険者が支給しなければならない保険給付である。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 必要最低限の業務プロセスであり、延べ業務時間の削減はこれ以上困難である。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 国保被保険者の出産に係る保険給付として国民健康保険法により定められている為。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	国民健康保険法により保険者が支給しなければならない保険給付である。勧奨通知等で周知を図っているが、更に周知徹底することにより給付率の向上が見込まれる。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

☐ 目的再設定
☑ 事業のやり方改善による成果向上
☐ 事業のやり方改善による事業費削減
☐ 受益機会の適正化
☐ 廃止・休止
☐ 行政関与の見直し
☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　）
☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
①平成27年4月15日号 ②平成27年度	①市広報に掲載し周知を図る。 ②窓口における更なる周知徹底を図る。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上		○	
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

①特になし
②特になし

平成 26 年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成 28 年 2 月 19 日時点

事務事業名	コード1	51900	【国保会計】葬祭費
	コード2		
施策体系	施策	8	地域福祉の充実
	施策の展開	17	地域福祉の推進

事業種別
- ☐ 国土強靭化地域計画
- ☐ 新市建設計画
- ☐ 総合戦略
- ☐ 復興計画
- ☐ 定住自立圏構想
- ☐ 行政改革アクションプラン
- ☐ 主要事業
- ☐ 簡易評価

課	保険年金課				
所属班	国民健康保険班				
電話番号	62-5331	内線	134		
予算科目	会計	款	項	目	
	国保会計	2	5	1	
根拠法令	国民健康保険法 旭市国民健康保険条例				

1 現状把握(Do)

(1)事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☐ 平成___年度～ ☑ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成___年度～ 平成___年度まで ※全体像を記述⇒	国民健康保険加入者が死亡した際、葬儀を行った者(施主)に葬祭費が支給される。但し、国保加入後3か月以内に死亡し、以前加入していた保険者から支給される場合は支給対象としない。 【支給額】5万円 【業務の流れ】 国保被保険者の死亡届出時に制度説明を行う。(閉庁日は日直対応) 施主からの申請受理→申請内容等確認後、システム入力し決裁→施主に支給決定通知送付→支給(原則口座振込)

(2)トータルコスト

① 費目の内訳(26年度の実績)	単位:千円
1.葬祭費	5,900
	0
	0
	0
	0

② 特定財源の内訳(26年度の実績)	単位:千円
1.国庫支出金	0
2.都道府県支出金	0
3.地方債	0
4.その他	0

前年度比増減理由:

③ 延べ業務時間の内訳(26年度の実績)	単位:時間
申請受付等	16時間
確認・入力作業	20時間
支払処理	13時間

			単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
事業費	費目内訳	1. 葬祭費	千円	7,780	6,050	5,900	7,500
			千円				
			千円				
			千円				
			千円				
	事業費計 (A)		千円	7,780	6,050	5,900	7,500
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円				
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円				
		5. 一般財源	千円	7,780	6,050	5,900	7,500
人件費	正規職員従事人数		人	0.04	0.03	0.02	0.03
	延べ業務時間		時間	76	52	49	58
	人件費計 (B)		千円	289	198	186	220
トータルコスト(A)+(B)			千円	8,069	6,248	6,086	7,720

(3)事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績(26年度に行った主な活動)
●葬祭費として施主に葬祭費を支給●広報に掲載し周知を図った●死亡届出時に制度説明を行った

27年度計画(27年度に計画している主な活動)
●葬祭費として施主に葬祭費を支給●広報に掲載し周知を図る●死亡届出時に制度説明を行う●死亡に係る世帯主変更等の国保届出時にも制度説明を行う

	⑤ 活動指標名	単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	葬祭費支給者	人	152	121	118	150
イ	広報掲載回数	回	0	1	1	1
ウ						

目的

② 対象(誰、何を対象にしているのか)

国保被保険者の葬儀を挙げた施主

	⑥ 対象指標名	単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	国保被保険者死亡者数	人	156	143	135	150
イ						

③ 意図(対象がどのような状態になるのか)

葬儀を挙げた施主の負担が減る。

	⑦ 成果指標名(考え方)	単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	葬祭費支給額 (葬祭費として支給した額)	千円	7,780	6,050	5,900	7,500
イ	( )					

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民が地域で互いに支えあう

	⑧ 上位成果指標名(考え方)	単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	葬祭費支給率 (葬祭費支給者／国保被保険者死亡者数)	%	97.4	84.6	87.4	100.0

(4)事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
国民健康保険法により被保険者の死亡に関して葬祭費の支給する。	平成18年10月から平成24年3月まで7万円支給。 平成24年4月から5万円支給。 平成25年度から現金支給→原則口座振込。	特になし。

事務事業名	【国保会計】葬祭費	課名	保険年金課	班名	国民健康保険班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 葬祭費を支給することにより、施主の負担が軽減される。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 国民健康保険法により保険者が支給しなければならない保険給付であるため、対象を限定・追加等するべきではない。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 国民健康保険法により保険者が支給しなければならない保険給付であるため。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】 死亡届出時の制度説明や広報にて周知しているが、更に高い支給率を目指す余地がある。 また、支給額は近隣市及び他法保険者と同様の額であり妥当である。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☑ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 死亡に係る世帯主変更等の国保届出時にも、積極的に周知する。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (1) 事務事業名：（ ） (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 国民健康保険法により定められているため。 ☑ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 国民健康保険法により保険者が支給しなければならない保険給付である。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 必要最低限の業務プロセスであり、業務時間の削減はこれ以上困難である。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 国保被保険者の死亡に関して葬祭費を支給することは、国民健康保険法に定められているため。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	国民健康保険法により保険者が支給しなければならない保険給付である。給付額は近隣市等と比較しても妥当であるが、給付率は更なる周知徹底により向上が見込まれる。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

☐ 目的再設定
☑ 事業のやり方改善による成果向上
☐ 事業のやり方改善による事業費削減
☐ 受益機会の適正化
☐ 廃止・休止
☐ 行政関与の見直し
☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　）
☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
①平成27年4月15日号 ②平成27年度	①市広報に掲載し周知を図る。 ②窓口における更なる周知徹底を図る。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上		○	
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

①特になし。
②特になし。

平成 26 年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成 28 年 2 月 19 日時点

事務事業名	コード1	18700	成人健康診査事業
	コード2	①	歯周疾患検診
施策体系	施策	5	保健の充実
	施策の展開	12	病気予防対策の充実

事業種別	課	健康管理課
☐ 国土強靭化地域計画	所属班	支援班
☐ 新市建設計画	電話番号	57-3113 内線 なし
☐ 総合戦略	予算科目	会計 款 項 目
☐ 復興計画		一般会計 4 1 2
☐ 定住自立圏構想	根拠法令	健康増進法
☐ 行政改革アクションプラン		
☐ 主要事業		
☐ 簡易評価		

1 現状把握(Do)

(1)事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 平成 9 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成__年度～ 平成__年度まで ※全体像を記述⇒	生涯自分の歯で健康で快適な生活が送れるよう、成人期の歯の喪失原因となる歯周疾患を予防するため、40歳・50歳・60歳・70歳を対象に節目検診を実施する事業である。6月～9月の4か月間、市内指定歯科医院にて実施する。 【業務の流れ】 事業の周知(勧奨通知、広報、HP、ポスター、チラシ等)→申込者登録→申込者へ受診券を郵送→歯科医師会と契約締結 歯科医院より月実績及び請求書の提出→受診者の検診結果入力→未受診者勧奨通知→委託料の支払い 事業終了後、結果集計、報告

(2)トータルコスト

① 費目の内訳(26年度の実績)		単位:千円
1.需用費	45	印刷製本
2.役務費	133	通信運搬
3.委託料	633	歯周疾患検診委託料

② 特定財源の内訳(26年度の実績)		単位:千円
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	541	健康増進事業補助金
3.地方債	0	
4.その他	0	

前年度比増減理由:

③ 延べ業務時間の内訳(26年度の実績)	単位:時間
事業起案、関係資料作成、広報原稿、歯科医師会契約・連絡調整、申込者への通知発送事務、検診結果処理・入力、実績報告	のべ業務時間176時間

			単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
事業費	費目内訳	1. 需用費	千円	11	11	45	11
		2. 役務費	千円	125	135	133	141
		3. 委託料	千円	371	535	633	710
			千円				
			千円				
	事業費計 (A)		千円	507	681	811	862
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円	338	454	541	574
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円				
		5. 一般財源	千円	169	227	270	288
人件費	正規職員従事人数		人	0.09	0.09	0.09	0.09
	延べ業務時間		時間	176	176	176	176
	人件費計 (B)		千円	669	669	669	669
トータルコスト(A)+(B)			千円	1,176	1,350	1,480	1,531

(3)事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績(26年度に行った主な活動)
実施期間は6月～9月の4か月間で市内指定歯科医院にて、口腔内診査と歯科保健指導を実施した。周知方法は節目勧奨通知、広報、ホームページ、ポスター、健康だよりの新聞折込を行い、がん検診等と同時申込を実施した。

27年度計画(27年度に計画している主な活動)
実施期間、周知方法は昨年と同様。新規に電子申請による申込を実施し、また肝炎検診勧奨はがきからも申込できるようにした。

	⑤ 活動指標名	単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	歯周疾患検診申込者数	人	182	286	281	280
イ	歯周疾患検診受診者数	人	106	153	181	180
ウ	歯周疾患検診指定歯科医院数	件	31	32	32	31

目的

② 対象(誰、何を対象にしているのか)

今年40歳、50歳、60歳、70歳になる市民

	⑥ 対象指標名	単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	歯周疾患検診対象者数	人	3,672	3,729	3,682	3,412
イ						

③ 意図(対象がどのような状態になるのか)

歯周疾患(歯周病)を早期発見、早期治療につなげることで、歯の喪失を予防できる

	⑦ 成果指標名(考え方)	単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	要指導・要治療者数 (早期発見・治療が歯の喪失を予防するため、要指導・要治療者を見つけ、指導・治療につなげることが成果と考える)	人	95	141	167	165
イ	歯周疾患検診受診率	%	2.9	4.1	4.9	5.3

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民が健康を保つことができる

	⑧ 上位成果指標名(考え方)	単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	平均寿命 (国勢調査結果により算出)	年	男 77.3 女 83.8 (H17年)	男 79.0 女 86.1 (H22年)	男 79.0 女 86.1 (H22年)	男 79.0 女 86.1 (H22年)

(4)事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
老人保健法(現在の健康増進法)に基づき、40歳、50歳を対象に実施。さらに平成16年度から60歳、70歳を対象に追加。旧旭市、旧飯岡町、旧干潟町は集団で、旧海上町は個別で実施。平成18年度から統一し、市内協力歯科医院へ委託し個別検診で実施している。	平成22年4月「千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例」が施行。平成23年8月には「歯科口腔保健の推進に関する法律」が施行となる。さらに、平成26年3月に「旭市歯と口腔の健康づくり推進条例」が施行された。また、平成27年3月に「旭市健康増進計画」が策定された。	旭市歯科医師会からは受診者は少ないが成人期に必要な検診であり、毎年継続実施してほしいと要望はある。

事務事業名	成人健康診査事業 歯周疾患検診	課名	健康管理課	班名	支援班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 歯・口腔の健康は全身の健康を保持増進するためにとても重要であり、政策体系に結びついている。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 健康増進法に基づいて、40・50・60・70歳の節目に実施しているので妥当である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 旭市歯と口腔の健康づくり推進条例、旭市健康増進計画に基づいて、実施しているので妥当である。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】 受診率は増加傾向にあるがまだ低い状況である。近隣市も実施しているが、受診率は低い。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☑ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 受診者を増加させるため、申込み受診勧奨を工夫し継続して実施することで成果の向上が期待できる。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (1) 事務事業名：（ ） (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 類以事業はない。 ☑ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 委託料は歯科診療報酬点数から算出しているため、削減の余地はない。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 検診は旭市歯科医師会へ委託、その他業務は契約、通知、報告等事業に必要な業務のため削減の余地はない。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 広く周知し、対象者には公平に受診の機会があるので適正である。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	個別検診にしてから9年が経過した。自分の都合のよい日時に受診できるメリットがあり、集団検診で実施していた時より大幅に受診者数は延びた。さらに受診率をあげるために、H23年度よりがん検診と同時申込、同時期実施に変更したため、申込者数は大幅に伸びた。しかし、申込者の6割しか受診につながっていない。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

- ☐ 目的再設定
- ☑ 事業のやり方改善による成果向上
- ☐ 事業のやり方改善による事業費削減
- ☐ 受益機会の適正化
- ☐ 廃止・休止
- ☐ 行政関与の見直し
- ☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　）
- ☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
- ☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
平成27年9月	①申込者への受診勧奨を行う。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上		○	
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

①申込者の未受診を減らすために、受診勧奨ハガキを6月と8月に実施する。また広報の回数を増やす。

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名	ｺｰﾄﾞ1	18700	成人健康診査事業
	ｺｰﾄﾞ2	②	骨粗しょう症検診
施策体系	施策	5	保健の充実
	施策の展開	12	病気予防対策の充実

事業種別
- ☐ 国土強靭化地域計画
- ☐ 新市建設計画
- ☐ 総合戦略
- ☐ 復興計画
- ☐ 定住自立圏構想
- ☐ 行政改革アクションプラン
- ☐ 主要事業
- ☐ 簡易評価

課	健康管理課				
所属班	予防班				
電話番号	63-8766	内線	なし		
予算科目	会計	款	項	目	
	一般会計	4	1	2	
根拠法令	健康増進法				

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 平成 7 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿年度～ 平成＿年度まで ※全体像を記述⇒	骨粗鬆症の予防と早期発見のため、20歳から70歳までの5歳刻みの年齢の女性に骨密度測定を行います。 骨密度の年齢に対する要観察者・要医療者へは保健指導を行い、要医療者へは精密検査の受診勧奨を促します。 【業務の流れ】 事業の周知（勧奨ハガキ、広報、HP、ポスター、チラシ等）→申込受付、委託業者と契約締結→受診券を郵送→検診実施→検診結果報告→委託料の支払い 事業終了後、年実績まとめ

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）		単位：千円
1.消耗品費	25	
2.印刷製本費	3	
3.通信運搬費	34	
4.委託料	514	骨粗しょう症検診委託料
② 特定財源の内訳（26年度の実績）		**単位：千円**
1.国庫支出金		
2.都道府県支出金	315	健康増進事業費補助金
3.地方債		
4.その他		
前年度比増減理由：		
③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）		**単位：時間**
事業起案、関係資料作成、申込者への通知発送事務、検診準備、検診・保健指導、結果処理・入力、実績報告 のべ業務時間　234　時間		

			単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費	費目内訳	1. 消耗品費	千円	17	17	25	26
		2. 印刷製本費	千円	3	2	3	4
		3. 通信運搬費	千円	26	37	34	50
		4. 委託料	千円	367	470	514	891
			千円				
	事業費計（A）		千円	413	526	576	971
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円	243	292	315	516
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円				
		5. 一般財源	千円	170	234	261	455
人件費	正規職員従事人数		人	0.10	0.11	0.12	0.11
	延べ業務時間		時間	211	215	241	213
	人件費計（B）		千円	802	817	916	809
トータルコスト(A)＋(B)			千円	1,215	1,343	1,492	1,780

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
集団検診にて3日間実施。1日目のみ女性特有のがん検診（子宮頸がん、乳がん超音波検診）と同時実施した。

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
新たにインターネットでの申込受付を開始。集団検診にて2日間、単独実施。

⑤ 活動指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	骨粗しょう症検診申込者数	人	373	544	569	600
イ	骨粗しょう症検診受診者数	人	318	407	433	500
ウ						

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳になる女性

⑥ 対象指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	骨粗しょう症検診対象者数	人	4,727	4,839	4,716	4,537
イ						

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

自分の骨量を知り、骨粗鬆症を早期発見、早期治療につなげることで、転倒、骨折による要介護状態になることを予防していく。

⑦ 成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	骨粗しょう症検診受診率	%	6.7	8.4	9.2	9.5
イ	要支援・要介護の認定理由の骨折・関節等の占める割合（旭市高齢者福祉課）	%	22.2	27.3	20.3	19.0

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民が健康を保つことができること。

⑧ 上位成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	平均寿命 （　国勢調査結果により算出、女性のみ　）	年	83.8 (H17)	86.1 (H22)	86.1 (H22)	86.1 (H22)

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
平成7年に老人保健事業における総合健康診査に骨粗しょう症検診が追加され、また、骨粗しょう症が寝たきりの原因として注目されており、旧干潟町ではH7年度より開始。	合併後H18年度より、20～70歳までの5歳刻みの女性に検診を実施している。H21年までで県補助金（20～35歳）が廃止されたが、その後も事業を継続している。	申込方法をがん検診と同時にしたことにより、定員を超える申し込みがある。 また、対象年齢以外の方からの検診希望がある。

事務事業名	成人健康診査事業 骨粗しょう症検診	課名	健康管理課	班名	予防班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 骨粗しょう症を予防・早期発見することで、介護予防につながり、市民の平均寿命の延伸に寄与すると考えられる。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 40～70歳は健康増進法に基づいており、骨粗しょう症の予備軍である骨密度低下者の発見および啓発には有効であるため妥当である。20～35歳は市単独事業だが、早期の予防の介入は有効である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 骨密度を測定できる医療機関が少なく、住民の利便性を考えて、市が実施するのが妥当である。住民1人につき5年に1度の対象となり、平等性もあると考える。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】 受診率は年々上昇しているが、40歳以上の受診率は10.9%で近隣市（10～30%）と比べると低い。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☑ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 骨粗しょう症予防と検診の重要性を広く啓発すると同時に、節目年齢に個人勧奨通知を行うことで受診率は向上する。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (1) 事務事業名：（　　） (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 類以事業はない ☑ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 大部分は委託料であり、すでに削減に努めており、これ以上は難しい。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 検診は委託、その他の業務は契約、通知、報告等に必要な業務のため削減の余地はない。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 広く周知し、対象者には5年に1度受診の機会があるので適正である。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	徐々に受診率は伸びてきいる。予防の期待できる若年層への啓発を行うとともに、他の検診と合わせた節目通知を実施し、受診率の向上を目指していく。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）

☐ 目的再設定
☑ 事業のやり方改善による成果向上
☐ 事業のやり方改善による事業費削減
☐ 受益機会の適正化
☐ 廃止・休止

※2～3年後を目処にした方向性

☐ 行政関与の見直し
☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　　）
☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
①H27年度 ②H28年度中	①がん検診、肝炎ウイルス検診等事業と連携し、個別受診勧奨の通知を検討する。 ②個別勧奨通知を実施し、申込者と検診受診者の増加を目指す。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上			○
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

特になし

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名	コード1	18700	成人健康診査事業
	コード2	③	肝炎ウイルス検診
施策体系	施策	5	保健の充実
	施策の展開	12	病気予防対策の充実

事業種別	
	☐ 国土強靭化地域計画
	☐ 新市建設計画
	☐ 総合戦略
	☐ 復興計画
	☐ 定住自立圏構想
	☐ 行政改革アクションプラン
	☐ 主要事業
	☐ 簡易評価

課	健康管理課				
所属班	予防班				
電話番号	63-8766	内線	なし		
予算科目	会計	款	項	目	
	一般会計	4	1	2	
根拠法令	健康増進法、肝炎対策基本法				

1　現状把握(Do)

(1)事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 平成 14 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成 __ 年度～ 平成 __ 年度まで ※全体像を記述⇒	市民が生涯に1度は検査を受け、B型・C型肝炎ウイルスに感染しているかしていないかを知り、早期に治療することで症状が軽減し、進行を遅らせることができる。 【業務の流れ】 1.計画(日程・予算・契約等)　2.対象者の把握(個別勧奨・周知・申込受付・実施通知・日程変更等)　3.実施(受付・問診・採血)　4.結果通知　5.陽性者へ医療機関受診勧奨(再通知・電話)　6.結果集計・報告

(2)トータルコスト

① 費目の内訳(26年度の実績)	単位:千円	
1.消耗品費	2	
2.印刷製本費	5	
3.通信運搬費	47	
4.委託料	455	肝炎ウイルス検診委託料
② 特定財源の内訳(26年度の実績)	**単位:千円**	
1.国庫支出金		
2.都道府県支出金	339	健康増進事業費補助金
3.地方債		
4.その他		
前年度比増減理由:個別勧奨の対象者増、検診実施日の増		
③ 延べ業務時間の内訳(26年度の実績)	**単位:時間**	
計画:28時間　対象把握:120時間　実施:56時間　結果通知:24時間　集計・報告:48時間		
のべ業務時間276時間		

			単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
事業費	費目内訳	1. 消耗品費	千円	1	1	2	2
		2. 印刷製本費	千円	3	3	5	29
		3. 通信運搬費	千円	42	48	47	363
		4. 委託料	千円	429	526	455	804
			千円				
	事業費計 (A)		千円	475	578	509	1,198
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円	316	385	339	798
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円				
		5. 一般財源	千円	159	193	170	400
人件費	正規職員従事人数		人	0.13	0.14	0.14	0.17
	延べ業務時間		時間	260	276	276	348
	人件費計 (B)		千円	988	1,049	1,049	1,322
トータルコスト(A)+(B)			千円	1,463	1,627	1,558	2,520

(3)事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績(26年度に行った主な活動)
集団による肝炎ウイルス検診(採血)を実施。

27年度計画(27年度に計画している主な活動)
H26年度と同様。電子申請による申込を開始。個別勧奨の対象年齢を40歳と50歳から、40歳から70歳までの5歳刻みで実施。検診日程を2日から3日へ増加。

	⑤ 活動指標名	単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	肝炎ウイルス検診申込者数	人	418	552	490	670
イ	肝炎ウイルス検診受診者数	人	274	333	283	430
ウ						

目的

② 対象(誰、何を対象にしているのか)

・40歳の者
・41歳以上の希望者
(過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない者)

	⑥ 対象指標名	単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	40歳の新規対象者数	人	969	953	936	887
イ	41歳以上の検診希望者数	人	307	321	280	300

③ 意図(対象がどのような状態になるのか)

・B型、C型肝炎ウイルス感染を早期発見できる
・検診陽性者が早期に医療機関へ受診できる

	⑦ 成果指標名(考え方)	単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	肝炎ウイルス検診受診率	%	21.5	26.1	23.3	30.0
イ	B型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルス陽性者の医療機関受診率	%	100.0	50.0	－	100.0

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民が健康を保つことができる

	⑧ 上位成果指標名(考え方)	単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	平均寿命 (国勢調査結果により算出)	年	男 77.3 女 83.8 (H17年)	男 79.0 女 86.1 (H22年)	男 79.0 女 86.1 (H22年)	男 79.0 女 86.1 (H22年)

(4)事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
輸血や血液製剤によるC型肝炎ウイルスの感染が社会問題となり、H14年度からC型肝炎等緊急総合対策の一環として、老人保健事業の基本健診対象者(40歳以上)に対し、基本健診と同時受診で5か年計画で実施したのが始まりである。	健康増進法に基づき、H20年度からは節目検診として40歳の者、節目外検診で41歳以上で過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない希望者に実施。H22年度には肝炎対策基本法が施行され、肝炎対策のより一層の推進が求められている。	H23年度からは検診の受診促進を図るため、県より40歳以上で5歳刻み年齢に達する者に個別勧奨を推進すること、個別勧奨実施年齢の上限撤廃の依頼があった。

事務事業名	成人健康診査事業 肝炎ウイルス検診	課名	健康管理課	班名	予防班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識することは、健康を保つために必要であるため政策体系に結びついている。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 健康増進法に基づいた対象者としているため妥当である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 肝炎ウイルスの正しい知識を普及し、検診の受診促進を図るためには個人で行うよりも市で実施したほうが成果が期待できる。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】 他市と比較可能な40歳の検診対象者に関して、受診率は近隣市より上回っているが13%と低い状況である。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☑ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 受診者を増加させるため、個別勧奨の対象年齢を広げ、検診日程を増やすことで成果の向上が期待できる。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (1) 事務事業名：（ ） (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 類似事業がないため難しい。 ☑ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 現在の委託業者以外に集団検診を実施できるような業者がなく、経費の削減余地はない。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 検診は業者へ委託、その他業務は契約、通知、報告等事業に必要な業務のため削減の余地はない。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 広く周知し、対象者には公平に受診の機会があるので適正である。近隣市でも検診の自己負担はない。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	検診受診率は少しずつ増加し、40歳における近隣市との比較でも他市よりは受診率は高いが1割程度にとどまっている。また申し込んでも実際に検診を受ける率は6割であり、未受診者の受診促進が課題となっている。国や県からの指導に基づき、今後個別勧奨の対象者や検診日程を検討し、受診率の向上を目指していく。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

- ☐ 目的再設定
- ☑ 事業のやり方改善による成果向上
- ☐ 事業のやり方改善による事業費削減
- ☐ 受益機会の適正化
- ☐ 廃止・休止
- ☐ 行政関与の見直し
- ☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　）
- ☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
- ☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
H27年度中	①個別勧奨対象者を40歳から70歳までの5歳刻み年齢に増やす ②検診日程を日曜日も含め3日に増やす ③陽性者の精検未受診者へ受診勧奨を行う（継続）

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上			○
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

①申込者の増加や申込者の未受診を減らすために、今後も周知方法や実施方法の工夫をしていく必要がある。

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名			
	コード1	18800	がん検診事業
	コード2		
施策体系	施策	5	保健の充実
	施策の展開	12	病気予防対策の充実

事業種別	課	健康管理課		
☐ 国土強靭化地域計画	所属班	予防班		
☐ 新市建設計画	電話番号	63-8766	内線	7140
☐ 総合戦略	予算科目	会計	款	項	目
☐ 復興計画		一般会計	4	01	2
☐ 定住自立圏構想	根拠法令	健康増進法 がん対策基本法			
☐ 行政改革アクションプラン					
☐ 主要事業					
☐ 簡易評価					

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 昭和 40 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿年度～ 平成＿年度まで ※全体像を記述⇒	・悪性新生物（がん）での死亡は、旭市の死因の第1位である。受診者の拡大を図り、早期発見・早期治療によりがん死亡を減少させるため①胃がん検診②子宮頸がん検診③乳がん検診（超音波・マンモグラフィ）④肺がん検診⑤大腸がん検診⑥前立腺がん検診を実施する。具体的には、①胃がん③乳がん（マンモグラフィ）④肺がんは5月～6月（同時実施）、②子宮頸がん③乳がん（超音波）は5月・7月（同時実施））に4会場を回り、集団検診を実施する。⑤大腸がん⑥前立腺がんは、6月～9月に国保特定健康診査と同時に個別検診・集団検診を実施する。 ・平成24年度から検診料金を一部自己負担制とし、胃がん・子宮頸がん・乳がんは500円、大腸がんは200円、前立腺がんは300円を徴収している。 【業務の流れ】 1. 計画（日程・予算・契約等）　2. 対象者の把握（周知・申込受付・実施通知・日程変更等）　3. 実施（受付・問診・検査） 4. 結果通知　5. 精密検査日程調整・結果確認・未受診者勧奨（再通知・電話・訪問）　6. 結果集計・報告 ※申込受付・実施通知準備・問診を臨時職員が一部実施。

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.賃金	839	臨時職員賃金
2.報償費	2	がん検診時駐車場借上謝礼
3.需用費	1,804	消耗品費、印刷製本費
4.役務費	3,301	通信運搬費
5.委託料	74,209	がん検診委託料、がん精密検査委託料ほか

② 特定財源の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.国庫支出金	1,040	がん検診推進事業費補助金
2.都道府県支出金		
3.地方債		
4.その他		

前年度比増減理由：

③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）	単位：時間			
計画	288時間	対象者の把握	1,712時間	
実施	1,462時間	結果通知	144時間	
精密検査	336時間	集計・報告	168時間	計　4,110時間

			単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費	費目内訳	1. 賃金	千円	342	801	839	838
		2. 報償費	千円	0	4	2	5
		3. 需用費	千円	1,744	1,837	1,804	1,696
		4. 役務費	千円	3,439	3,433	3,301	3,476
		5. 委託料	千円	71,527	73,671	74,209	78,169
	事業費計（A）		千円	77,052	79,746	80,155	84,184
	財源	1. 国庫支出金	千円	4,205	3,104	1,040	1,043
		2. 都道府県支出金	千円				
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円				
		5. 一般財源	千円	72,847	76,642	79,115	83,141
人件費	正規職員従事人数		人	2.27	2.04	2.04	2.04
	延べ業務時間		時間	4,574	4,110	4,110	4,110
	人件費計（B）		千円	17,381	15,618	15,618	15,618
トータルコスト(A)+(B)			千円	94,433	95,364	95,773	99,802

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
集団検診（胃・子宮頸・乳・肺・大腸・前立腺）、個別検診（大腸・前立腺）を実施。

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
集団検診（胃・子宮頸・乳・肺・大腸・前立腺）、個別検診（大腸・前立腺）を実施。
新たに電子申請による申込受付を開始。

⑤ 活動指標名		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	がん検診の受診者数(胃) (うち40歳～69歳の受診者数)	人	4,444 (3,165)	4,390 (3,116)	4,296 (3,070)	4,400 (3,160)
イ	がん検診の受診者数(子宮) (うち20歳～69歳の受診者数)	人	3,400 (2,751)	3,318 (2,924)	2,975 (2,586)	3,300 (2,920)
ウ	がん検診の受診者数(大腸) (うち40歳～69歳の受診者数)	人	5,500 (3,564)	5,739 (3,854)	5,999 (4,054)	6,300 (4,300)

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

・胃・大腸・肺がんは40歳以上の市民
・子宮頸がんは20歳以上の女性
・乳がんは30歳以上の女性
・前立腺がんは50歳以上の男性

⑥ 対象指標名		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	対象者数(胃がん) (うち40歳～69歳の対象者数)	人	23,723 (12,164	23,723 (12,164	23,723 (12,164	23,723 (12,164
イ	対象者数(大腸がん) (うち40歳～69歳の対象者数)	人	23,723 (12,164	23,723 (12,164	23,723 (12,164	23,723 (12,164

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

・早期にがんが発見できる
・早期にがんの治療ができる

⑦ 成果指標名（考え方）		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	検診受診率(胃がん) (がん対策推進基本計画に基づき40歳～69歳の受診率を算定)	%	18.1 (26.0)	18.5 (25.6)	18.1 (25.2)	18.5 (26.0)
イ	精密検査受診率(胃がん)	%	97.6	96.0	95.6	100.0

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民が健康を保つことができる

⑧ 上位成果指標名（考え方）		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	平均寿命 （　国勢調査結果により算出　）	年	男　77.3 女　83.8 (H17年)	男　79.0 女　86.1 (H22年)	男　79.0 女　86.1 (H22年)	男　79.0 女　86.1 (H22年)

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
・胃がん検診は昭和40年、子宮がん検診は昭和42年に開始した。昭和58年に施行された老人保健法に基づき、肺がん・乳がん検診を開始、平成4年から大腸がん検診が追加となり開始する。	がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針、がん対策基本法と根拠法令が変更された。平成20年度から、大腸・前立腺がん検診は集団検診から個別検診、子宮頸がん検診は隔年実施となった。また、24年度から、肺がん以外は一部自己負担金を徴収するようになり、26年度から、大腸・前立腺がん検診は国保特定健診と同時期に集団検診も実施している。平成27年3月に「旭市健康増進計画」が策定された。	・「電話で申込みができないのか」「希望の検診日程がとれない」といった意見がある。 ・「検診で早期胃がんが見つかり、治療ができて本当に良かった」という意見があった。

事務事業名	がん検診事業	課名	健康管理課	班名	予防班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 旭市基本計画にある「3. 健やかでやすらぎのあるまちづくり」のため、検診事業を通じて生活習慣病の予防・改善に結びついている。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 ・検診の対象は、がん対策基本法に基づき適切と考える。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 ・がんは3大疾病のひとつであり、早期発見・早期治療でがんを撲滅できることから、検診は重要な手段である。個人ではなかなか検診を受けることがないと思われるので、市が行うがん検診はがん発見のよい機会となる。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】 ・千葉県がん対策推進計画の胃がん検診受診率(40～69歳)の目標値は40%であるが、旭市の現状値は25.2%であり、目標値には達していない。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☑ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 ・新規40歳に2年間個別勧奨（返信封筒付）を行った結果、検診申込者数が増えた。今後も個別勧奨通知により受診者数の増加が見込まれる。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (1) 事務事業名：（ ） (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 ・職場検診や人間ドック等との連携は難しい。 ☑ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 ・事業費のほとんどが委託料である。 ・旭市の事業規模を引き受けてくれる業者で、現在の委託料より安価で受けていただける業者が他には無い。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 ・アウトソーシング（受診票印刷）を活用することで業務時間の削減が見込まれる。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 公平・公正である ⇒【理由】 ・平成24年度から検診料金を一部自己負担制とした。 ・自己負担額については、近隣市と比較すると一部の検診を除き100円～450円安価であるため、受診率の動向をみて見直しをする必要がある。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

(1)1次評価者としての評価結果			(2)全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	検診で早期がんが発見されており早期治療に貢献しているが、大腸がん・前立腺がんをのぞく検診受診者数は減少している。受診率向上のため個別勧奨通知の工夫や受診しやすい環境・体制をつくり、対象者が検診会場・医療機関に足を運んでくれるように工夫することが必要である。また、自己負担額については、受診率の動向をみて見直しをする必要がある。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
④ 公平性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

(1)今後の事業の方向性（複数選択可）

☐ 目的再設定
☑ 事業のやり方改善による成果向上
☐ 事業のやり方改善による事業費削減
☐ 受益機会の適正化
☐ 廃止・休止

※2～3年後を目処にした方向性

☐ 行政関与の見直し
☐ 事業統廃合・連携（関連事業： ）
☑ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
☑ 費用負担の適正化

(2)改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
①②平成27年10月 ③平成28年10月	①個別勧奨通知の対象を検討する。 ②受診票印刷をアウトソーシングする。 ③自己負担額の見直しをする。

(3)改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上		○	
	維持			
	低下			

(4)改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

①②特になし
③自己負担額を見直し、仮に値上げする事になった場合、住民からの苦情や受診者数の減少が考えられる。苦情対応方法の検討と、住民が検診の必要性を理解し受診に結びつくよう工夫することが必要である。

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名			
	ｺｰﾄﾞ1	18900	感染症予防対策事業
	ｺｰﾄﾞ2	①	子どもの予防接種
施策体系	施策	5	保健の充実
	施策の展開	12	病気予防対策の充実

事業種別	課	健康管理課			
☑ 国土強靭化地域計画	所属班	予防班			
☐ 新市建設計画	電話番号	63-8766	内線		
☐ 総合戦略	予算科目	会計	款	項	目
☑ 復興計画		一般会計	4	01	2
☐ 定住自立圏構想	根拠法令	予防接種法			
☐ 行政改革アクションプラン					
☑ 主要事業					
☐ 簡易評価					

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☐ 平成＿＿年度～ ☑ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿＿年度～ 平成＿＿年度まで ※全体像を記述⇒	予防接種法に基づく予防接種（A類）を、乳幼児及び児童生徒に対し実施している。実施形態は、医療機関で受ける個別予防接種と旭市保健センター及び市内の小学校で実施する集団接種の二通りがある。個別接種は、ヒブ・小児肺炎球菌・四種混合・三種混合・不活化ポリオ・麻しん風しん混合MR・水痘（水ぼうそう）・日本脳炎・子宮頸がん予防ワクチンの9種類。集団接種は、BCG・二種混合の2種類となっている。個別接種は、一般社団法人旭市医師会・千葉県内の相互乗り入れ協力医療機関及び要注意者として国保旭中央病院・千葉県こども病院にて受けられる。接種費用は予防接種法に定められた年齢内であれば、個別・集団接種共に無料となっている。 【業務の流れ】 【事前】個別接種協力医療機関の確認。集団接種協力医師及び小学校実施日の日程調整、計画。対象者あて予診票・通知（案）作成。【対象者通知発送】毎月7種類の予防接種通知準備。年1回4月に3種類、8月に1種類の予防接種通知準備。集団接種の実施:BCG19回・二種混合17回。個別接種の各種依頼。【接種後】個別及び集団共に実施記録を予防接種台帳へ登録。実績集計等。　常時、予防接種に関する電話及び窓口での相談等。 ※予防接種通知の準備、集団接種時の介助、予防接種台帳への登録を臨時職員が一部実施。

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.賃金、報酬、旅費	1,249	臨時職員賃金
2.需用費	2,047	消耗品費、印刷製本費
3.役務費	529	通信運搬費、集団予防接種ワクチン
4.委託料	96,614	個別予防接種委託料
5.扶助費	511	ワクチン接種費用助成金

② 特定財源の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	0	

前年度比増減理由：

③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）	単位：時間		
計画・調整	480時間	対象者通知	28時間
集団接種実施	540時間	登録・集計	260時間
電話・窓口相談	1056時間	新規導入準備	720時間

			単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費	費目内訳	1. 賃金、報酬、旅費	千円	2,419	1,178	1,249	1,441
		2. 需用費	千円	2,672	1,865	2,047	1,858
		3. 役務費	千円	985	607	529	437
		4. 委託料	千円	74,371	95,232	96,614	115,641
		5. 扶助費	千円	50,018	1,811	511	0
	事業費計（A）		千円	130,465	100,693	100,950	119,377
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円				
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円				
		5. 一般財源	千円	130,465	100,693	100,950	119,377
人件費	正規職員従事人数		人	2.29	1.53	1.53	1.62
	延べ業務時間		時間	4,624	3,084	3,084	3,264
	人件費計（B）		千円	17,571	11,719	11,719	12,403
トータルコスト(A)+(B)			千円	148,036	112,412	112,669	131,780

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
予防接種法に定められた、定期予防接種（集団・個別）の実施　＊10月に水痘予防接種が新規導入となる
＊20～49歳妊婦・妊娠を希望している女性又は妊婦の夫への風しん、麻しん風しん混合助成金の交付

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
予防接種法に定められた、定期予防接種（集団・個別）の実施
＊新規導入の可能性のあるワクチンの情報収集・準備

	⑤ 活動指標名	単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	集団接種の実施人数（二種混合）	人	603	647	602	590
イ	個別接種の実施人数（麻しん風しん混合2期）	人	515	525	485	500
ウ	個別接種協力医療機関数（市内の麻しん風しん混合接種協力機関）	ヶ所	18	16	16	15

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

旭市民であり、予防接種法に定められた対象者

	⑥ 対象指標名	単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	集団接種の対象者数（二種混合） （年齢別人口統計表（住民基本台帳人口）11歳人口　10.1現在）	人	604	649	608	596
イ	個別接種の対象者数（麻しん風しん混合2期） （年齢別人口統計表（住民基本台帳人口）6歳人口　10.1現在）	人	550	581	512	526

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

市民の感染症予防対策とまん延防止

	⑦ 成果指標名（考え方）	単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	集団接種の接種率（二種混合） （　　）	%	99.8	99.7	99.0	99.0
イ	個別接種の接種率（麻しん風しん混合2期） （　　）	%	93.6	90.4	94.7	95.0

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民が健康を保つことができる

	⑧ 上位成果指標名（考え方）	単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	平均寿命 （国勢調査結果により算出）	年	男 77.3 女 83.8 （H17年）	男 79.0 女 86.1 （H22年）	男 79.0 女 86.1 （H22年）	男 79.0 女 86.1 （H22年）

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
感染症の患者・死者が多数発生し昭和23年予防接種法が制定された。その後一部改正を重ねつつ現在に至る。	予防接種法に ・H25.4月～新規導入①ヒブ②小児肺炎球菌③子宮頸がん予防ワクチン ・H26.10月～新規導入①水痘（水ぼうそう） ・H23～24年度にかけワクチン別に個別接種へ移行となる。（二種混合・BCG除く）	市民から下記ご意見がある。 ・市内の医療機関の予約が取りにくい。通知を受取り予約電話をすると、医療機関によっては1～2か月先まで予約が取れない。 ・協力医療機関が少ない。 ・予防接種の種類が多くなり、接種時期や接種間隔が分からなくなってしまう。

事務事業名	感染症予防対策事業 子どもの予防接種	課名	健康管理課	班名	予防班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】
	この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	予防接種法のA類疾病対象の保護者等に、疾病の病態・予防の啓発を行っている。これらの情報を保護者へ提供することで、予防・健康に理解が得られ、また予防ワクチンを無料で受けられることが感染症のまん延防止につながっている。
	② 対象・意図の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】
	対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	平成25～26年度は全国的な風しんの流行があり、先天性風しん症候群等予防のため予防接種法対象年齢外の市民へ風しん・麻しん風しん混合ワクチンの助成を行った。 流行が収まり、27年度からのA類は予防接種法に基づいた対象・年齢である為、適切である。
	③ 行政関与の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】
	なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	予防接種法に定められた予防接種の実施により、感染の恐れのある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に繋がるため、妥当である。
有効性評価	④ 成果の現状水準	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】
	あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	保育所（幼稚園）及び学校等の集団生活をしている中、A類に属する感染力の高い疾病の一部では小規模感染の発生はあるが、大規模感染には至っていない。集団生活の中で感染症がまん延していない。 H25年度麻しん風しん混合2期ワクチン接種率は、千葉県92.9%旭市90.4%でほぼ妥当である。
	⑤ 成果の向上余地	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】
	次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	小学校就学前の幼児を対象に、未接種分の勧奨通知をしている。麻しん風しん混合2期（MR）に言及すると、90%以上の接種率となっている。また、新生児訪問時に月齢別接種可能な予防接種を案内することで、早期予約ができ予防接種を受けやすくすることができる。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性	☐ 他に手段がある (1) 事務事業名：（　　） (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☑ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 子どもの感染症予防対策とまん延防止のために必要とされる予防接種は全て予防接種法で定められているため。 ☑ 他に手段がない ⇒【理由】
	目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】
	事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	個別接種の各種ワクチン接種委託料は、ワクチン代と医師診察、接種手技等診療報酬で算出しているため削減余地はない。県内で高い水準ではない。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分）	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】
	やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	担当の正規職員は1人であり臨時職員を活用しているが、予防接種の種類が多くなったため対象者通知や登録・集計の業務量が増えている。また、接種に係る各種相談も増えることが予想されることから、臨時職員の勤務日数を増やすことで、正規職員の延べ業務時間を削減する余地はある。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】
	事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	予防接種法に定められたA類疾病予防接種の接種機会は、全対象者に均等にあるため適性である。また、受益者負担についてもA類定期予防接種の多くは、全国的にほぼ無料としているところが多くあり、適切である。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	感染症予防ワクチンは、各々ワクチンにより接種率に差異がある状況となっている。接種率向上のため、保護者の疾病に対する理解が得られる様個別勧奨通知の工夫をすることや、受診しやすい環境・体制（協力医療機関の増加）をつくることが大切である。また、予防接種の種類が増えており、臨時職員の勤務日数を増やすことなど業務時間の削減についても検討をする必要がある。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

- ☐ 目的再設定
- ☑ 事業のやり方改善による成果向上
- ☐ 事業のやり方改善による事業費削減
- ☐ 受益機会の適正化
- ☐ 廃止・休止
- ☐ 行政関与の見直し
- ☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　　）
- ☑ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
- ☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
①平成27年度	①接種率向上にむけ課内検討を行う。
②平成27年10月	②臨時職員勤務日数の検討をする。
③平成27年度	③医療機関増加にむけ、医師会等へ協力要請をする。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上	○		
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

①対象者あて通知文の内容検討、通知及び配布時期の検討。
②平成22年度からの業務量の推移と今後の見込の算定、対象者通知、登録・集計業務の詳細分析。
③医師会及び市立医療機関への協力依頼。

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名			
	ｺｰﾄﾞ1	18900	感染症予防対策事業
	ｺｰﾄﾞ2	②	高齢者の予防接種
施策体系	施策	5	保健の充実
	施策の展開	12	病気予防対策の充実

事業種別	課	健康管理課
☑ 国土強靭化地域計画	所属班	予防班
☐ 新市建設計画	電話番号	63-8766　内線
☐ 総合戦略		
☑ 復興計画	予算科目	会計：一般会計　款：4　項：01　目：2
☐ 定住自立圏構想		
☐ 行政改革アクションプラン	根拠法令	予防接種法
☑ 主要事業		
☐ 簡易評価		

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 平成 13 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☑ 期間限定複数年度 平成 26 年度～ 平成 28 年度まで ※全体像を記述⇒	【単年度繰返】予防接種接種費の助成をすることで、高齢者がインフルエンザや肺炎による重症化を防ぐとともに、感染のが広がることを防止する。①高齢者肺炎球菌（任意）（3,000円助成）、②高齢者肺炎球菌（定期）26年10月～（3,000円助成）、③高齢者インフルエンザ（1,000円助成） 【期間限定複数年度】新型インフルエンザ等感染症の発生に備え、計画やマニュアルの整備を行う。実際の発生時は、初動体制に遅れのない適切な対応を行えるようにする。 【業務の流れ】 【単年度繰返】・医療機関委託契約⇒通知文の作成⇒対象者抽出⇒起案⇒発送準備（封入等）⇒発送⇒開始（実施期間中の受診票再発行や住民からの問い合わせ対応）⇒結果報告処理　※発送準備、結果報告処理の一部を臨時職員が実施 【期間限定複数年度】・新型インフルエンザ等行動計画に基づき、近隣等情報収集⇒課内打合せ⇒他課との調整、役割分担、指示・連絡系統の明確化⇒マニュアル作成しと訓練、備品・消耗品の管理

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.需用費	241	印刷製本費、消耗品費
2.役務費	1,117	通信運搬費
3.扶助費	16,280	助成金
4.賃金	605	臨時雇用賃金
	0	

② 特定財源の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	23	後期高齢者医療制度長寿・健康増進事業補助金

前年度比増減理由：

③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）	単位：時間
（予防接種）計画・調整288H、対象通知57H、登録・集計96H、周知関係32H、電話・窓口対応288H　新規導入準備224H （新型インフルエンザ）計画に係る時間　240H	

			単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費	費目内訳	1. 需用費	千円	218	200	241	211
		2. 役務費	千円	1,545	965	1,117	1,167
		3. 扶助費	千円	17,732	11,661	16,280	18,700
		4. 賃金	千円	594	487	605	655
			千円				
			千円	20,089	13,313	18,243	20,733
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円				
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円	2,091	367	23	0
		5. 一般財源	千円	17,998	12,946	18,220	20,733
人件費	正規職員従事人数		人	0.41	0.61	0.61	0.67
	延べ業務時間		時間	833	1,225	1,225	1,345
	人件費計（B）		千円	3,165	4,655	4,655	5,111
トータルコスト(A)+(B)			千円	23,254	17,968	22,898	25,844

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
【高齢者肺炎球菌】定期（H26.10導入）・任意予防接種の実施
【高齢者インフルエンザ予防接種】
【新型インフルエンザ行動計画の策定】

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
【高齢者肺炎球菌】定期・任意予防接種の実施
【高齢者インフルエンザ予防接種】
【新型インフルエンザ行動計画に基づくマニュアル作成準備】

	⑤ 活動指標名	単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	実施人数（高齢者肺炎球菌；定期）	人			1,502	1,700
イ	実施人数（高齢者肺炎球菌；任意）	人	2,671	570	330	860
ウ	実施人数（高齢者インフルエンザ）	人	9,642	9,850	10,323	10,630

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

【高齢者肺炎球菌】アー定期予防接種；法に定められている対象者　イー任意予防接種；71歳以上の住民で、定期対象者以外の方　ウー60～64歳で身体障害者手帳1級（心腎呼吸器免疫）
【高齢者インフルエンザ】アー65歳以上で旭市の住民　イー60～64歳で身体障害者手帳1級（心腎呼吸器免疫）
【新型インフルエンザ行動計画】市民

	⑥ 対象指標名	単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	対象者数（高齢者肺炎球菌：定期）	人			3,558	3,282
イ	対象者数（高齢者肺炎球菌：任意）	人	13,429	10,995	10,425	9,463

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

【高齢者肺炎球菌】【高齢者インフルエンザ】
感染による重症化の予防（個人防衛）
【新型インフルエンザ行動計画】
感染による重症化の予防（個人防衛）及びまん延防止

	⑦ 成果指標名（考え方）	単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	接種率（高齢者肺炎球菌：定期）	%			42.5	50.0
イ	接種率（高齢者肺炎球菌：任意）	%	19.9	5.2	3.1	9.1

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民が健康を保つことができる

	⑧ 上位成果指標名（考え方）	単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	平均寿命 （国勢調査結果により算出）	年	男 77.3 女 83.8 （H17年）	男 79.0 女 86.1 （H22年）	男 79.0 女 86.1 （H22年）	男 79.0 女 86.1 （H22年）

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
（高肺）東庄町が実施していることで、議員から旭市も実施の要望があり。任意予防接種を平成24年度から旭市独自事業として開始（対象は70歳以上の住民、3,000円助成）。要綱作成する。 （インフル）H13年予防接種法の改正により、対象疾病にインフルエンザが追加される。	平成26年10月から高齢者肺炎球菌が法定化される。対象者は65歳から5歳刻み節目年度末年齢と、障害者手帳1級を有するもので、いずれも生涯1回の接種のみ助成（過去に1度でも接種歴がある方を除く）、3,000円の補助。定期と同じく、任意も生涯1回のみ、同額の助成とする。	対象者及びその家族から、「任意と定期でわかりずらい、対象者も受診票も2種類ありわかりずらい」との声がある。「インフルエンザの補助額を引き上げられないか。」という声がある。

事務事業名	感染症予防対策事業 高齢者の予防接種	課名	健康管理課	班名	予防班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 病気予防対策を行うことで、上位目標である「健やかで安らぎのあるまちづくり」を達成できる
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 適切である ⇒【理由】 対象者や実施回数等は法に順ずる。近隣市（銚子市、匝瑳市、香取市、横芝光町、山武市、多古町）は法定化されてから、定期接種に切り替えている（平成26年度末で任意接種終了）。2回目以降の接種による副反応の発生状況が不確定であり、国の助成期限（平成30年度）までに必ず定期接種の対象年令となることことから、任意接種を終了する余地がある。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】 法定化される以前の市独自の補助事業が残っているが、定期化されたことでカバーできる。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 高齢者肺炎球菌の定期接種は平成26年度10月から開始したが、テレビ等での周知もあり定期接種者数;1,507人/6ヶ月（接種率42.4%）であり妥当な水準である。任意接種は、近隣市と対象が異なり比較できない。必要性を感じている方は既に接種を終えていると考えられるため、任意接種者数;330人/年（接種率5.2%）も妥当である。H26の高齢者インフルエンザ接種率は55.7%であり、管内平均53.0%より接種率は高く妥当である。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 平成24年度から高齢者肺炎球菌任意予防接種を実施しているが、接種率は徐々に低下し、希望者はすでに完了していると思われるため、今以上成果は向上しない。高齢者肺炎球菌定期予防接種は65歳の未接種者への受診勧奨をすることで成果は向上する余地がある。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (1) 事務事業名：（　　） (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 予防接種法で定める予防接種（B類）の助成は本事業以外に行っていない。 ☑ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 任意接種をやめることで、定期予防接種率が上がる可能性があり、事業費も削減することができる。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 任意予防接種対象者へ改めて通知は実施していない。定期予防接種対象者へは、毎年対象者が異なるため通知発送までの事務を、パート職員に依頼しており、発送、結果処理に係る業務時間の削減余地はない。発送後に、高齢者からの問い合わせが多く、理解されるまで20分くらいの時間を要す。また、任意接種をやめることで長期的には業務時間が削減できる。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 受益機会は法律で定められた対象者に準じており、適切である。受益者負担については、高齢者肺炎球菌は定期、任意ともに自己負担額から一律3,000円の補助。高齢者インフルエンザは自己負担額から1,000円の補助。費用は自由診療にて、医療機関により接種料金は異なる。いずれも近隣市と同程度の水準であり、適切である。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	インフルエンザ予防接種は平均接種率55%で推移しており定着してきている。高齢者肺炎球菌は、今後も法律の改正も考えられ、接種者にとっても理解しづらく間違いやすいと考えられる。また、二重接種の事故に繋がる恐れもある。近隣市の動向も含め、任意接種の定期接種への一本化または継続検討を行う。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）

☑ 目的再設定
☑ 事業のやり方改善による成果向上
☑ 事業のやり方改善による事業費削減
☐ 受益機会の適正化
☐ 廃止・休止

※2～3年後を目処にした方向性

☐ 行政関与の見直し
☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　　）
☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
平成27年10月	高齢者肺炎球菌任意予防接種の廃止を検討。近隣市の情報収集と、財政の調整を行う。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上	○		
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

対象者、関係機関への周知期間の検討及び周知徹底（広報・HP・医療機関ポスター等にて）

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名	コード1	10300	あさひ健康福祉センター運営事業
	コード2		
施策体系	施策	5	保健の充実
	施策の展開	11	健康づくりの推進

事業種別
- ☐ 国土強靭化地域計画
- ☐ 新市建設計画
- ☐ 総合戦略
- ☐ 復興計画
- ☐ 定住自立圏構想
- ☑ 行政改革アクションプラン
- ☐ 主要事業
- ☐ 簡易評価

課	社会福祉課			
所属班	社会班			
電話番号	62-0686	内線		
予算科目	会計	款	項	目
	一般会計	3	1	1
根拠法令	あさひ健康福祉センターの設置及び管理に関する条例			

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 平成 18 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿年度～ 平成＿年度まで ※全体像を記述⇒	住民の健康の維持及び増進並びに地域社会のコミュニティーの醸成を図る 市民の健康及び交流の場として気軽に利用できる、和室、多目的室、浴場設備及びトレーニング室のある公共施設。トレーニング室は介護予防事業（別事業）を活用してトレーナーを委託して配置（火、木、土、日曜日）。 利用時間：10時00分～17時00分　休館日：第2、第4月曜日・年末年始（12/29～1/3） 利用料金：【都度利用】市内大人300円・小中学生150円・【登録会員利用】月額3,000円　※市外はそれぞれ市内の1.5倍 設備：和室、多目的室、浴場設備、トレーニング室 【業務の流れ】 社会福祉課職員（1人）：施設管理事務、委託契約事務 臨時職員（5人。常時3人体制）：会計伝票事務、受付売店業務、施設管理、清掃等

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.賃金	7,131	臨時職員賃金
2.需用費	10,742	光熱水費、修繕料、消耗品費等
3.役務費	296	通信運搬費、手数料
4.委託料	6,418	警備委託料、浴室設備保守点検委託料、トレーニング室委託料等
5.その他	1,958	事務機器賃借料、機械借上料等
② 特定財源の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.使用料	4,097	あさひ健康福祉センター使用料
2.売店収入	555	売店収入
3.その他	452	カラオケ等使用収入ほか
	0	
前年度比増減理由：清掃委託費の削減による		
③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）	単位：時間	
【社会福祉課職員】施設管理事務、委託契約事務、受付業務：8h×332日=2656h		

			単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費	費目内訳	1. 賃金	千円	7,966	7,410	7,131	8,032
		2. 需用費	千円	8,504	10,121	10,742	10,795
		3. 役務費	千円	313	322	296	315
		4. 委託料	千円	12,929	7,148	6,418	7,593
		5. その他	千円	2,016	1,987	1,958	2,341
	事業費計（A）		千円	31,728	26,988	26,545	29,076
	財源	1. 使用料	千円	4,072	4,223	4,097	4,242
		2. 売店収入	千円	609	527	555	600
		3. その他	千円	716	674	452	432
			千円				
		4. 一般財源	千円	26,331	21,564	21,441	23,802
人件費	正規職員従事人数		人	1.32	1.32	1.32	1.32
	延べ業務時間		時間	2,656	2,664	2,656	2,664
	人件費計（B）		千円	10,093	10,123	10,093	10,123
トータルコスト(A)+(B)			千円	41,821	37,111	36,638	39,199

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
・貸館（部屋）事業
　多目的室、　和室、浴室、トレーニング室

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
・貸館（部屋）事業
　多目的室、　和室、浴室、トレーニング室

	⑤ 活動指標名	単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	開館日数/年	日	332	333	332	333
イ	市民利用者人数（延べ）	人	20,897	19,547	18,975	20,000
ウ	市民登録会員利用者人数（延べ）	人	17,960	15,889	14,854	15,000

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

・市民（全年齢層）
　　市民以外も利用可能

	⑥ 対象指標名	単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	旭市人口（各年4月1日現在）	人	69,223	68,725	68,241	67,819
イ						

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

・健康維持、増進
・施設利用を通じて交流する（コミュニティーの場としての機能）

	⑦ 成果指標名（考え方）	単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	1日当りの市民利用者人数 （　　）	人	62.9	58.7	57.2	60.1
イ	1日当りの市民登録会員利用者人数	人	54.1	47.7	44.7	45.0

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民が健康を保つことができる

	⑧ 上位成果指標名（考え方）	単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	医療費の減少 心身の健康の満足度UP(利用者アンケートの実施)	千円 %	未実施 未実施	未実施 未実施	未実施 未実施	未実施 未実施

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
福祉の増進を図り、住民の健康増進、レクリエーション活動の場として建設され、子供から大人まで楽しめる施設としてオープンした。また、平成20年度には隣接するパークゴルフ場管理棟2階にトレーニング室を移行し、施設の充実を図った。	平成23年度までは指定管理者（旭市福祉協会）による運営であったが、福祉協会の解散に伴い平成24年度からは市が実施主体となっている。 今後、指定管理者の活用について検討する。	特に無し

事務事業名	あさひ健康福祉センター運営事業	課名	社会福祉課	班名	社会班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 結びついている ⇒【理由】 トレーニング室等の施設利用を通じて心身の健康が保たれることに結びついているが、今後は市民の交流の場として利用者同士の交流を通じた高齢者の生きがいづくりにより重点を置くことも考えられる。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 適切である ⇒【理由】 利用者が主に高齢者であり、それ以外の利用者が少ない。しかし、施設設備は高齢者以外の利用促進を図ることが難しいものであり、対象を高齢者に絞って利用促進を図ることが現実的である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 市民の交流の場として利用者同士の交流を促進し、健康増進を図る施設の運営を民間事業者で行うことは難しく、市が行うことは妥当である。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】 利用者の減少、年齢層の偏りがある。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 高齢者に特化し、高齢者の交流、生きがいづくりの活動にシフトすることで、利用者数を増やす余地がある。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある (1) 事務事業名：(海上健康増進センター、あさひパークゴルフ場、老人クラブ活動促進事業) (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☑ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 既に、トレーニング指導員の委託契約を海上健康増進センターと併せて行っている。また、利用者の増員については、隣接するあさひパークゴルフ場との連携が考えられるが、利用者の利用目的が異なり困難である。しかし、老人クラブ活動促進事業と連携しての利用促進は可能である。 ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 維持管理にかかる経費が大半であるため、削減は難しい。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 指定管理者の活用により、臨時職員の効率的な雇用及び正規職員の削減が期待される。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 H26.10料金改定により、類似施設との均衡を図った。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	高齢者の利用が多く、かつ利用者数が減少しており、利用者数の増を図る必要がある。しかし、施設設備は高齢者以外の利用促進を図ることが難しいものであり、対象を高齢者に特化して高齢者の生きがいづくりを主な目的とし、高齢者福祉の充実に位置づく事業として事業目的を見直すべきであると考える。その上で老人クラブ活動促進事業と連携した利用促進や指定管理者制度の導入による効率的な運営を検討する。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）

☑ 目的再設定
☑ 事業のやり方改善による成果向上
☑ 事業のやり方改善による事業費削減
☐ 受益機会の適正化
☐ 廃止・休止

※2～3年後を目処にした方向性

☐ 行政関与の見直し
☑ 事業統廃合・連携（関連事業：老人クラブ活動促進事業 ）
☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
平成28年3月31日	指定管理者導入の検討、市民への広報及び老人クラブほか各団体等への利用促進。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上	○		
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

旭地区以外での交通手段の確保。（コミュニティーバス利用アクセスの利便性）

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名			
	コード1	10600	飯岡福祉センター運営事業
	コード2		
施策体系	施策	5	保健の充実
	施策の展開	11	健康づくりの推進

事業種別	課	所属班	電話番号	内線
☐ 国土強靭化地域計画 ☐ 新市建設計画 ☐ 総合戦略 ☐ 復興計画 ☐ 定住自立圏構想 ☐ 行政改革アクションプラン ☐ 主要事業 ☐ 簡易評価	社会福祉課	社会班	62-5317	144

予算科目	会計	款	項	目
	一般会計	3	1	1

根拠法令
飯岡福祉センターの設置及び管理に関する条例

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 平成 17 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿＿年度～ 平成＿＿年度まで ※全体像を記述⇒	市民の福祉及び健康の増進を図るため設置された公共施設の管理と運営を行う。 市民が健康の維持・増進を図るため、広間や浴室を利用できる。また地域福祉推進の拠点として旭市社会福祉協議会及び訪問・通所介護事業所が併設されている。 利用時間　午前8時30分から午後5時15分まで 休館日　月曜日・祝日（祝日が日曜日に当たるときは、その翌々日に振り替え、月曜日に当たるときは、その翌日）・年末年始（12月28日～1月4日） 利用料金【市内】一般200円　月額2,000円　小中学生・高校生100円　団体(20人以上)1人当たり150円　・【市外】市外はそれぞれ1・5倍 設　備　ふれあい広間・浴室、研修室、相談室、ラウンジ、ボランティアルーム その他（一般の利用はできない）デイサービスルーム・特別浴室・機能回復室・事務室・リフトカー・ワゴン車 【業務の流れ】 基本協定の締結（3年に1度） 事業計画書の受理及び年度協定の締結・（毎年）→委託料の支払い→業務報告書の受理→委託料の精算

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.指定管理料	14,306	指定管理料
2.修繕料	0	
3.通信運搬費	0	←原則指定管理料内で賄う。一度の修理で金額が50
4.手数料	0	万円以上の大きな修繕の場合には市予算より支出。
	0	

② 特定財源の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	0	

前年度比増減理由：修繕料及び社会福祉協議会職員の人件費増に伴う指定管理料の増

③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）	単位：時間
指定管理に係る手続き等の一般事務　3時間	

			単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費	費目内訳	1. 指定管理料	千円	12,661	13,002	14,306	14,923
		2. 修繕料	千円	0	0	0	1,069
		3. 通信運搬費	千円	0	0	0	1
		4. 手数料	千円	0	0	0	84
			千円				
	事業費計（A）		千円	12,661	13,002	14,306	16,077
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円				
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円				
		5. 一般財源	千円	12,661	13,002	14,306	16,077
人件費	正規職員従事人数		人	0.01	0.01	0.01	0.01
	延べ業務時間		時間	3	3	3	3
	人件費計（B）		千円	11	11	11	11
トータルコスト(A)＋(B)			千円	12,672	13,013	14,317	16,088

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
施設の維持・管理及びサービスの向上のため、指定管理制度を利用し旭市社会福祉協議会に委託し運営した。

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
施設の維持・管理及びサービスの向上のため、指定管理制度を利用し旭市社会福祉協議会に委託し運営した。

⑤ 活動指標名		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	開館日数/年	日	291	285	282	292
イ	利用者人数（延べ）	人	22,853	23,549	20,931	20,931
ウ	登録会員利用者人数（延べ）	人	16,433	16,739	15,267	16,585

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

市民(市外の方も利用可)
（特に老人クラブなどの高齢者）

⑥ 対象指標名		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	旭市人口（各年4月1日現在）	人	69,223	68,725	68,241	67,819
イ	65歳以上人口（各年4月1日現在）	人	16,766	17,338	17,903	18,395

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

・健康維持、増進
・施設利用を通じて交流する（コミュニティーの場としての機能）

⑦ 成果指標名（考え方）		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	1日あたりの利用者数 （　　）	人	78.5	82.6	74.2	71.7
イ	1日当りの登録会員利用者人数	人	56.5	58.7	54.1	56.8

上位目的

④さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民が健康を保つことができる

⑧ 上位成果指標名（考え方）		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	医療費の減少、心身の健康の満足度UP （利用者アンケートの実施）	千円 %	未実施	未実施	未実施	未実施

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
保健センターと併設されている本施設は平成8年5月に竣工・6月12日より供用開始され、福祉センター部分を飯岡町社会福祉協議会に委託し、運営を行ってきた。 平成17年の合併により、各市町社会福祉協議会が統合されたことを受け、指定管理者を旭市社会福祉協議会に指定し、平成18年より運営管理を委託している。	建築年数の経過に伴い、施設および設備の修繕が必要となっている。	特に把握していない。

事務事業名	飯岡福祉センター運営事業	課名	社会福祉課	班名	社会班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 利用者が施設利用を通じて交流し、健康増進・維持を図ることは市民が健康を保つことに繋がり、施策体系に結びついている。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 適切である ⇒【理由】 利用者が主に高齢者であり、それ以外の利用者が少ない。しかし、施設設備は高齢者以外の利用促進を図ることが難しいものであり、対象を高齢者に絞って利用促進を図ることが現実的である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 市民の交流の場として利用者同士の交流を促進し、健康増進を図る施設の運営を民間事業者で行うことは難しく、市が行うことは妥当である。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】 利用者数が減少しており、見直し余地がある。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 固定利用者が多いため、新たな利用者を増やすことで成果が向上する余地がある。また、利便性向上の手段として開館日を増やしたり、営業時間の延長などが考えられるが、設備のメンテナンスにかける時間の確保や職員にかかる負担、また、人件費の増加が懸念されるため、慎重に検討する必要がある。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある (1) 事務事業名：(いいおかけんこうセンター) (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☑ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 いいおかけんこうセンターも健康増進を目的とした施設であり、連携が考えられるが、設備利用想定者が異なり、実際に連携を行うことは難しい。 ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 老朽化に伴い指定管理料に占める修繕費が増加の傾向にあり、事業費の削減は期待できない。 H24 1,031千円　H25 806千円　H26 1,257千円
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 いいおかけんこうセンターと一本化して指定管理者に委託することで、基本協定の締結等にかかる業務時間を削減することは可能性として考えられる。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 公募による委員を含む旭市指定管理者選定委員会の審議を経て、指定管理者が選定されており、公正である。また、受益者負担については、平成26年10月に類似施設との均衡を図った見直しを行っており、公平公正である。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	指定管理者による管理運営は概ね順調であるが、供用開始から19年経過しており、今後の維持管理費の増加が懸念される。また、利用者の固定化が見られるため、新たな利用者を増やす必要がある。更にいいおかけんこうセンターと一括して指定管理者に委託をするなど更なる人件費の削減を検討する必要がある。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）

☐ 目的再設定
☑ 事業のやり方改善による成果向上
☐ 事業のやり方改善による事業費削減
☐ 受益機会の適正化
☐ 廃止・休止
☐ 行政関与の見直し
☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　　）
☑ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
☐ 費用負担の適正化

※2～3年後を目処にした方向性

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
①、②平成28年3月	①新たな利用客を増やすための具体策の検討 ②いいおかけんこうセンターと一括指定管理者委託の検討

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	維持	増加
成果	向上	○		
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

①老朽化した施設、他施設との連携が困難な中での利用客増加策の検討
②健康管理課との調整

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名			
	コード1	11200	中度心身障害者(児)医療費助成事業
	コード2		
施策体系	施策	10	障害者福祉の充実
	施策の展開	19	障害者福祉の推進

事業種別	
☐ 国土強靭化地域計画	
☐ 新市建設計画	
☐ 総合戦略	
☐ 復興計画	
☐ 定住自立圏構想	
☐ 行政改革アクションプラン	
☐ 主要事業	
☐ 簡易評価	

課	社会福祉課				
所属班	障害福祉班				
電話番号	62-5351	内線	147		
予算科目	会計		款	項	目
	一般会計		3	1	2
根拠法令	旭市重度心身障害者医療費助成条例 旭市重度心身障害者医療費助成条例施行規則				

1　現状把握(Do)

(1)事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☐ 平成＿＿年度～ ☑ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿＿年度～ 平成＿＿年度まで ※全体像を記述⇒	千葉県が実施している重度心身障害者(児)医療給付改善事業の対象とならない、身体障害者手帳3級(体幹・腎臓・心臓・呼吸器)の方、療育手帳Bの1かつ身体障害者手帳3級の方、精神手帳1級の方に対し、健康と福祉の増進、並びに医療費負担の軽減を図るために旭市が単独で実施している医業費助成事業。 【業務の流れ】 障害者は助成対象の障害者手帳が交付された際に、受給資格証の交付申請を行う。障害者が医療機関を受診した場合、助成給付申請書に医療機関の領収証を添付して市の窓口へ申請する。市は後日、医療費の保険診療分を助成金として口座振込にて支給する。

(2)トータルコスト

① 費目の内訳(26年度の実績)		単位:千円
1.扶助費	15,901	中度心身障害者(児)医療扶助費
	0	
	0	
	0	
	0	

② 特定財源の内訳(26年度の実績)		単位:千円
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	0	

前年度比増減理由:対象利用者が増えたため

③ 延べ業務時間の内訳(26年度の実績)	単位:時間
6月は資格証更新の準備・事後処理があるため月17時間とする。その他の11ヶ月は通常通りの業務となるため、月10時間とする。	

			単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
事業費	費目内訳	1. 扶助費	千円	10,963	13,016	15,901	18,204
			千円				
			千円				
			千円				
			千円				
	事業費計 (A)		千円	10,963	13,016	15,901	18,204
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円				
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円				
		5. 一般財源	千円	10,963	13,016	15,901	18,204
人件費	正規職員従事人数		人	0.06	0.06	0.06	0.06
	延べ業務時間		時間	127	127	127	127
	人件費計 (B)		千円	483	483	483	483
トータルコスト(A)+(B)			千円	11,446	13,499	16,384	18,687

(3)事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績(26年度に行った主な活動)
医療費助成

27年度計画(27年度に計画している主な活動)
医療費助成

⑤ 活動指標名

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	中度心身障害者医療費助成制度実利用者数	人	99	122	127	146
イ						
ウ						

目的

② 対象(誰、何を対象にしているのか)

身体障害者手帳3級(体幹・腎臓・心臓・呼吸器)の方、療育手帳Bの1かつ身体障害者手帳3級の方、精神手帳1級の方。

⑥ 対象指標名

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	中度心身障害者医療費助成制度対象者数	人	115	134	138	158
イ						

③ 意図(対象がどのような状態になるのか)

医療費負担が軽減され、健康と福祉の増進を図ることが出来る。

⑦ 成果指標名(考え方)

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	利用率 (制度利用者数／制度対象者数)	%	86.0	91.0	92.0	92.4
イ	(　　)					

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

障害者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができる

⑧ 上位成果指標名(考え方)

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	中度心身障害者医療費助成制度の周知 (　　)	%	100.0	100.0	100.0	100.0

(4)事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
開始時期、経緯は不明。	平成22年7月より精神手帳1級を助成対象として追加したことにより、対象者が急増した。	中度心身障害者医療費助成制度の対象となる等級を拡大してほしいとの要望。

事務事業名	中度心身障害者(児)医療費助成事業	課名	社会福祉課	班名	障害福祉班

2 評価(Check1)担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 障害者は健常者に比べ通院や入院の回数が多く医療費負担が大きいため、医療費助成によって福祉の増進と障害者の生活の質向上に結びついている。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 対象を拡大して欲しいとの要望があるが、近隣市町村と比較しても対象の範囲は妥当。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 千葉県が実施する医療費助成制度では対象とならないが、重度障害者に準ずる中度障害者に対して市が医療費助成を行うことは妥当である。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 助成制度対象者のほとんどが制度を利用しているため、あるべき水準に達していると判断する。 近隣市町村では、銚子市・香取市にも中度医療費助成制度があるが、精神障害者手帳1級を対象としているのは旭市だけであり、障害による助成格差を無くすことができている。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 制度対象でありながら利用していない対象者に対して通知を行うことで、利用を促すことが出来る。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他(民間・国県を含む)に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (1) 事務事業名:( ) (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 医療保険制度で高額な医療費に対しての給付があるが、依然として残る大きな医療費負担を軽減することは出来ないため。 ☑ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地(表面トータルコストの事業費部分) 事業費を削減できないか？(経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど)	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 平成27年8月診療分より、自己負担金と年齢制限が新設されるため、事業費の削減につながる予定。
	⑧ 人件費の削減余地(表面トータルコストの人件費部分) やり方の工夫(業務プロセスの改善など)や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 システムのカスタマイズにより業務効率を上げ、残業時間の削減が可能。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 対象となり得る障害者に対しては受給資格の取得を必ず案内しており、資格の更新をしない受給者に対しても毎年案内を送付しているため。

3 評価(Check2)担当課長による評価結果と総括

(1)1次評価者としての評価結果			(2)全体総括(振り返り、反省点)
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	事業目的のとおり、中度医療費助成は障害による格差を減らし、福祉の増進と生活の質向上に結びついている。しかし、システム改修等による事務作業効率の見直し余地がある。
② 有効性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
③ 効率性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性(事務事業担当課案)(Plan)

(1)今後の事業の方向性(複数選択可)

☐ 目的再設定
☐ 事業のやり方改善による成果向上
☐ 事業のやり方改善による事業費削減
☐ 受益機会の適正化
☐ 廃止・休止

※2～3年後を目処にした方向性

☐ 行政関与の見直し
☐ 事業統廃合・連携(関連事業:)
☑ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
☐ 費用負担の適正化

(2)改革改善案について ※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
平成28年3月までに	従来通り償還払いによる助成を続けるため、領収書の確認やシステム入力といった煩雑な事務作業を余儀なくされるため、新たに導入予定のシステムをより使いやすくカスタマイズしていくことで、業務時間を削減する。

(3)改革・改善による期待成果
(廃止・休止の場合は記入不要)

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上		○	
	維持			
	低下			

(4)改革、改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策

現システム業者に限らず、本事務事業の業務時間削減・効率化を図ることの出来るシステム業者を公募式プロポーザル方式で選定し、導入する。

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名			
	ｺｰﾄﾞ1	11400	福祉タクシー利用助成事業
	ｺｰﾄﾞ2		
施策体系	施策	5	保健の充実
	施策の展開	11	健康づくりの推進

事業種別	
	☐ 国土強靭化地域計画
	☐ 新市建設計画
	☐ 総合戦略
	☐ 復興計画
	☐ 定住自立圏構想
	☐ 行政改革アクションプラン
	☐ 主要事業
	☐ 簡易評価

課	社会福祉課		
所属班	障害福祉班		
電話番号	62-5351	内線	169

予算科目	会計	款	項	目
	一般会計	3	1	2

根拠法令	
	旭市福祉タクシー利用助成事業実施要綱

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☐ 平成＿＿年度～ ☑ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿＿年度～ 平成＿＿年度まで ※全体像を記述⇒	身体障害者手帳1級、2級、3級（3級は視覚、下肢、体幹のみ）、療育手帳○A、○Aの1、○Aの2、Aの1、Aの2の等級で市内に住所を有する方に、タクシー乗車の際に金券と同様に利用できる利用券を交付し社会参加の促進を図ります。 【業務の流れ】 1枚1,000円のタクシー利用券を月2枚、年間24枚（腎臓機能障害の方でかつ、透析治療者は月8枚、年間96枚）を交付する。 利用者は、タクシー乗車時に券を運転手に渡し（1回につき1枚まで）、1,000円を差し引いた金額を支払う。 タクシー業者は、翌月市へ請求する。市は助成金と協力金1件150円を合わせて支払いをする。

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.需用費	60	印刷製本費
2.扶助費	12,382	福祉タクシー利用助成金（助成金：10,738、協力金1,644）
	0	
	0	

② 特定財源の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.国庫支出金		
2.都道府県支出金		
3.地方債		
4.その他		

前年度比増減理由：

③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）	単位：時間
3月は各支所での出張受付があるため、1日（7時間）×3日＝21時間に3時間を加えた24時間とする。4月は交付者数が非常に多いため、業務時間を月20時間とする。その他の10ヶ月は月3時間とした。	

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費 費目内訳	1. 需用費	千円	58	58	60	60
	2. 扶助費	千円	12,938	12,660	12,382	13,058
		千円				
		千円				
		千円				
事業費	事業費計（A）	千円	12,996	12,718	12,442	13,118
財源	1. 国庫支出金	千円				
	2. 都道府県支出金	千円				
	3. 地方債	千円				
	4. その他	千円				
	5. 一般財源	千円	12,996	12,718	12,442	13,118
人件費	正規職員従事人数	人	0.04	0.04	0.04	0.04
	延べ業務時間	時間	74	74	74	74
	人件費計（B）	千円	281	281	281	281
トータルコスト(A)＋(B)		千円	13,277	12,999	12,723	13,399

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
通院又は会合等のためタクシー料金を助成した。
1枚1,000円のタクシー券を月2枚又は月8枚を交付する。

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
通院又は会合等のためタクシー料金を助成する。

⑤ 活動指標名		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	福祉タクシー券交付者数	人	560	560	564	561
イ						
ウ						

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

身体障害者手帳1級、2級、3級（下肢、視覚、体幹のみ）、療育手帳○Aの1、○Aの2、○A、Aの1、Aの2でありかつ旭市内に住所を有するもの。

⑥ 対象指標名		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	対象等級障害手帳所持者数	人	1,369	1,383	1,391	1,381
イ						

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

助成券を交付することにより、対象者が通院や外出等の移動にかかわる負担費の軽減と地域生活へ参加しやすくなる。

⑦ 成果指標名（考え方）		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	利用率（利用枚数合計/交付枚数合計）	%	61.5	63.0	58.3	71.6
イ	1人あたりの利用回数	回	20	20	30	23

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

障害者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができる

⑧ 上位成果指標名（考え方）		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	対象者への本年度の周知（交付率） （　　）	%	41.0	41.0	41.0	41.0

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
開始時期は不詳だが、合併前より1市3町で実施されていた。	平成22年度よりタクシー業者へ支払う協力金を300円から150円に減額した。	利用する距離によって、1回の乗車で2枚使いたい。また500円の利用券を作ってほしいなどの声が一部にある。

事務事業名	福祉タクシー利用助成事業	課名	社会福祉課	班名	障害福祉班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 コミュニティバスの利用も難しい交通弱者の足の確保として活用されている。 特に人工透析治療を行う者にとっては、通院手段の貴重な支援となっている。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 介助なしの移動が困難な障害者を対象としているため妥当と考えられる。また、近隣では精神障害者手帳1級の者も対象としている市もある。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 障害者ということで通院等外出時による移動費用負担が大きいことまた、タクシー券により外出が困難な障害者の方が地域社会への参加がしやすくなることにより市の活性化にも繋がる等考慮すると市が行うことが妥当だと考えられる。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 各自の利用ニーズよるため、数値目標の設定は出来ないが、1人あたりの利用が約20回となっており妥当と考えられる。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 透析治療は週3回の通院者も多く助成回数を増やせば利用は増加するが、通院回数そのものは変わらない。 したがって、助成額及び助成内容も適正なため、成果向上の余地はない。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (1) 事務事業名：（ ） (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 利用者が、障害者（対象となる手帳所持者）と限定されるため、類似事業はない。 ☑ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 タクシー券1枚（1回）当りの助成額は、タクシー料金の初乗りを考慮すると妥当である。 また、協力金についても利用者の乗降の際の介護支援、事務手数料的要素を考慮してなくすことは難しい。（現段階では、なくすことは不可能）
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 事務処理等、必要最低限の人員で行っているため、削減の余地はない。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 対象者が重度の障害者、中度でも移動が困難だと考えられる障害者（身体障害者手帳3級で下肢、視覚、体幹）としており、障害により個人での移動が特に困難だと考えられる方々としている。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	事業の評価は、適切である。事業者への協力金についても利用者の乗降時の介護支援や事務手数料的要素を考慮すると廃止することは難しい。平成22年度に一度減額していることや近隣市の状況などから現状維持とする。
② 有効性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

- ☐ 目的再設定
- ☐ 事業のやり方改善による成果向上
- ☐ 事業のやり方改善による事業費削減
- ☐ 受益機会の適正化
- ☐ 廃止・休止
- ☐ 行政関与の見直し
- ☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　）
- ☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
- ☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
毎年	交付率（交付者数／助成対象者）の向上

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上			
	維持		○	
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

・助成対象者への周知徹底

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名			
	コード1	16520	こども発達センター運営事業
	コード2		
施策体系	施策	7	子育て支援の充実
	施策の展開	15	結婚・子育て環境の整備

事業種別	
☐ 国土強靭化地域計画	
☐ 新市建設計画	
☐ 総合戦略	
☐ 復興計画	
☐ 定住自立圏構想	
☐ 行政改革アクションプラン	
☐ 主要事業	
☐ 簡易評価	

課	社会福祉課				
所属班	障害福祉班				
電話番号	62-5351	内線	168		
予算科目	会計		款	項	目
	一般会計		3	3	5
根拠法令	児童福祉法				

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 平成 25 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿＿年度～ 平成＿＿年度まで ※全体像を記述⇒	・小学校就学前の在宅の障害や発達の遅れのある子及び保護者が対象。子と保護者が一緒に日中通い、遊びや小集団での体験や専門職（理学療法・作業療法・言語療法・臨床心理士等）による指導を受け、子どもの特性にあった接し方を学び成長を促していく。 ・保育所・幼稚園等との併用可能。 ・事業の実施は障害者（児）支援に実績があり専門職がいる法人ロザリオの聖母会に委託 【業務の流れ】 ・委託事業所（法人）との契約　・利用申請受付→障害福祉サービスのサービス等利用計画の作成→見学→利用承認→利用契約→利用開始→利用者に対する利用負担金の請求（納付書の発行）、国保連へ給費費の請求 ・国庫及び県費補助金交付申請→交付決定→実績報告→補助金額確定

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）		単位：千円
1.需用費	1,461	燃料代（灯油）・電気料
2.役務費	3	証明書発行手数料
3.委託料	16,462	センター運営・清掃業務
	0	
	0	

② 特定財源の内訳（26年度の実績）		単位：千円
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	7,159	事業収入・利用者負担金

前年度比増減理由：

③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）	単位：時間
利用受付・決定　月1時間×12ヶ月＝12時間	
請求・補助金等事務等　月8時間×12ヶ月＝96時間	

			単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費	費目内訳	1. 需用費	千円	0	1,512	1,461	1,678
		2. 役務費	千円	0	3	3	8
		3. 委託料	千円	0	15,988	16,462	16,672
			千円	0			
			千円				
	事業費計（A）		千円	0	17,503	17,926	18,358
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円				
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円		3,010	7,159	6,077
		5. 一般財源	千円	0	14,493	10,767	12,281
人件費	正規職員従事人数		人		0.06	0.05	0.05
	延べ業務時間		時間		120	108	96
	人件費計（B）		千円	0	456	410	365
トータルコスト(A)+(B)			千円	0	17,959	18,336	18,723

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
・開設日（月）～（金）
・専門職指導
・行事

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
・開設日（月）～（金）
・専門職指導
・行事

⑤ 活動指標名		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	事業所開設日	日	—	240	244	242
イ	専門職指導日数	日	—	119	106	123
ウ						

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

障害や遅れのある子とその保護者

⑥ 対象指標名		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	児童発達支援の利用を希望する子の数（受給者証交付人数）	人	—	34	45	55
イ	ア、の内、こども発達センターを利用した数（実）	人	—	19	26	30

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

子ども及び保護者が適切な指導をうけることができる。　指導・助言を通して保護者が安心して子育てができる。
子どもが集団の場でのコミュニケーションや社会性を学べる。

⑦ 成果指標名（考え方）		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	こども発達センターを希望した子で利用した人数	人	—	19	26	30
イ	利用者アンケートの結果、「よかった」と答えた保護者の割合	%	—	—	—	70.0

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民が安心して子育てすることができる

⑧ 上位成果指標名（考え方）		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	障害がある子や保護者が支援や相談を受ける場がある（受給者証発行者に対するアンケート：「ある」と答えた者／回答者）	%	—	—	—	100.0

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
平成23年子育て支援課で実施していた「いるかサークル」が終了。障害や遅れのある子どもが指導を受ける場が減少。他市の事業所も利用していたが、市外利用者の受け入れ枠が少なく、希望しても利用できない子がでてきたことから、市の福祉サービスとして開始。	利用者数は徐々に増加。近隣の事業所も受入数が増えたことで、必要な子がその子にあった事業所を選び利用することができるようになっている。	・民間保育所からは併用利用をすることで子どもに落ち着きがでたとの声が聞かれている。 ・保護者からも子どもが発達センターを楽しみにしているとの声が聞かれている。 ・母子通園のため、下の子も一緒に連れてこなければならない等都合がつきにくいという声も聞かれている。

事務事業名	こども発達センター運営事業	課名	社会福祉課	班名	障害福祉班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 障害や遅れのある子ども及び保護者が適切な指導を受ける場を確保することができることで、安心して過ごすことに結びついている。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 障害手帳の有無に関わらず、発達の遅れのある子どもを対象としている。児童発達支援施設が近隣含め数箇所あることで、障害の状況にあわせて保護者が支援の場所を選択することができている。現在市外利用者は、在住市町の受け入れができない場合に限っているが、定員に余裕がある場合は受け入れができるよう検討の余地がある。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 現在市内の民間児童発達施設は重度障害や医療が必要な子の支援が中心となっており、支援内容の違いから発達障害等の子等の支援の場として別に施設が必要である。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 アンケート等未実施。近隣等にも類似施設があり自由に選択できる状況であるが、利用者は増えている。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 県事業であるペアレントトレーニング事業を活用する等により支援者のスキルアップにつながり、利用者の支援に生かすことができる。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (1) 事務事業名：（ ） (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 健康管理課で実施している健康診査の事後指導である親子遊び教室が類似事業であるが、保護者が障害や遅れの受容ができ、継続支援が必要であれば次のステップとして紹介をしてくれている。統廃合の必要はない。 ☑ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 委託事業費のほとんどは人件費であり、事業の内容から研修等受けている専門スタッフが必要なことから削減は困難。事業の実施場所も市の施設であり管理・維持費であることから、削減は困難。ただし、利用者が増えることで事業収入が増え、事業費に占める一般財源を削減できる余地はある。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 正規職員が行っているのは決定と請求、補助金に関する部分であり、月9時間程度。時間数は少なく削減困難。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 障害福祉サービスの国の基準による負担額（課税1割、世帯住民税額28万円以下　月4，600円上限、28万円以上37，200円、非課税世帯0円）であり公平。しかし、保育園等と併用の場合には保育料に上乗せになってしまう。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	アンケートにより利用者の満足度評価等の実施が必要。また、県の研修を利用する等により更によい支援ができる可能性がある。
② 有効性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）

☐ 目的再設定
☑ 事業のやり方改善による成果向上
☐ 事業のやり方改善による事業費削減
☐ 受益機会の適正化
☐ 廃止・休止

※2～3年後を目処にした方向性

☐ 行政関与の見直し
☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　　）
☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
今年度中、2年に1度程度実施	利用者アンケートの実施により、満足度や利用者の希望等確認し、教室内容の充実につなげていく。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上		○	
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

実施上の課題は特になし。委託先のスタッフと市役所でアンケート内容を検討する。

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名			
	ｺｰﾄﾞ1	14800	母子福祉事業
	ｺｰﾄﾞ2		
施策体系	施策	7	子育て支援の充実
	施策の展開	16	子育て世帯への経済的支援

事業種別	
	☐ 国土強靭化地域計画
	☐ 新市建設計画
	☐ 総合戦略
	☐ 復興計画
	☐ 定住自立圏構想
	☐ 行政改革アクションプラン
	☐ 主要事業
	☐ 簡易評価

課	子育て支援課		
所属班	子育て支援班		
電話番号	(62)8012	内線	165

予算科目	会計	款	項	目
	一般会計	3	3	1

根拠法令
・児童福祉法 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法 ・旭市高等技能訓練促進費等支給事業実施要綱 ・旭市自立支援教育訓練給付金支給事業実施要綱

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☐ 平成＿年度～ ☑ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿年度～ 平成＿年度まで ※全体像を記述⇒	① 母子家庭等自立支援給付金 / 母子及び父子並びに寡婦福祉法 ） ・自立支援教育訓練給付金　母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援するもので、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が対象教育訓練を受講し、修了した場合、経費の20%（10万円を上限）が支給されます。支給については、受講前に市の窓口を介して、県から講座の指定を受ける必要があります。 ・高等職業訓練促進給付金等事業　母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、2年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために、高等職業訓練促進給付金が支給されるとともに、入学時の負担軽減のため、高等職業訓練修了支援給付金が支給されます。 ② 母子生活支援施設への措置入所/児童福祉法） ・18歳未満の子どもを養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭の女性が、子どもと一緒に利用できる施設で、さまざまな事情で入所されたお母さんと子どもに対して、心身と生活を安定するための相談・援助を進めながら、自立の支援をします。 ③ 配偶者暴力被害者緊急一時避難支援(旭市単独) ・経済的に余裕のない子どもが係わるDV被害者に一時的な避難場所（宿泊施設）を提供し救護をします（宿泊代を市が支払う）。 【業務の流れ】 ○ 母子家庭党自立支援給付金 ① ひとり親世帯から申請 ⇒ 市 ⇒ 千葉県（審査）⇒ 千葉県（指定）　② 市 ⇒ ひとり親世帯保護者へ給付 ○ 母子生活支援施設への措置入所、配偶者暴力被害者緊急一時避難支援 ・関係機関（旭警察、市民生活課など）又は被害者本人から市（子育て支援課）に支援依頼 ⇒ 市（子育て支援課）により緊急性判断 ⇒ 緊急避難支援（一時的）⇒ 必要に応じて母子生活支援施設へ措置入所

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）		単位：千円
1.普通旅費	0	（発生対応の予算）　県外の母子生活支援施設訪問
2.母子生活支援施設入所措置委託料	0	（発生対応の予算）　母子生活支援施設の入所措置委託料
3.自立支援教育訓練給付金	0	（申請者なし）　県指定対象教育訓練を受講費への給付
4.配偶者暴力被害者緊急一時避難支援金	0	（発生対応の予算）　DV被害者緊急避難支援金
5.母子家庭高等技能訓練給付金	1,132	（給付者数2人）　養成機関での修業費用の一部助成

② 特定財源の内訳（26年度の実績）		単位：千円
1.国庫支出金	920	母子家庭高等技能訓練給付金の国負担額　（国 3/4）
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	0	

前年度比増減理由：

③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）	単位：時間
〔母子家庭自立支援給付金、父子家庭自立支援給付金〕 ※8時間/月×12か月＝96時間 ① 母子自立相談 ② 新規申請受付、県提出資料作成、県送付　③ 給付金支給（毎月） 〔母子生活支援施設への措置入所〕〔配偶者暴力被害者緊急一時避難支援〕※実績なし	

			単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費	費目内訳	1. 普通旅費	千円	0	0	0	4
		2. 母子生活支援施設入所措置委託料	千円	1,612	3,526	0	2,400
		3. 自立支援教育訓練給付金	千円	0	0	0	60
		4. 配偶者暴力被害者緊急一時避難支援金	千円	0	0	0	0
		5. 母子家庭高等技能訓練給付金	千円	7,011	3,577	1,132	3,600
	事業費計（A）		千円	8,623	7,103	1,132	6,064
	財源	1. 国庫支出金	千円	2,360	4,445	920	3,945
		2. 都道府県支出金	千円	4,074	881	0	600
		3. 地方債	千円	0	0	0	0
		4. その他	千円	0	33	0	0
		5. 一般財源	千円	2,189	1,744	212	1,519
人件費	正規職員従事人数		人	0.05	0.05	0.05	0.05
	延べ業務時間		時間	96	96	96	96
	人件費計（B）		千円	365	365	365	365
トータルコスト(A)＋(B)			千円	8,988	7,468	1,497	6,429

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
ア 母子家庭高等技能訓練給付金の給付

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
イ 自立支援教育訓練給付金の給付
ウ 母子生活支援施設の入所措置、配偶者暴力被害者緊急一時避難支援金の支給

⑤ 活動指標名		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	母子家庭高等技能訓練給付金の給付者数	人	6	4	2	3
イ	自立支援教育訓練給付金の給付者数	人	0	0	0	2
ウ	母子生活支援施設の入所措置、配偶者暴力被害者緊急一時避難支援金の支給	世帯数	1	1	0	1

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

ア　ひとり親世帯数
（児童扶養手当受給世帯数/延件数）
イ　子どもが関わる配偶者暴力被害者
（市に緊急支援を申し出た件数）

⑥ 対象指標名		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	ひとり親世帯数 （児童扶養手当受給者数/延件数）	件	6,958	6,848	6,760	6,795
イ	配偶者暴力被害者の件数 （子どもが関わる相談者のみ）	件	2	3	2	3

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

ア 児童扶養手当を受給しているひとり親世帯の保護者に就労機会を与え経済的に自立させる。
イ 子どもが関わる配偶者暴力被害者に緊急支援を安全を確保する。

⑦ 成果指標名（考え方）		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	経済的に支援が必要なひとり親世帯の保護者に就労機会（資格）を与えることにより自立させる。 （児童手当の受給を廃止又は減額した世帯数）	世帯	6	4	2	5
イ	子どもが関わる配偶者暴力被害者に緊急支援を安全を確保する。 （母子生活支援施設への措置入所件数）	件	1	1	0	1

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民が安心して子育てすることができる

⑧ 上位成果指標名（考え方）		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	経済的に支援が必要なひとり親世帯（児童手当受給者数）が減少する。（ひとり親家庭が公的扶助を受けずとも自立できた数）	世帯	6,958	6,848	6,760	6,795

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
・国では、昭和27年に戦争未亡人対策から始まり50年の歴史を持つ国の母子寡婦対策を根本的に見直し、新しい時代の要請に的確に対応できるよう、その再構築を検討している。児童扶養手当制度については、離婚後等の激変期に集中的に対応するものとして見直し、増大する離婚の中でもその機能が維持できるよう検討している。	・法定受託事務（児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法） 急速に離婚が増大する中で、母子家庭等ひとり親の下で監護、養育される子どもたちが増えている。子どもの健全な育成は少子高齢化社会の中で大きな課題となっている。特に母子家庭については、母親の就労等による収入をもって自立できること、そしてその上で子育てができることが子どもの成長にとって重要であり、また、子どもを地域や社会全体で育んでいくことが併せて必要となっている。	・特に意見や要望等なし

事務事業名	母子福祉事業	課名	子育て支援課	班名	子育て支援班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 「旭市総合計画」の「基本方針3 健やかでやすらぎのあるまちづくり」、「第6節 母子・父子・寡婦福祉の充実」 「旭市子ども・子育て支援事業計画」の「基本目標5 保護が必要な子どもの支援体制づくり」、「ひとり親家庭への就労支援」に結びついている。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 ひとり親世帯への支援としては、経済的に支援が必要なひとり親世帯を対象としており現在の対象者や意図を継続していく。 子どもが関わる配偶者暴力被害者に対しても現在の対象者や意図を継続していく。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 ひとり親世帯への支援、子どもが関わる配偶者暴力被害者への支援は、児童福祉法等により定められる法定受託事務であり、行政関与は妥当である。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 児童福祉法等による法定受託事務であり、事業のやり方、予算規模を近隣及び類似団体と比較しても妥当である。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 受益機会の適正化として、市広報や市ホームページ、子育て情報誌（すくすく育てあさひっ子）で広報をしている。また、対象予定者に窓口相談により制度の利用及び啓発を個別に実施しており、これ以上の成果向上は期待できない。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (1) 事務事業名：（ ） (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 児童福祉法等による法定受託事務内容において事業を実施しており、他に手段はない。 ☑ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 前年度等の実績や相談内容等を鑑み予算計上しており削減の余地はない。 特に、子どもが関わる配偶者暴力被害者への支援は、発生対応による予算であり予算執行がない年度が多い。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 ひとり親施策担当（1人）が他の事業と兼務で実施しており、これ以上の人件費の削減の余地がない。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 児童福祉法等による法定による対象者であり、受益機会・費用負担など妥当である。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	経済的に支援の必要なひとり親世帯（児童扶養手当受給者）に対し、自立支援員や市担当者による個別相談を実施しているが、自立支援制度の利用希望者が増加しない。引き続き、制度の周知及び啓発を実施していく。
② 有効性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

- ☐ 目的再設定
- ☐ 事業のやり方改善による成果向上
- ☐ 事業のやり方改善による事業費削減
- ☑ 受益機会の適正化
- ☐ 廃止・休止
- ☐ 行政関与の見直し
- ☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　）
- ☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
- ☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
平成31年度までに （旭市子ども・子育て支援事業計画の計画期間最終年度）	受益機会の適正化として、市広報や市ホームページ、市子育て情報誌（すくすく育てあさひっ子）等により周知を図っていき、経済的に支援の必要なひとり親世帯の自立を促進していく。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上			
	維持		○	
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

経済的に支援の必要なひとり親世帯（児童扶養手当受給者）に対し、自立支援事業の利用を個別にも促しているが、実際の利用まで繋がることが少ない。

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名			
	ｺｰﾄﾞ1	16700	一時預かり事業
	ｺｰﾄﾞ2		
施策体系	施策	7	子育て支援の充実
	施策の展開	15	結婚・子育て環境の整備

事業種別
- ☐ 国土強靭化地域計画
- ☐ 新市建設計画
- ☐ 総合戦略
- ☐ 復興計画
- ☐ 定住自立圏構想
- ☐ 行政改革アクションプラン
- ☐ 主要事業
- ☐ 簡易評価

課	子育て支援課				
所属班	保育班				
電話番号	62-5313	内線	162		
予算科目	会計	款	項	目	
	一般会計	3	3	6	
根拠法令	旭市一時預かり事業実施規則 保育緊急確保事業費補助金交付要綱				

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 平成 17 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿＿年度～ 平成＿＿年度まで ※全体像を記述⇒	○市内に居住し、かつ、保育所や幼稚園における保育を受けていない生後6ヶ月から就学前までの児童を対象とし、保護者が家庭での保育が困難な場合等、一時的に保育所で受け入れ保育をする。 ○利用料（1時間当たり）：300円（0～2歳児）、200円（3歳児以上）。別途食事代300円／日（0～2歳児）、250円／日（3歳児以上） ※12公立保育所、1公設民営保育所。私立保育所は保育所毎に設定 ○平成26年4月から、いいおか保育所に一時預かり専用室を新設。 ○事業を実施している私立保育所へ、国の基準に基づき補助金を交付（26年度：国3分の1、県3分の1、市3分の1）。 【業務の流れ】 保育所へ日程確認 → 保育所での面接 → 利用申込書の提出（希望する保育所） → 利用承諾通知書の発行 → 希望日に利用 事業を実施している私立保育所への補助金の交付 干潟保育所（公設民営）への干潟保育所指定管理料の支払（保育所指定管理委託事業）

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）		単位：千円
1.委託料	2,840	干潟保育所指定管理料（一時預かり事業分）
2.賃金・共済費	4,944	
3.備品購入費	822	
4.負担金補助及び交付金	6,833	旭市私立保育所運営費等補助金
5.その他	292	需用費、役務費
② 特定財源の内訳（26年度の実績）		単位：千円
1.国庫支出金	5,345	保育緊急確保事業費補助金
2.都道府県支出金	4,716	保育緊急確保事業費補助金
3.地方債	0	
4.その他	3,026	一時預かり利用料
前年度比増減理由：		
③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）		単位：時間
一時預かり保育業務（一時預かり正規保育士2名） 補助金交付事務（4時間×5日＝20時間）		

			単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費	費目内訳	1. 委託料	千円	1,420	2,840	2,840	2,840
		2. 賃金・共済費	千円	2,391	2,348	4,944	5,201
		3. 備品購入費	千円	170	742	822	997
		4. 負担金補助及び交付金	千円	5,880	5,890	6,833	6,833
		5. その他	千円	264	187	292	355
	事業費計（A）		千円	10,125	12,007	15,731	16,226
	財源	1. 国庫支出金	千円	4,352		5,345	5,887
		2. 都道府県支出金	千円		6,003	4,716	5,887
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円	2,525	2,139	3,026	2,575
		5. 一般財源	千円	3,248	3,865	2,644	1,877
人件費	正規職員従事人数		人	1.00	1.00	2.00	2.00
	延べ業務時間		時間	2,010	2,010	4,020	4,020
	人件費計（B）		千円	7,638	7,638	15,276	15,276
トータルコスト(A)+(B)			千円	17,763	19,645	31,007	31,502

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
市内に居住し、かつ、保育所における保育を受けていない生後6ヶ月から就学前までの児童を対象とし、保護者が家庭での保育が困難な場合等、保育所で保育を実施。

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
市内に居住し、かつ、保育所における保育を受けていない生後6ヶ月から就学前までの児童を対象とし、保護者が家庭での保育が困難な場合等、保育所で保育を実施。

⑤ 活動指標名		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	実施保育所数（公立）	箇所	13	13	12	12
イ	実施保育所数（公設民営）	箇所	1	1	1	1
ウ	実施保育所数（私立）	箇所	2	2	2	2

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

市内の幼稚園及び保育所に入所していない就学前までの児童及び保護者

⑥ 対象指標名		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	幼稚園、保育所に入所していない就学前までの児童	人	1,741	1,658	1,605	1,548
イ						

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

急用などで家庭で保育ができない時や、育児疲れからリフレッシュしたい時など、一時的に預けることで家庭での育児負担が軽減される。

⑦ 成果指標名（考え方）		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	一時預かり利用者数（延べ人数） （　　）	人	5,038	4,823	5,239	5,300
イ	対象者一人当たりの平均年間利用回数 （　　）	回	2.9	2.9	3.3	3.4

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民が安心して子育てすることができる

⑧ 上位成果指標名（考え方）		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	出生数（各年） ※千葉県毎月常住人口調査 （　　）	人	548	511	489	498

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
家庭で保育している世帯で、急な事情で保育できない場合や、保護者の育児の負担を軽減するための支援が必要なため。 平成24年度から公立全保育所で実施することとなった。	○核家族化により、家庭で保育する保護者の育児の負担が増えている。 ○出生数は減少しているが保育所、幼稚園に預ける世帯の割合は増えている。	H25ニーズ調査で、実際利用している保護者においては、「リフレッシュ目的」が65.7%、「冠婚葬祭、学校行事等」64.6%となっている。利用希望の日数は「年に10日～19日」が28.3%でもっとも多くなっている。

事務事業名	一時預かり事業	課名	子育て支援課	班名	保育班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 家庭で急な事情により育児ができない場合の支援や、保護者の育児の負担軽減などが図られ、安心して子育てができる環境づくりに結びついている。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 就学前の保育所、幼稚園に入所していない児童を対象としている。また、公立保育所13ヶ所（干潟保育所を含）、私立保育所2ヶ所で実施しているため、市内の対象児童をもつ保護者に対応している。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 家庭で急な事情により育児ができない場合、一時的に保育所で預かることは、子育て支援につながる。また、私立保育所へは事業を委託し、補助金を出している。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】 平成25年度のニーズ調査では一時預かり事業のニーズは年間4,900人（延べ）であるが、現在、5,239人（延べ）である。また、同調査で緊急時もしくは用事の際に親族・知人がいない方の割合が9%であり、特に一時預かり事業のニーズが高い保護者数で換算すると年間19回程度利用している水準であり、妥当であると考える。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 保育士等の受け入れ体制の都合で、希望する保育所で児童を預かれない場合があるため、公立保育所における保育士の確保及び配置を検討することで成果向上の余地はある。また、一時預かり専用室があるいいおか保育所は中央第三保育所に比べて利用者数が少ないため、事業のPR等で利用者数を増やす余地がある。また、原則利用希望日の3日前までに申込みの必要があるが、事前登録制度を導入することで直前の利用申込が可能になる。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (1) 事務事業名：（ ） (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 類似した事業はない。保護者の就労支援のためにも同事業は必要であり、公立保育所のほか私立保育所も2ヶ所で実施している。実施している私立保育所へは補助金を交付し事業を委ねている。 ☑ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 一時預かりを行っている私立保育所への補助金額は、国が定めた保育緊急確保事業費補助金交付要綱に基づいており、削減余地がない。また、公立保育所の事業費の大半は人件費であり、成果を落とさずに事業費を削減することは難しい。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 中央第三、いいおか保育所は専用の保育室を設置し保育士2名（正規保育士1名、臨時保育士1名）で対応しており、成果を落とさずに事業費を削減することは難しい。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 利用料は、保護者が利用した分を支払っており、公平である。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

(1)1次評価者としての評価結果			(2)全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	現在、公立・私立保育所15ヶ所で実施している。公立では、中央第三保育所、いいおか保育所、干潟保育所以外は専属の保育士を配置していないこともあり、児童を受け入れられない場合もある。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

(1)今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

- ☐ 目的再設定
- ☑ 事業のやり方改善による成果向上
- ☐ 事業のやり方改善による事業費削減
- ☐ 受益機会の適正化
- ☐ 廃止・休止
- ☐ 行政関与の見直し
- ☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　）
- ☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
- ☐ 費用負担の適正化

(2)改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
①H31までに（5ヶ年計画）	①事業全体の方向性の検討
②H27	②いいおか保育所の利用促進策の検討
③H27	③事前登録制の検討

(3)改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上		○	
	維持			
	低下			

(4)改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

①保育所における受け入れ体制の検討及び、新制度へ参入する幼稚園に対する預かり保育の促進。
②ホームページ、広報誌での周知。
③一時預かり保育を実施している現場の保育士との協議。

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名			
	コード1	16800	病児・病後児保育事業
	コード2		
施策体系	施策	7	子育て支援の充実
	施策の展開	15	結婚・子育て環境の整備

事業種別	課	子育て支援課
☐ 国土強靭化地域計画	所属班	保育班
☐ 新市建設計画	電話番号	62-5313　内線　162
☐ 総合戦略	予算科目	会計：一般会計　款 3　項 3　目 6
☐ 復興計画	根拠法令	旭市病児・病後児保育事業実施要綱 保育対策等促進事業費補助金交付要綱
☐ 定住自立圏構想		
☐ 行政改革アクションプラン		
☐ 主要事業		
☐ 簡易評価		

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 平成 20 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿年度～ 平成＿年度まで ※全体像を記述⇒	児童が病気又は病気回復期で、集団保育の困難な期間、専用施設において一時的にその児童を預かる。 保育所での保育中に体調不良となった児童が保護者に引き取られるまでの間、専用施設において一時的に緊急的な対応をする。 【業務の流れ】 実施施設 鶴巻保育園（私立保育園）・・・補助金の交付 ※干潟保育所（公設民営）・・・・・保育所指定管理委託事業（干潟保育所指定管理料）

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）		単位：千円
1.委託料	4,310	干潟保育所指定管理料（病児・病後児保育事業分）
2.負担金補助及び交付金	4,310	旭市立保育所運営費等補助金
	0	
	0	
	0	

② 特定財源の内訳（26年度の実績）		単位：千円
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	5,746	保育対策促進等促進事業補助金
3.地方債	0	
4.その他	0	

前年度比増減理由：

③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）	単位：時間
病児・病後児保育事業の補助金交付事務（年間述べ時間）　年間10時間	

			単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費	費目内訳	1. 委託料	千円	4,310	4,310	4,310	4,310
		2. 負担金補助及び交付金	千円	4,310	4,310	4,310	4,310
			千円				
			千円				
			千円				
	事業費計（A）		千円	8,620	8,620	8,620	8,620
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円	5,746	5,746	5,746	5,746
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円				
		5. 一般財源	千円	2,874	2,874	2,874	2,874
人件費	正規職員従事人数		人	0.00	0.00	0.00	0.00
	延べ業務時間		時間	10	10	10	10
	人件費計（B）		千円	38	38	38	38
トータルコスト(A)＋(B)			千円	8,658	8,658	8,658	8,658

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
鶴巻保育園における病児・病後児保育の実施。
自園の児童が保育中に体調不良となった場合、専用の保育室において保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応をする。

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
鶴巻保育園における病児・病後児保育の実施。
自園の児童が保育中に体調不良となった場合、専用の保育室において保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応をする。

⑤ 活動指標名		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	実施施設数（私立）	か所	1	1	1	1
イ	実施施設数（公設民営）	か所	1	1	1	1
ウ						

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

鶴巻保育所入所児童（体調不良児対応型）及び保護者

（干潟保育所においては、市内小学校3年生までの児童及びその保護者）

⑥ 対象指標名		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	保育所入所児童数（私立）	人	100	100	100	90
イ	市内小学校3年生までの児童数	人	5,538	5,430	5,325	5,220

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

病気の児童をもつ保護者が就労等で保育できない場合、安心して児童を預けることができる。また、保育所において児童が急に体調不良となった場合、仕事の関係ですぐに迎えに来られなくても保育所で看護することで保護者が安心して就労できる。

⑦ 成果指標名（考え方）		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	年間延利用者数（私立） （　　）	人	未把握	518	515	515
イ	年間延利用者数（公設民営） （　　）	人	352	223	111	510

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民が安心して子育てすることができる

⑧ 上位成果指標名（考え方）		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	出生数（各年） ※千葉県毎月常住人口調査 （　　）	人	548	511	489	498

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
女性の就労の支援や、児童が病気の際、保育する人がいない家庭が増加している。 保育所へ預けている場合でも体調が悪くなった場合、共働き等ですぐには迎えに来られない家庭も増えている。	H25年のニーズ調査では、就学前児童をもつ保護者で児童の看護のため仕事を休んだことのある保護者のうち、利用したいとの回答した保護者は、32.8%、利用したいとは思わないと回答した保護者は66.7%であった。	利用したいと思わないと回答した保護者の意見として「他人に看てもらうのは不安」56.4%、「親が仕事を休んで対応」が53%となっている。

事務事業名	病児・病後児保育事業	課名	子育て支援課	班名	保育班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 児童の保護者が安心して働くことができ、安心して働くことができ、子育てできる。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 適切である ⇒【理由】 実施している保育所は、鶴巻保育園と干潟保育所の2ヶ所であり、鶴巻保育園は自園の園児が対象なため、自園以外の児童を対象としている施設は干潟保育所だけである。 （※干潟保育所は、「保育所指定管理委託事業」より、干潟保育所指定管理料として委ねている）
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 家庭状況の変化に伴い、児童の急な体調不良に対応できる同事業は、安心して子育てできる環境づくりの上では、必要である。また、運営は民間へ委ねている。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】 鶴巻保育園では、対象が自園の児童に限られてしまっている。 干潟保育所は、自園以外の小学校3年生までの児童を対象としている。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☑ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 自園の児童だけでなく、市内の児童を対象とする。また、地域の格差をなくすため実施施設の増加を図る。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (1) 事務事業名：（ ） (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 病児・病後児を預かる事業は他にはない。 ☑ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 保育対策等促進事業費補助金交付要綱に基づき、定められた補助金額を交付しており、削減の余地がない。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 補助金交付手続きに係る事務のみのため、削減余地がない。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 公平・公正である ⇒【理由】 私立で実施している鶴巻保育園は、自園の児童のみの対応なので、市内の児童全てを対象としていない。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	鶴巻保育園は自園の児童が対象であるため、保護者の就労支援を目的とする上では、市内の児童に対応できるように対象を拡大する必要がある。また、地域に偏りがあるため、すべての地域で対応できるように検討を要する。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

- ☐ 目的再設定
- ☑ 事業のやり方改善による成果向上
- ☐ 事業のやり方改善による事業費削減
- ☑ 受益機会の適正化
- ☐ 廃止・休止
- ☐ 行政関与の見直し
- ☐ 事業統廃合・連携（関連事業： ）
- ☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
- ☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
H31までに （5ヶ年計画）	鶴巻保育園での対象の拡大。地域ごとに実施施設を設置。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上			○
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

本事業の目的を理解していただくため、民間施設と協議、検討を行っていく。

平成 26 年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成 28 年 2 月 19 日時点

事務事業名			
	ｺｰﾄﾞ1	12700	老人保護扶助費
	ｺｰﾄﾞ2		
施策体系	施策	27	高齢者福祉の充実
	施策の展開	52	在宅福祉の充実

事業種別	課	高齢者福祉課
☐ 国土強靭化地域計画	所属班	高齢者班
☐ 新市建設計画	電話番号	62-5350 内線 178
☐ 総合戦略	予算科目	会計 / 款 / 項 / 目
☐ 復興計画		一般会計 / 3 / 2 / 1
☐ 定住自立圏構想	根拠法令	老人福祉法・老人福祉法第11条の規定による措置に関する費用の徴収に関する規則 旭市老人福祉法施行細則
☐ 行政改革アクションプラン		
☐ 主要事業		
☐ 簡易評価		

1 現状把握(Do)

(1)事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 昭和 55 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿年度～ 平成＿年度まで ※全体像を記述⇒	●65歳以上の低所得者で、環境上の理由及び経済的理由により、在宅において日常生活を営むのに支障があるものに対して、養護老人ホームの入所措置を行う。 ●市は国が定めた規則に基づく入所者の入所に係る費用の一部を措置費として委託先に支払う。 ●委託先 原則、養護老人ホーム 東総園(状況によって市外の養護老人ホームに入所措置を行うこともある) 【業務の流れ】 入所措置事務＜入所申し込み受付→訪問調査(本人面談)・書類調査→入所判定委員会(入所要否判定)→入所決定→施設依頼通知・申請者へ措置開始通知＞、 入所者負担金納入通知書発行、措置費(東総園・瑞穂園)支払、介護サービス利用者負担加算申請受付・措置市町村への通知

(2)トータルコスト

① 費目の内訳(26年度の実績)	単位:千円	
1.扶助費	53,138	養護老人ホーム入所者措置費
	0	
	0	
	0	
	0	

② 特定財源の内訳(26年度の実績)	単位:千円	
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	4,718	養護老人ホーム入所者負担金

前年度比増減理由:措置入所の基準に見合わなかったことによる措置人数減のため

③ 延べ業務時間の内訳(26年度の実績)	単位:時間
入所申し込みの受付、本人面談及び書類調査	480時間
入所判定委員会、入所決定事務	72時間
収入調査と徴収金の決定・通知	120時間
施設事務費支弁額の算定・通知	72時間
措置費支払・負担金徴収、通知	48時間

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
事業費	費目内訳 1. 扶助費	千円	64,501	57,353	53,138	55,635
		千円				
		千円				
		千円				
		千円				
	事業費計 (A)	千円	64,501	57,353	53,138	55,635
	財源 1. 国庫支出金	千円				
	2. 都道府県支出金	千円				
	3. 地方債	千円				
	4. その他	千円	6,519	6,005	4,718	4,339
	5. 一般財源	千円	57,982	51,348	48,420	51,296
人件費	正規職員従事人数	人	0.39	0.39	0.39	0.39
	延べ業務時間	時間	792	792	792	792
	人件費計 (B)	千円	3,010	3,010	3,010	3,010
トータルコスト(A)+(B)		千円	67,511	60,363	56,148	58,645

(3)事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績(26年度に行った主な活動)
65歳以上の低所得者で、環境上の理由及び経済的理由により、在宅において日常生活を営むのに支障があるものに対して、養護老人ホームの入所措置を行う。
入所者の入所に係る費用の一部を措置費として委託先に支払う。

27年度計画(27年度に計画している主な活動)
65歳以上の低所得者で、環境上の理由及び経済的理由により、在宅において日常生活を営むのに支障があるものに対して、養護老人ホームの入所措置を行う。
入所者の入所に係る費用の一部を措置費として委託先に支払う。

⑤ 活動指標名		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	措置人数＜3月31日現在＞	人	32	28	26	27
イ	措置人数＜当該年度新規＞	人	5	0	3	2
ウ						

目的

② 対象(誰、何を対象にしているのか)

65歳以上の低所得者で、在宅で日常生活に支障がある方

⑥ 対象指標名		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	65歳以上のひとり暮らし高齢者(4月1日現在)	人	852	859	876	895
イ	65歳以上の生活保護受給者(6月1日現在)	人	152	182	193	213

③ 意図(対象がどのような状態になるのか)

養護老人ホームの措置入所により、精神的、身体的な不安が解消され安心した生活を送ることができる。

⑦ 成果指標名(考え方)		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	入所措置が必要であると判定された人のうち実際に入所措置された方の割合	%	100.0	100.0	100.0	100.0
イ	( )					

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民が地域で互いに支えあう

⑧ 上位成果指標名(考え方)		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	安心して暮らすことができると感じている在宅高齢者の割合	%	未把握	未把握	未把握	未把握

(4)事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
昭和38年8月1日に老人福祉法が施行され、高齢者数の増加に伴い、老人の心身の健康の保持及び生活の安定のため、昭和46年7月に合併前1市3町にて養護老人ホーム東総園を設置。当初は県が入所措置を行っていたが、平成5年4月に県から市に権限移譲された。	平成18年4月に「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」の一部改正(入所条件における身体上若しくは精神上の要件が不要となる)後変更なし	委託先から「定員数に対して措置入所者が少ない」との意見がある。

事務事業名	老人保護扶助費	課名	高齢者福祉課	班名	高齢者班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 65歳以上の在宅において日常生活を営むことに支障のある方を対象として行っており、地域福祉の充実に結びついている。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 入所の条件は老人福祉法で65歳以上の環境上の理由及び経済的理由により生活が困難な高齢者とされており、適切である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 老人福祉法第11条の規定により行っており、心身及び経済状況が困難な高齢者及び養護者からの高齢者虐待の保護の救援措置としても実施することは必要である。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 入所措置が必要と判定された方は全員入所できており、妥当である。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 現在、入所措置がある必要と判定された方は全員入所できており、今以上の成果の向上余地はない。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある (1) 事務事業名：(生活保護事務) (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☑ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 社会福祉課との連携により、入所措置または他の福祉制度の利用を検討することで、対象者の状況に適する対応ができ、在宅ｻｰﾋﾞｽの提供の方向性に向けて調整を行っている。 ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 措置費は老人福祉法第11上の規定による措置に関する費用の徴収に関する規則で定められている。高齢者の増加に伴い、対象者も増えるため削減余地がない
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 必要最低限の人員で対応しており、削減の余地はない。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 老人福祉法第11条の規定に基づいて入所要否判定を行っており、公平・公正である。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	老人福祉法の規定により行っている事業であり、高齢者の増加に伴って生活困難な高齢者の救済措置としても必要である。また、関係機関との連携を図ることで福祉の充実に繋がる。現在は入所措置が必要な方全員が入所できているが、今後は対象者が増えることが予測されるため、長期的に現在の水準が維持できるかを確認する必要がある。
② 有効性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）

☐ 目的再設定
☑ 事業のやり方改善による成果向上
☐ 事業のやり方改善による事業費削減
☐ 受益機会の適正化
☐ 廃止・休止

※2～3年後を目処にした方向性

☐ 行政関与の見直し
☐ 事業統廃合・連携（関連事業： ）
☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
平成28年3月	今後の入所措置必要者数の予測と東総園での受け入れ可能性を介護度の高い入所者の実態に応じた措置の見直しを含め検討する

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上			
	維持		○	
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

特になし

平成 26 年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成 28 年 2 月 19 日時点

事務事業名	コード1	72200	【介護会計】介護予防住宅改修費
	コード2		
施策体系	施策	27	高齢者福祉の充実
	施策の展開	52	在宅福祉の充実

事業種別
- ☐ 国土強靭化地域計画
- ☐ 新市建設計画
- ☐ 総合戦略
- ☐ 復興計画
- ☐ 定住自立圏構想
- ☐ 行政改革アクションプラン
- ☐ 主要事業
- ☐ 簡易評価

課	高齢者福祉課				
所属班	介護保険班				
電話番号	62-5308	内線	176		
予算科目	会計	款	項	目	
	介護会計	2	2	4	
根拠法令	介護保険法第57条				

1 現状把握(Do)

(1)事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 平成 18 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿年度～ 平成＿年度まで ※全体像を記述⇒	要支援認定を受けている被保険者の居住する住宅において、つまづき防止のための床の段差解消など、小規模な住宅改修をするために要する経費の一部を支給する。 ※支給する金額:介護保険負担割合証の負担割合にもとづき、住宅改修費の8割または9割。 住宅改修費の上限額は被保険者1人につき20万円。その上限額に達するまで何度でも利用可能。 転居した場合は今までの改修額にかかわらず新たに上限額が20万円となる。 【業務の流れ】 申請書の提出→申請内容の精査→承認通知書の送付→住宅改修後、申請者より実績に関する書類の提出→提出書類の内容調査→支給決定通知書の送付および支給手続き

(2)トータルコスト

① 費目の内訳(26年度の実績)	単位:千円
介護給付(住宅改修)	2,427
	0
	0
	0
	0

② 特定財源の内訳(26年度の実績)	単位:千円
1.国庫支出金	629
2.都道府県支出金	303
3.地方債	0
4.その他	1,007

前年度比増減理由:消費税増税により改修件数が伸びなかったため

③ 延べ業務時間の内訳(26年度の実績)	単位:時間
1件当たり0．5時間×26＝13時間	

			単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
事業費	費目内訳	1. 介護給付(住宅改修)	千円	2,501	2,524	2,427	2,531
			千円				
			千円				
			千円				
			千円				
	事業費計 (A)		千円	2,501	2,524	2,427	2,531
	財源	1. 国庫支出金	千円	656	656	629	657
		2. 都道府県支出金	千円	313	315	303	316
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円	1,038	1,047	1,007	1,025
		5. 一般財源	千円	494	506	488	533
人件費	正規職員従事人数		人	1.00	1.00	1.00	1.00
	延べ業務時間		時間	15	13	13	13
	人件費計 (B)		千円	57	48	49	49
トータルコスト(A)+(B)			千円	2,558	2,572	2,476	2,580

(3)事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績(26年度に行った主な活動)
申請書の受付・内容審査・承認決定・実績報告の受理・報告内容の審査・支給決定・介護予防住宅改修費の支給

27年度計画(27年度に計画している主な活動)
申請書の受付・内容審査・承認決定・実績報告の受理・報告内容の審査・支給決定・介護予防住宅改修費の支給。

⑤ 活動指標名

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	介護予防住宅改修費支給件数	件	30	25	26	26
イ						
ウ						

目的

② 対象(誰、何を対象にしているのか)

要支援認定を受けている被保険者の居住する住宅

⑥ 対象指標名

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	要支援認定を受けている被保険者数	人	318	308	363	346
イ						

③ 意図(対象がどのような状態になるのか)

手すりの取り付けやバリアフリー化をすることで要支援者の生活を自立させる。
また、住宅の改修により、転倒等の事故を防止し、要介護者の発生を予防する。

⑦ 成果指標名(考え方)

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	居宅要因が起因の要介護者の割合(居宅要因が起因の要介護者数／要介護者数×100)	%	データなし	データなし	データなし	データなし
イ	骨折や怪我を起因とした認定者の割合(骨折や怪我を起因とした要介護・要支援認定者数／要介護・要支援認定者数×100)	%	8.72	7.23	7.63	8.00

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができる

⑧ 上位成果指標名(考え方)

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	要介護・要支援認定者に占める要支援者の割合(要支援認定者数／要介護・要支援認定者数×100)	%	12.5	11.6	13.0	12.3

(4)事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
介護認定はされないが介護予防の観点から支援が必要な被保険者への対応として、平成18年4月に介護保険制度が改正された。 このため、介護度に要支援1及び2が設定され、支援が必要と判定された要支援者への対応として開始された。	根拠法令が改正され、平成27年8月より施行される。これまでは一律で改修費の9割を支給していたが、今後は一定の所得以上の被保険者に対しては改修費の8割を支給するようになる。	特になし

事務事業名	【介護会計】介護予防住宅改修費	課名	高齢者福祉課	班名	介護保険班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 居宅内の危険箇所が改修されることにより、安心して暮らせる家となり、在宅高齢者福祉の充実に結びついている。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 介護保険法に定められた対象に対して適切に対処し、介護予防を図るという意図に合致している。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 介護保険法に定められた事業であり全国一律にこの事業を行っている。他の市町村と同様、市が行うことが妥当である。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 骨折や怪我を起因とした要介護・要支援者の割合は全国平均11.8%※よりも低く、妥当な成果水準であると思われる。※「平成25年国民生活基礎調査」より
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 介護保険制度の利用を開始する際に住宅改修について説明しており、地域包括支援センター職員などからも利用者に周知しているため周知の徹底は既に図られている。また、旭市の場合は受領委任払いでの申請もできることから他市よりも住宅改修しやすい環境が整っている。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (1) 事務事業名：（　　） (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 介護保険法で定められた制度であるため他の事業との統廃合は不可能。 ☑ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 既に住宅改修の内容については工事が該当するかどうか厳しく審査している。今後、制度改正により一定以上の所得のある方については改修費の8割を給付することになり、一時的に支給総額が減少する可能性はある。しかし、長期的には高齢化とともに要支援者の増加も見込まれるため、支給額が増加する可能性が高い。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 必要最低限の人員で対応しており、現状以上の削減余地はない。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 以前は被保険者の経済状況にかかわらず一律で自己負担額が改修費の1割であった。しかし、平成27年8月の介護保険法の改正により一定以上の所得のある被保険者には改修額の2割を自己負担していただくようになる。被保険者の経済状況に則して自己負担してもらうことで、より受益者負担が公平・公正になる。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	介護保険法第57条に規定されている事業であり、年々在宅の高齢者が増加する中では、必須の事業として継続するほかはない。
② 有効性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

- ☐ 目的再設定
- ☐ 事業のやり方改善による成果向上
- ☐ 事業のやり方改善による事業費削減
- ☐ 受益機会の適正化
- ☐ 廃止・休止
- ☐ 行政関与の見直し
- ☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　　）
- ☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
- ☑ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
平成27年度中に	住宅改修後の実績報告の受理・報告内容の書類審査に加え、現地調査を行うことで、より一層の介護給付の適正化を図る。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上			○
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

改修件数が多く、人員も必要最低限しかいないためコスト(人件費)増につながる。解決策としては、現地調査を全件調査ではなくサンプル調査にすることで人件費増を最小限にとどめる。

平成 26 年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成 28 年 2 月 19 日時点

事務事業名	コード1	73700	【介護会計】通所型介護予防事業
	コード2		
施策体系	施策	27	高齢者福祉の充実
	施策の展開	51	介護予防の推進

事業種別
- ☐ 国土強靭化地域計画
- ☐ 新市建設計画
- ☐ 総合戦略
- ☐ 復興計画
- ☐ 定住自立圏構想
- ☐ 行政改革アクションプラン
- ☐ 主要事業
- ☐ 簡易評価

課	高齢者福祉課				
所属班	高齢者班				
電話番号	62-5350	内線	175		
予算科目	会計		款	項	目
	介護会計		5	1	1
根拠法令	介護保険法第115条の45第1項第1号 地域支援事業実施要綱 旭市通所型介護予防事業実施要綱				

1 現状把握(Do)

(1)事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 平成 19 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿年度～ 平成＿年度まで ※全体像を記述⇒	介護を必要とする状態になるおそれのある高齢者(二次予防事業対象者)に対し、介護予防拠点(パワーアップセンター)への通所により、介護予防を目的とした集団的なプログラムを実施(委託)する。 委託先:やすらぎ園 【業務の流れ】 委託契約(やすらぎ園) 利用申請受付→申請者訪問→利用決定通知→名簿登録・委託先へ情報提供→利用開始→月次報告・請求書受領、納付書送付、委託料支払

(2)トータルコスト

① 費目の内訳(26年度の実績)		単位:千円
1.需用費	3	消耗品費
2.委託料	2,904	通所型二次予防対象高齢者支援事業委託料
	0	
	0	
	0	

② 特定財源の内訳(26年度の実績)		単位:千円
1.国庫支出金	677	地域支援事業交付金(介護予防事業)
2.都道府県支出金	339	地域支援事業交付金(介護予防事業)
3.地方債	0	
4.その他	1,322	地域支援事業繰入金、支払基金交付金、利用料収入

前年度比増減理由:利用者数の減(延 874回:280人⇒661回:199人)

③ 延べ業務時間の内訳(26年度の実績)	単位:時間
委託契約事務	30時間
委託料支払・利用料通知	24時間
利用者通知・訪問・委託先との連絡調整・利用者の情報提供等	120時間

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
事業費 費目内訳	1. 需用費	千円	0	0	3	0
	2. 委託料	千円	4,911	3,823	2,904	3,270
		千円				
		千円				
		千円				
	事業費計 (A)	千円	4,911	3,823	2,907	3,270
財源	1. 国庫支出金	千円	1,172	890	677	762
	2. 都道府県支出金	千円	586	445	339	381
	3. 地方債	千円	0	0	0	0
	4. その他	千円	2,121	1,740	1,322	1,457
	5. 一般財源	千円	1,032	748	569	670
人件費	正規職員従事人数	人	0.08	0.08	0.09	0.08
	延べ業務時間	時間	168	168	174	168
	人件費計 (B)	千円	638	638	661	638
トータルコスト(A)+(B)		千円	5,549	4,461	3,568	3,908

(3)事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績(26年度に行った主な活動)
介護予防を目的とした運動機能等の向上プログラムを実施(委託)する。
委託先:やすらぎ園

27年度計画(27年度に計画している主な活動)
介護予防を目的とした運動機能等の向上プログラムを実施(委託)する。
委託先:やすらぎ園

⑤ 活動指標名

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	利用者数(実数)	人	35	55	49	50
イ	〃 (延数)	人	219	280	199	240
ウ						

目的

② 対象(誰、何を対象にしているのか)

基本チェックリストで介護予防が必要と認められた高齢者(二次予防事業対象者)

⑥ 対象指標名

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	二次予防事業対象者	人	280	304	287	255
イ						

③ 意図(対象がどのような状態になるのか)

運動器等の機能低下を防ぎ、要介護状態にならないようにする。

⑦ 成果指標名(考え方)

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	利用率 (利用者数／対象者数)	%	12.5	18.1	17.1	18.0
イ	改善率 (評価改善者数／当該年度終了者数)	%	57.0	40.9	48.0	50.0

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができる

⑧ 上位成果指標名(考え方)

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	要介護認定者率 (要支援・要介護認定者数／1号被保険者数)	%	14.1	14.3	14.6	15.1

(4)事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
平成18年度の改正介護保険法により創設された地域支援事業(介護予防事業)のうち通所型介護予防事業(運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能向上等)について、市内事業者により拠点施設が整備されたことに伴い、平成19年6月から(委託)開始した。	事業の実施方法について大きな変更はない。委託事業者において任意で行っている事業との兼ね合いもあり、受け入れ体制が年々厳しくなってきている。	利用者の評判は概ね良好であり、事業を通して継続して介護予防を継続していただいている方も多い。

事務事業名	【介護会計】通所型介護予防事業	課名	高齢者福祉課	班名	高齢者班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 高齢者が要介護状態とならずに健康で自立的な状態を維持することで、住み慣れた地域で安心して過ごすことができるため。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 地域支援事業実施要綱（厚生労働省老健局長通知）に基づき二次予防事業対象者を対象に実施する事業であるため、対象を限定・追加する必要はない。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 介護保険法の規定により、市町村が行うものとされているため妥当である。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 利用率については、県平均や近隣と比べても高い水準である。 H25利用率 18.1%（県平均 5.6%） H24利用率 12.5%（ 〃 5.8%）
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 二次予防事業対象者以外の高齢者との一体的な介護予防事業を実施し、利用者の参加意欲を高めることで、成果が向上する余地はある。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (1) 事務事業名：（ ） (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 本事業は、二次予防事業対象者の介護予防をするものとして、地域支援事業実施要綱に基づき実施する事業であるため、類似するものはない。 ☑ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 委託料単価については、予防通所介護の介護報酬単価に準じており、削減傾向ではあるが、施設の受け入れ体制が厳しくなっており、受け入れ体制の整備も検討しなければならないため、削減の余地は少ない。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 事業を委託により実施しているため、正規職員による業務時間は必要最低限である。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 基本チェックリストにより二次予防事業対象者とされた方の全てが対象となるため。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	今後も高齢者人口が増加する中、介護予防事業の重要性はますます高まってくる。改正介護保険法による総合事業への移行により、二次予防事業対象者以外の高齢者への事業を含め、介護予防事業の包括的な見直しが必要である。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）

☐ 目的再設定
☑ 事業のやり方改善による成果向上
☐ 事業のやり方改善による事業費削減
☐ 受益機会の適正化
☐ 廃止・休止

※2～3年後を目処にした方向性

☐ 行政関与の見直し
☐ 事業統廃合・連携（関連事業： ）
☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について ※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
平成28年度3月	新しい総合事業に向けた介護予防・生活支援サービス事業への位置付けと、介護予防事業の包括的な見直しを図る。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上		○	
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

委託事業者が任意で行っている事業を含めた利用状況を把握し、新しい総合事業への移行後の事業形態を検討する。事業所の受け入れ体制が厳しくなってきているため、委託事業者と調整や事業所の拡大の検討を行う。

平成 26 年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成 28 年 2 月 19 日時点

事務事業名			
	コード1	74100	【介護会計】生活管理指導短期宿泊事業
	コード2		
施策体系	施策	27	高齢者福祉の充実
	施策の展開	51	介護予防の推進

事業種別	課	高齢者福祉課
☐ 国土強靭化地域計画	所属班	高齢者班
☐ 新市建設計画	電話番号	62-5350 内線 178
☐ 総合戦略	予算科目	会計 / 款 5 / 項 1 / 目 2
☐ 復興計画		介護会計
☐ 定住自立圏構想	根拠法令	旭市生活管理指導短期宿泊事業実施要綱
☐ 行政改革アクションプラン		
☐ 主要事業		
☐ 簡易評価		

1 現状把握(Do)

(1)事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 平成 12 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成___年度～ 平成___年度まで ※全体像を記述⇒	65歳以上の在宅の高齢者で、要介護又は要支援認定に該当しないもので、基本的生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど、社会適応が困難な高齢者に対して、短期間の施設への宿泊により、日常生活に対する指導及び支援を行い、要介護状態への進行を予防する。 但し、①感染症の疾病にかかっていると認められる者②疾病等により、医療機関に入院して医療を受ける必要のある者は対象としない。 宿泊期間は、6か月のうちで14日以内。 委託先:養護老人ホーム 東総園 【業務の流れ】 委託契約(東総園) 利用申請受付→利用の決定→申請者へ決定(却下)通知・委託先へ依頼通知(東総園)→委託料の支払と利用料(納入通知書)の発行・収納

(2)トータルコスト

① 費目の内訳(26年度の実績)		単位:千円
1委託料	131	生活管理短期宿泊事業委託料
	0	
	0	
	0	
	0	

② 特定財源の内訳(26年度の実績)		単位:千円
1.国庫支出金	31	生活管理短期宿泊事業利用料
2.都道府県支出金	16	
3.地方債	0	
4.その他	51	
前年度比増減理由:利用者の減少		

③ 延べ業務時間の内訳(26年度の実績)	単位:時間
委託契約事務	24時間
利用申請受付・審査、結果・依頼通知	96時間
委託料支払・利用料収納	48時間

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
事業費 費目内訳	1 委託料	千円	184	123	131	193
		千円				
		千円				
		千円				
		千円				
事業費計 (A)		千円	184	123	131	193
財源	1. 国庫支出金	千円	42	28	31	43
	2. 都道府県支出金	千円	21	14	16	22
	3. 地方債	千円				
	4. その他	千円	49	33	51	90
	5. 一般財源	千円	72	48	33	38
人件費	正規職員従事人数	人	0.08	0.08	0.08	0.08
	延べ業務時間	時間	168	168	168	168
	人件費計 (B)	千円	638	638	638	638
トータルコスト(A)+(B)		千円	822	761	769	831

(3)事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績(26年度に行った主な活動)
委託契約(東総園)、利用申請受付・審査、決定(却下)・依頼通知、委託料支払、利用料収納

27年度計画(27年度に計画している主な活動)
委託契約(東総園)、利用申請受付・審査、決定(却下)・依頼通知、委託料支払、利用料収納

⑤ 活動指標名

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	利用人数	人	5	5	2	2
イ	利用日数	日	27	18	19	28
ウ						

目的

② 対象(誰、何を対象にしているのか)

65歳以上の在宅の高齢者で、要介護又は要支援認定に該当しない日常生活に関する指導及び支援を必要とするもの。

⑥ 対象指標名

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	65歳以上の高齢者数(4月1日現在)	人	16,766	17,338	17,903	18,395
イ	65歳以上の要介護・要支援認定者数	人	2,445	2,558	2,690	2,822

③ 意図(対象がどのような状態になるのか)

短期間の施設の宿泊により、基本的生活習慣や健康状態が改善され、自立意欲も湧き安心して在宅生活を送ることができる。

⑦ 成果指標名(考え方)

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	利用により生活・健康状態の改善が図れた方の割合	%	100.0	100.0	100.0	100.0
イ						

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができる

⑧ 上位成果指標名(考え方)

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	安心して暮らすことができると感じている在宅高齢者の割合	%	未把握	未把握	未把握	未把握

(4)事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か?どんな経緯で始まったか?	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか?開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか?	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?
基本的生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど、社会適応が困難な高齢者に、日常生活に対する指導及び支援のため設置。	介護保険法の改正により、介護報酬改定に準じ平成24年、26年、27年に委託料改定。	施設利用でき、健康状態が改善され安心できた等の声が本人、民生委員等からある。

事務事業名	【介護会計】生活管理指導短期宿泊事業	課名	高齢者福祉課	班名	高齢者班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 65歳以上の高齢者が在宅で生活していく上で、必要な生活・健康習慣を身につけ改善する場として、高齢者福祉の充実と結びついている。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 65歳以上の在宅の高齢者で、要介護又は要支援認定に該当しない社会適応が困難な高齢者を主としており、妥当である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 高齢者の支援措置として必要である。生活環境や体調調整により養護を必要とする高齢者が、緊急を要する場合等もあり、一時的な措置としても対応が必要なため。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 近隣市では、事業名は違うが、高齢者福祉サービスの1つとして実施している。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 新しい総合事業の開始に伴って、生活支援を充実させ、安心して過ごすことができるためサービスの提供の位置付けにより成果の向上はある。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある (1) 事務事業名：(生活保護事務) (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☑ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 社会福祉課との連携を図ることで、対象者の状態に応じたサービスを提供し在宅での生活習慣の改善と介護予防の支援ができる。 ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 新しい総合事業の開始に伴って、介護予防・日常生活支援サービス事業の1つとして生活支援の充実と支え合い、介護予防の推進等の観点から自立支援に向けたサービスの推進を図るため削減の余地がない。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 必要最低限の人員で対応しているため削減の余地はない。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 65歳以上の要支援・要介護認定に該当しない在宅の高齢者を対象としており、利用料の1割を個人負担分として徴収しているため公平・公正である。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	増加する高齢者のための生活を支援するサービスの1つとして必要である。また新しい総合事業の開始に伴って、介護予防の推進、自立支援に向けたサービスの充実を強化するため事業の見直しが必要となってくる。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）

☐ 目的再設定
☑ 事業のやり方改善による成果向上
☐ 事業のやり方改善による事業費削減
☐ 受益機会の適正化
☐ 廃止・休止

※2～3年後を目処にした方向性

☐ 行政関与の見直し
☑ 事業統廃合・連携（関連事業：介護予防・日常生活総合支援事業 ）
☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
平成28年3月	新しい総合事業に向けた介護予防・生活支援サービス事業への位置付けと、事業の見直しを図る。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上		○	
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

事業の見直しを図るにあたって、虐待等の一時的な緊急救済措置の事業でもあり、対象者の状況に応じた対応のし方と位置付けを明確にする必要があるため、関係医療機関、施設等と協議し連携を図る。

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名			
	コード1	21700	職業相談室運営支援事業
	コード2		
施策体系	施策	4	雇用の確保
	施策の展開	10	労働・雇用対策の充実

事業種別	
	☐ 国土強靭化地域計画
	☐ 新市建設計画
	☐ 総合戦略
	☑ 復興計画
	☐ 定住自立圏構想
	☐ 行政改革アクションプラン
	☐ 主要事業
	☐ 簡易評価

課	商工観光課
所属班	労政工業班
電話番号	62-5339　内線

予算科目	会計	款	項	目
	一般会計	5	1	1

根拠法令	
	旭市地域職業相談室管理運営要綱

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 平成 18 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿年度～ 平成＿年度まで ※全体像を記述⇒	平成18年7月から国と市が連携して地域に密着した雇用対策事業の促進を目的に、求職者への情報発信の場として、地域職業相談室を開設している。（職員：ハローワーク3名、市臨時職員1名） 【地域職業相談室実施業務】①求職者へ職業相談、②職業紹介、③求人自己検索機を活用した求人情報の提供 【営業時間】 平日8:30～17:00 【設備】求人自己検索機7台 【業務の流れ】 市は職業相談室の場所の無償提供、受付臨時職員の配置、施設の修理対応を行う。 ・臨時職員関係事務：　雇用契約事務、賃金支払い事務 ・相談室維持管理等関係事務：　施設の修理対応

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）		単位：千円
1.共済費	16	臨時職員労災等保険料
2.賃金	930	臨時職員賃金
3.需用費	38	職業相談室修繕料
	0	
4.その他	0	

② 特定財源の内訳（26年度の実績）		単位：千円
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	0	

前年度比増減理由：備品・消耗品購入費の減

③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）	単位：時間
・臨時職員関係事務（10h）	
・相談室維持管理等関係事務(11h)	

			単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費	費目内訳	1. 共済費	千円	15	15	16	16
		2. 賃金	千円	909	910	930	933
		3. 需用費	千円	0	50	38	131
			千円				
		4. その他	千円	6	108	0	0
	事業費計（A）		千円	930	1,083	984	1,080
	財源	1. 国庫支出金	千円	0	0	0	0
		2. 都道府県支出金	千円	0	0	0	0
		3. 地方債	千円	0	0	0	0
		4. その他	千円	0	0	0	0
		5. 一般財源	千円	930	1,083	984	1,080
人件費	正規職員従事人数		人	0.01	0.01	0.01	0.01
	延べ業務時間		時間	21	21	21	21
	人件費計（B）		千円	80	80	80	80
トータルコスト(A)+(B)			千円	1,010	1,163	1,064	1,160

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
求職者へ職業相談、職業紹介、求人自己検索機を活用した求人情報の提供

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
求職者へ職業相談、職業紹介、求人自己検索機を活用した求人情報の提供、蛍光灯安定器修理

⑤ 活動指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	職業相談室開設日	日	245	244	244	243
イ	紹介件数（年間）	件	5,480	5,058	4,122	4,000
ウ						

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

求職者

⑥ 対象指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	職業相談室相談件数（年間、延べ）	件	9,712	8,988	7,677	7,500
イ						

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

①身近な場所で就業相談ができる
②就業する

⑦ 成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	職業相談室利用者の就職者数 （成果の考え方は　有効性評価④参照）	人	1,318	1,253	1,141	1,100
イ	職業相談室利用者の就職率 （就職件数／紹介件数）	%	24.1	24.8	27.7	27.5

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民が安心して働くことができる

⑧ 上位成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	市民の就業率 （15歳以上人口に占める就業者の割合。国勢調査で把握）	%	H22年度 58.9	H22年度 58.9	H22年度 58.9	H22年度 58.9

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
昭和55年に銚子市公共職業安定所と共同で高年齢者パートタイマー職業相談室を設置し運営をしていたが、端末の導入等の機能強化と対象者の年齢制限を撤廃して平成18年に職業相談室として事業を開始した。	社会経済の状況により利用者（職業相談室相談件数）については、平成21年をピークに減少している。	利用者から「相談室が設置され、ハローワークちょうしまで行かなくても身近に情報を得ることができるようになった」との意見がある。

事務事業名	職業相談室運営支援事業	課名	商工観光課	班名	労政工業班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 地域に密着した地域職業相談室の運営は、職業相談及び情報提供等により雇用の促進につながり、更には市民が安心して働くことにつながり、必要不可欠である。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 求職者に対し制限なく、情報の提供や相談等を行っており適切である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 身近に情報を得ることができ、地域に密着した雇用の促進に結びついており市が当事業を行うことは妥当である。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 職業相談室利用者数や就職者数は減少しているが、景気の回復に伴うものであり、近隣市町村に類似施設がない中で当事業を行うことは地域に密着した雇用の促進に繋がっており、妥当である。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 景気の動向によって職業相談室利用者や就職者数は変動するため、一概に成果指標だけで成果を把握することはできないが、地域職業相談室の活用をPRすることで、更に利用者の増加を図る余地はある。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある (1) 事務事業名：(ハローワークちょうし) (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☑ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 求人情報等既に連携し実施している。 ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 事業費の大半が臨時職員に係る費用であるが必要最低限の勤務日数・時間で対応をしており、更なる削減は地域職業相談室のサービス低下につながり、削減余地がない。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 必要最小限の業務時間であり、地域職業相談室の運営上、必要なコストと考えれる。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 受益機会は年齢性別等制限がなくて適切である。受益者負担については、ハローワークちょうし等類似施設でも無償で実施しており適切である。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	国と市が連携して地域職業相談室を設置しており、職業相談・職業紹介サービス等により求職者等への利便性の向上、就職促進を図って一定の成果を出しており、今後においても国等と連携しながら本事業を継続し、雇用の安定を図る。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

- ☐ 目的再設定
- ☑ 事業のやり方改善による成果向上
- ☐ 事業のやり方改善による事業費削減
- ☐ 受益機会の適正化
- ☐ 廃止・休止
- ☐ 行政関与の見直し
- ☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　）
- ☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
- ☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
平成27年度	地域職業相談室のPR（ハローワークちょうしとの協議）

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	維持	増加
成果	向上		○	
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

経費を発生させないよう、ハローワーク等の作成したチラシの利用、市HP・広報等の利用、市イベント等の機会を利用しPR。

平成 26 年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成 28 年 2 月 19 日時点

事務事業名			
コード1	27800	観光事務費	
コード2			
施策体系	施策	3	観光の振興
	施策の展開	7	観光情報発信の推進

事業種別	
☐	国土強靭化地域計画
☐	新市建設計画
☐	総合戦略
☐	復興計画
☐	定住自立圏構想
☐	行政改革アクションプラン
☐	主要事業
☐	簡易評価

課	商工観光課		
所属班	観光班		
電話番号	62-5338	内線	7194

予算科目	会計	款	項	目
	一般会計	7	1	3
根拠法令	特になし			

1 現状把握(Do)

(1)事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☐ 平成__年度～ ☑ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成__年度～ 平成__年度まで ※全体像を記述⇒	観光事業者や観光イベントを開催する実行委員会が加盟している観光物産協会を支援するとともに、観光物産協会と連携して観光情報等の効果的な発信、PRを行い観光客の誘致を図る。 主な内容:①観光協会等への補助金交付 ②パンフレット作成・配布(平成27年度からは、作成は別事業で実施) 【業務の流れ】 各団体から補助金申請―補助金交付―各団体の事業活動(イベント開催等)―各団体からの実績報告―補助金確定 観光パンフレット作成委託先の選定－内容の検討・取材協力－観光パンフレット完成－配布※2年毎にパンフレットの全面改正。改正した翌年は増刷を行う。

(2)トータルコスト

① 費目の内訳(26年度の実績)	単位:千円	
1.旅費	60	普通旅費・特別旅費
2.需用費	812	燃料費・消耗品費
3.補助金等	13,429	補助金・負担金
4.委託料	0	
5.その他	221	通信運搬費・使用料・自動車重量税
② 特定財源の内訳(26年度の実績)	単位:千円	
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	0	
前年度比増減理由:観光パンフレット作成分支出増		
③ 延べ業務時間の内訳(26年度の実績)	単位:時間	
七夕市民まつり 100時間、観光協会関係事務 300時間 観光PR事務 500時間、その他 53時間		

			単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
事業費	費目内訳	1 旅費	千円	34	60	60	34
		2 需用費	千円	1,648	931	812	1,243
		3 補助金等	千円	11,784	11,784	13,429	7,653
		4 委託料	千円	0	1,308	0	0
		5 その他	千円	271	227	221	224
	事業費計 (A)		千円	13,737	14,310	14,522	9,154
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円				
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円				
		5. 一般財源	千円	13,737	14,310	14,522	9,154
人件費	正規職員従事人数		人	5.00	5.00	5.00	5.00
	延べ業務時間		時間	953	953	953	900
	人件費計 (B)		千円	3,621	3,621	3,621	3,420
トータルコスト(A)+(B)			千円	17,358	17,931	18,143	12,574

(3)事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績(26年度に行った主な活動)
・観光協会等への助成

27年度計画(27年度に計画している主な活動)
・観光協会等への助成

⑤ 活動指標名

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	観光協会等への助成額	千円	11,723	11,723	13,368	7,593
イ	観光パンフレット印刷部数	部	10,000	30,000	0	0
ウ						

目的

② 対象(誰、何を対象にしているのか)

ア. 観光協会、宿泊組合
イ. 観光パンフレット配布先(団体・個人)

⑥ 対象指標名

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	助成団体数	団体	3	3	3	2
イ	観光パンフレット配布先数	箇所	48	48	80	100

③ 意図(対象がどのような状態になるのか)

ア. 観光協会等を支援することにより、民間主導の観光イベント開催、PR活動が積極的に行われ市観光発展の一翼を担う。
イ. 市内外の方に観光パンフレットを通して旭市の魅力を広く知ってもらう。

⑦ 成果指標名(考え方)

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	観光協会、宿泊組合加入者数(1団体も1人とカウント)	人	96	91	92	150
イ	観光パンフレット配布部数	部	20,000	20,000	20,000	20,000

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

観光客が多く訪れる

⑧ 上位成果指標名(考え方)

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	観光入込数	千人	1,277.0	1,244.0	1,278.0	1,587.0

(4)事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
旧旭市及び飯岡町において観光産業発展の核となって活動している観光協会等に対し助成を行っていた。	市町合併後も、各観光協会等はそのまま並立しており、市からの助成は各団体ごとに行われていた。そのため、協会が一つになれば行える経費の削減やイベントの見直しが行われず、市商工観光課が各団体の運営やイベントに協力する時間が市町合併前より増加した。	市町合併から10年経過するのにあたって観光協会も一つになり「オール旭」の体制で観光のPRを行って欲しい。(市内観光業従事者)もっと積極的に旭市の観光や物産をPRして欲しい。(市民)イベントの内容がマンネリ化している。見直しの機会では。(市民)

事務事業名	観光事務費	課名	商工観光課	班名	観光班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 市の施策である「観光の振興」に寄与する事業であり、上位目的である「観光客の増加」に結びつく事業である。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 広く、市民及び市外住民の不特定多数の者を対象としており適切である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 関係機関と行政が一体となり、観光振興を総合的に進めることが必要と考える。よって、行政関与は妥当である。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 観光パンフレット等の計画的な配布等がもたらすPR効果が入り込み客数の増加の一因と思われる。同じ時期に同じようなイベントを展開している近隣市町村の入れ込み数と比較しても劣っていないことから、現在の事業規模において成果は妥当と思われる。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 観光物産協会の設立による観光協会の統合が図られ、今後は協会に観光案内事業や観光PR(ポスターやｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸ作成、他地域へのイベント参加等)、観光イベントの企画、管理、運営を行ってもらうことが可能となり、行政では行い得なかった観光手段や、観光行政の更なる展開が図られることで旭市の観光事業の振興が図られる。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (1) 事務事業名：（ ） (2) ☑ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 観光パンフレットの作成委託については「観光資源創出プロモーション事業」内で行うことが可能と思われる。 ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 会員からの会費以外に自主財源を持たない観光物産協会を支援するために助成は必要不可欠と思われるが、会員を増やしたり、イベントの協賛金を増やす、イベントを会費制にする等、助成額の減額が図るよう指導する。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 物産協会事務局へ関係事務を移譲することで、業務時間の削減が見込まれる。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 観光パンフレットは市内外分け隔てなく配布しており、誰でも自由に閲覧、入手可能。また、掲載内容についても特定個人・団体の利益にならないよう配慮している。各観光協会等への助成についても、観光協会等が行っている事業内容は、広く市内外の人々に対して行われており、旭市の観光産業の振興で発生する利益は旭市の経済に寄与することから事業は公平・公正である。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果

① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり
③ 効率性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり

（2）全体総括（振り返り、反省点）

現在、飯岡観光協会の事務局は市で行っており、それに伴う業務量は少なくはない。また、夏季観光において各イベントの実行委員会の企画、運営も市がかなり手伝っている状況であり、これを解決するために一刻も早い観光物産協会設立が望まれる。

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

- ☐ 目的再設定
- ☐ 事業のやり方改善による成果向上
- ☑ 事業のやり方改善による事業費削減
- ☐ 受益機会の適正化
- ☐ 廃止・休止
- ☐ 行政関与の見直し
- ☑ 事業統廃合・連携（関連事業：観光資源創出プロモーション事業 ）
- ☑ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
- ☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
平成30年頃	・観光物産協会への市助成金額の減額を図る。 ・観光物産協会にかかる事務の物産事務局への完全移譲を図る。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	維持	増加
成果	向上	○		
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

・市からの補助金を減額するためには、観光物産協会が自主財源を確保することが必要となるが、現在の任意団体のままでは収益を上げる事業展開は難しいと思われる。会員数を増やし、会費の増額を図ってもそれだけで事業費をカバーできない。ついては、会員数を増やすことは当然として、市から、補助ではなく委託事業を受けれるような団体へと展開できるよう市が指導する。

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名			
	ｺｰﾄﾞ1	22500	新規就農総合支援事業
	ｺｰﾄﾞ2		
施策体系	施策	4	雇用の確保
	施策の展開	10	労働・雇用対策の充実

事業種別	課	所属班	電話番号	内線
☐ 国土強靭化地域計画 ☐ 新市建設計画 ☐ 総合戦略 ☐ 復興計画 ☐ 定住自立圏構想 ☐ 行政改革アクションプラン ☐ 主要事業 ☐ 簡易評価	農水産課	振興班	68-1174	237

予算科目	会計	款	項	目
	一般会計	6	1	3

根拠法令
新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱 旭市農林水産業後継者育成事業補助金交付要綱

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 平成 24 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿＿年度～ 平成＿＿年度まで ※全体像を記述⇒	1. 新規就農者の激励会：新たに農業を開始した青年（35歳未満）に対してJA、農業事務所と共催して激励会を行い、補助制度等の説明を行う。 2. 青年就農給付金：独立、自営就農して間もない農業者（原則として45歳未満）の就農後の定着を図ることを目的として給付金の給付を行う。【給付金額】年間　1農業者当たり150万円　1経営体（夫婦）当たり最大225万円（平成27年度申請者から前年度所得に応じて変動）　独立就農日から5年目まで給付。 3. 旭市農林水産業後継者育成事業補助金：青年農業者（40歳未満）の育成を目的とした公的機関が主催する研修等の補助金の交付を行う。【補助金額】講演会開催　最大10万円、研修参加　最大25万円（かかった費用の2分の1） 【業務の流れ】 【激励会】関係機関への新規就農者の照会→激励会通知の送付→激励会の開催 【青年就農給付金・後継者育成事業補助金】補助事業周知活動、青年就農給付金の要望調査→青年等就農計画事務（計画作成フォロー）→申請受付→審査→就農状況の確認→給付金の支払い。

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）		単位：千円
1.報償金	31	激励会記念品代
2.食料費	4	激励会会食弁当代
3.新規就農総合支援事業補助金	3,750	
4.農水産後継者海外研修補助金	0	
	0	

② 特定財源の内訳（26年度の実績）		単位：千円
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	3,750	新規就農総合支援事業補助金
3.地方債	0	
4.その他	0	

前年度比増減理由：新規就農総合支援事業補助金給付件数の増

③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）	単位：時間
・激励会事務36h　・青年等就農計画事務（計画作成フォロー、審査会等）104h ・相談受付24h・青年就農給付金事務（申請手続き、審査、就農後のフォロー、データベースへの登録等）238h	

			単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費	費目内訳	1. 報償金	千円	48	65	31	120
		2. 食料費	千円	5	8	4	15
		3. 新規就農総合支援事業補助金	千円	0	3,000	3,750	11,250
		4. 農水産後継者海外研修補助金	千円	0	0	0	500
			千円				
	事業費計（A）		千円	53	3,073	3,785	11,885
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円	0	3,000	3,750	11,250
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円				
		5. 一般財源	千円	53	73	35	635
人件費	正規職員従事人数		人	2.00	2.00	2.00	2.00
	延べ業務時間		時間	50	120	201	250
	人件費計（B）		千円	190	456	764	950
トータルコスト(A)+(B)			千円	243	3,529	4,549	12,835

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
新規就農者の激励会
青年就農給付金の給付

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
新規就農者の激励会
青年就農給付金の給付
旭市農林水産業後継者育成事業補助金の交付

⑤ 活動指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	新規就農者の激励会への参加数	人	3	5	3	5
イ	青年就農給付金の給付件数 （当該年度青年就農給付金新規申請件数）	千円	—	2 (2)	3 (1)	7 (4)
ウ	旭市農林水産業後継者育成事業補助金の交付金額	千円	—	0	0	500

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

新規就農者（35歳未満〔激励会〕、45歳未満〔新規就農総合支援事業補助金〕、40歳未満〔農水産業後継者育成事業補助金〕）

⑥ 対象指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	新規就農者数（45歳未満であり雇用就農者数含む）	人	27	26	22	24
イ	35歳未満新規就農者数（激励会通知対象者数）	人	8	13	6	15

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

新規就農者数の増加

⑦ 成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	新規就農者数（45歳未満であり雇用就農者数含む）	人	27	26	22	24
イ	青年就農給付金対象者の農業継続率（給付開始から給付終了後5年までの期間で前年と比較）	%	—	—	100	100

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民が安心して働くことができる

⑧ 上位成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	市民の就業率 （15歳以上人口に占める就業者の割合。国勢調査で把握）	千円	H22年度 58.9	H22年度 58.9	H22年度 58.9	H22年度 58.9

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
・激励会→新規就農者を関係機関が一体となる支援が必要であることから始まった。 ・青年就農給付金→農業者の高齢化が進んでいるため、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の増加を目的として国の制度として行うこととなった。 ・後継者育成事業→商工観光課と農水産課で実施していた補助事業を整理・統合して行うこととなった。	・青年就農給付金について平成25年度より認定新規就農者であることが条件に加わり、その計画の審査等を市で行うようになった。	・青年就農給付金受給者から給付金が経営の安定に役立てられているとの声がある。

事務事業名	新規就農総合支援事業	課名	農水産課	班名	振興班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 新規就農者数の増加が市民の就業率の増加に結びついている。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 新規就農総合支援事業補助金の対象者は国で定められており適切である。激励会は青年の新規就農を激励するものであり、現在の年齢基準で適切である。農林水産業後継者育成事業補助金も後継者育成を目的としており、現在の年齢基準で適切である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】 新規就農総合支援事業補助金の受付は国の要綱により市で行うこととされている。また、激励会及び農林水産業後継者育成事業補助金は旭市単独事業であり、広域を対象としているJAや農業事務所が主体となることは困難であり、市が当事業を行うことは妥当である。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の中で目標としている年間20人の青年農業者の確保は現状達成している。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 関係機関と連携してサポートを継続することで新規就農者の増加や継続者の支援を行うことができる。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (1) 事務事業名：（ ） (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 青年就農給付金のように、新規就農者の経営の安定を助ける目的の補助事業は今のところない。激励会時に市、JA、農業事務所を訪問して各長からの激励と組織説明を行っているが、類似の事業はない。 ☑ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 激励会時の食事会、記念品をなくすことで削減余地があるため、検討する必要がある。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 青年就農給付金は基本的に対象者が5年間継続して申請を行う制度である。最初に対象者から申請があったのが平成25年度であり、その対象者は平成30年度まで申請を行う。その間、他の対象者から相談や申請があることが見込まれるため、平成30年度までは事務量は増えることが予想され、業務時間の削減は難しい。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 広報、激励会、農業事務所主催の経営体育成セミナー等で補助事業に対して周知しており、公平・公正である。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	激励会時の記念品、会食の必要性について検討する必要がある。海外研修補助金について今のところ申請者がいないため、必要性について検討する必要がある。青年就農給付金受給者は、5年後の所得目標である250万にはまだ達成していない。目標に到達できるよう関係機関と連携したフォローを継続する必要がある。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）

☐ 目的再設定
☐ 事業のやり方改善による成果向上
☑ 事業のやり方改善による事業費削減
☐ 受益機会の適正化
☐ 廃止・休止

※2～3年後を目処にした方向性

☐ 行政関与の見直し
☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　　）
☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
27年度中に 31年度までに	①激励会の会食を行うのか、記念品を廃止又は出席者のみに記念品を渡すのか検討する。②就農5年目の給付金受給者について、給付金を除く所得が250万になるよう関係機関とサポートを行う。③旭市農林水産業後継者育成事業の申請者が少ないため制度の廃止を検討

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上	○		
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

・激励会時の会食の有効性を検討する必要がある。
・激励会参加者のみ記念品を渡すことが公平が保たれるか検討する必要がある。
・給付金対象者の経営の問題点を関係機関と一緒に改善する。

平成 26 年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成 28 年 2 月 19 日時点

事務事業名			
	コード1	22600	制度資金利子補給事業
	コード2		
施策体系	施策	1	農水産業の振興
	施策の展開	2	安定した農業経営の推進

事業種別
- ☐ 国土強靭化地域計画
- ☐ 新市建設計画
- ☐ 総合戦略
- ☑ 復興計画
- ☐ 定住自立圏構想
- ☐ 行政改革アクションプラン
- ☐ 主要事業
- ☐ 簡易評価

課	農水産課		
所属班	振興班		
電話番号	68-1174	内線	235

予算科目	会計	款	項	目
	一般会計	6	1	3

根拠法令
- 旭市農業近代化資金利子補給条例
- 旭市農業近代化資金利子補給条例施行細則
- 旭市農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付要綱

1 現状把握(Do)

(1)事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 平成 17 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成___年度～ 平成___年度まで ※全体像を記述⇒	・農業者の施設等の整備や農業経営の近代化を推進する目的で、JA等の融資機関が行う農業近代化資金の融資に対して利子補給を行う。また、効率的・安定的な経営体を育成する目的で、日本政策金融公庫が認定農業者等へ融資する農業経営基盤強化資金に対して利子補給を行う。 1.農業近代化資金利子補給の率(個人:0.5%、法人:0.2%) 2.農業経営基盤強化資金利子補給の率(平成24年度から制度上無利子化。それ以前は借入年度による。) 【業務の流れ】 (窓口業務)金融公庫の事前相談会の日程調整 (通常業務)償還予定表の作成・変更 (補助金交付業務)交付申請書・実績報告書提出依頼→償還内容確認→交付決定・交付確定→補助金支払

(2)トータルコスト

① 費目の内訳(26年度の実績)	単位:千円	
1.農業近代化資金利子補給補助金	2,682	農業近代化資金利子補給補助金
2.農業経営基盤強化資金利子補給補助金	15,116	農業経営基盤強化資金利子補給補助金
	0	
	0	
	0	

② 特定財源の内訳(26年度の実績)	単位:千円	
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	7,558	千葉県農業経営基盤強化資金利子補給事業補助金
3.地方債	0	
4.その他	0	

前年度比増減理由:給付対象者が減ったことにより減額となった。

③ 延べ業務時間の内訳(26年度の実績)	単位:時間
2人×120時間=240時間	

			単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
事業費	費目内訳	1. 農業近代化資金利子補給補助金	千円	1,812	2,423	2,682	4,110
		2. 農業経営基盤強化資金利子補給補助金	千円	21,378	18,235	15,116	16,138
			千円				
			千円				
			千円				
	事業費計 (A)		千円	23,190	20,658	17,798	20,248
	財源	1. 国庫支出金	千円	0	0	0	0
		2. 都道府県支出金	千円	10,689	9,117	7,558	8,068
		3. 地方債	千円	0	0	0	0
		4. その他	千円	0	0	0	0
		5. 一般財源	千円	12,501	11,541	10,240	12,180
人件費	正規職員従事人数		人	2.00	2.00	2.00	2.00
	延べ業務時間		時間	120	120	120	120
	人件費計 (B)		千円	456	456	456	456
トータルコスト(A)+(B)			千円	23,646	21,114	18,254	20,704

(3)事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績(26年度に行った主な活動)
制度資金利子補給補助金の交付

27年度計画(27年度に計画している主な活動)
制度資金利子補給補助金の交付

	⑤ 活動指標名	単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	農業近代化資金利子補給補助金交付額	千円	1,812	2,423	2,682	4,110
イ	農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付額	千円	21,378	18,235	15,116	16,138
ウ						

目的

② 対象(誰、何を対象にしているのか)

制度資金を借り入れている農業者

	⑥ 対象指標名	単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	農業近代化資金利子補給補助金申請者数	人	133	121	99	111
イ	農業経営基盤強化資金利子補給補助金申請者数	人	311	281	253	279

③ 意図(対象がどのような状態になるのか)

農業経営の近代化
効率的・安定的な経営体の育成

	⑦ 成果指標名(考え方)	単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	農業経営の近代化 ( )	人	133	121	99	111
イ	効率的・安定的な経営体の育成 ( )	人	311	281	253	279

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

農業者、水産業者が経営所得が安定する

	⑧ 上位成果指標名(考え方)	単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	農業所得者一人当たりの所得 ( )	千円	3,555	3,761	3,602	3,761

(4)事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か?どんな経緯で始まったか?	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか?開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか?	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?
農業近代化資金利子補給(昭和36年頃) 農業経営基盤強化資金利子補給(平成7年頃) ※1市3町合併後は平成17年7月1日付けで制定。	大きな変化はなし。	特になし。

事務事業名	制度資金利子補給事業	課名	農水産課	班名	振興班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	□ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 認定農業者数の増加と所得の安定は、旭市の基幹産業である農業の維持・発展につながる。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	□ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 制度資金借入者を対象とした制度であるため、限定・拡充は難しい。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	□ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 旭市の基幹産業である農業を支える農業者の経営の安定は重要な課題であるため妥当である。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	□ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 旭市は県内で最大の認定農業者数を誇っている。現在県内で上位の農業産出額を誇り、高い水準を保っている。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	□ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 □ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 農業者は設備投資等をした際に制度資金を利用することが多い。安定した経営をしている農家ほど高性能な設備を導入しており、耐用年数が長いことが多いため急激な利用者数の増加は見込めない。また、借入者が増加することが、一概に成果とは言えない部分もある。農業経営基盤強化資金に関しては、平成23年度から制度上無利子化となり、市が利子補給をすることはないため実績は減少するのみである。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	□ 他に手段がある (1) 事務事業名：（ ） (2) □ 統廃合ができる ⇒【理由】 □ 連携ができる ⇒【理由】 □ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 □ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 農業近代化資金利子補給については、同様の制度がないため統廃合等は難しい。農業経営基盤強化資金に関しては、新規貸付について既に国の政策で無利子化されている。 ☑ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	□ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 農業経営基盤強化資金に関しては、平成24年度から制度上無利子化となっているため、必然的に実績は減少していく。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	□ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 農業経営基盤強化資金に関しては、平成24年度から制度上無利子化となっているため、必然的に実績は減少していく。しかし、業務の内容は変わらないため、職員の業務の内容は変えられない。また、過去からの継続事業のため、データ等も精査されており、今以上の業務時間の削減は難しいと思われる。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	□ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 中小企業向けの利子補給事業は2.5%以内の補助額となっており、他産業の同制度と比較しても不公平感は感じないと思われる。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	□ 見直し余地あり	制度資金の借入をする農業者にとって非常に有利な事業である。農業経営基盤強化資金に関しては、平成23年度から制度上無利子化となっており、制度改正がない限りは削減努力をしなくても事業費は減少する見込みである。また他業種と比較しても、同等の制度であり不公平感も特に感じられない。以上のことから特に改善の必要はないと思われる。
② 有効性	☑ 適切	□ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	□ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	□ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

- □ 目的再設定
- □ 事業のやり方改善による成果向上
- □ 事業のやり方改善による事業費削減
- □ 受益機会の適正化
- □ 廃止・休止
- □ 行政関与の見直し
- □ 事業統廃合・連携（関連事業：　）
- □ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
- □ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
特になし	ある程度データの精査が進んでいるため。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上			
	維持	○		
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名	コード1	23500	農業経営基盤強化促進事業
	コード2		
施策体系	施策	1	農水産業の振興
	施策の展開	2	安定した農業経営の推進

事業種別
- ☐ 国土強靭化地域計画
- ☐ 新市建設計画
- ☐ 総合戦略
- ☐ 復興計画
- ☐ 定住自立圏構想
- ☐ 行政改革アクションプラン
- ☐ 主要事業
- ☐ 簡易評価

課	農水産課				
所属班	振興班				
電話番号	68-1174	内線	236		
予算科目	会計		款	項	目
	一般会計		6	1	3
根拠法令	旭市補助金等交付規則				

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 平成 19 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿＿年度～ 平成＿＿年度まで ※全体像を記述⇒	旭市農業の持続的発展を図るため、効率的かつ安定的な農業経営体が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造の確立を目指し、旭市担い手育成総合支援協議会において担い手の確保・育成支援を実施。この担い手は、農業経営改善計画を作成し、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の内容に照らし、その計画の適切性や達成の実現性、また農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であるか審査を受け認められた者であり、認定農業者という。審査は、旭市農業経営改善計画認定審査会において行なう。 担い手（認定農業者）の確保・育成の支援として、商談会や直売会等へ参加する多様な経営展開支援活動、また、農業経営改善計画の作成支援や国・県の支援策の情報提供等を実施している。 【業務の流れ】 ・旭市担い手育成総合支援協議会総会　⇒　補助金交付申請　⇒　補助金概算請求　⇒　各種事業の実施　⇒　実績報告 ・農業経営改善計画の作成に関する支援（通年） ・国・県の支援策に関する情報提供（随時）

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.需用費	108	消耗品　48千円、印刷製本　60千円
2.役務費	1	通信運搬　1千円
3.使用料及び賃借料	32	事務機器賃借　32千円
4.負担金補助及び交付金	500	旭市担い手育成総合支援協議会補助金　500千円
	0	

② 特定財源の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	0	

前年度比増減理由：

③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）	単位：時間
4h/日×21日/月×12ヶ月=1,008h	

			単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費	費目内訳	1. 需用費	千円	50	62	108	130
		2. 役務費	千円	0	0	1	71
		3. 使用料及び賃借料	千円	52	25	32	22
		4. 負担金補助及び交付金	千円	72	500	500	500
			千円				
	事業費計（A）		千円	174	587	641	723
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円				
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円				
		5. 一般財源	千円	174	587	641	723
人件費	正規職員従事人数		人	1.00	1.00	1.00	1.00
	延べ業務時間		時間	1,008	1,008	1,008	1,008
	人件費計（B）		千円	3,830	3,830	3,830	3,830
トータルコスト(A)+(B)			千円	4,004	4,417	4,471	4,553

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
- 商談会（ｱｸﾞﾘﾌｰﾄﾞEXPO等）への参加
- 農業経営改善計画作成に関する支援
- 国・県補助金等の周知、計画作成支援

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
- 商談会（ｱｸﾞﾘﾌｰﾄﾞEXPO等）への参加
- 農業経営改善計画作成に関する支援
- 国・県補助金等の周知、計画作成支援

⑤ 活動指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	商談会参加回数	回	1	1	1	1
イ	認定農業者のうち更新手続を行なう者及び新規申請者の数	件	122	62	88	156
ウ	認定農業者数	件	848	845	841	850

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

認定農業者

⑥ 対象指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	農業経営改善計画認定者数	件	848	845	841	850
イ						

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

効率的かつ安定的な農業経営の確立

⑦ 成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	認定農業者のうち、市の基本構想の所得目標達成割合 （　1経営体当り年間農業所得　600万円　）	%	57.0	57.6	59.8	60.0
イ	（　　）					

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

農業者、水産業者が経営所得が安定する

⑧ 上位成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	農業所得者一人当りの所得 （　　）	千円	3,555	3,761	3,602	3,761

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
・平成17年に見直された「食料・農業・農村基本計画」（国）において、地域における担い手を対象として、農業経営に関する各種施策を集中的・重点的に実施することとなり、担い手の明確化を図るための具体的な仕組みとして、認定農業者制度の活用を推進することとなった。	・景気の低迷、農業世帯数の減少、農業従事者の高齢化など	・新たな農業経営指標を活用した経営分析など、農業者自らが作成すべき書類が年々増えており、農業者にとって負担となっている。

事務事業名	農業経営基盤強化促進事業	課名	農水産課	班名	振興班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 認定農業者数の増加と所得の安定は、旭市の機関産業である農業の持続的発展が図られる。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 市の農業経営基盤の強化に関する基本的な構想の内容に照らし、適切である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 旭市農業の持続的な発展に欠かすことの出来ない担い手への支援であり、妥当であると考える。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 旭市の認定農業者件数は、千葉県の認定農業者件数の13.45%（平成26年3月末時点）を占めており、農業振興地域として高い水準となっている。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☑ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 現在、農業経営改善計画の作成支援窓口は主に農水産課であり、農業者の自宅から近い各支所に窓口を設けることで、申請者数が増えることが予想される。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (1) 事務事業名：（ ） (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 農業再生協議会への統合について検討したが、認定農業者数と国・県の各種支援策が多様化していることを鑑み、区分して事務事業に取り掛かることで事務処理の煩雑化を回避することとした。 ☑ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 ここ数年で、市の単独補助を50万円まで削減してきた。現状では、商談会1回及び認定農業者への郵送代程度となっており、これ以上の削減は、困難であると考える
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 事務事業量に対する従事量からみて、削減の余地はない。あまり時間をかけて事務を行なってはいない。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 各種支援策や商談会の告知など、全ての認定農業者に行なっており、公平・公正である。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	多くの認定農業者を支援・フォローアップするためには、従事する職員（再雇用制度等による臨時職員など）の増員を望む。また、国・県の支援策が単なる補助金だけでないため、経営コンサルタントのような幅広い知識を求められる機会が増加しているなど、専門的な職員による対応が今後必要となると思われる。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

- ☐ 目的再設定
- ☑ 事業のやり方改善による成果向上
- ☐ 事業のやり方改善による事業費削減
- ☐ 受益機会の適正化
- ☐ 廃止・休止
- ☐ 行政関与の見直し
- ☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　）
- ☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
- ☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
平成30年度	農業経営改善計画の作成支援窓口の新たな設置

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上			○
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

従事職員数を増やすことができないため、安易に窓口を増設することは困難であるが、定期的に巡回して対応することも一策と思われる。（巡回中は、他の事務事業に支障がでることも予測できるが、専門の職員による対応であれば可能となる）

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名			
	コード1	23700	経営所得安定対策推進事業
	コード2		
施策体系	施策	1	農水産業の振興
	施策の展開	2	安定した農業経営の推進

事業種別	課	所属班	電話番号	内線
☐ 国土強靭化地域計画 ☐ 新市建設計画 ☐ 総合戦略 ☐ 復興計画 ☐ 定住自立圏構想 ☐ 行政改革アクションプラン ☐ 主要事業 ☐ 簡易評価	農水産課	振興班	68-1175	242

予算科目	会計	款	項	目
	一般会計	6	1	3

根拠法令
経営所得安定対策等推進事業実施要綱 経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱 千葉県直接支払推進事業費交付要綱

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 平成 22 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿年度～ 平成＿年度まで ※全体像を記述⇒	旭市農業再生協議会に対して、経営所得安定対策推進事業補助金を交付する。 旭市農業再生協議会の事務局として、経営所得安定対策及び水田利用の直接支払交付金の実施に係る推進活動や要件確認を行う。 【業務の流れ】 説明会の開催、普及広報資料の作成・配布、営農計画書及び申請書類等の回収・取りまとめ・保管、対象作物の作付面積等の確認事務、農業者情報のシステム入力・集計事務、荒廃農地又は遊休農地の再生利用に必要な活動、農業者の水田情報等の収集・整理事務,補助金関係事務

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）		単位：千円
1.経営所得安定対策推進事業補助金	3,344	経営所得安定対策推進事業補助金
	0	
	0	
	0	
	0	

② 特定財源の内訳（26年度の実績）		単位：千円
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	3,344	千葉県直接支払推進事業費交付金
3.地方債	0	
4.その他	0	

前年度比増減理由：制度上、必要書類が増えたことによる通信費の増額。

③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）	単位：時間
1人×8h×5日×50週＝2，000h	
2人×8h×2日×50週＝1，600h	
計3，600h	

			単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費	費目内訳	1. 経営所得安定対策推進事業補助金	千円	2,930	3,171	3,344	3,500
			千円				
			千円				
			千円				
			千円				
	事業費計（A）		千円	2,930	3,171	3,344	3,500
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円	2,930	3,171	3,344	3,500
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円				
		5. 一般財源	千円	0	0	0	0
人件費	正規職員従事人数		人	3.00	3.00	3.00	3.00
	延べ業務時間		時間	3,600	3,600	3,600	3,600
	人件費計（B）		千円	13,680	13,680	13,680	13,680
トータルコスト(A)＋(B)			千円	16,610	16,851	17,024	17,180

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
説明会の開催、普及広報資料の作成・配布、営農計画書及び申請書類等の回収・整理・保管、対象作物の作付面積等の確認事務、農業者情報のシステム入力・集計事務、荒廃農地又は遊休農地の再生利用に必要な活動、農業者の水田情報等の収集・整理事務

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
説明会の開催、普及広報資料の作成・配布、営農計画書及び申請書類等の回収・整理・保管、対象作物の作付面積等の確認事務、農業者情報のシステム入力・集計事務、荒廃農地又は遊休農地の再生利用に必要な活動、農業者の水田情報等の収集・整理事務

	⑤ 活動指標名	単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	説明会開催回数	回	4	4	2	2
イ	説明会参加人数	人	70	74	71	80
ウ	経営所得安定対策等交付金申請書の送付数	通	－	3,948	3,915	3,447

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

水稲農家

	⑥ 対象指標名	単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	水稲農家数	戸	4,029	4,013	3,981	3,937
イ						

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

主食用水稲の作付けを減らすこと

	⑦ 成果指標名（考え方）	単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	主食用米過剰生産面積	ha	827	1,024	1,114	1,000
イ	主食用米過剰生産数量	トン	4,631	5,727	6,159	5,455

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

農業者、水産業者が経営所得が安定する

	⑧ 上位成果指標名（考え方）	単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	市内における農業所得者一人当たりの平均所得 (　　)	千円	3,555	3,761	3,602	3,761

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
米の需給調整と販売価格が生産費を下回る赤字状態が続いている稲作経営の維持・安定を図るため。	新たな「食料・農業・農村基本計画」が平成27年3月に閣議決定され、飼料用米等の生産の拡大が進められている（平成37年の生産目標を現在の10倍の110万トンに設定）。	・（耕種農家より）「26年は米価が下落したため、飼料用米を作付けした場合には他の農家よりも多くの収入が得られた」「提出書類が多いため混乱する。」「国の支援政策の継続性に不安を感じる。」「助成金が振り込まれるのが遅い。」 ・（畜産農家より）「検査体制をもっと整備してほしい」「もし輸入とうもろこしの価格が国内産飼料用米よりも下落すれば、輸入飼料を使わざるを得ない」 ・（流通業者より）「主食用米と飼料用米専用品種のコンタミが心配。」

事務事業名	経営所得安定対策推進事業	課名	農水産課	班名	振興班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 農業経営の安定と持続的な発展のために必要である。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 国の政策との整合性が図られている。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 米の需給調整をするためには転作作物の作付けに対する助成が必要となる。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】 主食用米の作付が生産目標値の約260%超過の状態であり、更なる転作への推進は必要である。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 湿田地帯である旭市でも取り組みやすい飼料用米に特化する。さらに飼料用米専用品種の取組を推進し、成果向上を図る。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (1) 事務事業名：（ ） (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 飼料用作物等の転作作物は販売代金が少ないため、国・県・市の助成がなければ推進できない。また、米の需給調整も進まなくなる。 ☑ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 米の需給調整を推進するためには、水稲農家への広報活動は欠かせない。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 農家との直接的なやり取りが多いため、臨時職員の委託には向かない。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 主食用水稲を需給調整の目標面積以下にし、転作作物を作付けした農業者に対して一律に助成している。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	旭市は畜産が盛んであり、市内畜産農家との連携が可能なことから、飼料用米の受け入れ体制は整っている。そこで、耕種農家に対して、所得向上のためには飼料用米の取組が必要だということを理解してもらい、耕畜が一体となった米の需給調整を図っていきたい。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

- ☐ 目的再設定
- ☑ 事業のやり方改善による成果向上
- ☐ 事業のやり方改善による事業費削減
- ☐ 受益機会の適正化
- ☐ 廃止・休止
- ☐ 行政関与の見直し
- ☐ 事業統廃合・連携（関連事業： ）
- ☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
- ☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
平成28年3月末まで	①申請書類に煩雑さを感じている農家が多いため、申請スケジュール及び必要書類一覧などを作成し、可能な限り簡素化する。②多くの農家が抱いている、支援政策の不安感を払拭させる。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上		○	
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

①特になし。
②支援政策の継続性に不安を抱いている耕種農家に対しては、新たに閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、支援継続が明記されていることを周知させる。また、飼料用米に安心して取り組んでもらうために、生産者が経営判断し易いよう、飼料用米の作付け状況や価格動向などの情報提供、助成金の概算値を生産者が自ら算出できるような支援も必要である。

平成 26 年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成 28 年 2 月 19 日時点

事務事業名	コード1	24100	家畜防疫対策事業
	コード2		
施策体系	施策	1	農水産業の振興
	施策の展開	1	農畜産物の生産振興

事業種別
- ☐ 国土強靭化地域計画
- ☐ 新市建設計画
- ☐ 総合戦略
- ☐ 復興計画
- ☐ 定住自立圏構想
- ☐ 行政改革アクションプラン
- ☐ 主要事業
- ☐ 簡易評価

課	農水産課		
所属班	畜産班		
電話番号	68-1175	内線	259

予算科目	会計	款	項	目
	一般会計	6	1	4

根拠法令：旭市補助金等交付規則
旭市農水産業振興事業補助金交付要領

1 現状把握(Do)

(1)事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☐ 平成＿年度～ ☑ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿年度～ 平成＿年度まで ※全体像を記述⇒	近年、畜産経営では、飼養規模の拡大が進行する中、さまざまな家畜伝染病の発生が危惧され、衛生管理の強化が重要となっている。 このような畜産環境の中、家畜伝染病の予防接種や検査を実施した事業者に対し補助金を交付し、家畜伝染病の発生及び蔓延を未然に防止し、経営の安定を図る。 【業務の流れ】 「牛の結核病・ブルセラ病・ヨーネ病の検査」、「牛のアカバネ病ワクチン接種」、「豚オーエスキー病ワクチン接種」、「鶏ニューカッスル病ワクチン接種」を実施した農家に対して補助金を交付。また、予防接種の受付、ワクチンの注文や支払い等について、農家と畜産協会の仲介をしており、予防接種に立ち会うこともある。

(2)トータルコスト

① 費目の内訳(26年度の実績)	単位:千円	
1牛の結核・ブルセラ病・ヨーネ病検査	1	
2牛のアカバネ病予防接種	192	
3豚のオーエスキー病予防接種	24,427	
4鶏伝染病予防接種	4,064	

② 特定財源の内訳(26年度の実績)	単位:千円	
1.国庫支出金		
2.都道府県支出金		
3.地方債		
4.その他		

前年度比増減理由:

③ 延べ業務時間の内訳(26年度の実績)	単位:時間	
4月:88時間	5月:92時間	6月:88時間
7月:10時間	8月:10時間	9月:10時間
10月:10時間	11月:10時間	12月:10時間

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
事業費 費目内訳	1 牛の結核・ブルセラ病・ヨーネ病検査	千円	1,010	3	1	1,010
	2 牛のアカバネ病予防接種	千円	197	188	192	215
	3 豚のオーエスキー病予防接種	千円	23,815	23,915	24,427	25,500
	4 鶏伝染病予防接種	千円	2,452	3,159	4,064	2,000
		千円				
事業費	事業費計 (A)	千円	27,474	27,265	28,684	28,725
財源	1. 国庫支出金	千円				
	2. 都道府県支出金	千円				
	3. 地方債	千円				
	4. その他	千円				
	5. 一般財源	千円	27,474	27,265	28,684	28,725
人件費	正規職員従事人数	人	0.22	0.22	0.22	0.22
	延べ業務時間	時間	440	440	440	440
	人件費計 (B)	千円	1,672	1,672	1,672	1,672
トータルコスト(A)+(B)		千円	29,146	28,937	30,356	30,397

(3)事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績(26年度に行った主な活動)
家畜伝染病の発生及び蔓延を未然に防止するためのワクチン接種及び検査

27年度計画(27年度に計画している主な活動)
家畜伝染病の発生及び蔓延を未然に防止するためのワクチン接種及び検査

	⑤ 活動指標名	単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	牛の結核・ブルセラ病・ヨーネ病検査	頭	1,542	5	2	1,542
イ	牛のアカバネ病予防接種	頭	1,421	1,236	1,235	1,400
ウ	豚のオーエスキー病予防接種	頭	832,680	882,470	814,220	850,000
エ	鶏伝染病予防接種	羽	4,085,800	4,102,200	4,465,780	2,000,000

目的

② 対象(誰、何を対象にしているのか)

畜産農家(牛・豚・鶏・うずら)

	⑥ 対象指標名	単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	牛の生産者	戸	59	58	57	53
イ	豚の生産者	戸	64	63	62	61
ウ	鶏・うずらの生産者	戸	21	21	21	21

③ 意図(対象がどのような状態になるのか)

家畜の疾病発病を未然に防ぎ畜産経営者への被害を回避する。
特に、オーエスキー病については、地域清浄化を達成する。(ステータスⅣにする。)

	⑦ 成果指標名(考え方)	単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	関係する伝染病が蔓延した畜舎数 ( )	戸	0	0	0	0
イ	オーエスキー地域清浄化レベル (ステータスⅡは、ワクチン接種を推進し、清浄性が確認できれば順次接種を中止していく段階)		ステータスⅡ	ステータスⅡ	ステータスⅡ	ステータスⅡ

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

農業者、水産業者が経営所得が安定する

	⑧ 上位成果指標名(考え方)	単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	市内における農業所得者一人当たりの平均所得 ( )	千円	3,555	3,761	3,602	3,761

(4)事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
家畜伝染病の発生及び蔓延を防止して畜産経営の安定化を図るべく始まった。	畜産農家1戸当たりの飼養頭数は増加しており、伝染病の蔓延は脅威となっている。 特に、豚オーエスキー病については、旭市及び近隣市町は、依然として清浄化が達成されていないので、ワクチンの接種は必要不可欠である。(全国12の県で清浄化されてなく、うち8県が関東。千葉県内では、ほとんどの市町村で清浄化が確認されているが、旭市及び近隣市町は、清浄化がなされていない。)	畜産農家から、「ワクチン接種や検査に補助がでることで、負担が軽減できている。今後も予防接種や検査を実施するにあたり、事業を続けていってほしい」という声がある。

事務事業名	家畜防疫対策事業	課名	農水産課	班名	畜産班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 家畜伝染病の予防事業に助成を行うことで、より多くの畜産経営者が予防事業を実施するようになるので、家畜伝染病の疾病発病を未然に防ぐという意図と結びつく。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 対象は、全ての畜産農家であり、公平性の観点から見直しの余地はない。また、意図についても、家畜伝染病を未然に防いで被害を回避するというものなので適切と思われる。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 畜産農家への助成という性質上、市が実施することが妥当であると思われる。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 現状として、予防事業の実施により家畜伝染病の蔓延を防止できているので、成果は水準に達している。 ただ、オーエスキー病に関して、旭市及び近隣市町では、依然として清浄化が達成されていないので、何件でもないがワクチンを基準頭数接種できてない農家には指導を行っていく必要がある。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 年間を通しての予防事業に助成を行っているので、今以上活動を増やすことはできない。 ただ、オーエスキー病に関しては、清浄化達成に向けて、何件でもないがワクチン接種の基準をクリアしてない農家に呼びかけを行っていく必要はある。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (1) 事務事業名：（ ） (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 類似事業はないので、目的を達成するためには、本事業を行う必要がある。 ☑ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 1頭当たりの助成額について、削減の余地も考えられる。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 市の助成については、多額の資金を扱うので、臨時職員ではなく現状通り正規職員が実施することが望ましい。 オーエスキー病については、事業の中で一番事務量が多いので清浄化を達成できればワクチンの接種が中止となり、大幅な人件費の削減につながる。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 全ての畜産農家を対象にしているので、公平・公正である。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	家畜伝染病は、発生すれば畜産経営に大きな影響を及ぼす。市農業産出額の50%以上を占める畜産業は、市の基幹作物であり、畜産の経営を安定させることで市全体の農業振興につながる。
② 有効性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
③ 効率性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）

☐ 目的再設定
☑ 事業のやり方改善による成果向上
☐ 事業のやり方改善による事業費削減
☐ 受益機会の適正化
☐ 廃止・休止

※2～3年後を目処にした方向性

☐ 行政関与の見直し
☐ 事業統廃合・連携（関連事業： ）
☑ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
☑ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
豚のオーエスキー病について、旭市の清浄化レベルがステータスⅢになったら	補助金額の見直しを行う。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	維持	増加
成果	向上			
	維持	○		
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

畜産農家の協力

平成 26 年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成 28 年 2 月 19 日時点

事務事業名			
	コード1	28800	地籍調査事務費
	コード2		
施策体系	施策	99	その他
	施策の展開	99	その他

事業種別
- ☐ 国土強靭化地域計画
- ☑ 新市建設計画
- ☐ 総合戦略
- ☐ 復興計画
- ☐ 定住自立圏構想
- ☐ 行政改革アクションプラン
- ☐ 主要事業
- ☐ 簡易評価

課	建設課		
所属班	用地班		
電話番号	57-1192	内線	7918

予算科目	会計	款	項	目
	一般会計	8	1	2

根拠法令	国土調査法

1 現状把握(Do)

(1)事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 昭和 63 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿年度～ 平成＿年度まで ※全体像を記述⇒	●登記所(法務局)に備え付けられている地図(公図)は、明治初期の地租改正事業に作成された字限図(絵図)や経緯度との関連づけのない局地的な測量によるもの(土地の位置及び形状の概略を記載した地図)が多く、土地の境界や面積等が現地と大きく食い違い、境界をめぐるトラブルの発生等の支障が生じている。 そのため、国土調査法に基づく地籍調査により、一筆(一地番)ごとの土地について、土地所有者等の調査並びに土地所有者による境界確認及び地積に関する座標値測量を行い、地図等を作成し地籍の明確化を図るもの。 ●地籍図等の交付、地籍測量図証明書の交付、地籍調査データ修正、閲覧事務(26年度のみ)等の事務も行う。 【業務の流れ】 調査に先立って、住民への説明会を実施し、現地において土地所有者等の立会いにより、境界等の確認を行い筆界杭を打ちます。その杭を地球上の座標値と結びつけ一筆ごとの正確な測量を行い、各筆の筆界点をもとに、正確な地図を作り、面積を測定します。測量成果の案を閲覧にかけ、誤り等を訂正する機会を設け、国・県の認証を経て登記所へ送付します。

(2)トータルコスト

① 費目の内訳(26年度の実績)	単位:千円	
1.需用費	255	消耗品費、燃料費ほか
2.役務費	42	通信運搬費ほか
3.委託料	446	地籍調査データ修正業務委託料ほか
4.使用料	700	事務機器賃借料ほか
5.その他	22	旅費・負担金ほか

② 特定財源の内訳(26年度の実績)	単位:千円	
1.国庫支出金		
2.都道府県支出金	0	
3.地方債		
4.その他		

前年度比増減理由:25年度に認証前データ確認を実施したため

③ 延べ業務時間の内訳(26年度の実績)	単位:時間
地籍図等の交付 20時間(年間40件×1件あたり処理時間30分＝1200分÷60＝20時間)	
地籍測量図証明書の交付 2時間(年間10件×1人あたり処理時間10分＝100分÷60＝約2時間)	
閲覧事務 160時間	
認証請求・登記事務 0時間	

			単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
事業費	費目内訳	1. 需用費	千円	314	437	255	423
		2. 役務費	千円	46	41	42	43
		3. 委託料	千円	3,832	1,337	446	509
		4. 使用料	千円	939	702	700	706
		5. その他	千円	82	72	22	99
	事業費計 (A)		千円	5,213	2,589	1,465	1,780
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円	3,302	645	0	0
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円				
		5. 一般財源	千円	1,911	1,944	1,465	1,780
人件費	正規職員従事人数		人	1.40	0.02	0.09	0.04
	延べ業務時間		時間	2,821	36	182	75
	人件費計 (B)		千円	10,720	137	692	285
トータルコスト(A)+(B)			千円	15,933	2,726	2,157	2,065

(3)事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績(26年度に行った主な活動)
地籍図等の交付・地籍測量図証明書の交付
閲覧事務
認証請求・登記事務

27年度計画(27年度に計画している主な活動)
地籍図等の交付・地籍測量図証明書の交付 27時間(25年度・26年度の平均値)
認証請求・登記事務 48時間
(認証請求:書類作成8時間×1日＝8時間 登記事務:書類作成8時間×5日間＝40時間)

⑤ 活動指標名

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	年間地籍調査実施面積	k㎡	－	－	－	－
イ						
ウ						

目的

② 対象(誰、何を対象にしているのか)

旭市内の地籍調査対象地域(土地改良事業・都市区画整理事業・公共土地開発事業区域を除いた地域)
(全地籍調査対象面積129.91k㎡)

⑥ 対象指標名

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	年間地籍調査対象面積	k㎡	－	－	－	－
イ						

③ 意図(対象がどのような状態になるのか)

現在、登記所に備え付けられている公図や登記簿が正確でない箇所があるため、一筆ごとの土地について、所有者・地番・地目・境界及び地積を調査・測量し、その成果をもって登記簿の記載を修正し公図を置き換える。

⑦ 成果指標名(考え方)

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	地籍調査登記完了面積 (登記が完了した累積面積)	k㎡	13.74	13.74	13.74	14.64
イ	地籍調査登記完了率 (登記が完了した累積面積/測量が完了した累積面積)	%	83.5	83.5	83.5	88.9

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民が良好な住生活を送ることができる
※火葬場、畜犬含む

⑧ 上位成果指標名(考え方)

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	良好な住生活を送ることができていると感じている市民の割合	%	未把握	未把握	未把握	未把握

(4)事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
昭和62年5月千葉県内の地籍調査未着手市町村打ち合わせ会議が開催され、県より実施を要望された。当時千葉県内で地籍調査が実施されていた市町村は安房地域と香取地域が多く、特に香取郡での未実施の町は小見川町と干潟町のみであったので、63年度より重点事業として国土調査を旧干潟町で実施することになった。	・国土調査法の改正により一定の要件を満たす民間法人等に各工程を一括して委託することができるようになった。 ・東日本大震災により図根点や筆界の座標値が変わり、新たに検証測量事業(24・25年度)が増えた。	・これまで過去に地籍調査を実施した方々の中に、ほんのわずかながら「調査がおかしい。」との苦情や問い合わせ、及び再調査の要望等があり。 ・調査は終わっているが登記はいつ終了するのか問い合わせあり。 ・議会からただ公図を正すためだけにお金をかける必要があるのか意見あり。

事務事業名	地籍調査事務費	課名	建設課	班名	用地班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 結びついている ⇒【理由】 市民が良好な住生活を送る上で道路新設事業の用地買収事務や課税適正等には大きな効果があるが、調査終了地域での用地買収を必要とする大きな事業は少ない。また、地積更正等の住民負担を軽減する効果があるが、市全域の調査終了までは調査規模が年0.5km²で推移すると約110年間の長期間と膨大な費用を要するため、見直し余地がある。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 あくまでも国土調査法に基づく地籍調査で、対象は市内の土地、意図は公図及び登記簿の修正しかない。 ただ事業効果は、調査終了地区に限定されており、今後、対象地域が市街地へ移行した場合は調査自体の困難度が増す。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 調査に必要な個人情報を扱い、調査成果管理を行うため市が実施する必要があります。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】 1つの地区の計画・現地立会い・閲覧・認証・登記まで約3～4年ぐらいで完了するが、現状一部認証の遅延地区が残っている。(H17年度鏑木⑤、H20年度秋田・万力、H21年度鎌数①、H22年度鎌数②、H23年度鎌数③) 銚子市、匝瑳市は地籍調査未着手。香取市は休止中。東庄町は継続中。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☑ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 ただし年度ごとの調査区域を拡大し著しい成果の向上を図るには、予算の増額や職員の増員を行うしかない。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (1) 事務事業名：（ ） (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 国土調査法に基づき実施しており、類似事業は無く他の手段は無いが、境界の確定、公図・登記簿の訂正が生じた場合は、従前どおりの個別対応が可能である。 ☑ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 新規調査は平成23年度を持って終了しており今後再開予定はなく、現在は認証請求及び登記事務に関する経費が主である。そのため認証遅延地区が解消されるまでは事業費を削減することはできないが、認証遅延地区が解消され登記が完了することで事業費を削減することができる。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 必要最小限の人員で事業を展開しているので、削減の余地はない。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 公平・公正である ⇒【理由】 この事業は国・県からの補助金及び市の費用により行いますので、土地所有者の費用負担は一切ありません。 しかし、受益者は、調査終了地域の土地所有者に限定され、調査区域外の土地所有者の直接的な受益機会は無く、市全域としての公平さは欠ける。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	旭市全域を完了するには、調査規模を年0.5km²で推移すると約110年という長い調査期間が必要となるため、早期完了するには毎年拡大予算の計上及び職員の確保が強く望まれる。また、成果は国や県の財政状況により左右されるため、市独自で成果を向上することはできない。なお新規調査は平成23年度の鎌数谷町場地区をもって終了しており、今後は県への認証請求及び法務局への登記を行い、認証遅延地区の解消を進めていきます。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

- ☐ 目的再設定
- ☐ 事業のやり方改善による成果向上
- ☑ 事業のやり方改善による事業費削減
- ☐ 受益機会の適正化
- ☐ 廃止・休止
- ☐ 行政関与の見直し
- ☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　）
- ☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
- ☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
平成28年度	①認証遅延地区を解消し登記を完了する。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	維持	増加
成果	向上			
	維持	○		
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

①休止後の調査成果の管理（地籍調査データ修正、地籍図等の交付、地籍測量図証明書の交付等）を建設課か税務課のどちらで行うか見直しを考える。

平成 26 年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成 28 年 2 月 19 日時点

事務事業名			
	コード1	30500	都市計画総務事務費
	コード2		宅地開発指導
施策体系	施策	21	良好な生活環境の形成
	施策の展開	38	秩序ある土地利用

事業種別	課	所属班	電話番号	予算科目	根拠法令
☐ 国土強靭化地域計画 ☐ 新市建設計画 ☐ 総合戦略 ☐ 復興計画 ☐ 定住自立圏構想 ☐ 行政改革アクションプラン ☐ 主要事業 ☐ 簡易評価	都市整備課	都市計画班	62-5355 内線 466	会計：一般会計　款 8　項 3　目 1	都市計画法 旭市宅地開発指導要綱

1 現状把握（Do）

(1)事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 平成 17 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿年度～ 平成＿年度まで ※全体像を記述⇒	・市内の無秩序な宅地開発・環境破壊並びに開発区域及びその周辺における災害・公害等の防止と、健全な生活環境を形成するため、宅地開発指導要綱に基づきその履行を指導し、良質な宅地水準を確保する。 ・都市計画法第29条の開発許可申請に伴う、法第32条の協議・同意及び進達などに関する事務手続きを行う。 ・開発行為とは、主として建築物の建築または工作物などの建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。 【業務の流れ】 開発事業者の窓口における、事前相談及び開発行為に伴う関係機関との許可要件などを含めて、宅地開発指導要綱に基づき総合的な指導・審査を行う。

(2)トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）		単位：千円
1.総務事務費	0	
	0	
	0	
	0	
	0	

② 特定財源の内訳（26年度の実績）		単位：千円
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	0	

前年度比増減理由：

③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）	単位：時間
1.事前相談	4.現場確認
2.本協議	5.施行同意
3.審査	6.完了検査

			単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費	費目内訳	1. 総務事務費	千円	0	0	0	0
			千円				
			千円				
			千円				
			千円				
	事業費計（A）		千円	0	0	0	0
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円				
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円				
		5. 一般財源	千円	0	0	0	0
人件費	正規職員従事人数		人	1.50	1.50	1.50	1.50
	延べ業務時間		時間	3,015	3,015	3,015	3,015
	人件費計（B）		千円	11,457	11,457	11,457	11,457
トータルコスト(A)+(B)			千円	11,457	11,457	11,457	11,457

(3)事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
宅地開発事業に係る事前相談・事前協議

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
宅地開発事業に係る事前相談・事前協議

⑤ 活動指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	事前協議相談件数	件	21	31	30	30
イ	事前協議申請件数	件	9	13	13	13
ウ						

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

宅地開発事業

⑥ 対象指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	事前協議申請件数	件	9	13	13	13
イ						

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

都市計画法及び宅地開発指導要綱に沿った開発事業が実施され、都市的な土地利用と良質な宅地水準が確保される

⑦ 成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	事前協議同意件数	件	9	12	12	12
	事前協議同意面積	㎡	17,845	20,673	16,897	16,000
イ	開発行為苦情件数	件	0	0	0	0

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民が良好な住生活を送ることができる
※火葬場、畜犬含む

⑧ 上位成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	建築確認申請及び工事受理届件数 （　　）	件	372	376	355	300

(4)事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
都市計画法29条の開発許可基準に準じて公共施設及び住環境施設の整備基準を定め、都市的な土地利用と良質な宅地水準を確保することを目的に指導・審査を行う。	近年における少子高齢化などの観点から、都市施設の維持管理及び住宅の立地の適正化を図るため、コンパクトなまちづくりを推進しているが、現状は核家族化の傾向にあるため、移動手段として自動車交通などを主とした郊外型の開発事業となっている。	東日本大震災以降、防災機能の向上を図るため、宅地の耐震化などを含めた、安心・安全な住環境づくりが課題となっている。

事務事業名	都市計画総務事務費 宅地開発指導	課名	都市整備課	班名	都市計画班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 総合計画の「住宅対策」に記載されている「良質な宅地の形成を促進し、住みやすく魅力的な住環境を形成していくことに」に結びつく事業であるため、施策体系の整合性に問題はない。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 開発区域及びその周辺地域における、適正かつ合理的な土地利用及び環境保全を図るための事務事業であり、対象・意図ともに適切である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 開発制度における運用指針は、地方自治法の規定に基づき行う技術的な助言の性格を有するものであり、市はこれを適正に活用し、開発事業地の良好な宅地水準の向上及び立地の適正性を確保するために、適切に運用・管理することが望ましい。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 開発区域内に築造される公共施設については、指導要綱に基づく整備基準を満たしたものであり、良好な土地利用について、一定の水準が確保されている。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 開発行為における公共施設の管理に伴う、協議及び許可については、事業地及び周辺地区における住環境の維持・向上が図れている。今後、職員の更なる専門知識の習得により、適切及び的確な審査・指導の運用が期待できる。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (1) 事務事業名：（ ） (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 公共施設を管理する関係各課の協議及び許可を取り纏め、要綱に基づく指導・審査及び検査事務のため、関係法令に精通した職員が必要である。また、都市計画法29条の開発許可における法32条の事前協議との事務の連携を図っている。 ☑ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 関係法令が多岐に渡り、関係機関における相談・協議・同意及び許可要件などを鑑みると、現状の事務手続きにおける、組織体制については削減余地がない。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 事前協議の申請書には、登記事項証明書・同意書及び境界確認書などの権利関係及び利害関係人の個人情報を含むため、正規職員の対応が必須であり、臨時職員の活用・委託には適さない。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 指導要綱に該当する事業地について、事前協議の対象としているため、受益機会などについては、公平及び公正になっている。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	・開発事業者に対する適正な指導及び的確な審査に配慮し、開発行為に伴う住環境整備及び土地利用計画の向上により、住民の安心・安全を第一に考えた、効率的な事務処理を行っている。
② 有効性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）

☐ 目的再設定
☑ 事業のやり方改善による成果向上
☐ 事業のやり方改善による事業費削減
☐ 受益機会の適正化
☐ 廃止・休止

※2～3年後を目処にした方向性

☐ 行政関与の見直し
☐ 事業統廃合・連携（関連事業： ）
☑ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
H31.3月までに	今後の土地利用の動向を鑑みながら、指導要綱の条例化について調査・研究を要する。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上			
	維持		○	
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

指導要綱の条例化に関する調査・研究に際し、審査手続及び審査内容における事務の効率的な運営に努めるとともに、関係法令及び専門知識の更なる習得と資質の向上を図り、開発制度の公平性及び透明性を高める必要がある。

平成 26 年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成 28 年 2 月 19 日時点

事務事業名			
	コード1	30600	街路維持管理費
	コード2		
施策体系	施策	21	良好な生活環境の形成
	施策の展開	39	住み良い住環境の確保

事業種別
- ☐ 国土強靭化地域計画
- ☐ 新市建設計画
- ☐ 総合戦略
- ☐ 復興計画
- ☐ 定住自立圏構想
- ☐ 行政改革アクションプラン
- ☐ 主要事業
- ☐ 簡易評価

課	都市整備課		
所属班	街路公園班		
電話番号	62-5354	内線	457

予算科目	会計	款	項	目
	一般会計	8	3	2

根拠法令	
	総武本線旭駅前広場管理運営に関する協定書

1 現状把握(Do)

(1)事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☐ 平成__年度～ ☑ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成__年度～ 平成__年度まで ※全体像を記述⇒	JR旭駅・干潟駅・飯岡駅・倉橋駅に関して、各駅の駅前広場および駐輪場を利用者が快適に利用することができるように、主に以下のことを実施する。 ・除草作業 ・ゴミ拾い ・樹木の管理(施肥・薬剤散布・剪定) ・駐輪場に長期間放置されている自転車の撤去 ・防犯カメラの運用 ・パトロール ・駐輪指導 ・施設の新設(新たに照明灯や看板を設置するなどより利便性を高めるための施設の新設) ・施設の補修(経年劣化で壊れた施設やいたずらにより壊された施設など、修理が必要な施設の補修) 【業務の流れ】 年間を通して・・・除草作業・ゴミ拾い・防犯カメラの運用・パトロール 樹木の管理、駐輪指導については、委託契約にて対応・・・委託契約⇒作業実施⇒完了検査 放置自転車の撤去については、4ヶ月に1度程度の頻度で実施。 必要に応じて、施設の新設及び補修・・・業者に発注(契約⇒作業実施⇒完了検査)or職員で対応可能なものは職員で修理

(2)トータルコスト

① 費目の内訳(26年度の実績)	単位:千円	
1.役務費	283	旭駅駐輪場防犯カメラ通信料など
2.委託料	597	樹木維持管理(飯岡駅)・放置自転車街頭指導(旭駅)など
3.使用料及び賃借料	720	飯岡駅駐輪場用地(JRから借地)
4.工事請負費	1,814	施設撤去工事(旭駅)、照明設置工事(干潟駅)
5.その他	1,843	修繕料、消耗品、燃料費、光熱水費

② 特定財源の内訳(26年度の実績)	単位:千円	
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	4	行政財産使用料(飯岡駅)

前年度比増減理由:工事請負費の削減

③ 延べ業務時間の内訳(26年度の実績)	単位:時間
パトロール(補修などの対処時間含む)・・・250時間 工事関係(起案・監督・完了検査)・・・200時間 維持管理関係(起案・監督・完了検査)・・・30時間 その他・・・120時間	

			単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
事業費	費目内訳	1. 役務費	千円	242	302	283	318
		2. 委託料	千円	597	546	597	723
		3. 使用料及び賃借料	千円	720	720	720	359
		4. 工事請負費	千円	1,233	6,101	1,814	551
		5. その他	千円	920	777	1,843	1,399
	事業費計 (A)		千円	3,711	8,446	5,258	3,350
	財源	1. 国庫支出金	千円	0	0	0	0
		2. 都道府県支出金	千円	0	0	0	0
		3. 地方債	千円	0	0	0	0
		4. その他	千円	4	4	4	4
		5. 一般財源	千円	3,707	8,442	5,254	3,346
人件費	正規職員従事人数		人	0.25	0.35	0.30	0.25
	延べ業務時間		時間	500	700	600	500
	人件費計 (B)		千円	1,900	2,660	2,280	1,900
トータルコスト(A)+(B)			千円	5,611	11,106	7,538	5,250

(3)事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績(26年度に行った主な活動)
除草作業、ゴミ拾い、樹木の管理、駐輪場に長期間放置されている自転車の撤去、防犯カメラの運用、パトロール、駐輪指導、施設の新設、施設の補修
飯岡駅駐輪場用地借地契約の見直し、交通安全施設工事

27年度計画(27年度に計画している主な活動)
除草作業、ゴミ拾い、樹木の管理、駐輪場に長期間放置されている自転車の撤去、防犯カメラの運用、パトロール、駐輪指導、施設の新設、施設の補修

⑤ 活動指標名		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	パトロール回数	回	53	51	55	52
イ	ゴミ拾い回数	回	58	60	61	60
ウ	除草回数	回	4	4	4	4

目的

② 対象(誰、何を対象にしているのか)

駅前広場及び駐輪場
駅前広場及び駐輪場利用者

⑥ 対象指標名		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	駅前広場・駐輪場を有する旭市内にある駅の数	箇所	4	4	4	4
イ	駅の一日当たり乗者数 (データのない倉橋駅を除く3駅の合計)	人	3,508	3,615	3,607	3,600

③ 意図(対象がどのような状態になるのか)

利用者が快適に利用できるようにする。

⑦ 成果指標名(考え方)		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	駅前広場及び駐輪場に対する苦情件数	件	2	4	2	2
イ	( )					

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民が安心して通行できる、快適に通行できる

⑧ 上位成果指標名(考え方)		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	市内の交通事故件数(人身事故・年間)	件	317	245	200	200

(4)事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
駅前広場・駐輪場の整備に合わせて開始されたと思われる。	消費税率が引き上げられた。(5%⇒8%) 労務単価(人件費)が年々アップしている。 以上から同じ作業を実施する場合でも、5年前よりもお金がかかる。	JR飯岡駅周辺の地元区より、駐輪場の舗装要望が寄せられている。(平成25年度に干潟駅駐輪場の整備を実施し、現在駐輪場が舗装されていないのは飯岡駅のみである)

事務事業名	街路維持管理費	課名	都市整備課	班名	街路公園班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 旭市の玄関口であり、また多くの利用者がいる駅前広場および駐輪場をきれいな状態に保ち利用者が快適に利用できるようにすることは、市民が安全かつ快適に通行できることに結びつく。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 市内に存在する4駅全てを網羅しており、妥当。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 市が管理すべき施設であるため。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 駅前広場がきれいな状態に保たれており、苦情の数も少ないため、妥当である。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☑ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 現状で苦情の数は少ないが、4駅中駐輪場が舗装されていない駅が飯岡駅のみであることから、対応をすることで成果は向上する。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (1) 事務事業名：（ ） (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 類似事業なし。 ☑ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 放置自転車等街路指導について一定の効果が出ていることから、委託日数の見直しにより事業費削減余地がある。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 現状でも業務時間は多くはないので、これ以上の削減は見込めない。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 駅は不特定多数の人が利用する場所なので、公平性は確保されているものと考える。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	現状で苦情の件数も少なく、過去の事務事業評価で事業費の削減に取り組んでおり一定の成果が出ているが、放置自転車等街路指導についも一定の効果が出ていることから、委託日数の見直しにより事業費削減余地があると考える。また、4駅で唯一舗装されていない飯岡駅駐輪場に対する地元区からの要望への対応を検討する。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）

☐ 目的再設定
☐ 事業のやり方改善による成果向上
☑ 事業のやり方改善による事業費削減
☐ 受益機会の適正化
☐ 廃止・休止
☐ 行政関与の見直し
☐ 事業統廃合・連携（関連事業： ）
☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
平成27年度	放置自転車等街路指導の委託日数等を見直しし、事業費削減を図る。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上			
	維持	○		
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

特になし

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名			
	コード1	31900	住宅・建築物耐震化促進事業
	コード2		
施策体系	施策	28	震災からの復興と防災力の強化
	施策の展開	55	防災体制の充実

事業種別	
☑	国土強靭化地域計画
☐	新市建設計画
☐	総合戦略
☑	復興計画
☐	定住自立圏構想
☐	行政改革アクションプラン
☐	主要事業
☐	簡易評価

課	都市整備課				
所属班	建築班				
電話番号	62-5895	内線	＊463		
予算科目	会計		款	項	目
	一般会計		8	4	1
根拠法令	旭市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱 旭市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱				

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 平成 19 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿年度～ 平成＿年度まで ※全体像を記述⇒	木造住宅の耐震化促進のため、S56.5.31以前に建築された戸建住宅の耐震診断、耐震改修にかかる費用の一部を助成する ・耐震診断→診断費用の1/2以内かつ4万円以内 ・耐震改修→設計、工事、監理費用の1/3以内の額かつ40万円以内 【業務の流れ】 1.申請者より交付申請を受理後、審査。2.申請者へ決定(却下)通知。3.事業完了報告書の受理後、審査。4.申請者へ確定通知。5.申請者より補助金交付請求書の受理後、審査。6.補助金の交付

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）		単位：千円
1.耐震診断費補助金	0	
2.耐震改修費補助金	0	
	0	
	0	

② 特定財源の内訳（26年度の実績）		単位：千円
1.国庫支出金		
2.都道府県支出金		
3.地方債		
4.その他		

前年度比増減理由：

③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）	単位：時間
補助金交付申請受理・審査事務	

			単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費	費目内訳	1. 耐震診断費補助金	千円	31	21	0	400
		2. 耐震改修費補助金	千円	400	0	0	2,000
			千円				
			千円				
			千円				
	事業費計（A）		千円	431	21	0	2,400
	財源	1. 国庫支出金	千円	215	10		1,200
		2. 都道府県支出金	千円	99	5		600
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円				
		5. 一般財源	千円	117	6		600
人件費	正規職員従事人数		人	0.00	0.00	0.00	0.01
	延べ業務時間		時間	2	1	0	15
	人件費計（B）		千円	8	4	0	57
トータルコスト(A)+(B)			千円	439	25	0	2,457

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
無料耐震相談会2回（計画は3回）
上記周知　広報、HP

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
無料耐震相談会4回
上記周知　広報、HP、区回覧

	⑤ 活動指標名	単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	無料耐震相談会開催回数	回	1	1	2	4
イ	相談者数	件	3	1	2	20
ウ						

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

昭和56年5月以前に着工した戸建住宅の所有者

	⑥ 対象指標名	単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	耐震診断実施件数	件	1	1	0	10
イ	耐震改修実施件数	件	1	0	0	5

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

建築物の安全性を認識し、耐震性のある安全な建物の状態にする。

	⑦ 成果指標名（考え方）	単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	診断を行なった建築物のうち改善された建築物数	棟	1	0	0	5
イ	（　　）					

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民が災害から守られる、災害による被害が最小限になる

	⑧ 上位成果指標名（考え方）	単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	住宅耐震化率（　　）	%		74.7		90.0

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
阪神・淡路大震災の教訓を活かし、平成18年に耐震改修促進法が改正され、各自治体において、地域の実情に即した耐震改修促進計画を策定し、建築物の耐震化を計画的に促進することとされたため。	阪神・淡路大震災後、「建築物の耐震化」を社会全体の国家的な緊急課題とし、住宅又は特定建築物の耐震化率を平成27年度までに90%に上げることを目標としている。それを受け、「建築物の耐震改修に関する法律」も改正されている。	耐震化の必要性に対して、住民の理解度が低いのではないか。

事務事業名	住宅・建築物耐震化促進事業	課名	都市整備課	班名	建築班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 昭和56年以前の建築物を耐震診断することで、所有者が耐震性を把握し、耐震化を図る第一歩となる。また、耐震化が進むと震災による被害も軽減され、災害に強い安心安全なまちづくりができる。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 阪神・淡路大震災では、建築基準法の改正(s56.6)以前の建築物の被害が多かったことから、耐震性を見直しする必要があり、妥当である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 住宅建築物の耐震化が社会全体の国家的な緊急課題であり、居住者の安全性の確保、市街地の防災性の確保、震災後の早期復旧や、行政負担の軽減を目的としているため、妥当である。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】 補助金利用者があまりいない。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☑ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 相談会の開催や、広報等による周知徹底を図ることにより、成果を上げることは可能である。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (1) 事務事業名：（ ） (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 耐震化促進のための類似事業が他に無い。 ☑ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 事業費＝事業に対する市民負担が大きい中、現状でも費用の一部しか賄えておらず、成果を今以上に上げるには、これ以上の削減余地は無い。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 必要最小限の業務である補助金交付のためのチェックを行なっている。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 事業対象となる建築物の所有者は、公平に事業の受益を受けることができる制度である。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	有効性(成果の向上余地)については、対象建築物所有者に事業のPRを積極的に行っていく必要があり、そのPR方法を検討していかなければならない。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）

☐ 目的再設定
☑ 事業のやり方改善による成果向上
☐ 事業のやり方改善による事業費削減
☐ 受益機会の適正化
☐ 廃止・休止

※2～3年後を目処にした方向性

☐ 行政関与の見直し
☐ 事業統廃合・連携（関連事業： ）
☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
H27	①どのような方法でPRしたら、耐震化の目標率90%に近づけるか検討する。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上		○	
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

住民の耐震化への認識が低いと思われるため、市の広報誌・ホームページ、区回覧により、建築物の耐震性向上の必要性及び補助金制度について、周知していく。

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名			
	コード1	31000	都市下水路維持管理費
	コード2		
施策体系	施策	21	良好な生活環境の形成
	施策の展開	39	住み良い住環境の確保

事業種別	
☑	国土強靭化地域計画
☐	新市建設計画
☐	総合戦略
☐	復興計画
☐	定住自立圏構想
☐	行政改革アクションプラン
☐	主要事業
☐	簡易評価

課	下水道課			
所属班	工務班			
電話番号	62-5364	内線		
予算科目	会計	款	項	目
	一般会計	8	3	3
根拠法令	なし			

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 平成 5 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿年度～ 平成＿年度まで ※全体像を記述⇒	旧旭市市街地の排水が流入する東町都市下水路の排水を浄化し、仁玉川へ放流する東町都市下水路浄化施設を管理し、河川の水質汚濁を防止する。 1.浄化施設維持管理業務：浄化施設の運転及び維持管理について、週1回点検及び清掃を業務委託する。 2.汚泥処理業務：浄化施設の運転により発生した汚泥収集運搬及び処分を業務委託する。 3.浄化施設修繕業務：浄化施設の運転に支障をきたす重大な故障に関し、修繕を行う。(軽微な故障については維持管理業務にて対応) 4.都市下水路水門管理業務：仁玉川合流部手前に設置した水門の開閉により、浄化施設への流入量の調整を行う。 【業務の流れ】 1.浄化施設維持管理委託業者から提出される報告書（水質検査結果含む）及び報告事項の確認、維持管理に必要な業務委託の立会い、確認維持管理に必要な消耗品類の購入・管理、光熱水費の点検　2.維持管理委託業者から汚泥搬出の要請→汚泥処理業者の手配→汚泥搬出の立会い→マニフェストによる汚泥処理状況の確認　3.維持管理委託業者から修繕の要請→修繕の手配→現場及び書類による修繕状況の確認　4.都市下水路(仁玉川合流手前)水門の閉鎖(晴天時)及び開放(雨天時)

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）		単位：千円
1.委託料		
2.(浄化施設維持管理)	2,678	浄化施設維持管理委託
3.(浄化施設汚泥処理)	0	汚泥処理委託
4.需用費	2,366	電気料、修繕費、消耗品
5.その他		

② 特定財源の内訳（26年度の実績）		単位：千円
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	0	

前年度比増減理由：汚泥処理費の減少(26年度実施せず)、修繕費の減少

③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）	単位：時間
浄化施設の維持管理(監督)	0.5時間×52週＝26時間
汚泥処理(監督)	0時間
浄化施設の修繕(監督)	5時間
上記業務に関する事務手続き	4時間

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費 費目内訳	1. 委託料	千円				
	2. (浄化施設維持管理)	千円	2,751	2,751	2,678	3,003
	3. (浄化施設汚泥処理)	千円	1,208	765	0	940
	4. 需用費	千円	2,722	2,766	2,366	2,727
	5. その他	千円				
	事業費計 (A)	千円	6,681	6,282	5,044	6,670
事業費 財源	1. 国庫支出金	千円				
	2. 都道府県支出金	千円				
	3. 地方債	千円				
	4. その他	千円				
	5. 一般財源	千円	6,681	6,282	5,044	6,670
人件費	正規職員従事人数	人	0.02	0.02	0.02	0.02
	延べ業務時間	時間	40	40	35	37
	人件費計 (B)	千円	152	152	133	141
トータルコスト(A)＋(B)		千円	6,833	6,434	5,177	6,811

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
浄化施設の維持管理（原則週1回）
浄化施設の修繕（故障発生時）
浄化施設の休止・廃止に関する検討

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
浄化施設の維持管理（原則週1回）　浄化施設の修繕（故障発生時）
浄化施設から発生する汚泥の処理(年1回)
浄化施設の休止・廃止に関する検討及び関係機関との協議

⑤ 活動指標名		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	浄化施設の点検回数	回	52	52	52	52
イ	浄化施設の修繕回数	回	3	1	1	1
ウ	汚泥処理回数	回	2	1	0	1

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

東町都市下水路に流入する排水

⑥ 対象指標名		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	年間処理水量	㎥	330,952	315,133	291,368	300,000
イ	年間汚泥処理量	t	46	10	0	30

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

施設で浄化処理し、放流水の水質を改善する。

※BOD＝生物化学的酸素要求量。最も一般的な水質指標のひとつ。BODの値が大きいほど水質は悪い。

⑦ 成果指標名（考え方）		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	流入水・処理水のBOD(上段：流入、下段：放流) (水の汚れを示す目安として、BODを採用)	mg/L	9.7	10.1	13.1	13
		mg/L	1.5	1.7	1.7	2
イ	BODの除去率	%	84.5%	83.2%	87.0%	84.6%

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民が良好な住生活を送ることができる

⑧ 上位成果指標名（考え方）		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	公共下水道接続人口普及率(4月1日) (接続人口　／　供用開始区域内人口)	%	57.4	57.7	60.2	62.0

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
旧旭市市街地の家屋を大雨による浸水から防ぐため、昭和48年度から昭和57年度にかけて都市下水路が整備された。その後近年の生活様式の変化による家庭や事業所などからの排水が流れ込み、水質が悪化したことから、浄化施設の必要性を検討し、建設が行われ、平成5年度より稼働を開始した。	施設の稼働開始当初は、流入水の水質が非常に悪く、施設が故障してしまうことも多かった。 平成12年より流入区域での公共下水道の整備が開始され、加入世帯数の増加に伴って浄化施設への流入水の水質は向上してきている。	浄化施設の稼働開始当初は、施設の処理能力を上回る汚れた排水が流入していたため、近隣住民から「悪臭がひどい」という苦情が多く寄せられていたが、水質が良くなってきたことから、最近では苦情が寄せられることがなくなった。 都市下水路からの流入水の水質が向上してきたことにより、施設建設当時の目的が達成されてきていることや、施設は築後21年が経過し、老朽化により修繕の必要な部分も多くなっていることから、施設のあり方の検討が必要となっている。

事務事業名	都市下水路維持管理費	課名	下水道課	班名	工務班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 浄化施設により、都市下水路に流れ込んだ排水をきれいにし、放流することによって下流の仁玉川の水質汚濁を防ぎ、沿線住民の生活環境の保全に貢献してきた。また、仁玉川は農業用水としての面ももっており、その点においても浄化施設の果たす役割は大きい。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 適切である ⇒【理由】 事業の基幹は浄化施設の維持管理なので、対象・意図は定まっている。ただし、流入水質が向上してきている状況であることから、施設の管理・運営を今までと同様に行うことが妥当か検討・協議を進めていく時期となっている。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】 供用区域内の各家庭・事業所は公共下水道へ接続するのが原則であるが、現状として、下水道への接続が100％ではない（現状接続率50％）ことから、都市下水路にはまだ多くの排水が流入している。快適な生活環境の維持・向上のため水路の管理者である行政により水質浄化を行う必要はあるが、流入水の水質が向上してきている状況から今後もこれまでと同じような施設の管理・運営を行うことが妥当か検討が必要となる。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 規模は違うが、類似する施設としては下水道終末処理場(旭市浄化センター)が挙げられる。浄化センターの放流水のBODは1.3mg/L(平成26年度平均値)であり、これに近い実績を挙げていることから妥当な水準である。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 公共下水道への接続が増えると、流入する排水の量が少なくなり、なおかつ水質も改善されることから、より効率の良い浄化が期待できる。ただし、排水量が一定の量を下回り、流入水の水質に問題がなくなったときには、浄化施設自体の必要性を検討したうえで、休止や廃止をしても成果には影響しない。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある (1) 事務事業名：(公共下水道事業) (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☑ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 施設の老朽化に伴う修繕費の増大が見込まれる中で、公共下水道接続率の向上等により都市下水路の水質が改善され、浄化の必要性がなく、周辺住民や仁玉川への影響がないものと判断された場合、事業そのものを休止・廃止することが可能である。 ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 事業を今後継続した場合では、排水の流入量が減ったり、水質が良くなったりすると、汚泥の発生量も減るので、汚泥処理費の削減は期待できる。ただし、施設の老朽化に伴う修繕費の増大が見込まれることから、流入水の水質に問題がなくなったときには、浄化施設自体の必要性を検討したうえで、休止や廃止としたほうが浄化施設に係る事業費は削減される。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 施設の維持管理は当初から専門の業者に委託しており、職員はその監督のみなので、人件費についてはこれ以上削減できない。休止や廃止となった場合にはその内容により状況が異なることから、職員が維持管理に携わる事務・作業量は不明である。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 都市下水路の水質を守るという点では、地域が限られてしまうかもしれないが、都市下水路の放流先である仁玉川や、更にその下流の新川や海の水質を守るということにもつながっていることから、公平性は保たれている。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	浄化施設は築後21年が経過し、今後は修繕費が増大することが見込まれており、汚泥処理費の削減を図ったとしても、維持管理費のこれ以上の削減は困難である。浄化施設に流入する排水の水質が良くなってきていることから、浄化施設に係る事業費の削減につなげるため、施設の休止や廃止に向けた関係機関との協議・検討を進めていく。 今後も都市下水路流域を中心とした公共下水道の接続促進を継続し、流入水の水質向上に努める。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

- ☐ 目的再設定
- ☐ 事業のやり方改善による成果向上
- ☐ 事業のやり方改善による事業費削減
- ☐ 受益機会の適正化
- ☑ 廃止・休止
- ☐ 行政関与の見直し
- ☑ 事業統廃合・連携（関連事業：公共下水道事業 ）
- ☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
- ☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
平成29年3月末	①休止・廃止に向けた関係機関（千葉県、大利根土地改良区等）との協議（平成27年度）②公共下水道への加入促進→戸別訪問の強化、指定工事店への協力強化（平成27年度継続）③流入水質の監視の継続（平成27年度継続）④浄化施設休止期間中の定期点検⑤都市計画施設の廃止手続き⑥財産処分承認申請

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上			
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

①休止・廃止に向けた協議を進めていくなかで、休止期間の維持管理方法や廃止後の跡地利用、都市計画法に係る手続き、土地改良区の地元協議、撤去・除却に係る費用などの問題が提議されることとなるが、解決方法を見極めるまでに時間を要すると思われる。
②戸別訪問による加入促進を実施しているなかで、旧市街地であるため敷地や建物の構造上の問題や改造工事費用等から、接続希望は持っているが公共下水道への接続が困難と回答される方も多く、接続件数が停滞する要因となっている。③特になし

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名			
	コード1	2600	会計管理事務費
	コード2		
施策体系	施策	99	その他
	施策の展開	99	その他

事業種別
- ☐ 国土強靭化地域計画
- ☐ 新市建設計画
- ☐ 総合戦略
- ☐ 復興計画
- ☐ 定住自立圏構想
- ☐ 行政改革アクションプラン
- ☐ 主要事業
- ☑ 簡易評価

課	会計課		
所属班	出納班		
電話番号	62-5335	内線	113

予算科目	会計	款	項	目
	一般会計	2	1	5

根拠法令	
	地方自治法・地方自治法施行令・旭市財務規則

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☐ 平成＿＿年度～ ☑ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿＿年度～ 平成＿＿年度まで ※全体像を記述⇒	旭市財務規則に基づき、正確かつ適正な会計処理の審査の執行と公金の安全確実な管理を行う。 【業務の流れ】 収納された税金等を会計別及び科目別に収入処理を行う。 支出負担行為の確認及び支出命令の審査及び支払に関すること。 歳入・歳出の数字を確定させ、決算書を作成する。　　現金・有価証券の保管に関すること。

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.旅費	3	公会計研修会に係る旅費（習志野市）
2.需要費	618	消耗品費(95)、印刷製本費(523)
3.役務費	720	支所及びゆうちょ銀行等口座振替手数料
4.委託料	0	
5.使用料及び賃借料	0	

② 特定財源の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	0	

前年度比増減理由：

③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）	単位：時間
歳入・歳出伝票処理	11,408H
決算書作成	310H
その他（資金管理・出納検査）	372H

			単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費	費目内訳	1. 旅費	千円	0	0	3	8
		2. 需要費	千円	597	709	618	781
		3. 役務費	千円	668	666	720	764
		4. 委託料	千円	0	0	0	0
		5. 使用料及び賃借料	千円	0	0	0	0
	事業費計（A）		千円	1,265	1,375	1,341	1,553
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円				
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円				
		5. 一般財源	千円	1,265	1,375	1,341	1,553
人件費	正規職員従事人数		人	6.00	6.00	6.00	6.00
	延べ業務時間		時間	12,090	12,090	12,090	12,090
	人件費計（B）		千円	45,942	45,942	45,942	45,942
トータルコスト(A)＋(B)			千円	47,207	47,317	47,283	47,495

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
正確な会計処理
決算書作成
その他（資金管理・出納検査）

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
正確な会計処理
決算書作成
その他（資金管理・出納検査）

⑤ 活動指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	歳入・歳出処理	日	172	172	172	172
イ	決算書作成	日	40	40	40	40
ウ	その他（資金管理・出納検査）	日	48	48	48	48

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

⑥ 対象指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア						
イ						

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

⑦ 成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	（　　）					
イ	（　　）					

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

⑧ 上位成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	（　　）					

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
該当無し	該当無し	該当無し

事務事業名	会計管理事務費	課名	会計課	班名	出納班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 結びついている ⇒【理由】
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 適切である ⇒【理由】
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (1) 事務事業名：（　　） (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 最小限の範囲内のため削減の余地はない。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 近隣の市町村(同じ位の人口規模)においても、同人数のため削減の余地はない。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 公平・公正である ⇒【理由】

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☐ 適切	☐ 見直し余地あり	伝票事務全般については、多くの相談が寄せられる中で適正な事務執行ができたと思われる。 公金の管理については、明文化した基準がない中で安全確実に運用したが明文化した基準が必要と思われる。
② 有効性	☐ 適切	☐ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☐ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

- ☐ 目的再設定
- ☐ 事業のやり方改善による成果向上
- ☐ 事業のやり方改善による事業費削減
- ☐ 受益機会の適正化
- ☐ 廃止・休止
- ☐ 行政関与の見直し
- ☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　　）
- ☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
- ☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
平成27年度末	「資金管理及び運用基準」等の策定。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上		○	
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

財政課をはじめ基金担当課との協議。

平成 26 年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成 28 年 2 月 19 日時点

事務事業名	コード1	37600	中学校施設管理費
	コード2		
施策体系	施策	11	学校教育の充実
	施策の展開	22	学校施設の充実

事業種別
- ☐ 国土強靭化地域計画
- ☐ 新市建設計画
- ☐ 総合戦略
- ☐ 復興計画
- ☐ 定住自立圏構想
- ☐ 行政改革アクションプラン
- ☐ 主要事業
- ☐ 簡易評価

課	庶務課
所属班	施設班
電話番号	(55)5722 内線

予算科目	会計	款	項	目
	一般会計	10	3	1

根拠法令	
	学校教育法

1 現状把握(Do)

(1)事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☐ 平成__年度～ ☑ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成__年度～ 平成__年度まで ※全体像を記述⇒	学校運営を円滑に行うための経費であり、主に5中学校の学校施設全般に関する維持管理を行う。 用務員は6名おり、事務補助、給食の準備、ゴミ処理、軽作業・草刈りなどを担当している。 ●主な業務委託 エレベーター(2基)等保守点検業務委託、学校業務委託(用務員6名の委託)、学校警備業務委託、高圧受電設備清掃業務委託、自家用電気工作物保守業務委託、施設維持管理業務委託(シルバー人材センターに委託)、浄化槽維持管理業務委託、消防用設備保守点検業務委託、貯水槽清掃業務委託、プール浄化装置等保守業務委託、学校の定期清掃など 【業務の流れ】 【業務委託】①＜4月＞委託契約→②＜毎月、半期、年度末＞委託料の支払い 【教育管理備品購入】①前年度に学校からの要望受付→②要望に基づき机や椅子などの教育管理備品を購入 【光熱費等支払い】①＜毎月、隔月＞光熱費等の必要経費の支払い

(2)トータルコスト

① 費目の内訳(26年度の実績)	単位:千円	
1.需用費	38,259	消耗品、燃料費、印刷製本費、光熱水費等、修繕料
2.役務費	3,400	通信運搬、手数料、保険料
3.委託料	21,631	学校業務委託、警備業務委託等
4.使用料及び賃借料	2,899	放送受信料、事務機器賃貸借料等
5.その他	4,161	原材料費、教育用備品費

② 特定財源の内訳(26年度の実績)	単位:千円	
1.国庫支出金		
2.都道府県支出金		
3.地方債		
4.その他		

前年度比増減理由:光熱水費の増

③ 延べ業務時間の内訳(26年度の実績)	単位:時間
【業務委託】	120時間
【教育管理備品購入】	120時間
【光熱費等支払い】	360時間
合計	600時間

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
事業費 費目内訳	1. 需用費	千円	33,661	36,482	38,259	37,803
	2. 役務費	千円	3,207	3,265	3,400	3,483
	3. 委託料	千円	18,090	19,645	21,631	23,242
	4. 使用料及び賃借料	千円	3,133	2,943	2,899	2,895
	5. その他	千円	4,638	4,106	4,161	5,195
事業費計 (A)		千円	62,729	66,441	70,350	72,618
財源	1. 国庫支出金	千円				
	2. 都道府県支出金	千円				
	3. 地方債	千円				
	4. その他	千円				
	5. 一般財源	千円	62,729	66,441	70,350	72,618
人件費	正規職員従事人数	人	0.30	0.36	0.30	0.30
	延べ業務時間	時間	600	600	600	600
	人件費計 (B)	千円	2,280	2,280	2,280	2,280
トータルコスト(A)+(B)		千円	65,009	68,721	72,630	74,898

(3)事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績(26年度に行った主な活動)
各施設維持管理業務委託、学校管理備品の購入、光熱費等の必要経費の支払い

27年度計画(27年度に計画している主な活動)
各施設維持管理業務委託、学校管理備品の購入、光熱費等の必要経費の支払い

	⑤ 活動指標名	単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	管理委託契約件数	件	19	20	19	20
イ	光熱水費	千円	22,935	25,603	27,854	27,312
ウ						

目的

② 対象(誰、何を対象にしているのか)

市内中学校5校における学校施設・設備
(旭一中、旭二中、海上中、飯岡中、干潟中)

	⑥ 対象指標名	単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	生徒数	人	1,905	1,823	1,843	1,805
イ	中学校数	校	5	5	5	5

③ 意図(対象がどのような状態になるのか)

限られた運営費用で維持管理をすることにより、各施設の適正稼動を図る。(円滑に使用できる状態にある。)

	⑦ 成果指標名(考え方)	単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	生徒一人当たりの管理運営費 (事業費/生徒数)	千円	33	36	38	40
イ	中学校の各施設の維持管理上の事故件数	件	0	0	0	0

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

児童・生徒が学力及び体力を身につけることができる

	⑧ 上位成果指標名(考え方)	単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	千葉県体力運動能力調査結果(運動能力証交付率) ※運動能力証…各種目の総合点がA段階の生徒に交付	%	31.3	33.4	31.5	31.6

(4)事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
本事業は学校の管理運営費であるので、学校の設置及び学校施設等の設置に伴い必要となる事業であり当初から実施している事務事業である。	CO2削減など地球環境の保全が求められており、学校においても省エネ意識の高揚が求められている。 バリアフリー化が現場から求められている。 震災後の防災意識の高まり。	事業対象者:毎年予算要望時期に各学校にヒアリングを実施しており、要望を聞いている。特に管理用備品(机、椅子等)や施設修繕関係の要望が多い。 住民・議会:特になし

事務事業名	中学校施設管理費	課名	庶務課	班名	施設班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 学校の施設の適正な維持管理を行う事は、旭市総合計画後期基本計画における安全・快適な学校教育の充実に直結している。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 対象としているのは中学校であるため適正であり施設・設備の安全責任は市の義務であり、適切に管理し、安全な教育環境を維持していくための事業であり、対象・意図ともに適切である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 学校教育法第5条の規定により、学校設置者の市が施設の維持管理を行うのは妥当である。 また、専門性が高いため、市民に担ってもらうことは困難である。（草刈りなどの軽作業については共助で行っている部分もある。）
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 計画的な維持管理を行っていることで、良好な学校生活環境が整備されている。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☑ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 光熱費等については、庶務課において一括管理を行っている。費用が増えている学校については、その都度指導を行って節約を促しているが、更なる省エネを推進することにより成果は向上する。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある (1) 事務事業名：(小学校施設管理費) (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☑ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 小学校施設管理費と中学校施設管理費は別予算となっているが、管理業務を発注する際は既に統合して発注している。（浄化槽については学校以外の施設と一括発注している。） ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 光熱水費については維持管理費に占める割合が大きい。既に使用状況等を学校にフィードバックして抑制を図っているが、放課後の学校施設利用において利用時間を順守していただくなどして更なる削減を図る。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 支払い回数の削減については既に検討・実施しており、現在は必要最小限の業務時間のため削減の余地はない。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 義務教育に係る施設管理であり、受益者負担の適正化の余地はない。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	概ね適正な管理、効率的な事務が執行されている。 事業費の中で、大きな割合を占める光熱水費について、エコの推進を図り経費の削減を目指す。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）

☐ 目的再設定
☑ 事業のやり方改善による成果向上
☑ 事業のやり方改善による事業費削減
☐ 受益機会の適正化
☐ 廃止・休止

※2～3年後を目処にした方向性

☐ 行政関与の見直し
☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　　）
☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
①、②共に継続実施	①学校が更なる省エネルギーを推進することで光熱水費を削減する。 ②施設改修や設備・機器更新に合わせてエコスクール化を推進する。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上	○		
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

①学校における省エネ推進については徹底が困難な面もあるが、粘り強く継続して働きかけを行う。
②エコ改修における一時的な工事費の増大については、維持管理費の削減額と比較衡量して実施判断を行う。

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名	ｺｰﾄﾞ1	37800	中学校施設改修事業
	ｺｰﾄﾞ2		
施策体系	施策	11	学校教育の充実
	施策の展開	22	学校施設の充実

事業種別	課	庶務課		
☐ 国土強靭化地域計画	所属班	施設班		
☐ 新市建設計画	電話番号	(55)5722	内線	257
☐ 総合戦略	予算科目	会計	款	項	目
☐ 復興計画		一般会計	10	3	1
☐ 定住自立圏構想	根拠法令	学校教育法、中学校設置基準 中学校施設整備指針			
☐ 行政改革アクションプラン					
☐ 主要事業					
☐ 簡易評価					

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☐ 平成＿＿年度～ ☑ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿＿年度～ 平成＿＿年度まで ※全体像を記述⇒	○学校施設は長期使用による老朽化や機能低下及び自然災害等による被災等などのため、緊急工事も含めた改修工事が必要となる。また、生徒数の増減や教育内容の改訂に伴い既存の施設を改修する必要性が生じる場合もある。当事務事業ではこれらの学校施設整備のうち小・中規模程度の中学校における改修事業を行う。※国土強靭化地域計画や復興計画で計画されている大規模な改修は大規模改造事業及び改築事業で実施。○中学校施設とは校舎・体育館等の建築物、電気・水道等の設備機械・機器、陸上運動場・野球場等、自転車置場・プール・門扉・フェンス等の工作物 【業務の流れ】 ○学校が提出する次年度の改修要望箇所を基礎にして、学校及び市職員による点検等を行う。改修が必要と判断された箇所については、専門業者の意見を求め施工方法を検討して、適正な補修・改修工事を実施する。

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）		単位：千円
1.維持補修費	3,347	中学校施設の軽微な維持補修
2.手数料	0	
3.設計・管理委託料	3,564	
4.校舎改修工事	13,821	中学校施設の改修工事
5.修繕料		

② 特定財源の内訳（26年度の実績）		単位：千円
1.国庫支出金		
2.都道府県支出金		
3.地方債	3,300	合併特例債
4.その他	0	

前年度比増減理由：干潟中屋外運動場整備が翌年度へ持ち越したため。

③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）	単位：時間
1.現地調査96時間	4.工事監督業務（立会い等）96時間
2.業者打合せ96時間	5. 工事検査業務96時間
3.設計契約事務96時間	6.支払い業務50時間　7. その他（学校ﾋｱﾘﾝｸﾞ等）50時間

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費 費目内訳	1. 維持補修費	千円	4,740	4,671	3,347	3,210
	2. 手数料	千円				41
	3. 設計・管理委託料	千円			3,564	2,264
	4. 校舎改修工事	千円	21,268	18,939	13,821	78,232
	5. 修繕料	千円		100		
	事業費計（A）	千円	26,008	23,710	20,732	83,747
財源	1. 国庫支出金	千円				7,136
	2. 都道府県支出金	千円				
	3. 地方債	千円			3,300	35,800
	4. その他	千円				
	5. 一般財源	千円	26,008	23,710	17,432	40,811
人件費	正規職員従事人数	人	0.29	0.29	0.29	0.29
	延べ業務時間	時間	580	580	580	580
	人件費計（B）	千円	2,204	2,204	2,204	2,204
トータルコスト(A)+(B)		千円	28,212	25,914	22,936	85,951

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
・各中学校関連施設の維持補修・改修工事
（プール給水施設の工事、飯岡中防球ネット修繕、干潟中駐輪場補修工事、飯岡中渡り廊下修繕工事等）

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
・各中学校関連施設の維持補修・改修工事
（二中駐輪場・干潟中屋外運動場整備等を予定）

⑤ 活動指標名		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	施設維持補修件数	件	40	43	38	30
イ	施設改修件数	件	32	32	24	20
ウ						

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

ア　中学生
イ　校舎・屋内運動場及び屋外運動場等の学校施設

⑥ 対象指標名		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	生徒数	人	1,905	1,823	1,843	1,805
イ	中学校数	校	5	5	5	5

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

ア　学校施設の安全性が確保される
イ　良好な教育環境が保持される

⑦ 成果指標名（考え方）		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	非構造部材点検結果のC判定（危険箇所）数 （　　）	箇所	49	25	33	20
イ	前年度非構造部材点検結果C判定（危険箇所）のうち改修ができた箇所の割合	%	－	51	52	60

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

児童・生徒が学力及び体力を身につけることができる

⑧ 上位成果指標名（考え方）		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	千葉県体力運動能力調査結果（運動能力証交付率） ※運動能力証…各種目の総合点がA段階の生徒に交付	%	31.3	33.4	31.5	31.6

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
学校施設は、生徒が安全・安心な教育環境を享受できるように、また学校運営上の支障が生じないように維持管理されなければならないため、当初から必要となる事務事業である。	学校施設のバリアフリー化、エコスクール化、防災機能の強化などが求められるようになった。 補助事業においては一部事業の下限額の引下げなどの採択基準の緩和措置が図られている。 東日本大震災以降、国から非構造部材の耐震化を求められている。	学校からは老朽化施設の改修や災害時の避難場所としての機能拡充の要望がある。 議会・住民から熱中症対策として空調設備の整備、トイレの洋式化の要望がある。

事務事業名	中学校施設改修事業	課名	庶務課	班名	施設班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 ○総合計画の「学校教育の充実」に記載されている「安全な教育環境を維持していくため、老朽化・耐震化対策を推進する」に結びつく事業であるため政策体系の整合性に問題はない。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 ○生徒が通う学校施設を適切に改修し、安全な教育環境を維持していくための事業であり、対象・意図ともに適切である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 ○学校設置者は、その設置する学校を管理し経費を負担する（学校教育法）必要があり、また、設置者は施設、設備の水準の向上を図ることに努めなければならない（中学校設置基準）となっており、妥当である。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 ○学校施設に係る事故は発生しておらず、大震災後にクローズアップされている非構造部材の耐震化についても予算が確保されれば数年で終了する予定であり、学校施設の安全性、良好な教育環境の保持については、妥当な水準である。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☑ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 ○学校施設に求められる必要最小限の事業を実施しているが、活動量が増えればｴｺ化やﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ化などの学校機能を充実・拡大させることが可能となり、また安全対策面では非構造部材の耐震化を進めるなどの成果の向上を期待できる。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある (1) 事務事業名：（改築事業、大規模改造事業 ） (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☑ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 ○改築事業・大規模改造事業等とすみ分けを行い、当事務事業では小・中規模な維持補修・施設改修を計画的に実施している。 ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 ○当事業で行う学校施設の改修は工種が多岐に渡るほか、小規模な工事や緊急工事も多く経費の削減は難しい。学校によっては、軽微な補修等について、教職員等で補修したり、PTAも賛同した奉仕作業等を実施しており、これ以上の削減は困難である。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 ○契約等については、工種や施工箇所が多様であり、緊急性が求められる場合もあるため一括発注には馴染まない。また施工時には学校や建設業者との協議等も必要で、正規職員の対応が必須であり、臨時職員の活用・委託には適さない。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 ○義務教育施設であり、市内全ての中学校を対象としているため、公平・公正である。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	・限られた予算の中で、生徒の安心・安全を第一に考え、事業の優先度を決定し効率的な事業を行っている。今後は、公共施設総合管理計画策定に合わせて改築事業、大規模改造事業等を含めた学校施設全体の長期的な改修計画を策定して中長期的な対応を講ずる必要がある。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）

☐ 目的再設定
☑ 事業のやり方改善による成果向上
☐ 事業のやり方改善による事業費削減
☐ 受益機会の適正化
☐ 廃止・休止

※2～3年後を目処にした方向性

☐ 行政関与の見直し
☐ 事業統廃合・連携（関連事業： ）
☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
①H28.3、②H28.9 ③、④H29.3まで	①整備台帳の実態調査、②整備台帳の補正・整備 ③維持補修の事業計画の策定 ④有利な財源の調査・検討

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上			○
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

①、②整備台帳未整備の場合の対応策の検討
③、④維持補修工事の実施に当たっては、非構造部材の耐震化についても考慮しなければならない。

平成 26 年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成 28 年 2 月 19 日時点

事務事業名			
	ｺｰﾄﾞ1	37900	中学校大規模改造事業
	ｺｰﾄﾞ2		
施策体系	施策	11	学校教育の充実
	施策の展開	22	学校施設の充実

事業種別	課	所属班	電話番号	予算科目	根拠法令
☑ 国土強靭化地域計画 ☐ 新市建設計画 ☐ 総合戦略 ☑ 復興計画 ☐ 定住自立圏構想 ☐ 行政改革アクションプラン ☐ 主要事業 ☐ 簡易評価	庶務課	施設班	(55)5722 内線	会計：一般会計 款：10 項：3 目：1	学校教育法、中学校設置基準 中学校施設整備指針

1 現状把握(Do)

(1)事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☐ 単年度繰返 ☑ 平成 18 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿年度～ 平成＿年度まで ※全体像を記述⇒	経年により、発生する学校建物の損耗、機能低下に対する復旧措置や改装等の大規模改修及び被災時における防災機能強化の事業を実施することで、教育環境の改善を図り、併せて建物の耐久性の確保を図る。 施設整備計画により、市内中学校施設について、順次、大規模改修工事を行っており、H27～H28年度は旭市立第一中学校の大規模改修工事を実施する。また、市内中学校屋内運動場において、防災機能強化事業を行い、非構造部材の耐震化改修工事を実施する。 【業務の流れ】 事業実施中学校と協議の上、改修箇所を検討し、実施設計業務委託(平成26年度)により工事内容を決定。 文部科学省 学校施設環境改善交付金を財源とし、工事を実施する。

(2)トータルコスト

① 費目の内訳(26年度の実績)	単位:千円	
1.委託料	15,660	実施設計
2.工事請負費	0	
	0	
	0	
	0	

② 特定財源の内訳(26年度の実績)	単位:千円	
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	14,800	合併特例債
4.その他	0	

前年度比増減理由:平成25年度は実施工事がなかったため

③ 延べ業務時間の内訳(26年度の実績)	単位:時間
実施設計業務 1.現地調査 64時間 3.業者打合せ 132時間 5.その他(庁内協議等)12時間 2.学校打合せ 132時間 4.設計契約事務 10時間 合計 350時間	

			単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
事業費	費目内訳	1. 委託料	千円	0	0	15,660	1,920
		2. 工事請負費	千円	0	0	0	162,596
			千円				
			千円				
			千円				
	事業費計 (A)		千円	0	0	15,660	164,516
	財源	1. 国庫支出金	千円	0	0	0	49,650
		2. 都道府県支出金	千円	0	0	0	0
		3. 地方債	千円	0	0	14,800	109,100
		4. その他	千円	0	0	0	0
		5. 一般財源	千円	0	0	860	5,766
人件費	正規職員従事人数		人	0.00	0.00	0.17	0.25
	延べ業務時間		時間	0	0	350	500
	人件費計 (B)		千円	0	0	1,330	1,900
トータルコスト(A)+(B)			千円	0	0	16,990	166,416

(3)事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績(26年度に行った主な活動)
旭市立第一中学校校舎大規模改造工事
実施設計業務委託

27年度計画(27年度に計画している主な活動)
旭市立第一中学校校舎大規模改造工事

⑤ 活動指標名

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	中学校改修工事件数	校	0	0	0	1
イ						
ウ						

目的

② 対象(誰、何を対象にしているのか)

①中学校生徒
②中学校校舎

⑥ 対象指標名

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	①生徒数	人	1,905	1,823	1,843	1,805
イ	②中学校数	校	5	5	5	5

③ 意図(対象がどのような状態になるのか)

老朽化した校舎が改修されることにより、安全、安心で快適な学習環境が提供される。

⑦ 成果指標名(考え方)

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	老朽改修済中学校数 (全5校中)	校	3	3	3	4
イ						

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

児童・生徒が学力及び体力を身につけることができる

⑧ 上位成果指標名(考え方)

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	千葉県体力運動能力調査結果(運動能力証交付率) ※運動能力証…各種目の総合点がA段階の生徒に交付	%	31.3	33.4	31.5	31.6

(4)事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
学校施設の耐震化率100%を目指し、平成18年度に施設整備計画を策定し、耐震補強工事、改築工事と併行して大規模改修工事を実施している。 また、平成24年度より、防災機能強化事業として、非構造部材の耐震化工事を実施している。	国の交付金採択の優先基準が変わってきており、「防災機能強化事業」が最優先とされている。 「大規模改造事業」や「改築事業」については採択が厳しい状況となっており、H25年に新設された補助制度である「長寿命化改良事業」に優先度がシフトしてきている。	学校関係者から、老朽化が進んでいるため改修の要望がある。

事務事業名	中学校大規模改造事業	課名	庶務課	班名	施設班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 旭市総合計画に記載されている「学校教育の充実」に結びつく事業であるため、政策体系の整合性に問題はない。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 生徒が通う中学校の施設を適切に改修を実施し、安全な教育環境を維持していくための事業であり、対象・意図ともに適切である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 学校設置者は、その設置する学校を管理し経費を負担する（学校教育法）必要があり、また、設置者は施設、設備の水準の向上を図ることに努めなければならない（中学校設置基準）となっており、妥当である。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 本事業を進めることにより、成果指標である「改修済中学校数」が100％となるため。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☑ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 学校施設に求められる必要最小限の事業を実施しているが、活動量（工事量）が増えれば、学校機能をより充実・拡大させることが可能となり、また、安全対策面では非構造部材の耐震化を進めるなどの成果の向上が期待できる。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	他に手段がある (1) 事務事業名：（ ） (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 小・中規模の中学校施設改修事業とすみ分けを行い、当事務事業では施設整備計画により大規模な改修を計画的に実施しており、他と連携できる関連事業がない。 ☑ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 事業実施の際、設計段階において、過剰仕様とならないよう精査し、必要最小限かつ適正な仕様で行っている。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 事業実施において、工事施工監理等の業務委託により、人件費削減に努めている。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 対象が義務教育施設であり、国の整備基準に基づき整備しているため、公平、公正である。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	生徒の安心・安全を第一に考え、施設整備計画に基づき、適正に事業を行っている。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

- ☐ 目的再設定
- ☑ 事業のやり方改善による成果向上
- ☐ 事業のやり方改善による事業費削減
- ☐ 受益機会の適正化
- ☐ 廃止・休止
- ☐ 行政関与の見直し
- ☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　）
- ☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
- ☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
H29.3までに	改修が必要な施設等の調査を行い、次の計画を策定する。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	維持	増加
成果	向上			○
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

①改修が必要な施設等の調査 ⇒ 過去の改修状況の確認、現状の把握（学校からの要望、アンケート等）
②次の計画の策定 ⇒ 国から示されている学校施設の長寿命化計画に基づいて市の計画を策定する。

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名			
	コード1	36300	青少年センター活動費
	コード2		スクールガード・リーダーの配置
施策体系	施策	29	防犯対策の充実
	施策の展開	57	防犯体制の充実

事業種別	課	所属班	電話番号	予算科目	根拠法令
☐ 国土強靭化地域計画 ☐ 新市建設計画 ☐ 総合戦略 ☐ 復興計画 ☐ 定住自立圏構想 ☐ 行政改革アクションプラン ☐ 主要事業 ☐ 簡易評価	学校教育課	指導班	55-5726　内線　261	会計：一般会計　款 10　項 1　目 3	千葉県青少年健全育成条例

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 平成 21 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿＿年度～ 平成＿＿年度まで ※全体像を記述⇒	近年、不審者による学校の侵入や登下校時の等における子どもを巻き込んだ犯罪増加等、社会を震撼させる凶悪事件が発生している。本事業は、平成18年度より県主催の「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」（千葉県スクールガード・リーダー）制度により市内各小学校に巡回しながら児童の安全確保や不審者対応訓練への支援や、「子ども110番の家」の増設等、学校や子どもたちの安全確保のための体制づくりを進めてきた。 平成20年度で県の制度が終了することとなったが、本市では引き続き、小学校の防犯活動を中核として活動するスクールガード・リーダーを配置し、地域の方々や学校・警察等との連携を図りながら、子どもたちが安心して過ごせる学校安全体制の整備として、平成21年度からも継続して実施することとなった。 　また、市内の巡回活動として、児童の見守りを中核としているが、生徒及び18歳未満の有職・無職少年も含めた見守り及び防犯活動も実施している。 【業務の流れ】 学校教育課内の担当職員が臨時職員任用に関する起案、月別活動計画表の作成及び各小学校への周知、不審者対応訓練の派遣依頼の受理及び参加、出勤簿、巡回記録による雇用状況の把握。

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）　単位：千円		
1.労災等保険料	2	臨時職員労災保険料
2.臨時雇用賃金	608	臨時職員1名（賃金、通勤）
3.消耗品費等	0	事務用品
4.燃料費	141	公用車用ガソリン代
5.通行料及び駐車料	13	通行料

② 特定財源の内訳（26年度の実績）　単位：千円		
1.国庫支出金		
2.都道府県支出金		
3.地方債		
4.その他		

前年度比増減理由：

③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）　単位：時間
・臨時職員任用に関する事務処理（10時間）
・スクールガード・リーダーによる防犯活動計画（30時間）
・防犯パトロール及び啓発活動（30時間）

			単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費	費目内訳	1. 労災等保険料	千円	2	2	2	2
		2. 臨時雇用賃金	千円	595	596	608	632
		3. 消耗品費等	千円	197	4	0	50
		4. 燃料費	千円	161	139	141	129
		5. 通行料及び駐車料	千円	15	15	13	18
	事業費計（A）		千円	970	756	764	831
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円				
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円				
		5. 一般財源	千円	970	756	764	831
人件費	正規職員従事人数		人	0.03	0.03	0.03	0.03
	延べ業務時間		時間	70	70	70	70
	人件費計（B）		千円	266	266	266	266
トータルコスト(A)+(B)			千円	1,236	1,022	1,030	1,097

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
・臨時職員任用に関する事務処理
・スクールガード・リーダーによる防犯活動計画
・防犯パトロール及び啓発活動

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
・臨時職員任用に関する事務処理
・スクールガード・リーダーによる防犯活動計画
・防犯パトロール及び啓発活動

	⑤ 活動指標名	単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	スクールガード・リーダーによる校内巡視及び巡回日数	日	107	103	104	105
イ	不審者対応訓練教室等の実施回数	回	6	7	7	7
ウ						

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

・旭市内の児童生徒及び18歳未満の有職・無職少年を対象
・小・中学校の教職員や児童生徒をもつ保護者

	⑥ 対象指標名	単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	旭市内の児童生徒及び18歳以下の有職・無職少年を対象	人	7,616	7,629	7,439	7,326
イ	小・中学校の教職員や児童生徒をもつ保護者	人	11,620	11,312	11,199	11,136

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

・教職員への助言・支援による組織的対応
・不審者に関する防犯教育の推進及び啓発
・非行行為の早期発見による問題の拡大防止
・犯罪の防止や防犯活動及び啓発

	⑦ 成果指標名（考え方）	単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	不審者情報の登録件数 (防犯意識の高まり)	件	1,384	907	1,140	1,500
イ						

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民が犯罪から守られる

	⑧ 上位成果指標名（考え方）	単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	市内パトロールにおける指導件数 (防犯活動の充実)	件	71	175	117	100

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
不審者による学校の侵入や登下校時等における子どもを巻き込んだ犯罪が増加し、平成18年度より県主催の千葉県スクールガード・リーダー制度により市内各小学校に巡回した。平成20年度で県の制度は終了することとなったが、本市では引き続き、スクールガード・リーダーを配置し、子どもたちが安心して過ごせる学校安全体制の整備として、平成21年度から継続して実施することとなった。	児童生徒等を巻き込む犯罪は、全国でも凶悪化が目立ち、いつどこで発生してもおかしくない。どの学校において、不審者対応訓練は、喫緊の課題として大変重要である。市内における児童生徒に係る不審者情報だけでも年間30件ほどあり、いつ重大事故につながるか予測がつかず、日頃から不審者に対する対応力や地域の見守りの目が必要不可欠である。	・児童生徒及び保護者から防犯活動回数や人員の増加の要望 ・警察関係から本センターとの連携強化 ・学校から各種防犯研修会の実施を要望 ・保護者から防犯パトロールの要望や不審者情報の問合せ等

事務事業名	青少年センター活動費 スクールガード・リーダーの配置	課名	学校教育課	班名	指導班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 安全安心な街づくりは、市の大きな目的の一つであり、未来の旭の子どもたちを見守る本事業の推進は、市の政策に合致する。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 各小学校のパトロール活動や下校時の見守り活動を行う。具体的には、児童を中核として巡回にあたっている。また、警察、地域安全班、他団体と連携を強化し、パトロールすることにより、地域への啓発も含めて、妥当である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 今後、さらに保護者による安全・安心な学校づくりの要望は高まる。児童生徒を指導する立場にある教職員を服務監督する教育委員会が関与するのは妥当であり、効果的である。また、自治体の責務でもある。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】 不審者情報配信サービスの登録数を増やす。各関係機関との情報の共有化をよりスムーズに行えるよう連絡協議会等の積極的な活用や連絡・相談・報告体制の改善を図る。 また、不審者対応教室や研修の機会をもつ。近隣市でも、不審者情報配信サービスを実施している。 現状では、不審者等の事案が発生したときに、スクールガード・リーダー1名では、児童の安全及び不審者対応などが不十分であり、危険である。業務に当たっては、スクールガードを1名増やし、2名体制で対応することがより安全で安全・安心な当初の目的を達成できると考える。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 現在、不審者情報配信サービスは、年度末にリセットされ、年度が変わってから再登録となっている。そのため、毎年1000件を超える程度で登録者が推移している。市民全体で情報を共有し、見守りを強化するためには、リセットせず、登録者数の増加を推進する。現状は、児童生徒の保護者を中心に登録を依頼していたが、関係機関等にも広く、周知していく。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある (1) 事務事業名：(総務課　防犯対策事務（防犯指導員・ｼﾙﾊﾞｰ人材センター）) (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☑ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 現在、地域安全班とは、防犯活動地域・時間帯の重複がないよう連携している。旭警察署とも情報の共有を図り、警戒地域・時間帯等、連携している。更に、地区ごとの自主的な防犯活動が推進されれば、学校と地域・保護者との連携による防犯活動の充実が期待される。 ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 スクールガード・リーダーの業務の特殊性からも、小学校児童の弱者に対して、不審者対応の問題に関する防犯活動は、大変意義が大きい。また、対象からの安全安心に対する要望を達成するためには、削減できる余地はない。さらにスクールガード・リーダーの増員を要望しつつ、、地域住民・保護者の協力による体制の構築は喫緊の課題である。 また、いつ発生するか予測がつかない不審者等の危機管理体制として、毎日実施することが安全・安心な学校づくりの基盤となることから、回数削減の余地はない。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 現在、不審者対応等に関する要望には、元警察官をスクールガード・リーダー（臨時職員）として活用し対応している。しかし、児童生徒及び保護者から防犯活動回数の増加を望む声は多い。また、防犯・警備、スクールガード・リーダー自身の安全性の観点からみても、二人で巡回することが適切であると思われる。このことからも事業の必要性とあわせ、正規職員の業務については、適切であるので、削減の余地はない。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 本センターの活動費は、その職務の特殊性から妥当である。学校教育を支援する責務として、教育委員会が本業務を遂行することは適正である。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	青少年をとりまく環境が複雑になっている中で、市内の児童等の安全、青少年の健全育成に向けて教育委員会が中心となって活動に取り組むことは不可欠となっている。 また、各学校でも喫緊の課題として危機管理の対応しているが、学校及び保護者からの本事業へのニーズは高く、更に拡充することは成果向上になる。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）

☐ 目的再設定
☑ 事業のやり方改善による成果向上
☐ 事業のやり方改善による事業費削減
☐ 受益機会の適正化
☐ 廃止・休止

※2～3年後を目処にした方向性

☐ 行政関与の見直し
☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　　）
☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
平成27年度末	①不審者情報メール配信登録者数を継続登録にし、情報共有拡大を図る。 ②学校、関係機関、地域との情報交換を密にするため、各種協議会や連絡会の計画・運営の向上を図る。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上		○	
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

①年度末の登録切替えをリセットせずに継続で対応する。また、配信停止をする場合は、登録/解除画面から各自で行う。
②各機関の連携に関する意識を高めるため、各担当者間で調整し、少しずつ連携する機会を増やしながら、有効性を認識させていく。
③成果の向上を目指し、予算確保をすすめる。

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名			
	コード1	36800	小学校教育振興費
	コード2		学校図書館司書の配置
施策体系	施策	11	学校教育の充実
	施策の展開	21	教育支援体制の充実

事業種別	
	☐ 国土強靭化地域計画
	☐ 新市建設計画
	☐ 総合戦略
	☐ 復興計画
	☐ 定住自立圏構想
	☐ 行政改革アクションプラン
	☑ 主要事業
	☐ 簡易評価

課	学校教育課			
所属班	指導班			
電話番号	55－5726	内線	268	
予算科目	会計	款	項	目
	一般会計	10	2	2
根拠法令	・改正学校図書館法(H26.6.27) ・子どもの読書活動の推進に関する法律(H13.12) ・学校図書館図書整備5か年計画			

1　現状把握(Do)

(1)事業概要

① 事業期間	
☑ 単年度繰返 ☑ 平成 25 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿年度～ 平成＿年度まで ※全体像を記述⇒	●「学校図書館司書の配置」→学校教育の教育内容の充実を目的に、学校図書館司書を各小学校に配置する。学校図書館の環境を整え、市内小学校児童が図書に触れ合う機会を充実させる。 ●平成27年度からは毎週1日各校に司書が巡回。 【学校図書館司書の主な業務】学校図書館の環境整備(掲示物の作成、季節に合わせた書籍コーナーの設置、図書室への関心を高める仕組み〔図書室外含む〕、図書だよりの作成等)、蔵書管理、新書購入時の助言、図書廃棄時の助言、児童に対する図書貸し借り業務、授業の中で扱う書籍の収集、準備(市立図書館との連絡・調整含む)、児童に対する本のアドバイス・レファレンス、読み聞かせ、ブックトーク(数冊の本を同時紹介) 学校図書館司書を募集・採用→市内各小学校に配置→巡回計画を立て、計画的に市内各小学校を巡回(教職員や市図書館と連携・協力し、学校図書館の環境整備や、児童への読書指導を行う)→市内全体の読書活動の推進に努める→年3回の配置に対するアンケート調査を実施→来年度に向けて改善点を協議

(2)トータルコスト

① 費目の内訳(26年度の実績)	単位:千円
1.労災保険料	407
2.臨時雇賃金	4,192
3.普通旅費	5
4.消耗品費	7
	0

② 特定財源の内訳(26年度の実績)	単位:千円
1.国庫支出金	0
2.都道府県支出金	0
3.地方債	0
4.その他	0

前年度比増減理由:

③ 延べ業務時間の内訳(26年度の実績)	単位:時間
・学校図書館司書募集、採用　3	・巡回計画作成　18
・月末に給与支払のための出勤簿整理等事務処理　12	
・業務に関する指導・助言　12	

			単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
事業費	費目内訳	1. 労災保険料	千円		576	407	1,138
		2. 臨時雇賃金	千円		3,963	4,192	6,875
		3. 普通旅費	千円		0	5	7
		4. 消耗品費	千円		38	7	15
			千円				
	事業費計 (A)		千円	0	4,577	4,611	8,035
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円				
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円				
		5. 一般財源	千円	0	4,577	4,611	8,035
人件費	正規職員従事人数		人		0.03	0.02	0.02
	延べ業務時間		時間		60	45	45
	人件費計 (B)		千円	0	228	171	171
トータルコスト(A)+(B)			千円	0	4,805	4,782	8,206

(3)事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績(26年度に行った主な活動)
学校図書館司書を2名採用し、市内小学校14校を巡回。学校図書館の環境整備と児童の読書指導を実施。配置に対する年3回のアンケート調査を実施した。

27年度計画(27年度に計画している主な活動)
学校図書館司書を3名採用し、市内小学校15校を巡回。学校図書館の環境整備と児童の読書指導を実施。配置に対する年2回のアンケート調査を実施予定。

	⑤ 活動指標名	単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	学校図書館司書一人の担当校数	校	—	7	7	5
イ	1校当たりの年間巡回日数	日	—	27	27	39
ウ						

目的

② 対象(誰、何を対象にしているのか)

・学校図書館施設、図書
・市内小学校児童

	⑥ 対象指標名	単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	児童数	人	—	3,550	3,475	3,368
イ						

③ 意図(対象がどのような状態になるのか)

・学校図書館施設が利用しやすくなる。掲示物等を作成し、図書が探しやすくなることで、児童の図書の貸借がスムーズになる。
・読み聞かせや読書の授業の補助等を行い、学校図書館司書と児童の触れ合いの時間が増えることで、市内小学校児童等が、読書の楽しさや大切さを理解する。

	⑦ 成果指標名(考え方)	単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	年度末アンケート調査での肯定的評価の割合(%) (　　)	%	—	95.0	100.0	100.0
イ	1校当たりの読み聞かせの時間(年間) (　　)	時間	—	20	27	39

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

児童が読書好きになり、確かな学力等を身につけることにより、いきいきとした学校生活の創造に寄与する。

	⑧ 上位成果指標名(考え方)	単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	「読書が好き」と答えた児童数の割合(%) (全国学力・学習状況調査結果〔対象:小学校6年生〕)	%	—	78.3	75.0	80.0

(4)事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
国では、平成24年度から学校司書の配置が進むよう、単年度約150億円の地方財政措置(1週当たり30時間の職員をおおむね2校に一人配置することが可能な規模の措置)をとった。それをきっかけに、旭市でも平成24年度に募集をし、平成25年度から3人体制で開始した。	平成26年6月27日に、学校図書館の職務に専ら従事する職員を「学校司書」と位置付けて各学校に配置するよう求めた「学校図書館法の一部を改正する法律」が公布され、平成27年4月1日から施行された。これにより、「学校司書」が初めて法令に位置付けられた。	児童から「図書館司書さんと本のことを話せてよかった。もっと学校に来てほしい。」という意見があった。教職員からは、学校図書館司書配置について、「効果がある。」という意見があった(100%)。また「巡回日数を増やしてほしい。巡回日(曜日)を固定化してほしい。」といった要望があった。

事務事業名	小学校教育振興費 学校図書館司書の配置	課名	学校教育課	班名	指導班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 学校図書館司書が市内各小学校の図書館の環境整備や児童への読書指導を実施することにより、児童が図書と触れ合う機会が充実し、読書好きな児童が増えていく。これにより、学力向上といきいきとした学校生活の創造が図られる。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 学校図書館の環境を充実させることで児童が利用しやすくなり、読書の楽しさや大切さを理解できると考えるから。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 「学校図書館司書の配置」については、「改正学校図書館法　第六条」に記されており、法令上の努力義務があることから、市が実施すべきである。また、学校図書館司書として直接児童と関わり合う業務であることからも、確かな人材を確保すべきであるから。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】 現時点で近隣市では、学校図書館司書を採用している市はない。しかし、国が示した配置水準に達していない。また、全国学力・学習状況調査において「学校図書館や地域の図書館に行く児童の割合」は学力と関連する傾向が見られるが、週に1回以上行く割合が13.5%と全国平均（18.7%）より低く、見直し余地がある。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☑ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 平成25年度からの事業で、学校現場も、学校図書館司書が巡回することに慣れ、教職員や市図書館との連携も、より図れるようになってきている。巡回日数を増やせば、学校図書館の環境整備がより進み、児童との本を介しての触れ合う時間も増加するため、その効果も上がっていくと考えるから。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある (1) 事務事業名：(学校図書購入事務、図書館運営事業) (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☑ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 学校図書購入事務と連携して事業を実施しているが、学校図書館図書標準で定められている学校図書館の蔵書水準達成率は低い（旭市40%、全国平均60．2%）。市図書館司書に学校図書館司書のレクチャーを依頼するなどの連携は既に行っているが、市図書館司書も不足しており現状以上の連携を進めることは難しい。 ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 平成25年度は学校図書館司書2名、26年度は3名で巡回してきた。平成27年度は、小・中担当合わせて4名に増えたことにより、一人の分担校数が減り、1校での勤務トータル時間や児童一人一人との触れ合いの時間が増加していくと考えられる。より高い効果を求めるには、更に学校図書館司書の採用を増やしていく方向が最善と考えられるので、削減は難しい。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 現在は主査（指導主事）一人で行っている。年度当初の巡回計画作成等、各学校と連絡調整が必要なことが多いので、削減は難しいと考えられるため。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 公平・公正である ⇒【理由】 公教育という面からも、公平・公正は、絶対条件である。平成26年度は、学校図書館司書が市内14校を巡回していたので、見直しの余地があるとした。（なお、平成27年度は、15校全校に週に1回という同じ回数で巡回できているが、「授業で使用したい書籍の情報がいつでもほしい」という児童・教員のニーズには週に1回では十分に応えられていない。）

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	本事業は、学校教育の教育内容の充実を目的に、学校図書館司書を各小学校に配置し、学校図書館の環境を整え、市内小学校児童が図書に触れ合う機会を充実させることを主な目的として実施している。平成27年度には3年目を迎え、事業として定着しつつある。更なる効果を目指して、増員等の検討の余地があると考えられる。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）

☐ 目的再設定
☑ 事業のやり方改善による成果向上
☐ 事業のやり方改善による事業費削減
☑ 受益機会の適正化
☐ 廃止・休止

※2～3年後を目処にした方向性

☐ 行政関与の見直し
☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　　）
☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
①平成30年度まで	①学校図書館司書を増員し、児童が本が読みたくて学校図書館に行ったときに、いつでも学校図書館司書がいて、児童一人一人にアドバイスができる環境をつくるために、徐々に2校に1名程度の配置を目指す。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	維持	増加
成果	向上			○
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

①：「広報あさひ」に募集記事を掲載予定。「図書館司書」有資格者という条件を満たした新規の応募者が集まるかが課題であるが、26、27年度の実績では募集人員以上の応募があった。引き続き積極的なPRと共に、予算の確保も必要になる。

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名			
	ｺｰﾄﾞ1	38100	中学校教育振興費
	ｺｰﾄﾞ2		学校図書館司書の配置
施策体系	施策	11	学校教育の充実
	施策の展開	21	教育支援体制の充実

事業種別	
	☐ 国土強靭化地域計画
	☐ 新市建設計画
	☐ 総合戦略
	☐ 復興計画
	☐ 定住自立圏構想
	☐ 行政改革アクションプラン
	☑ 主要事業
	☐ 簡易評価

課	学校教育課		
所属班	指導班		
電話番号	55－5726	内線	268

予算科目	会計	款	項	目
	一般会計	10	3	2

根拠法令
・改正学校図書館法(H26.6.27) ・子どもの読書活動の推進に関する法律(H13.12) ・学校図書館図書整備5か年計画

1　現状把握(Do)

(1)事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 平成 25 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿＿年度～ 平成＿＿年度まで ※全体像を記述⇒	●「学校図書館司書の配置」→学校教育の教育内容の充実を目的に、学校図書館司書を各中学校に配置する。学校図書館の環境を整え、市内中学校生徒が図書に触れ合う機会を充実させる。 ●平成27年度からは毎週1日各校に司書が巡回。 【学校図書館司書の主な業務】学校図書館の環境整備(掲示物の作成、季節に合わせた書籍コーナーの設置、図書室への関心を高める仕組み〔図書室外含む〕、図書便りの作成等)、蔵書管理、新書購入時の助言、図書廃棄時の助言、生徒に対する図書貸し借り業務、授業の中で扱う書籍の収集、準備(市立図書館との連絡・調整含む)、生徒に対する本のアドバイス・レファレンス、読み聞かせ、ブックトーク(数冊の本を同時紹介) 【業務の流れ】 学校図書館司書を募集・採用→市内各中学校に配置→巡回計画を立て、計画的に市内各中学校を巡回(・教職員や市図書館と連携・協力し、学校図書館の環境整備や、生徒への読書指導を行う)→市内全体の読書活動の推進に努める→年3回の配置に対するアンケート調査を実施→来年度に向けて改善点を協議

(2)トータルコスト

① 費目の内訳(26年度の実績)	単位:千円
1.労災保険料	366
2.臨時雇賃金	1,365
3.普通旅費	2
4.消耗品費	0
	0

② 特定財源の内訳(26年度の実績)	単位:千円
1.国庫支出金	0
2.都道府県支出金	0
3.地方債	0
4.その他	0

前年度比増減理由:

③ 延べ業務時間の内訳(26年度の実績)	単位:時間
・学校図書館司書募集、採用　3	・巡回計画作成　18
・月末に給与支払のための出勤簿整理等事務処理　12	
・業務に関する指導・助言　12	

			単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
事業費	費目内訳	1. 労災保険料	千円		335	366	389
		2. 臨時雇賃金	千円		2,153	1,365	2,350
		3. 普通旅費	千円		0	2	3
		4. 消耗品費	千円		0	0	5
			千円				
	事業費計 (A)		千円	0	2,488	1,733	2,747
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円				
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円				
		5. 一般財源	千円	0	2,488	1,733	2,747
人件費	正規職員従事人数		人		0.03	0.02	0.02
	延べ業務時間		時間		60	45	45
	人件費計 (B)		千円	0	228	171	171
トータルコスト(A)+(B)			千円	0	2,716	1,904	2,918

(3)事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績(26年度に行った主な活動)
学校図書館司書を1名採用し、市内中学校4校を巡回。学校図書館の環境整備と生徒の読書指導を実施。配置に対する年3回のアンケート調査を実施した。

27年度計画(27年度に計画している主な活動)
学校図書館司書を1名採用し、市内中学校5校を巡回。学校図書館の環境整備と生徒の読書指導を実施。配置に対する年2回のアンケート調査を実施予定。

⑤ 活動指標名		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	学校図書館司書一人の担当校数	校	—	4	4	5
イ	1校当たりの年間巡回日数	日	—	45	27	39
ウ						

目的

② 対象(誰、何を対象にしているのか)

・学校図書館施設、図書
・市内中学校生徒

③ 意図(対象がどのような状態になるのか)

・学校図書館施設が利用しやすくなる。中学生の心身の発達に合わせたコーナー(思春期特有の悩み等)を作成することで、生徒が積極的に来館する環境に近づく。
・「図書便り」を発行して広報活動をしたり、図書委員と協力して作業を行ったりすることで、学校図書館司書と生徒の本を介した交流が生まれ、市内中学校生徒等が、読書の楽しさや大切さを理解する。

⑥ 対象指標名		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	生徒数	人	—	1,823	1,843	1,805
イ						

⑦ 成果指標名(考え方)		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	年度末アンケート調査での肯定的評価の割合(%) (　　)	%	—	89.0	100.0	100.0
イ	学校図書館司書が作成する「図書便り」の1校当たりの発行枚数(年間) (　　)	枚	—	4	4	4

上位目的

生徒が読書好きになり、確かな学力等を身につけることにより、いきいきとした学校生活の創造に寄与する。

⑧ 上位成果指標名(考え方)		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	「読書が好き」と答えた生徒数の割合(%) (全国学力・学習状況調査結果〔対象:中学校3年生〕)	%	—	75.7	72.8	80.0

(4)事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
国では、平成24年度から学校司書の配置が進むよう、単年度約150億円の地方財政措置(1週当たり30時間の職員をおおむね2校に1人配置することが可能な規模の措置)をとった。それをきっかけに、旭市でも平成24年度に募集をし、平成25年度から1人体制で開始した。	平成26年6月27日に、学校図書館の職務に専ら従事する職員を「学校司書」と位置付けて各学校に配置するよう求めた「学校図書館法の一部を改正する法律」が公布され、平成27年4月1日から施行された。これにより、「学校司書」が初めて法令に位置付けられた。	生徒から「図書館司書さんと本のことを相談できてよかった。もっと学校に来てほしい。」という意見があった。教職員からは、学校図書館司書配置について、「効果がある。」という意見があった(100%)。また「巡回日数を増やしてほしい。巡回日(曜日)を固定化してほしい。」といった要望があった。

事務事業名	中学校教育振興費 学校図書館司書の配置	課名	学校教育課	班名	指導班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 学校図書館司書が市内各中学校の図書館の環境整備や生徒への読書指導を実施することにより、生徒が図書と触れ合う機会が充実し、読書好きな生徒が増えていく。これにより、学力向上と、いきいきとした学校生活の創造が図られる。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 学校図書館の環境を充実させることで生徒が利用しやすくなり、読書の楽しさや大切さを理解できると考えるから。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 「学校図書館司書の配置」については、「改正学校図書館法　第六条」に記されており、法令上の努力義務があることから、市が実施すべきである。また、学校図書館司書として直接生徒と関わり合う業務であることからも、確かな人材を確保すべきであるから。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】 現時点で近隣市では、学校図書館司書を採用している市はない。しかし、国が示した配置水準に達していない。また、全国学力・学習状況調査において「学校図書館や地域の図書館に行く生徒の割合」は学力と関連する傾向が見られるが、週に1回以上行く割合が4．7%と全国平均（8．0%）より低い。更に読書以外の生徒の相談や心の居場所としての機能も果たしているが、学校図書館司書巡回日以外は閉館している学校が多く、見直し余地がある。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☑ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 平成25年度からの事業で、学校現場も、学校図書館司書が巡回することに慣れ、教職員や市図書館との連携も、より図れるようになってきている。巡回日数を増やせば、学校図書館の環境整備がより進み、生徒との本を介しての触れ合う時間も増加するため、その効果も上がっていくと考えるから。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある (1) 事務事業名：(学校図書購入事務、図書館運営事業) (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☑ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 学校図書購入事務と連携して事業を実施しているが、学校図書館図書標準で定められている学校図書館の蔵書水準達成率は低い（旭市20%、全国平均52．3%）。また、市図書館司書に学校図書館司書のレクチャーを依頼するなどの連携は既に行っているが、市図書館司書も不足しており現状以上の連携を進めることは難しい。 ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 平成25・26年度と、学校図書館司書1名で巡回してきた。平成27年度は、学校図書館司書全体が3名から4名に増えたので、1校での勤務トータル時間や生徒一人一人との触れ合いの時間が増加していくと考えられる。より高い効果を求めるには、更に学校図書館司書の採用を増やしていく方向が最善と考えられるので、削減は難しい。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 現在は主査（指導主事）一人で行っている。年度当初の巡回計画作成等、各学校と連絡調整が必要なことが多いので、削減は難しいと考えられるため。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 公平・公正である ⇒【理由】 公教育という面からも、公平・公正は、絶対条件である。平成26年度は、学校図書館司書が市内4校を巡回していたので、見直しの余地があるとした。（なお、平成27年度は、5校全校に週に1回という同じ回数で巡回できているが、「授業で使用したい書籍の情報がいつでもほしい」という生徒・教員のニーズには週に1回では十分に応えられていない。）

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	本事業は、学校教育の教育内容の充実を目的に、学校図書館司書を各中学校に配置し、学校図書館の環境を整え、市内中学校生徒が図書に触れ合う機会を充実させることを主な目的として実施している。平成27年度には3年目を迎え、事業として定着しつつある。更なる効果を目指して、増員等の検討の余地があると考えられる。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）

☐ 目的再設定
☑ 事業のやり方改善による成果向上
☐ 事業のやり方改善による事業費削減
☑ 受益機会の適正化
☐ 廃止・休止

※2～3年後を目処にした方向性

☐ 行政関与の見直し
☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　　）
☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
①平成30年度まで	①学校図書館司書を増員し、生徒が本が読みたいときや、学校図書館に心の居場所を求めたときに、いつでも学校図書館司書がいて、生徒一人一人にアドバイスができる環境をつくるために、徐々に2校に1名程度の配置を目指す。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上			○
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

①：「広報あさひ」に募集記事を掲載予定。「図書館司書」有資格者という条件を満たした新規の応募者が集まるかが課題であるが、26、27年度の実績では募集人員以上の応募があった。引き続き積極的なPRと共に、予算の確保も必要になる。

平成 26 年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成 28 年 2 月 19 日時点

事務事業名			
	ｺｰﾄﾞ1	38800	課外活動支援事業
	ｺｰﾄﾞ2		
施策体系	施策	11	学校教育の充実
	施策の展開	21	教育支援体制の充実

事業種別	課	所属班	電話番号	予算科目	根拠法令
☐ 国土強靭化地域計画 ☐ 新市建設計画 ☐ 総合戦略 ☐ 復興計画 ☐ 定住自立圏構想 ☐ 行政改革アクションプラン ☐ 主要事業 ☐ 簡易評価	学校教育課	指導班	55-5726 内線 261	会計：一般会計　款 10　項 3　目 2	旭市課外活動支援事業実施要項

1 現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 平成 17 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿年度～ 平成＿年度まで ※全体像を記述⇒	本事業は、市内の中学校に対し、部活動における専門的な知識及び技能指導力に優れた人物を各学校からの申請に基づき、派遣する。このことにより、市内中学校の課外活動の充実、振興及び活性化を図る。 【業務の流れ】 校長は、指導者としてふさわしい者を推薦し、教育委員会教育長に派遣申請を提出する。それを受理した教育長は、派遣通知書をもって、市内中学校へ派遣する。指導者は、派遣期間中、部活動顧問と連携を保ち、計画的に指導及び助言を生徒に行う。また、校長は、各学期末に実績報告書を教育長に提出させ、実績報告を財政課に提出する。さらに年度末に市内中学校の部活動顧問の状況を把握し、来年度の実施回数割振計画を作成し、各中学校に課外活動支援事業の依頼をする。

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）　単位：千円

1.報償金	800	謝礼金（2000円×400回）
2.保険金	19	損害保険料（1850円×20人）
	0	
	0	
	0	

② 特定財源の内訳（26年度の実績）　単位：千円

1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	0	

前年度比増減理由：

③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）　単位：時間

・課外活動支援事業の通知及び派遣申請の取りまとめ（10時間）
・派遣通知書及び保険申込書の作成（5時間）
・年3回実績報告の取りまとめ（15時間）
・次年度の課外活動指導者割振計画作成及び調整（20時間）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費 費目内訳	1. 報償金	千円	800	800	800	800
	2. 保険金	千円	30	28	19	37
		千円				
		千円				
		千円				
事業費	事業費計 （A）	千円	830	828	819	837
事業費 財源	1. 国庫支出金	千円				
	2. 都道府県支出金	千円				
	3. 地方債	千円				
	4. その他	千円				
	5. 一般財源	千円	830	828	819	837
人件費	正規職員従事人数	人	0.02	0.02	0.02	0.02
	延べ業務時間	時間	50	50	50	50
	人件費計 （B）	千円	190	190	190	190
トータルコスト(A)＋(B)		千円	1,020	1,018	1,009	1,027

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
・課外活動支援事業の通知及び派遣申請の取りまとめ
・派遣通知書及び保険申込書の作成
・年3回実績報告の取りまとめ
・次年度の課外活動指導者割振計画作成

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
・課外活動支援事業の通知及び派遣申請の取りまとめ
・派遣通知書及び保険申込書の作成　・年3回実績報告の取りまとめ
・次年度の課外活動指導者割振計画作成

⑤ 活動指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	支援事業の積極的な活用回数	回	400	400	400	400
イ	指導者の人数	人	16	15	10	20
ウ						

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

旭市内中学校の部活動加入生徒

⑥ 対象指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	市内中学校部活動加入生徒数	人	1,905	1,823	1,843	1,805
イ						

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

・運動部及び文化部の活動における専門的な知識並びに技術を身に付ける。
・身に付けた知識や技能を生かして、学校生活を充実させたり、各種大会で力を発揮することができる。

⑦ 成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	本事業についての満足度 (満足と答えた学校数)	校	5	5	5	5
イ	(　　)					

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

児童・生徒が学力及び体力を身につけることができる

⑧ 上位成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	総合体育大会及び支部新人大会における3位以上入賞率 (大会参加選手の内、個人又は団体の入賞)	%	未実施	未実施	未実施	実施予定 30%

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
・外部指導者の専門的な実技指導による生徒の競技力向上や専門性を有する顧問数の減少や教員の高齢化等への対応などの課題を軽減するため。学校現場からの要望・が高く、生徒の成長にとっても必要性があり意義のあることから、支援事業として予算化された。	平成20年1月の中央教育審議会答申を受け、学習指導要領の総則では、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については，学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力及び連携などの運営上の工夫を行うようにすることとなっている。また、教員の専門的な指導者不足により、指導者要請のニーズが高くなっている。	・中学校における部活動は、教育課程外の活動であるものの、学校教育活動の一環として中学校教育において大きな意義や役割を果たしており、必要な事業である。 ・生徒の部活動への積極的な参加や専門的な指導が実施されることにより保護者からの安心感もあり、学校から更に事業の拡大を希望する要望がある。

事務事業名	課外活動支援事業	課名	学校教育課	班名	指導班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 本事業によって、専門的な指導を受ける機会が増え、部活動に意欲的な参加が見られる。また、各種大会で活躍する生徒が多くなった。併せて、技能や体力の向上にもつながっている。 また、教員（顧問）の指導力向上の機会になっている。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 適切である ⇒【理由】 本事業は、学校からのニーズが高く、生徒への指導回数が増えることによって、その成果が更に期待できる。現在、10名程度の指導者が登録しているが、実施要項にある実施回数の指導者が上限の50回を活用できるよう拡充したい。小学校においても、体育大会や吹奏楽の指導面で要望があり、対象の拡大についても検討の余地がある。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 学校現場の部活動顧問の現状は、全ての部活で専門性が高いわけでなく、その配置や対応は、どの学校も苦慮している。また、生徒が専門的な指導を受け、生き生きと活動する姿や各種大会で活躍する姿は、保護者にとってもうれしいことである。その事業を市が行なうことにより、保護者の信頼や地域の活性につながり、意味あるものとなる。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 近隣の市では、ボランティアとして部活動の指導に協力している現状がある。そのため、保険の加入や事故等の課題がある。本市では、本事業の趣旨が理解され、学校と連携の下、効果的な事業として成果をあげている。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☑ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 専門的な指導者の指導回数が増えることは、生徒の技術面だけでなく、精神面の安定にもつながる。また、指導方法を見ることによって、教員（顧問）の指導力向上に役立ち、中学校の活性化になる。小学校においても、体育大会や吹奏楽の指導面で要望がある。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (1) 事務事業名：（　　） (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 現段階では、学校の職員を中心とした部活動経営が妥当と考える。 ☑ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 各学校からの要望も多い。また、指導者側も熱意を持って、真剣に指導してくださり、事業以上の指導、成果をあげている。そのため削減等のマイナス評価は、考えられない。 併せて、更に成果の向上を考えると予算の確保が必要となる。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 事務手続きについては、委託するまでもなく、今までの業務の中で簡素化を図り、負担なくできている。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 学校の規模や部活動数、専門性の高い指導力を持つ教員（顧問）数の偏りによって、公平ではなくなる。そのため、少しでも、外部指導者が増えることが、学校や部活動の格差の軽減になる。更に本事業の拡充が公平・公正につながる. しかし、外部指導者が増えることによって、決まった予算の中で運営する以上、指導回数が減ってしまい、十分な効果が発揮できない点を踏まえると、予算の確保が必要となる。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	課外活動支援事業は、中学校の現状から必要な事業である。また、近隣市にはない事業として、競技力向上や部活動への積極的な参加等で成果がある。予算により指導者の派遣回数に制限があるため、今後、更に有効活用及び成果をあげるために予算の拡充を進めていく必要がある。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

- ☐ 目的再設定
- ☑ 事業のやり方改善による成果向上
- ☐ 事業のやり方改善による事業費削減
- ☐ 受益機会の適正化
- ☐ 廃止・休止
- ☐ 行政関与の見直し
- ☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　　）
- ☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
- ☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
平成27年度末	課外活動支援事業を実施した部活動の顧問・生徒・指導者等から、意識及び成果について調査実施し、本事業の成果にむけた向上を目指す。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上			○
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

・事業費の確保
・指導者の確保
・学校間の格差軽減

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名			
	コード1	39200	社会教育活動費
	コード2	①	青少年育成市民会議の推進
施策体系	施策	14	青少年の健全育成
	施策の展開	28	青少年の健全育成の推進

事業種別	課	所属班	電話番号	予算科目	根拠法令
☐ 国土強靭化地域計画 ☐ 新市建設計画 ☐ 総合戦略 ☐ 復興計画 ☐ 定住自立圏構想 ☐ 行政改革アクションプラン ☐ 主要事業 ☐ 簡易評価	生涯学習課	社会教育施設班	55-5727　内線 277	会計：一般会計　款 10　項 4　目 1	旭市青少年育成市民会議規約

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☐ 平成 17 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿年度～ 平成＿年度まで ※全体像を記述⇒	1、推進事業　旭市青少年意見発表大会（発表者、小学生・中学生・高校生・青年） 2、啓発事業　「地域のこどもは地域で守り育てる運動」の啓発物資の配布 3、奨励事業　旭市青少年育成小・中学校区会議（主催は各学校PTAで全20校開催） 夏季休業中の指導計画、行事及び危険箇所、地区・団体との情報交換 【業務の流れ】 6月～7月　旭市青少年育成小・中学校区会議の開催 11月　旭市青少年意見発表大会の開催、来場者へ啓発物資の配布 年3回の会議開催

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.需用費	54	啓発用品購入代、記念写真印刷代
2.委託料	21	手話通訳委託料
3.使用料及び賃借料	89	東総文化会館使用料
4.負担金及び交付金	180	青少年健全育成補助金
	0	

② 特定財源の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	0	

前年度比増減理由：

③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）	単位：時間
旭市青少年意見発表大会事務（200時間）	
その他事務（100時間）	

			単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費	費目内訳	1. 需用費	千円	48	53	54	75
		2. 委託料	千円	18	25	21	33
		3. 使用料及び賃借料	千円	55	88	89	89
		4. 負担金及び交付金	千円	180	180	180	180
			千円				
	事業費計（A）		千円	301	346	344	377
	財源	1. 国庫支出金	千円	0	0	0	0
		2. 都道府県支出金	千円	0	0	0	0
		3. 地方債	千円	0	0	0	0
		4. その他	千円	0	0	0	0
		5. 一般財源	千円	301	346	344	377
人件費	正規職員従事人数		人	0.15	0.15	0.15	0.15
	延べ業務時間		時間	300	300	300	300
	人件費計（B）		千円	1,140	1,140	1,140	1,140
トータルコスト(A)+(B)			千円	1,441	1,486	1,484	1,517

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
・旭市青少年意見発表大会
（発表者13名、小学生8名・中学生2名・高校生1名・青年2名）
・啓発事業（地域のこどもは地域で守り育てる運動）
・旭市青少年育成小・中学校区会議（全20校開催）

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
・旭市青少年意見発表大会　（発表者15名）
・啓発事業（地域のこどもは地域で守り育てる運動）
・旭市青少年育成小・中学校区会議（全20校）

⑤ 活動指標名		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	20歳未満の人口	人	12,190	12,006	11,787	11,584
イ	意見発表大会の発表者数	人	14	14	14	14
ウ	会議開催回数	回	3	3	3	3

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

6歳から20歳未満の青少年

⑥ 対象指標名		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	6歳から20歳未満の人口	人	8,931	8,766	8,653	8,481
イ						

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

社会性や豊かな人間性を持つ青少年を地域全体で育成していく。

⑦ 成果指標名（考え方）		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	青少年意見発表大会発表大会の出席者数 （　　）	人	130	300	300	300
イ	旭市青少年育成小・中学校区会議出席者数 （　　）	人	606	665	753	760

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

20歳未満市民（未成年）が心豊かに育つ

⑧ 上位成果指標名（考え方）		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	青少年健全育成事業の参加者数(青少年育成市民会議事業、青少年相談員連絡協議会事業、海上キャンプ場事業)	人	12,157	12,318	10,889	11,960

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
地域において、日常における育成活動を、住民運動として推進し、家庭、学校、社会の活動と連携、育成団体、青少年団体などとの連絡調整、青少年のための社会環境浄化、青少年団体への参加促進などの育成活動に、地域総ぐるみで取り組むために、総合的な計画を立て具体的な実践活動の推進母体となる組織とする。	昭和52年11月に千葉県青少年問題協議会が知事に答申した「青少年行政の今後の推進について」の重点事項として、青少年育成市町村民会議づくりが提言され、昭和53年度からその設置促進に務めている。平成27年4月1日現在の設置市町村は54市町村（37市16町1村）中43市町村が設置している。	地域住民すべてが参加する地域ぐるみの運動にすることが望まれる。

事務事業名	社会教育活動費 青少年育成市民会議の推進	課名	生涯学習課	班名	社会教育施設班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	□ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 家庭・地域・学校等各種団体との協力体制のもと青少年健全育成活動を実施している。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	□ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 青少年の健全育成が目的であるため、対象及び意図は適切である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	□ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 青少年が様々な機会・活動を通して地域との関わりや世代間交流を促進し、社会性や豊かな人間性を持つ青少年を育成してゆくため。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	□ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 青少年健全育成のための効果的な事業を行い成果を上げている。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	□ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 □ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 青少年意見発表大会については、毎年アトラクションを加えるなどをして集客増に努めている。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある (1) 事務事業名：(生涯学習まちづくり推進事業) (2) □ 統廃合ができる ⇒【理由】 □ 連携ができる ⇒【理由】 ☑ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 □ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 青少年の健全育成の必要性を効果的に周知するため、生涯学習フェスティバルの開催時に合わせ青少年意見発表大会の開催や地域のこどもは地域で守り育てる運動の啓発活動を実施している。 □ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	□ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 既に他の事業との同時開催や東総文化会館の大ホールから小ホールへ変更など行っているため事業費削減は難しい。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	□ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 事業を減らさないかぎり業務時間の削減は難しい。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	□ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 青少年健全育成は、市全体の問題であり明確な受益者はいない。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	□ 見直し余地あり	青少年が心身共に健やかに成長することを願い、地域の協力体制のもと青少年健全育成活動を実施している。青少年意見発表大会の開催や夏休み前に中学校区会議及び小学校区会議を開催して、地域のこどもは地域で守り育てる活動が展開されている。本会議は次代の旭市を担う青少年の健全育成を目的としたものであり、事業費削減の余地はないものと考えている。
② 有効性	☑ 適切	□ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	□ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	□ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

- □ 目的再設定
- □ 事業のやり方改善による成果向上
- □ 事業のやり方改善による事業費削減
- □ 受益機会の適正化
- □ 廃止・休止
- □ 行政関与の見直し
- □ 事業統廃合・連携（関連事業：　　）
- □ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
- □ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
	事務改善については、主な事業である青少年意見発表大会を平成24年度から小学校と中学校を半分に分けそれぞれ隔年での実施として規模を縮小し、毎年アトラクションを加えるなどをして集客増に努め、会場を大ホールから小ホールへ変更するなど、事業費削減にも努めているため改革改善の余地がないものと考えられる。 年間の事業及び会議は数回であるため、改革改善の余地はないと考えられる。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上			
	維持		○	
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

平成 26 年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成 28 年 2 月 19 日時点

事務事業名			
	ｺｰﾄﾞ1	39200	社会教育活動費
	ｺｰﾄﾞ2	②	青少年相談員連絡協議会の活動推進
施策体系	施策	14	青少年の健全育成
	施策の展開	28	青少年の健全育成の推進

事業種別	課	所属班	電話番号	予算科目	根拠法令
☐ 国土強靭化地域計画 ☐ 新市建設計画 ☐ 総合戦略 ☐ 復興計画 ☐ 定住自立圏構想 ☐ 行政改革アクションプラン ☐ 主要事業 ☐ 簡易評価	生涯学習課	社会教育班	55-5727 内線	会計：一般会計　款 10　項 4　目 1	千葉県青少年相談員設置設置要項

1 現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☐ 昭和 38 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿年度～ 平成＿年度まで ※全体像を記述⇒	明るい未来の建設は、青少年の健全なエネルギーに期待しなければならない。青少年期は、将来、社会において重要な役割を果たすための準備期であり、人間形成にとって大切な時期であるので、家庭・学校・地域社会での適切な対応が望まれる。 このためには、社会共同の連帯意識のもとで市民すべてが、あらゆる機会、あらゆる場面で育成活動にあたる必要があるため、青少年と真に一体となり、共に喜び、共に語り、共に行動する青少年相談員を設け、地域での育成活動の積極的な推進を図り、青少年の健全育成に資する。青少年相談員は、青少年相談員連絡協議会の事業活動ほかに、学区単位又は区単位で独自の活動を実施している。 【業務の流れ】 6月通学合宿（海上地域小学校3校）、ティーボール交流大会（市民スポーツのつどい）／7月～8月各市部防犯パトロール／9月通学合宿（干潟地域小学校3校）／11月海上地区少年少女ドッジボール大会、旭市少年少女綱引き大会（健康体力づくりフェスティバル）／12月各支部防犯パトロール／1月少年の日・地域のつどい海匝地区綱引き大会

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.負担金及び交付金	1,120	青少年相談員連絡協議会活動費補助金
	0	
	0	
	0	
	0	

② 特定財源の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	560	
3.地方債	0	
4.その他	0	
前年度比増減理由：		

③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）	単位：時間
会議及び事業（500時間）	
事務（200時間）	

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費 費目内訳	1. 負担金及び交付金	千円	1,150	2,800	1,120	1,120
		千円				
		千円				
		千円				
		千円				
	事業費計 （A）	千円	1,150	2,800	1,120	1,120
財源	1. 国庫支出金	千円				
	2. 都道府県支出金	千円	575	560	560	560
	3. 地方債	千円				
	4. その他	千円				
	5. 一般財源	千円	575	2,240	560	560
人件費	正規職員従事人数	人	0.35	0.35	0.35	0.35
	延べ業務時間	時間	700	700	700	700
	人件費計 （B）	千円	2,660	2,660	2,660	2,660
トータルコスト(A)+(B)		千円	3,810	5,460	3,780	3,780

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
6月通学合宿（海上地域）、ティーボール交流大会／7月～8月各支部防犯パトロール／11月海上地区少年少女ドッジボール大会、旭市少年少女ドッジボール大会／12月各支部防犯パトロール

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
6月通学合宿(海上地域)、ティーボール交流大会／7月～8月各支部防犯パトロール／9月通学合宿／11月海上地区少年少女ドッジボール大会、旭市少年少女綱引き大会／12月各支部防犯パトロール／1月少年の日・地域のつどい海匝地区綱引き大会
青少年相談員委嘱関係事務

⑤ 活動指標名		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	6歳から18歳までの人口	人	8,272	8,129	7,965	7,801
イ	スポーツ大会の実施回数	回	7	7	6	7
ウ	スポーツ大会以外の行事回数（防犯パトロールを含まない）	回	1	1	2	2

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

6歳から18歳までの青少年（青少年相談員の対象者）

⑥ 対象指標名		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	主な相談員事業の対象児童数（小学4～6年生）	人	1,895	1,869	1,847	1,772
イ						

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

地域での育成活動の積極的な推進を図り、青少年の健全育成に資する。

青少年相談員が青少年のよき理解者、よき相談相手となる。

⑦ 成果指標名（考え方）		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	行事参加人数（　　）	人	1,060	1,043	826	900
イ	事業の参加率（　　）	%	55.9	55.8	44.7	50.8

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

20歳未満市民（未成年）が心豊かに育つ

⑧ 上位成果指標名（考え方）		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	青少年健全育成事業の参加者数(青少年育成市民会議事業、青少年相談員連絡協議会事業、海上キャンプ場事業)	人	12,157	12,318	10,889	11,960

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
青少年の健全育成を担う組織の必要性や地域ぐるみで青少年を健全に育てることの重要性が増すなか、地域社会における青少年健全育成活動の積極的な推進を図り、青少年相談員が青少年と真に一体となり、共に喜び、共に語り、共に行動し、青少年のよき理解者、よき相談相手となる。	青少年を取り巻く社会環境は、親子のふれあい不足や基本的生活習慣の確立不足、地域での人間関係の希薄化や地域活動への関心の薄れ、子どもたちの異年齢間での遊びの減少などが指摘されている。一方、従来の万引、喫煙、深夜はいかいなどに加え、パソコンや携帯電話によるインターネットの利用から発生する問題は、ますます多様化、低年齢化の傾向にある。また、子どもを狙った不審者事案や児童虐待の問題は、学校内でのいじめ・不登校の問題とともに大きな社会問題となっている。	学校、家庭、地域社会、関係機関が一体となった青少年の健全育成活動の取り組みの充実が求められている。

事務事業名	社会教育活動費 青少年相談員連絡協議会の活動推進	課名	生涯学習課	班名	社会教育班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 青少年の健全育成に資する事業を実施している。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 青少年の健全育成が目的であるため、対象及び意図は適切である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 青少年が様々な機会・活動を通して地域との関わりや世代間交流を促進し、社会性や豊かな人間性を持つ青少年を育成していくため。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 青少年健全育成のための効果的な事業を行い成果を上げている。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 少子化のため青少年が気軽に参加できる事業へ変更する必要がある。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある (1) 事務事業名：(体育振興課関連事業) (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☑ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 青少年を対象としたスポーツ活動への事業協力している。 ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 青少年相談員は、地域の子どもたちのよき友、よき理解者となって、子どもたちの健やかな成長をサポートするためのボランティア組織であるため削減は難しい。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 事業を減らさないかぎり業務時間の削減は難しい。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 青少年健全育成は、市全体の問題であり明確な受益者はいない。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	青少年相談員は現在112名で活動しており、通学合宿や市民スポーツのつどい、夏季休業中の防犯パトロール、健康体力づくりフェスティバルなど多彩な行事にかかわっている。青少年相談員は地域の子どもたちの健やかな成長をサポートするボランティア団体であるため、活動費の削減余地はないものと考えている。なお、相談員の各種行事への参加率が低いため、どのように意識改革を図るかが課題となっている。 青少年相談員の行事はスポーツ行事が多く、行事内での子ども達との関わりが希薄であった。今後行事内容の見直しを図り、青少年相談員の設置の趣旨にあった事業を展開していくことで、意識改革をしていく。
② 有効性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）

☐ 目的再設定
☑ 事業のやり方改善による成果向上
☐ 事業のやり方改善による事業費削減
☐ 受益機会の適正化
☐ 廃止・休止

※2～3年後を目処にした方向性

☐ 行政関与の見直し
☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　　）
☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
平成27年度中	①市及び海匝地区の青少年相談員が実施してきたドッジボール大会は、少子化の影響でチーム編成が難しい学校もあることから、気軽にできる綱引き大会へと変更する。 ②青少年相談員の本来の役割を考え、連携する事業の見直しを図るべく関係課と協議する。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上		○	
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

大会の運営方法やルールなどについて、今後青少年相談員と検討していく必要がある。

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名			
	コード1	40300	市民会館活動費
	コード2		(40200市民会館管理費含む)
施策体系	施策	12	生涯学習の充実
	施策の展開	23	生涯学習機会の充実

事業種別	課	所属班	電話番号	内線
☐ 国土強靭化地域計画 ☐ 新市建設計画 ☐ 総合戦略 ☐ 復興計画 ☐ 定住自立圏構想 ☐ 行政改革アクションプラン ☐ 主要事業 ☐ 簡易評価	生涯学習課	市民会館	62-6581	15

予算科目	会計	款	項	目
	一般会計	10	4	3

根拠法令
旭市民会館の設置及び管理に関する条例、条例施行規則

1　現状把握(Do)

(1)事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 昭和 41 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿年度～ 平成＿年度まで ※全体像を記述⇒	市民の福利増進及び教育文化の向上を図り、産業の発展及び市政の振興に寄与するため、主催講座事業の実施及び市民の生涯学習活動の場として提供する。また、当施設の維持管理運営を行う。図書館、文書館との複合施設であり、当該施設の維持・修繕も行う。 【貸館業務】①会議室　2室、②和室　1室、③ホール 【主催講座事業】 1講座(ふるさと歴史講座)。6月から全7回(最終回2月)。原則無料。【開館時間】午前9時～午後9時 【休館日】毎週月曜日、祝日(月曜日が祝日の場合は翌日)、年末年始(12月29日～1月3日)【使用料】第1会議室　100円/時間、第2会議室　300円/時間、和室　200円/時間、ホール　1,200円/時間　※登録団体の減額あり。平成26年10月に改定。 【業務の流れ】 ・貸館業務　：　申請受付→申請書審査→当日対応(利用後使用料徴収) ・主催講座　：　公民館だより4/1号で通知、広報5/15号で募集。6月から全7回。

(2)トータルコスト

① 費目の内訳(26年度の実績)	単位:千円	
1.委託料	3,521	清掃等、受付業務等、消防設備保守　ほか
2.需要費	2,842	光熱水費(電気、ガス、水道)、ほか
3.使用料及び賃借料	1,451	土地等借上げ、事務機器、ほか
4.その他	300	保険料、講師謝金　ほか
5.工事請負費		
② 特定財源の内訳(26年度の実績)	単位:千円	
1.国庫支出金		
2.都道府県支出金		
3.地方債		
4.その他	171	使用料収入
前年度比増減理由:図書館窓改修工事実施予定のため		
③ 延べ業務時間の内訳(26年度の実績)	単位:時間	
2015時間×職員2人		

			単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
事業費	費目内訳	1. 委託料	千円	3,718	3,385	3,521	3,631
		2. 需要費	千円	3,640	3,158	2,842	2,583
		3. 使用料及び賃借料	千円	1,610	1,429	1,451	1,519
		4. その他	千円	272	315	300	336
		5. 工事請負費	千円				4,450
	事業費計 (A)		千円	9,240	8,287	8,114	12,519
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円				
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円	130	72	171	257
		5. 一般財源	千円	9,110	8,215	7,943	12,262
人件費	正規職員従事人数		人	3.00	3.00	2.00	2.20
	延べ業務時間		時間	6,045	6,045	4,030	4,433
	人件費計 (B)		千円	22,971	22,971	15,314	16,845
トータルコスト(A)+(B)			千円	32,211	31,258	23,428	29,364

(3)事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績(26年度に行った主な活動)
・貸館業務
・主催事業

27年度計画(27年度に計画している主な活動)
・貸館業務
・主催事業
・図書館の窓修繕工事

⑤ 活動指標名		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	開館日数	日	295	293	291	293
イ	主催講座申込者数 (講座定員)	人 (人)	70 (100)	61 (100)	63 (50)	61 (50)
ウ						

目的

② 対象(誰、何を対象にしているのか)

市内に住所又は事務所を有する方

⑥ 対象指標名		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	人口(4月1日現在)	人	69,223	68,725	68,241	67,819
イ	施設利用校区人口(旭地区人口)	人	40,421	40,273	39,992	39,819

③ 意図(対象がどのような状態になるのか)

・サークル活動等の場として利用する
・郷土の歴史を講座で学ぶ

⑦ 成果指標名(考え方)		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	会議室等利用者数(延べ)	人	14,263	11,755	11,698	11,698
	サークル活動に利用する団体数	団体	26	22	20	20
イ	ふるさと歴史講座受講者数(延べ)	人	300	235	274	274

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民が特定のテーマについて学習する習慣を身につけることができる

⑧ 上位成果指標名(考え方)		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	特定のテーマについて学習する習慣を身に付けている市民の割合(市民意識調査にて把握)	%	未把握	未把握	未把握	未把握

(4)事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
昭和32年に旧旭警察署建物を改築し、旭中央公民館を設置していたが、昭和40年に旭市民会館新築工事を着工し、現在に至る。 ふるさと歴史講座については、松井安俊氏が文書館嘱託に着任以来郷土史の理解を深めるため20年近く続いている。	建物が老朽化しており、ホールの冷暖房も故障と補修を繰り返しており、施設が最大限機能するよう心がけているが、使用者側が予定通り利用できない事態もしばしばある。	街中の便利な場所に位置しているが、駐車場がせまいのが難点だという利用者の声が多い。

事務事業名	市民会館活動費 (40200市民会館管理費含む)	課名	生涯学習課	班名	市民会館

2 評価(Check1)担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 市民がサークル活動等の場として利用したり、郷土の歴史を講座で学ぶことによって、特定のテーマについて学習する習慣を身につけることに結びつく。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 対象を市外在住者まで広げることも考えられるが、建物の耐用期限が平成28年度であるため、対象を広げることは難しい。意図についても現状で妥当である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 民間での事業実施も可能かもしれないが、適正に滞りなく業務を遂行できる個人や団体を見つけるのもなかなか困難とも思われる。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】 会議室等利用者数は減少しており、会議室等の稼動率も類似施設と比べて高い水準にある訳ではなく、あるべき水準に達しているとは言えない。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 貸館業務は、建物の耐用期限が迫っている現状では活動量を増やしても環境が良くなり利用が増えるわけではない。主催講座は、同じような講座が他の場所でも開催されているので、活動量を増やしても大幅な受講者の増加は見込めない。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他(民間・国県を含む)に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある (1) 事務事業名：(干潟公民館活動費、いいおかユートピアセンター活動費) (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☑ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 平成27年度からいいおかユートピアセンターでの郷土歴史講座が廃止になったが、干潟公民館活動費と当事業で受け入れを行っている。 ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地 (表面トータルコストの事業費部分) 事業費を削減できないか？(経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 建物の維持・管理、主催講座の開催を無駄のない最低限の予算で行っている。
	⑧ 人件費の削減余地 (表面トータルコストの人件費部分) やり方の工夫(業務プロセスの改善など)や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 民間委託や臨時職員の配置により人件費を削減する余地はある。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 受益機会について旭市は合併以来広域となったが、当館以外にも海上公民館やいいおかユートピアセンター等類似施設も開館しているので、概ね公平・公正であると思われる。費用負担については平成26年10月の使用料の見直しによって適正化が図られており、適切である。

3 評価(Check2)担当課長による評価結果と総括

(1)1次評価者としての評価結果			(2)全体総括(振り返り、反省点)
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	旭地区の公民館的施設としての役割を担っているが、駐車場が少ないことや施設設備も老朽化していることから利用者に不便をかけている。また、図書館も併設しているが施設規模から現在の蔵書数である10万冊が限界であることや、今後、維持管理費が増大することが予想されるため、他の生涯学習施設も含めた早急な再編の検討が必要となっている。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性(事務事業担当課案)(Plan)

(1)今後の事業の方向性(複数選択可)

☐ 目的再設定
☐ 事業のやり方改善による成果向上
☐ 事業のやり方改善による事業費削減
☐ 受益機会の適正化
☐ 廃止・休止

※2～3年後を目処にした方向性

☐ 行政関与の見直し
☑ 事業統廃合・連携(関連事業：干潟公民館活動費、いいおかユートピアセンター活動費)
☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
☐ 費用負担の適正化

(2)改革改善案について ※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
平成28年3月までに	社会教育施設の施設機能の移転や建て替えを含めた生涯学習施設全体の再編案を作成する。

(3)改革・改善による期待成果
(廃止・休止の場合は記入不要)

		コスト 削減	維持	増加
成果	向上			
	維持	○		
	低下			

(4)改革、改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策

①現有する市の施設の利用が可能か。
②現在地での建て替えでは敷地面積小さく、また駐車場不足で利用の増加は難しい。

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名			
	コード1	40340	第二市民会館活動費
	コード2		(40320第二市民会館管理費含む)
施策体系	施策	12	生涯学習の充実
	施策の展開	23	生涯学習機会の充実

事業種別	課	所属班	電話番号	予算科目	根拠法令
☐ 国土強靭化地域計画 ☐ 新市建設計画 ☐ 総合戦略 ☐ 復興計画 ☐ 定住自立圏構想 ☐ 行政改革アクションプラン ☐ 主要事業 ☐ 簡易評価	生涯学習課	社会教育施設班	63-8755　内線　－	会計：一般会計　款 10　項 4　目 3	旭市民会館の設置及び管理に関する条例、条例施行規則

1　現状把握(Do)

(1)事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 昭和 55 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿年度～ 平成＿年度まで ※全体像を記述⇒	市民の福利増進及び教育文化の向上を図り、産業の発展及び市勢の振興に寄与するため、各種主催講座事業の実施及び市民の生涯学習活動の場として提供する。また、当施設の維持管理(旭市保健センター含む)・運営を行う。 【業務の流れ】 ・主催事業:主催講座計画策定・企画→旭市公民館運営審議会で事業計画の審議→広報紙等による受講生募集(4月・9月・随時)→準備(案内はがき・名札・名簿等作成)→主催講座の開催(開閉講式に参加)→振り返り ・集計業務:各種人数の把握　・貸館業務　・施設の維持管理:委託事務

(2)トータルコスト

① 費目の内訳(26年度の実績)		単位:千円
1.臨時雇賃金	1,626	6,400円×週5日×1人
2.受付業務等委託	1,289	公益社団法人旭市シルバー人材センター(夜間・昼間)
3.光熱水費	2,594	電気代、水道代、ガス代(旭市保健センター分全て含む)
4.報償金	1,326	26講座講師謝金
5.その他(耐震補強改修工事等)	4,770	清掃業務委託、警備業務委託、他業務委託、修繕費等

② 特定財源の内訳(26年度の実績)		単位:千円
1.国庫支出金		
2.都道府県支出金		
3.地方債		
4.その他	168	使用料

前年度比増減理由:耐震補強改修工事が完了

③ 延べ業務時間の内訳(26年度の実績)	単位:時間
24年度	2015時間×1人
25年度	2015時間×1人
26年度	2015時間×1人

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
事業費 費目内訳	1. 臨時雇賃金	千円		1,571	1,626	1,768
	2. 受付業務等委託	千円		1,126	1,289	1,770
	3. 光熱水費	千円		2,518	2,594	2,940
	4. 報償金	千円		1,477	1,326	1,543
	5. その他(耐震補強改修工事等)	千円		45,920	4,770	5,841
	事業費計 (A)	千円	0	52,612	11,605	13,862
財源	1. 国庫支出金	千円		5,486		
	2. 都道府県支出金	千円				
	3. 地方債	千円				
	4. その他	千円			168	201
	5. 一般財源	千円		47,126	11,437	13,661
人件費	正規職員従事人数	人		1.00	1.00	1.00
	延べ業務時間	時間		2,015	2,015	2,015
	人件費計 (B)	千円	0	7,657	7,657	7,657
トータルコスト(A)+(B)		千円	0	60,269	19,262	21,519

(3)事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績(26年度に行った主な活動)
・主催講座事業(26講座)
・貸館業務(サークル・団体等　9時～21時)
・施設管理業務(維持管理業務委託、修繕等)

27年度計画(27年度に計画している主な活動)
・主催講座事業(26講座)
・貸館業務(サークル・団体等　9時～21時)
・施設管理業務(維持管理業務委託、修繕等)

⑤ 活動指標名		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	主催講座事業数	講座	－	29	26	26
イ	自主事業数(自主グループ・サークル)	団体	－	21	21	22
ウ	維持管理契約数	契約	12	12	12	12

目的

② 対象(誰、何を対象にしているのか)

(1)　市内に住所又は事務所を有する者

⑥ 対象指標名		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	人口(4月1日現在)	人	69,223	68,725	68,241	67,819
イ						

③ 意図(対象がどのような状態になるのか)

・主催講座に参加受講し、知識・技術を習得し、教養を高め、生涯学習意識の向上を図る。
・活動を通じて交流が図れ、新たな仲間作りへと繋がる。
・安全に利用できる状態にする。

⑦ 成果指標名(考え方)		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	主催講座事業受講者数	人	－	524	519	523
イ	延べ利用者数	人	－	11,859	13,610	13,000

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民が特定のテーマについて学習する習慣を身につけることができる

⑧ 上位成果指標名(考え方)		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	自主グループ・サークル (　　)	団体	－	21	21	22

(4)事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
昭和55年に、旭市働く婦人の家として、女性労働者や勤労者家庭の主婦の生活向上の増進を図ることを目的として、整備された施設であったが、働く婦人の家として一定の役割を果たしたものと考え、さらに広く全地域住民に利用してもらえる施設として社会教育施設に転用することとし、平成25年4月に教育委員会旭第二市民会館となる。	転用前の働く婦人の家は、成人女性を対象にした施設であったが、現在は、第二市民会館として全住民が対象となる社会教育施設になった。	・利用しやすい施設になって良かったという意見あり。(施設利用対象者が成人女性から全住民対象となったため) ・軽運動場の床がきれいになって良かった意見あり。(平成25年度に耐震補強改修工事で軽運動場の床全面補修を実施)

事務事業名	第二市民会館活動費 (40320第二市民会館管理費含む)	課名	生涯学習課	班名	社会教育施設班

2 評価(Check1)担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 市民に学習・活動・交流の場を提供することにより、生きがいを見出し生涯学習意欲の向上が図れる。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 生涯学習の対象者は全市民を対象としている。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 国庫及び県補助金を活用して施設を開設し、その設置目的を遂行する施設であった働く婦人の家を、さらに広く全地域住民に利用してもらえる施設として国・県の承認を受け社会教育施設に転用し、既存の利用者にも不利益が生じないよう運営を図っているところである。また、市民が安全に利用出来るよう適切な維持管理を行わなければならない。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 施設の維持管理に関する事故等はない。 働く婦人の家から社会教育施設第二市民会館へ転用し、全市民対象が利用できる施設となったが、まだ、その事実が一部浸透しきれていない部分もある。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 施設の利用者も含めた市民への情報提供や自主グループ等の育成などにより成果の向上が得られる。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他(民間・国県を含む)に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある (1) 事務事業名：(生涯学習課所管の各施設主催講座) (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☑ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 フラ講座の開催にあたっては、受講生から要望もあり、空調設備が整備された他施設へと移設を行った。また、書道講座については、老朽化施設から当施設に受け入れを行った。 定員に達した人気講座で受講希望の方には、まだ定員に空きがある同種講座のある施設を紹介した。 ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地 (表面トータルコストの事業費部分) 事業費を削減できないか？(経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 主催講座事業の見直し等により経費削減につながっているが、新たなサークルの夜間利用の増加により夜間管理業務委託の経費もかかる。また、施設1階の旭市保健センターの維持管理費(光熱水費・施設管理関係業務委託等)も増加している。
	⑧ 人件費の削減余地 (表面トータルコストの人件費部分) やり方の工夫(業務プロセスの改善など)や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 現行：臨時職員1人＋正職員1人　計 2人 平成23年度以降に正職員を1名を臨時職員1名に変更、人件費は大幅に削減されている。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 ・全市民に平等に利用機会を与えており公平・公正である。 ・施設利用者には受益者負担の原則として使用料を公平・公正に頂いている。

3 評価(Check2)担当課長による評価結果と総括

(1)1次評価者としての評価結果			(2)全体総括(振り返り、反省点)
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	主催講座事業の見直しや人件費等の削減により経費の縮減を図ってきたが、新たなサークル活動の増加により維持管理費も増大しているとともに、1階保健センターと併設のため光熱水費・維持管理費も増大している。そのため、海上公民館を中心に講座の企画立案等を一元的に行い各施設に割り振ることにより更なる経費の縮減を図っていく必要がある。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性(事務事業担当課案)(Plan)

(1)今後の事業の方向性(複数選択可)

☐ 目的再設定
☑ 事業のやり方改善による成果向上
☐ 事業のやり方改善による事業費削減
☐ 受益機会の適正化
☐ 廃止・休止

※2～3年後を目処にした方向性

☐ 行政関与の見直し
☐ 事業統廃合・連携(関連事業：　　)
☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
☐ 費用負担の適正化

(2)改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
現在以降随時	市民が安心して利用できる施設として、生涯学習を通じての交流が図れるよう情報提供など利用者の増加につながる手法を検討する。

(3)改革・改善による期待成果
(廃止・休止の場合は記入不要)

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上			
	維持		○	
	低下			

(4)改革、改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策

・施設設備等の計画的な更新
・自主グループ等の支援・育成

平成 26 年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成 28 年 2 月 19 日時点

事務事業名			
	コード1	40700	青年の家管理費
	コード2		
施策体系	施策	12	生涯学習の充実
	施策の展開	24	生涯学習関連施設の充実

事業種別	課	所属班	電話番号	内線
☐ 国土強靭化地域計画 ☐ 新市建設計画 ☐ 総合戦略 ☐ 復興計画 ☐ 定住自立圏構想 ☐ 行政改革アクションプラン ☐ 主要事業 ☐ 簡易評価	生涯学習課	社会教育班	55-2566	119

予算科目	会計	款	項	目
	一般会計	10	4	5

根拠法令
旭市青年の家の設置及び管理に関する条例 同条例施行規則

1 現状把握(Do)

(1)事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 昭和 47 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成___年度～ 平成___年度まで ※全体像を記述⇒	条例上は青少年健全育成のための施設だが、実情は生涯学習の中核的な施設として、教育文化の向上及び団体生活を通じての健全な育成を図ることを中心に施設を使用している。開館時間は午前9時～午後9時までで、休館日は毎週月曜日(月曜日が祝休日の場合は、その翌日)と祝休日、並びに年末年始となっている。生涯学習課が企画・運営を受け持つ講座には、旭寿大学による講義がある。登録団体としてはダンス・柔道・大正琴等の22団体が活動を行っている。また、築40年を経過した施設であるため、施設の運営に関して、修繕等の維持管理が負担増となっている。 【業務の流れ】 登録団体:登録団体役員会・委員会(年2回)→認定→奉仕作業(年2回)→フェスティバル開催 施設の管理:教育財産使用許可書の発行→特殊建築物・アスベスト濃度測定・検査→害虫駆除→消防用設備等点検→臨時職員任用(9・3月)→次年度年間利用照会→浄化槽・非常用予備発電装置点検・高圧受電設備清掃→年間利用予定確認→教育財産使用

(2)トータルコスト

① 費目の内訳(26年度の実績)	単位:千円	
1.臨時雇賃金	2,415	臨時雇賃金、労災等保険料
2.需用費	3,605	消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料
3.役務費	361	通信運搬費、手数料、保険料
4.委託費	2,277	受付業務委託、警備委託、清掃委託等
5.その他	93	NHK、事務機器賃借料、報償費(H25まで)

② 特定財源の内訳(26年度の実績)	単位:千円	
1.国庫支出金		
2.都道府県支出金		
3.地方債		
4.その他	562	青年の家使用料

前年度比増減理由:

③ 延べ業務時間の内訳(26年度の実績)	単位:時間
一般・登録団体の使用申請の受付や許可(100時間) 施設の維持管理等(300時間)	

			単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
事業費	費目内訳	1. 臨時雇賃金	千円	2,249	2,196	2,415	2,089
		2. 需用費	千円	2,000	3,587	3,605	2,953
		3. 役務費	千円	351	334	361	440
		4. 委託費	千円	2,654	2,239	2,277	2,566
		5. その他	千円	499	476	93	96
	事業費計 (A)		千円	7,753	8,832	8,751	8,144
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円				
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円	519	390	562	576
		5. 一般財源	千円	6,856	8,057	8,189	7,568
人件費	正規職員従事人数		人	0.30	0.30	0.20	0.20
	延べ業務時間		時間	600	600	400	400
	人件費計 (B)		千円	2,280	2,280	1,520	1,520
トータルコスト(A)+(B)			千円	10,033	11,112	10,271	9,664

(3)事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績(26年度に行った主な活動)
貸館業務
青年の家フェスティバル、奉仕作業
施設の維持管理

27年度計画(27年度に計画している主な活動)
貸館業務
青年の家フェスティバル、奉仕作業
施設の維持管理

⑤ 活動指標名

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	講座企画数	講座	5	5	0	0
イ	開館日数	日	294	291	293	293
ウ	総利用者数	人	23,976	23,863	21,757	21,000

目的

② 対象(誰、何を対象にしているのか)

①市民
②登録団体

⑥ 対象指標名

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	人口(4月1日現在)	人	69,223	68,725	68,241	67,819
イ	登録団体数	団体	22	22	21	22

③ 意図(対象がどのような状態になるのか)

①市民が、各種講座を通じて、それぞれの技法を習得することができる。
②登録団体においては、より感性を高めたり、ゆとりや豊かさ、喜び等を味わいながら、自らの生きがいを創造することができる。

⑦ 成果指標名(考え方)

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	講座受講者数 ( )	人	126	124	0	0
イ	登録団体利用人数 ( )	人	13,805	13,704	11,059	11,000

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民が特定のテーマについて学習する習慣を身につけることができる

⑧ 上位成果指標名(考え方)

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	登録団体の登録人数 ( )	人	676	658	586	594

(4)事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か?どんな経緯で始まったか?	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか?開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか?	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?
常に新しい知識や技術の習得に取り組み、自らの生活を充実させるような学習機会を、青少年等に提供することを目的に開始した。	開始当初は、他団体や民間等で同様の事業を行っている団体は少なかったと思われるが、近年では、民間の団体や通信教育等の内容も充実している。但し、受講料で比較すると、市主催の講座が、材料費程度の負担で賄えるのに対して、民間主体の講座となると、それ相応の負担はやむを得ないものとなっている。	利用者から、いろいろな講座を実施してほしいとの意見がある。

事務事業名	青年の家管理費	課名	生涯学習課	班名	社会教育班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 結びついている ⇒【理由】 建設当初は青少年の健全育成のための施設であったが、旧旭市に公民館的な施設があまり無かった影響で、青少年だけでなく様々な年代のサークル活動に使われている。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 適切である ⇒【理由】 条例上の対象が青少年であるのに対して、現状は全市民対象である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 民間に類似施設が無く、また、旭市民の生涯学習のための施設であれば市で運営すべきである。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】 同じサークルが使い続けており、年数と共に稼働率も低くなっている。 サークル移行を意識した講座等を開催し、稼働率を上げる工夫が必要。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☑ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 H26年度から青年の家で講座を開催していない。 サークル移行を意識した講座等を開催すれば稼働率が上がる可能性はある。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある (1) 事務事業名：(他の社会教育施設管理費) (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☑ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 他の社会教育施設管理費や活動を一本化して事務の軽減を図る。 事務軽減した分の時間を、新しい講座などの企画を練り生涯学習充実に重点を置く。 ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 社会教育施設の各施設で予算計上しているが、社会教育施設管理費として一本化にすることで、各施設で行なっていた契約の一本化にでき、契約金額の削減も期待できる。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 予算一本化することで、各施設で毎月支払う光熱水費なども1度の処理ですみ、事務の軽減につながる。 日中は臨時職員、夜間はシルバーで窓口対応しているが、再任用のフレックス等で対応すれば委託費の削減が見込まれる。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 公平・公正である ⇒【理由】 平成26年10月から使用料の見直しに伴い使用料を徴収するようになったが、使用料と維持管理費用とのバランスが取れていない。今後も長期にわたり適正なバランスを模索する必要がある。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	青少年健全育成のための施設であるが、公民館的な施設が無かった影響で現在は全市民を対象として利用されている。施設の老朽化により維持管理費等が増大することが予想されるため、今後は各社会教育施設の予算を一元化することにより、業務委託等のスケールメリットをいかすとともに人件費の抑制を図っていく必要がある。また、施設の総量を縮減していくなかで代替施設の検討も必要となっている。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
④ 公平性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）

☑ 目的再設定
☐ 事業のやり方改善による成果向上
☐ 事業のやり方改善による事業費削減
☐ 受益機会の適正化
☐ 廃止・休止

※2～3年後を目処にした方向性

☐ 行政関与の見直し
☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　　）
☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
平成28年3月末までに	社会教育施設の機能移転や建て替えを含めた生涯学習施設全体の再編案を作成する。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上			
	維持		○	
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

各施設の条例廃止に伴う補助金返還等の事務手続き。
関係各課との調整。教育委員会や公民館運営審議会等の関係する会の理解。
地元住民の理解。

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名			
	ｺｰﾄﾞ1	42400	海上キャンプ場運営事業
	ｺｰﾄﾞ2		
施策体系	施策	14	青少年の健全育成
	施策の展開	28	青少年の健全育成の推進

事業種別	
	☐ 国土強靭化地域計画
	☐ 新市建設計画
	☐ 総合戦略
	☐ 復興計画
	☑ 定住自立圏構想
	☐ 行政改革アクションプラン
	☑ 主要事業
	☐ 簡易評価

課	生涯学習課				
所属班	社会教育班				
電話番号	55-5727	内線	275		
予算科目	会計	款	項	目	
	一般会計	10	4	12	
根拠法令	旭市海上キャンプ場の設置及び管理に関する条例・同条例施行規則				

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 平成 21 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿年度～ 平成＿年度まで ※全体像を記述⇒	野外活動を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、研修及び交歓の場として運営することを基本方針として、次の施設を提供している。 施設概要（住所：岩井1000番地、敷地：約16,000㎡、設備：管理棟、実習棟、バンガロー8棟、炊事棟、野外便所棟、体育館、キャンプファイヤーサークル）休場日（月曜日（祝日の場合は翌日）及び12月29日～1月3日）、開場時間（通常：午前9時から午後5時、宿泊利用：午後1時から翌日午前11時、体育館利用：午前9時から午後9時）利用条件（原則青少年のグループ4人以上とし、未成年者の利用の場合は、成人指導者の引率が必要。ファミリーキャンプ利用可） 【業務の流れ】 指定管理事務、施設の減免申請に関する事務、施設の改修工事等に関する事務

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.需用費	2,547	施設修繕（6件）
2.役務費	49	建物総合損害共済分担金
3.委託料	10,772	指定管理料、樹木剪定等委託料
4.使用料及び賃借料	0	
5.原材料費等	0	
② 特定財源の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.国庫支出金		
2.都道府県支出金		
3.地方債		
4.その他		
前年度比増減理由：需用費（修繕費）の減額		
③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）	単位：時間	
利用料減免申請受付（50時間）		
施設修繕整備事務（100時間）		
指定管理業務事務（50時間）		

			単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費	費目内訳	1. 需用費	千円	2,636	3,512	2,547	2,000
		2. 役務費	千円	555	569	49	52
		3. 委託料	千円	7,940	8,099	10,772	10,786
		4. 使用料及び賃借料	千円	15	14	0	0
		5. 原材料費等	千円	16	144	0	0
	事業費計（A）		千円	11,162	12,338	13,368	12,838
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円				
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円	1,626	1,634		
		5. 一般財源	千円	9,536	10,704	13,368	12,838
人件費	正規職員従事人数		人	0.50	0.50	0.10	0.10
	延べ業務時間		時間	1,000	1,000	200	200
	人件費計（B）		千円	3,800	3,800	760	760
トータルコスト(A)+(B)			千円	14,962	16,138	14,128	13,598

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
平成26年度から海上キャンプ場の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、利用料金制による指定管理者制度を導入／体育館多目的ホール腰壁補修工事、キャンプ場自動給水装置更新工事、キャンプ場枯枝剪定業務委託等

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
指定管理関係事務／体育館研修室空調機改修工事、キャンプ場枯枝剪定業務委託等

⑤ 活動指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	利用者数	人	15,305	15,354	13,901	16,000
イ	使用料収入	千円	1,626	1,634	0	0
ウ	施設修繕料	円	981,624	1,617,273	2,216,160	2,000,000

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

青少年

⑥ 対象指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	6歳から18歳までの人口	人	8,272	8,129	7,965	7,801
イ						

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

自然の中でのキャンプ生活を通じて健全な青少年の育成を図る

⑦ 成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	青少年団体等の利用団体数 （　　）	団体数	258	278	256	260
イ	青少年団体等の利用人数 （　　）	人	11,083	11,186	10,003	11,000

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

20歳未満市民（未成年）が心豊かに育つ

⑧ 上位成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	青少年健全育成事業の参加者数(青少年育成市民会議事業、青少年相談員連絡協議会事業、海上キャンプ場事業)	人	12,157	12,318	10,889	11,960

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
海上キャンプ場は、豊かな自然環境のなかで、楽しく規律のある共同生活を体験することにより健全な青少年の育成に役立つことを目的として、昭和48年6月に千葉県が設置した。平成21年3月31日に千葉県から旭市へ施設が無償譲渡され、同年4月1日から旭市が海上キャンプ場を管理運営している。	少子化が進み、当施設の主たる利用者である青少年の数が減少する状況にある。 平成26年度から海上キャンプ場の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、利用料金制による指定管理者制度を導入した。	インターネットから施設予約できるようにしてほしい旨の意見がある。

事務事業名	海上キャンプ場運営事業	課名	生涯学習課	班名	社会教育班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 野外活動を通じて青少年の健全育成の場として活用している。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 県からの無償譲渡の条件として青少年の健全育成及び生涯学習の拠点としての施設とするよう用途指定されている。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 青少年が豊かな自然環境のなかで、楽しく規律のある共同生活を体験することにより健全な青少年の育成に役立つため。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 少子化の影響はあるが、利用者数は横ばいで推移している。類似の民間施設（オートキャンプ場）はあるが、キャンプ場の形態が違うため一概に比較できない。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 平成26年度から管理・運営を指定管理者に移行しているため、民間のノウハウを活用し、市民のニーズに対応したイベントなどを展開することで利用者の増が見込め、サービスの向上も図れる。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (1) 事務事業名：（　　） (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 類似施設がないため、統合・連携は難しい。 ☑ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 今後、経年劣化による修繕などの維持管理費の増が予想されるが、減免団体に受益と負担の公平性の確保のため使用料の一部を負担していただくことや、体育館の減免は他の体育施設と合わせた減免の適用、体育館の研修室の使用料の徴収などを見直しすることによって指定管理料の削減の余地がある。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 指定管理制度の導入により、指定管理者が包括的に施設の管理を行い、行政負担の軽減等が図れている。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 公平・公正である ⇒【理由】 使用料の減免は全部又は一部を政策的に免除できる制度であるが、当該施設の適用は、現在、青少年の健全育成の活動団体は全額減免している状況にある。また、バンガローは1人で宿泊しても1棟を貸し出せる状況になっている。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	本施設は青少年健全育成及び生涯学習の拠点施設として位置付けている。平成26年度より指定管理者制度による運営を行っているが、利用者数は横ばいで推移している。このため施設の利用促進を図るとともに、施設の老朽化により維持管理費が増加することが予想されるため、生涯学習関連施設で統一的な使用料の減免制度の早急な見直しが必要となっている。
② 有効性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
③ 効率性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
④ 公平性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

- ☐ 目的再設定
- ☑ 事業のやり方改善による成果向上
- ☐ 事業のやり方改善による事業費削減
- ☐ 受益機会の適正化
- ☐ 廃止・休止
- ☐ 行政関与の見直し
- ☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　　）
- ☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
- ☑ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
平成29年3月まで	●現在の指定管理者の指定期間（平成29年3月31日まで）までに使用料の改定を含め、減免についても受益と負担の公平性の確保のため、青少年団体であっても利用者に一部負担して頂くたくよう見直す。●バンガローの使用料の改正（1人から1棟へ改定）

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上	○		
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

●現在、減免している団体の理解が必要となるため、事前に利用者負担の必要性について丁寧に説明していく。
●体育館は、体育施設に合わせた減免について利用者へ丁寧な説明をしていく。
●バンガローの使用料の改正又は体育館の研修室の使用料の徴収については、使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する必要がある。

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名			
	コード1	42800	社会体育施設管理費
	コード2		
施策体系	施策	6	スポーツの振興
	施策の展開	14	スポーツ施設の維持管理

事業種別	課	所属班	電話番号	予算科目	根拠法令
☐ 国土強靭化地域計画 ☐ 新市建設計画 ☐ 総合戦略 ☐ 復興計画 ☐ 定住自立圏構想 ☐ 行政改革アクションプラン ☐ 主要事業 ☐ 簡易評価	体育振興課	体育施設班	64-1101　内線	会計：一般会計　款：10　項：5　目：2	旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 平成 17 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿年度～ 平成＿年度まで ※全体像を記述⇒	卓球場、文化の杜公園庭球場、海上野球場、海上コミュニティ運動公園野球場、飯岡体育館・野球場・庭球場、いいおかふれあいスポーツ公園サッカー場・ソフトボール場・多目的広場、干潟さくら台野球場・庭球場各社会体育施設（12施設）の維持管理業務 【使用申請受付】①インターネットによる使用申込受付②電話・来館による受付（総合体育館（体育振興課）、飯岡体育館） 【業務の流れ】 ・施設の使用許可に関する業務（使用許可申請及び使用料の徴収、鍵の貸し出し等） ・施設の維持管理に関する業務（臨時職員雇用等、浄化槽・消防設備維持管理業務委託〔市役所一括委託〕、夜間警備業務委託〔飯岡体育館のみ〕、トイレ清掃業務委託〔施設毎〕、施設修繕業務等）

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）　単位：千円		
1.臨時雇賃金	5,284	臨時職員賃金（飯岡体育館2名・干潟さくら台1名）
2.需用費	16,845	光熱水費、修繕料等
3.委託料	5,534	野球場外野芝生維持管理委託、トイレ清掃委託
4.工事費	1,221	干潟さくら台野球場内野整備工事
5.その他	4,481	労災等保険料、通信運搬費、原材料費等
② 特定財源の内訳（26年度の実績）　単位：千円		
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	3,112	使用料他
前年度比増減理由：飯岡野球場の防球ネット修繕工事実施のため		
③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）　単位：時間		
施設の使用許可業務　810時間 施設に維持管理業務1，600時間		

			単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費	費目内訳	1. 臨時雇賃金	千円	5,322	5,093	5,284	6,154
		2. 需用費	千円	10,808	11,990	16,845	15,569
		3. 委託料	千円	5,088	5,552	5,534	7,028
		4. 工事費	千円	0	0	1,221	1,500
		5. その他	千円	4,680	3,826	4,481	5,467
	事業費計（A）		千円	25,898	26,461	33,365	35,718
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円				
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円	2,799	2,791	3,112	2,784
		5. 一般財源	千円	23,099	23,670	30,253	32,934
人件費	正規職員従事人数		人	1.20	1.20	1.20	1.20
	延べ業務時間		時間	2,410	2,410	2,410	2,410
	人件費計（B）		千円	9,158	9,158	9,158	9,158
トータルコスト(A)+(B)			千円	35,056	35,619	42,523	44,876

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
飯岡野球場防球ネット修繕
干潟さくら台野球場内野整備工事

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
飯岡野球場外野芝生維持管理委託の開始
海上コミュニティ運動公園野球場内野整備工事

⇒ ⑤ 活動指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	施設使用料	千円	2,599	2,791	3,112	2,784
イ	施設の修繕料	千円	1,997	2,565	6,687	5,581
ウ	10万円以上の修繕件数	件	3	3	10	10

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）
・市民
・管理している社会体育施設

⇒ ⑥ 対象指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	人口（4月1日現在）	人	69,223	68,725	68,241	67,819
イ	管理している社会体育施設数（社会体育施設として稼働している施設数）	箇所	12（6）	12（9）	12（9）	12

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）
・安全かつ快適に施設を利用できる。
・施設を良好に維持管理し利用者に供する。

⇒ ⑦ 成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	管理している社会体育施設の延べ利用者数 （　　）	人	37,702	48,619	55,610	60,000
イ	施設の維持管理に起因した事故件数	件	0	0	0	0

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか
市民が運動習慣を通じて体力が向上する（スポーツ技術の向上、交流の促進）

⇒ ⑧ 上位成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	市内スポーツ施設の延べ利用者数	人	157,214	169,787	177,903	182,000
	運動習慣が身についている市民の割合	%	未把握	未把握	未把握	未把握

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
平成17年7月1日の1市3町の合併から、それぞれの市町で整備された社会体育施設の管理運営事業が始まった。	・平成17年7月1日合併時の社会体育施設は、13施設があったが、平成24年3月に海上体育館及び海上庭球場が廃止され、また、平成24年4月に文化の杜公園庭球場が新設され現在12施設を管理運営している。 ・全国的に施設の老朽化が進んでおり、類似施設の廃止や統廃合を進めている自治体が増えている。	各種競技を行っている市民から各種競技専用の施設を整備してもらいたい、との声がある。（サッカー専用場・硬式野球場）

事務事業名	社会体育施設管理費	課名	体育振興課	班名	体育施設班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 施設設備の維持管理を充実することにより、その機能が良好な状態で利用に供されることは、市民が運動習慣を通じて体力が向上することに結びつく。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 対象等については、拡大の余地はなく適切である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 市有施設である。また、市民が安心して快適にスポーツ活動を行う上で欠かすことができない事業であるため妥当である。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】 社会体育施設の延べ利用者数は増えているが、稼働率にはまだ余裕があり、見直し余地がある。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☑ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 ・経年劣化による施設等の不具合や突発的な破損・故障が生じやすくなっている。 ・修繕は、緊急性・優先度を考慮して対応しているが、予算の関係で、十分対応できないものがある。 ・予算を増額することにより、施設等の維持管理が充実する。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある (1) 事務事業名：(総合体育館管理費、コミュニティ広場管理費、社会体育施設改修事業) (2) ☑ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 各施設の過去の所管課の違い等から別事業となっているが、既に連携して事業を実施している。但し、今後一本化して事業を行うことは可能である。 ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 施設の統廃合を進めることで事業費を削減する余地はある。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 飯岡体育館臨時職員2名、干潟さくら台臨時職員1名、又、海上コミュニティ運動公園野球場管理人委託1名で管理運営しているので、削減することは難しいが、施設の統廃合を進めることで人件費を削減する余地はある。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 旭市使用料及び手数料に関する条例の規定により、使用者から使用料を徴収している。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	社会体育施設全体の経年劣化による損傷が激しい施設が多くなってきているので、全施設の劣化状況を把握する必要がある。把握後は、大規模改修又は部分的廃止等の計画立案が必要である。 また、施設の利用実態を精査し、利用者増のための具体策を検討する必要がある。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

- ☐ 目的再設定
- ☑ 事業のやり方改善による成果向上
- ☑ 事業のやり方改善による事業費削減
- ☐ 受益機会の適正化
- ☐ 廃止・休止
- ☐ 行政関与の見直し
- ☑ 事業統廃合・連携（関連事業：総合体育館管理費、コミュニティ広場等管理費、社会体育施設改修事業 ）
- ☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
- ☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
①平成27年度	①各社会体育施設の劣化状況を把握する。
②平成28年度	②優先順位を含む重複施設の統廃合を視野にいれ、計画等を立案する。
③平成27年度	③利用者増のための具体策の検討

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上	○		
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

・統廃合された施設の利用者からの苦情等が考えられるので、十分な説明及びお知らせ期間等を設ける必要がある。
・過去の修繕履歴がない中での利用可能年数の積算方法の検討。

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名			
	コード1	42900	総合体育館管理費
	コード2		
施策体系	施策	6	スポーツの振興
	施策の展開	14	スポーツ施設の維持管理

事業種別
- ☐ 国土強靭化地域計画
- ☐ 新市建設計画
- ☐ 総合戦略
- ☐ 復興計画
- ☐ 定住自立圏構想
- ☐ 行政改革アクションプラン
- ☐ 主要事業
- ☐ 簡易評価

課	体育振興課		
所属班	体育施設班		
電話番号	64-1101	内線	
予算科目	会計	款	項	目
	一般会計	10	5	2
根拠法令	地方自治法第244条、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例		

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 平成 9 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿年度～ 平成＿年度まで ※全体像を記述⇒	総合体育館、スポーツ公園内の野球場・庭球場等の公園内施設、弓道場の維持管理業務。（弓道場は弓道協会に管理を依頼） 健康づくり推進事業（軽体操・レディースゴルフ等スポーツの講座）への場所の提供。 【使用申請受付】①インターネットによる使用申込受付②電話・来館による受付 （大会の予定は前年度から利用の調整が行われ年間で決定。その他2ヵ月前から申請可能。個人利用は当日のみ利用許可。インターネットの抽選よる申請は市民を優先。） 【業務の流れ】 ・施設の使用許可に関する業務（使用許可申請及び使用料の徴収等） ・施設の維持管理に関する業務（臨時職員雇用等、トイレ清掃業務委託、施設修繕業務等）

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.臨時雇賃金	11,935	臨時雇賃金
2.需用費	24,601	消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕費
3.委託料	16,404	清掃委託料、公園維持管理委託料等
4.役務費	854	通信運搬費、手数料、保険料
5.その他	4,125	放送受信料、機械借上料、原材料費
② 特定財源の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	14,923	使用料
前年度比増減理由：総合体育館防犯カメラ設置に伴う増		
③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）	単位：時間	
・維持管理業務に2030時間　・利用許可に2000時間		

			単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費	費目内訳	1. 臨時雇賃金	千円	11,787	11,856	11,935	12,713
		2. 需用費	千円	23,757	23,931	24,601	26,828
		3. 委託料	千円	18,237	15,742	16,404	16,627
		4. 役務費	千円	805	1,049	854	1,135
		5. その他	千円	3,250	2,846	4,125	4,665
	事業費計（A）		千円	57,836	55,424	57,919	61,968
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円				
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円	13,962	14,785	14,923	14,572
		5. 一般財源	千円	43,874	40,639	42,996	47,396
人件費	正規職員従事人数		人	2.00	2.00	2.00	2.00
	延べ業務時間		時間	4,030	4,030	4,030	4,030
	人件費計（B）		千円	15,314	15,314	15,314	15,314
トータルコスト(A)＋(B)			千円	73,150	70,738	73,233	77,282

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
施設の維持管理、利用者の予約受付
施設の貸出し　料金徴収

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
施設の維持管理、利用者の予約受付
施設の貸出し　料金徴収

⑤ 活動指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	使用料	千円	16,561	17,669	18,018	14,572
イ	修繕費	千円	5,997	2,990	4,332	5,289
ウ						

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

市民

⑥ 対象指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	人口（4月1日現在）	人	69,223	68,725	68,241	67,819
イ						

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

スポーツへの参加を動機つける。

⑦ 成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	利用者数 (総合体育館、野球場、庭球場、弓道場　、トレーニングルーム　)	人	119,512	121,168	122,293	130,000
イ	(　　)					

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民が運動習慣を通じて体力が向上する（スポーツ技術の向上、交流の促進）

⑧ 上位成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	市内スポーツ施設の延べ利用者数	人	157,214	169,787	177,903	182,000
	運動習慣が身についている市民の割合	%	未把握	未把握	未把握	未把握

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
旧旭市において平成9年に生涯スポーツの普及を図るため設置した。	合併10年となり5年前と比較して住民への周知が進み利用者やその活動内容が多様化したと考えられる。	大きな大会等での駐車場の不足

事務事業名	総合体育館管理費	課名	体育振興課	班名	体育施設班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 施設の提供と維持管理等のサービスの充実は上位目的に結びつく。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 運動をしたいと希望する人達を積極的に受け入れる。市民の運動への参加を動機づける。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 市の施設であり規模が大きいので妥当である。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 体育館の他に庭球場・野球場・芝生の広場等もあり1カ所に集中しておりこうした面でも近隣市と比較し有効に活用している。近隣市からの利用者が比較的多いのは当施設の設備の充実等によるものと考えられる。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 現時点での活動量は最大量の状態と言っても良い。休館日の開館などは施設の管理上困難である。 施設の管理では空調機器の増設も考えられるが。維持管理に重点を置くようになる。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある (1) 事務事業名：(社会体育施設管理費、社会体育施設改修事業) (2) ☑ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 各施設の過去の所管課の違い等から別事業となっているが、既に連携して事業を実施している。但し、今後一本化して事業を行うことは可能である。 ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 施設の故障等の増加が見込まれる中、削減の余地はほとんど無い。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 事務や管理等の業務に関して内容を熟知した人の必要性が高いのでその余地はない。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 旭市使用料及び手数料に関する条例の規定により利用者から使用料を徴収している。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

(1)1次評価者としての評価結果			(2)全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	統廃合について、市内で社会体育の体育館は当施設と飯岡体育館だけなので需用が減少しない現状では有効に活用することを考えたい。庭球場は他地区の庭球場も利用できるので老朽化が目立つコートなどを部分的に廃止しするなどを考えたい。施設の維持管理については優先度を考えて行いたい。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

(1)今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

- ☐ 目的再設定
- ☑ 事業のやり方改善による成果向上
- ☑ 事業のやり方改善による事業費削減
- ☐ 受益機会の適正化
- ☐ 廃止・休止
- ☐ 行政関与の見直し
- ☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　　）
- ☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
- ☐ 費用負担の適正化

(2)改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
平成28年度	空いている時間帯の利用の促進や連携している健康づくり事業をPRするための広報活動の実施。

(3)改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上		○	
	維持			
	低下			

(4)改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

広報活動の充実は支出の増加を伴うが小さなチラシ（A5サイズ）を配布したりして支出を抑える。また現状の設備等をそのままPRする。

平成 26 年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成 28 年 2 月 19 日時点

事務事業名			
	コード1	43200	社会体育施設改修事業
	コード2		
施策体系	施策	6	スポーツの振興
	施策の展開	14	スポーツ施設の維持管理

事業種別	課	所属班	電話番号	予算科目	根拠法令
☐ 国土強靭化地域計画 ☐ 新市建設計画 ☐ 総合戦略 ☐ 復興計画 ☐ 定住自立圏構想 ☐ 行政改革アクションプラン ☐ 主要事業 ☐ 簡易評価	体育振興課	体育施設班	64-1101 内線	会計 一般会計 款 10 項 5 目 2	旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例

1 現状把握(Do)

(1)事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 平成 17 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿年度～ 平成＿年度まで ※全体像を記述⇒	旭市総合体育館、旭スポーツの森公園野球場、旭スポーツの森公園庭球場、旭市弓道場、旭市卓球場、旭文化の杜公園庭球場、海上野球場、海上コミュニティ運動公園野球場、飯岡体育館・野球場・庭球場、いいおかふれあいスポーツ公園サッカー場・ソフトボール場・多目的広場、干潟さくら台野球場・庭球場各社会体育施設(16施設)の大規模な改修工事を行う。 【業務の流れ】 各社会体育施設の大規模な改修工事に関する業務

(2)トータルコスト

① 費目の内訳(26年度の実績)	単位:千円	
1.野球場改修工事	20,466	海上コミュニティ運動公園野球場(2,646)、旭スポーツの森公園野球場整備工事(17,820)
2.庭球場改修工事	843	旭スポーツの森公園人工芝補修工事
3.総合体育館改修工事	0	
4.解体・撤去工事	0	
5.測量・設計委託料	0	

② 特定財源の内訳(26年度の実績)	単位:千円	
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	0	

前年度比増減理由:

③ 延べ業務時間の内訳(26年度の実績)	単位:時間
設計業務・契約事務業務・工事監督業務等各種改修工事に必要な業務400時間	

			単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
事業費	費目内訳	1. 野球場改修工事	千円		2,594	20,466	2,490
		2. 庭球場改修工事	千円			843	11,664
		3. 総合体育館改修工事	千円				
		4. 解体・撤去工事	千円	46,482			
		5. 測量・設計委託料	千円	500			10,044
	事業費計 (A)		千円	46,982	2,594	21,309	24,198
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円				
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円				
		5. 一般財源	千円	46,982	2,594	21,309	24,198
人件費	正規職員従事人数		人	0.20	0.10	0.20	0.20
	延べ業務時間		時間	400	200	400	400
	人件費計 (B)		千円	1,520	760	1,520	1,520
トータルコスト(A)+(B)			千円	48,502	3,354	22,829	25,718

(3)事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績(26年度に行った主な活動)
大規模改修工事を実施

27年度計画(27年度に計画している主な活動)
大規模改修工事を実施
改修工事に伴う設計業務を委託

⇒ ⑤ 活動指標名

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	改修工事を実施した施設数	箇所	1	1	3	2
イ	設計業務の委託数	件	1	0	0	1
ウ						

目的

② 対象(誰、何を対象にしているのか)

社会体育施設

⇒ ⑥ 対象指標名

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	社会体育施設数(社会体育施設として稼動している施設数)	箇所	16(10)	16(13)	16(13)	16(16)
イ						

③ 意図(対象がどのような状態になるのか)

施設を良好に維持管理するため大規模に改修し利用者に供する。

⇒ ⑦ 成果指標名(考え方)

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	社会体育施設の延べ利用者数 ( )	人	157,214	169,787	177,903	182,000
イ	( )					

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民が運動習慣を通じて体力が向上する(スポーツ技術の向上、交流の促進)

⇒ ⑧ 上位成果指標名(考え方)

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	市内スポーツ施設の延べ利用者数	人	157,214	169,787	177,903	182,000
	運動習慣が身についている市民の割合	%	未把握	未把握	未把握	未把握

(4)事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か?どんな経緯で始まったか?	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか?開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか?	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?
平成17年7月1日の1市3町の合併から、それぞれの市町で整備された社会体育施設の良好な管理運営をするための大規模改修事業が始まった。	平成17年7月1日合併時の社会体育施設は、17施設あったが、平成24年3月に海上体育館及び海上庭球場が廃止され、また、平成24年4月に文化の杜公園庭球場が新設され現在16施設の良好な管理運営をするための大規模改修事業を行っている。	・各種競技専用の施設を整備してもらいたい。(サッカー専用場・硬式野球場) ・類似施設の廃止(施設の統廃合)

事務事業名	社会体育施設改修事業	課名	体育振興課	班名	体育施設班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 施設の大規模改修を実施することにより、その機能が良好な状態で利用に供されることから、市民が運動習慣を通じて体力が向上することに結びつく。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 対象等については、拡大の余地はなく適切である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 市有施設である。また、市民が安心して快適にスポーツ活動を行う上で欠かすことができない事業である。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☑ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】 社会体育施設の延べ利用者数は増えているが、稼働率にはまだ余裕があり、見直し余地がある。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☑ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 経年劣化による破損・損傷が多くの施設に発生しており、予算を増額することにより、施設等の維持管理が充実する。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある (1) 事務事業名：(社会体育施設管理費、総合体育館管理費) (2) ☑ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 各施設の過去の所管課の違い等から別事業となっているが、既に連携して事業を実施している。但し、今後一本化して事業を行うことは可能である。 ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 施設の統廃合を進めることで事業費を削減する余地はある。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 社会体育施設の大規模改修を実施するため、臨時職員の活用は困難である。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 旭市使用料及び手数料に関する条例の規定により、使用者から使用料を徴収している。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	社会体育施設全体の経年劣化による、損傷が激しい施設が多くなってきているので、全施設の劣化状況を把握する必要がある。把握後、大規模改修を計画する場合は優先順位を付けての改修計画が必要である。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

- ☐ 目的再設定
- ☑ 事業のやり方改善による成果向上
- ☑ 事業のやり方改善による事業費削減
- ☐ 受益機会の適正化
- ☐ 廃止・休止
- ☐ 行政関与の見直し
- ☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　　）
- ☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
- ☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
平成27年度 平成28年度	各社会体育施設の劣化状況を把握する。 優先順位を決め大規模改修計画を立案する。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上	○		
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

施設の大規模改修を実施するとなると、大きな予算が必要となる。また、totoのスポーツ振興くじ助成金制度があるが、改修方法等により助成対象とならない場合もあり大規模改修計画立案時に検討する必要がある。

平成 26 年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成 28 年 2 月 19 日時点

事務事業名			
	コード1	22000	農業者年金業務受託事業
	コード2		
施策体系	施策	99	その他
	施策の展開	99	その他

事業種別
- ☐ 国土強靭化地域計画
- ☐ 新市建設計画
- ☐ 総合戦略
- ☐ 復興計画
- ☐ 定住自立圏構想
- ☐ 行政改革アクションプラン
- ☐ 主要事業
- ☐ 簡易評価

課	農業委員会
所属班	庶務班
電話番号	68-1192 内線

予算科目	会計	款	項	目
	一般会計	6	1	1

根拠法令	
	独立行政法人農業者年金基金法第10条

1 現状把握(Do)

(1)事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 昭和 46 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成___年度～ 平成___年度まで ※全体像を記述⇒	1. 農業者年金の加入促進(地区農業委員による個別訪問依頼、窓口、会議、説明会等での加入促進) 2. 農業者年金加入者に対する裁定請求相談・指導 3. 農業者年金受給者に対する農地の移動に関する相談(転用・名義変更等) 4. 加入者・受給者の各種届出(現況届・異動届等)の受付 5. 各種会議(農業者年金担当者会議、農業者年金加入促進会議)への出席 【業務の流れ】 【1. 加入促進】 窓口、会議、説明会等での加入促進 【2. 3. 農業者年金加入者、農業者年金受給者に対する相談】 相談受付→転用・名義変更等書類作成支援 【4. 各種届出の受付】 年金の申請書類を農協が受付⇒農業委員会で書類審査⇒農業者年金基金に送付

(2)トータルコスト

① 費目の内訳(26年度の実績)	単位:千円	
1賃金	138	現況届時臨時職員賃金
2需用費	329	農業委員だより印刷製本費(年2回)、図書・消耗品費
3役務費	17	通信・運搬費
4委託料	411	農地台帳システム(926千円×44%)
5その他	54	通行料、コピー機リース料

② 特定財源の内訳(26年度の実績)	単位:千円	
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	518	農業者年金基金取扱手数料

前年度比増減理由:農業委員だよりのカラー印刷化

③ 延べ業務時間の内訳(26年度の実績)	単位:時間
加入促進	50時間
裁定請求相談・指導	100時間、農地の移動に関する相談 200時間、
各種届出業務	338時間、各種会議出席 16時間

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
事業費 費目内訳	1 賃金	千円	128	130	138	141
	2 需用費	千円	225	290	329	342
	3 役務費	千円	20	20	17	20
	4 委託料	千円	189	399	411	411
	5 その他	千円	53	39	54	78
	事業費計 (A)	千円	615	878	949	992
財源	1. 国庫支出金	千円				
	2. 都道府県支出金	千円				
	3. 地方債	千円				
	4. その他	千円	473	552	518	300
	5. 一般財源	千円	142	326	431	692
人件費	正規職員従事人数	人	0.38	0.36	0.35	0.36
	延べ業務時間	時間	760	721	704	716
	人件費計 (B)	千円	2,888	2,740	2,675	2,721
トータルコスト(A)+(B)		千円	3,503	3,618	3,624	3,713

(3)事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績(26年度に行った主な活動)
産業まつりにおけるPR、農家団体会議時の年金説明、農業委員を対象とした勉強会の開催、加入推進委員(農業委員を指名)によるPR

27年度計画(27年度に計画している主な活動)
産業まつりにおけるPR、農家団体会議時の年金説明、農業委員を対象とした勉強会の開催、加入推進委員によるPR、窓口配布封筒を活用したPR

⑤ 活動指標名

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	産業まつり広報	回	2	2	2	2
	農家等に対する説明会	回	－	－	1	1
イ	年金受給者現況届	件	1,194	1126	1,073	1,034
	その他の届出(各種異動届、裁定請求)	件	275	294	341	486
ウ						

目的

② 対象(誰、何を対象にしているのか)

農業者年金受給者
農業者年金加入者
農業者年金未加入者(農業従事者で国民年金第1号被保険者)

⑥ 対象指標名

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	年金受給者(3月31日)	人	1,194	1,110	1,078	1,000
イ	農業者年金未加入者(農業従事者で国民年金第1号被保険者)(加入促進対象者)	人	174	575	628	628

③ 意図(対象がどのような状態になるのか)

老後の生活が安定する

⑦ 成果指標名(考え方)

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	新規加入者	人	2	4	8	10
イ						

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

農業者、水産業者が経営所得が安定する

⑧ 上位成果指標名(考え方)

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	農業所得者一人当たりの所得	千円	3,555	3,761	3,602	3,761

(4)事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
「農業者にもサラリーマン並みの年金を」との要請が高まり昭和46年より開始	後継者の減少と、著しい高齢化により、平成14年に破綻し、積み立て方式の新制度に変更	農業者年金非加入者の農業者年金に対する不信感が強く、新規加入が難しい

事務事業名	農業者年金業務受託事業	課名	農業委員会	班名	庶務班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	□ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 農業者年金に加入をすることで農業者は効率的・効果的に老後の生活に備えることができ、経営所得の安定に結びつく。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	□ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 対象者は農業者年金基金法で定められており、適切である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	□ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 農業者年金基金法で市が行う業務とされており、農業者年金基金より委託されている事業で市が実施することは妥当である。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	□ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 近隣市町村と比較して当市は、農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員数）1人当たり加入者数は同程度であるが、農業者年金受給者数は多いため、妥当である。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☑ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 □ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 □ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 平成26年度農業委員改選があり、一部の新農業委員を加入推進委員に指名し地元での集会等で年金の説明をしてくれており、年金制度への理解が深まりつつある。また、農家団体会議における制度説明等継続してPRを行うことで、加入者数を増やすことができる。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある (1) 事務事業名：(農協の農業者年金加入促進の取り組み) (2) □ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☑ 連携ができる ⇒【理由】 □ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 □ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 農協と連携して加入促進の取り組みを行うことで、一層の加入促進が見込まれる。 □ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	□ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 事業費の大半を占める委託費は農地台帳システムを他事業でも使用しており、削減余地はない。需用費も必要最小限の消耗品費であり、成果を下げずに削減することは難しい。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	□ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 業務時間が最も多い各種届出業務のうち、最も業務時間が多い年に一度の現況届時は、受付事務が殺到するため臨時職員を雇用して対応している。相談時に農業者年金システムを活用することで窓口対応時間を削減する余地はあるが、加入促進にかかる時間が増えるため、トータルの業務時間は削減することは難しい。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	□ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 対象者及び年金保険料は農業者年金基金法で定められており、受益機会、費用負担ともに適正である。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	□ 見直し余地あり	旧法が破綻し、新法に移行し10年近く経ったが年金に対する不信感が強く加入促進が進まなかった。しかし、農業委員を加入推進員として指名するなどの取り組みを行うことで加入者数が増えている。今後も農協と連携を進めるなどして一層の加入促進を図る必要がある。
② 有効性	□ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	□ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	□ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）

□ 目的再設定
☑ 事業のやり方改善による成果向上
□ 事業のやり方改善による事業費削減
□ 受益機会の適正化
□ 廃止・休止

※2～3年後を目処にした方向性

□ 行政関与の見直し
☑ 事業統廃合・連携（関連事業：農協の農業者年金加入促進の取り組み ）
□ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
□ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
平成28年3月	①農業委員に対し、年金制度理解のための研修会を開き、農業委員より担当地区にて、農業者年金の説明をしていく。 ②農協と連携した加入促進の取り組み

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上		○	
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

①加入者が少ないのは、旧法破綻を知る世代の不信感が根強い。現在、後継者が第一線で働く時期に来ており、農業者年金制度自体を知らない世代になってきた。支払った保険料は全額、社会保険料控除となるので税制面で節税対策となることを説明会等で周知し、加入促進を図っていく。
②農協と連携に向けた協議を行う。

平成 26 年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成 28 年 2 月 19 日時点

事務事業名			
	コード1	9700	監査事務費
	コード2		
施策体系	施策	99	その他
	施策の展開	99	その他

事業種別	
☐	国土強靭化地域計画
☐	新市建設計画
☐	総合戦略
☐	復興計画
☐	定住自立圏構想
☐	行政改革アクションプラン
☐	主要事業
☑	簡易評価

課	監査委員事務局		
所属班			
電話番号	62-5319	内線	282

予算科目	会計	款	項	目
	一般会計	2	6	1
根拠法令	地方自治法			

1 現状把握(Do)

(1)事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☐ 平成___年度～ ☑ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成___年度～ 平成___年度まで ※全体像を記述⇒	法令に定められた権限に基づいて、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理又は市の事務の執行について監査等を実施する。 【業務の流れ】 主な監査等・・・定期監査(10月～3月)、例月出納検査(4月～3月)、決算等審査(企業会計:6月、一般・特別会計:7月)、財政援助団体等監査(10月) その他・・・決算等審査意見書作成(6月～8月)

(2)トータルコスト

① 費目の内訳(26年度の実績)	単位:千円	
1.報償費	1,632	監査委員3名報酬
2.需用費	514	消耗品費(参考図書(追録)等)、印刷製本費(意見書)
3.旅費	59	委員費用弁償、職員研修旅費
4.その他	79	協議会負担金(全国、関東、県、第3ブロック)
	0	

② 特定財源の内訳(26年度の実績)	単位:千円	
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	0	

前年度比増減理由:監査委員の増(2名⇒3名)

③ 延べ業務時間の内訳(26年度の実績)	単位:時間
監査・審査等の実施	5,181h
決算等審査意見書作成	720h
その他(研修、庶務事務等)	144h

			単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
事業費	費目内訳	1. 報償費	千円	1,044	1,019	1,632	1,632
		2. 需用費	千円	490	532	514	589
		3. 旅費	千円	11	114	59	455
		4. その他	千円	51	58	79	82
			千円				
	事業費計 (A)		千円	1,596	1,723	2,284	2,758
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円				
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円				
		5. 一般財源	千円	1,596	1,723	2,284	2,758
人件費	正規職員従事人数		人	3.00	3.00	3.00	3.00
	延べ業務時間		時間	6,045	6,045	6,045	6,045
	人件費計 (B)		千円	22,971	22,971	22,971	22,971
トータルコスト(A)+(B)			千円	24,567	24,694	25,255	25,729

(3)事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績(26年度に行った主な活動)
監査・審査等の実施
決算審査意見書作成

27年度計画(27年度に計画している主な活動)
監査・審査等の実施
決算審査意見書作成

⑤ 活動指標名

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	定期監査、例月出納検査、財政援助団体等監査	延べ日数	20	21	20	21
イ	決算等審査	延べ日数	2	2	2	2
ウ	監査等による指摘	部署	4	1	15	0

目的

② 対象(誰、何を対象にしているのか)

⑥ 対象指標名

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア						
イ						

③ 意図(対象がどのような状態になるのか)

⑦ 成果指標名(考え方)

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	( )					
イ	( )					

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

⑧ 上位成果指標名(考え方)

		単位	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(計画)
ア	( )					

(4)事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
監査委員制度(昭和22年地方自治法制定により)	(予算規模や行政運営の多様化など)監査機能の更なる充実・強化を図るため、監査委員2名から1名増の3名体制となった。	該当なし

事務事業名	監査事務費	課名	監査委員事務局	班名	

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 結びついている ⇒【理由】
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 適切である ⇒【理由】
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (1) 事務事業名：（　　） (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 必要最小限の予算であるため、削減の余地はないと考える。 監査委員の報酬額についても、近隣市から比べると低くなっており、また、研修等についても、隔年での参加にするなど削減努力をしている。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 必要最小限の人数であると考える。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 公平・公正である ⇒【理由】

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☐ 適切	☐ 見直し余地あり	監査委員が3名体制となり、監査機能の更なる充実が図られたところであるが、監査等結果により指摘事項があった場合は、該当課にとどまらず全課（執行機関）共通の情報として、不適正な事務処理の未然防止・再発防止の観点から、共有化を図る必要がある。
② 有効性	☐ 適切	☐ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☐ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

- ☐ 目的再設定
- ☐ 事業のやり方改善による成果向上
- ☐ 事業のやり方改善による事業費削減
- ☐ 受益機会の適正化
- ☐ 廃止・休止
- ☐ 行政関与の見直し
- ☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　　）
- ☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
- ☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
平成28年度	監査等の実施並びに結果の取扱いについて定めた「監査基準（仮）」を作成する。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上		○	
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

監査委員との協議が必要。

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名			
	コード1	33500	消防団施設強化事業
	コード2		
施策体系	施策	30	消防力の強化
	施策の展開	59	非常備（消防団）消防体制の充実

事業種別	
	☐ 国土強靭化地域計画
	☐ 新市建設計画
	☐ 総合戦略
	☐ 復興計画
	☐ 定住自立圏構想
	☐ 行政改革アクションプラン
	☑ 主要事業
	☐ 簡易評価

課	消防本部総務課			
所属班	消防団班			
電話番号	63-5355	内線		
予算科目	会計	款	項	目
	一般会計	9	1	2
根拠法令	消防組織法、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律 消防力の整備指針、消防団の装備の基準			

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☐ 平成＿年度～ ☑ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿年度～ 平成＿年度まで ※全体像を記述⇒	火災、風水害及び地震等による災害時に、消防団員が災害活動に安全に従事する為、基準に基づき必要な装備品を整備する。 全団員　活動服一式、保安帽は装備済だが、随時更新。救助用安全靴・防塵メガネ・防塵マスク・耐切創性手袋は今後装備する。 各部　　防火衣一式（各部5着。27年度装備予定）、車載用デジタル無線機（27年度完了）、投光器、発電機（共に各部1台）は装備済。チェーンソー（各部1台。27年度配備完了予定）、携帯用デジタル無線機（班長以上の階級）については、検討していく。 【業務の流れ】 毎年、各部に装備品の調査を行い、経年劣化等による装備品の補充・交換数を把握する。 県の補助金を活用して整備している。前年度に事前要望→前年度末に申請→第一次内示（5月下中から6月上旬）→執行。以降2次、3次と追加要望があり、その時に採択されなかった装備品を追加要望する。

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.需用費	3,238	活動服一式、消防用ホース
2.備品購入費	17,896	消防用デジタル無線、防火衣一式
	0	
	0	
	0	

② 特定財源の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	3,521	消防防災施設強化事業補助金
3.地方債	13,700	消防施設整備事業債（緊急防災減災事業債）
4.その他	0	

前年度比増減理由：車載用デジタル無線機の装備。（26・27年度）

③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）	単位：時間
30日×8時間×団班1名＝240時間	

			単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費	費目内訳	1. 需用費	千円	6,963	6,546	3,238	2,214
		2. 備品購入費	千円	9,319	2,410	17,896	33,503
			千円				
			千円				
			千円				
	事業費計（A）		千円	16,282	8,956	21,134	35,717
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円	2,365	1,490	3,521	5,951
		3. 地方債	千円			13,700	27,200
		4. その他	千円				
		5. 一般財源	千円	13,917	7,466	3,913	2,566
人件費	正規職員従事人数		人	0.12	0.12	0.12	0.12
	延べ業務時間		時間	240	240	240	240
	人件費計（B）		千円	912	912	912	912
トータルコスト(A)+(B)			千円	17,194	9,868	22,046	36,629

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
消防車両に車載用デジタル無線機（団波）を設置。

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
消防車両に車載用デジタル無線機（団波）を設置。
救命胴衣を装備する。

⑤ 活動指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	車載用デジタル無線機整備台数	台	－	－	17	34
	携帯用・基地局デジタル無線機整備台数	台	－	－	3	－
	（車載用デジタル無線受令機整備済数）		(51)	(51)	(51)	(51)
イ	救命胴衣整備数	着	－	－	－	105
	（救命胴衣整備済数）	着	(111)	(111)	(111)	(216)
ウ						

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

消防団（部及び団員）

⑥ 対象指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	部数	部	47	47	47	47
イ	基本消防団員数	人	893	866	851	845
	機能別団員数		71	69	51	46

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

常備消防と連携し、消防力の強化を図る。
火災、風水害等の災害救助活動における消防団員の安全確保が図れる。

⑦ 成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	訓練参加人数 （規律、全体、防災、津波訓練参加人数／（基本消防団員数×5））	人 (%)	3034 (67.95)	2501 (57.76)	2502 (58.80)	2550 (60.36)
イ	公務災害申請数 （　　）	人	1	3	6	2

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民が火災被害から守られる、火災による被害が最小限になる、緊急時に人命が守られる

⑧ 上位成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	火災発生件数 （出動延べ部数　　）	件	31 (223)	24 (179)	28 (276)	20 (200)

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
合併前から各市町で装備していた。 合併前の各市町で装備内容がバラバラであったが、合併後装備内容の統一を図るよう整備を進めてきた。	平成25年2月に消防団の充実強化に関する法律が新たに制定され、消防団の装備の基準が改正された。	国は消防団の装備の強化を図るため、交付税を引上げた。旭市消防委員会において、団員の安全確保のため消防団の装備を計画的に進める必要がある、との方針が出された。

事務事業名	消防団施設強化事業	課名	消防本部総務課	班名	消防団班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 消防団の装備の強化を図ることは団員の安全確保はもちろん、消防・防災体制の充実につながる。又、地域の自主防災組織と連携することができる。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 対象は、各部及び全消防団員としているので適切である。意図についても、消防団の任務遂行の為に法律で示された基準に沿って装備を強化しているものであり、適切である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 消防庁から示されている消防力の整備指針、消防団の装備の基準により進めており、妥当である。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 消防力の整備指針、消防団の装備の基準に基づき装備している。近隣市と比較しても装備は充実している。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☑ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 消防団の装備の基準で示され、未装備の資機材備品を順次装備していけば消防団の活動が向上する。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある (1) 事務事業名：(自主防災組織の施設整備補助事業) (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☑ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 自主防災組織とは役割が異なり、施設強化において連携することはできない。 ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 消防力の整備指針及び消防団の装備の基準は全国同じであり、装備する備品等に差異はないが、団員の定数を見直して適正人員に削減すれば事業費の削減はできる。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 県の補助金交付決定前でも事前着手ができるようになったので、効率よく入札執行ができるようになり、業務量の削減が期待できる。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 消防団の災害活動は市内全域・全市民に対応するので、一部の受益者に偏っていることはない。また、法律で定められた消防団の装備の基準に沿って統一的に整備が進められており、公平・公正である。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	活動上、安全を配慮した装備の充実は最低限必要な事業であるが、事業費等の削減には団員定数を見直し適正人員とすることが必要である。
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
③ 効率性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）

☐ 目的再設定
☑ 事業のやり方改善による成果向上
☐ 事業のやり方改善による事業費削減
☐ 受益機会の適正化
☐ 廃止・休止

※2～3年後を目処にした方向性

☐ 行政関与の見直し
☐ 事業統廃合・連携（関連事業： ）
☑ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
①平成30年4月1日	①団編成及び条例改正による団員定数の削減

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	維持	増加
成果	向上	○		
	維持			
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

①消防団員の定数削減について、地域住民の理解を得る。

平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名			
	コード1	33800	消防庫整備事業
	コード2		
施策体系	施策	30	消防力の強化
	施策の展開	59	非常備（消防団）消防体制の充実

事業種別	
	☐ 国土強靭化地域計画
	☐ 新市建設計画
	☐ 総合戦略
	☐ 復興計画
	☐ 定住自立圏構想
	☐ 行政改革アクションプラン
	☑ 主要事業
	☐ 簡易評価

課	消防本部総務課				
所属班	消防団班				
電話番号	63-5355	内線	82		
予算科目	会計	款	項	目	
	一般会計	9	1	2	
根拠法令	消防組織法第18条第2項及び消防力の整備指針				

1　現状把握（Do）

（1）事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☐ 平成＿＿年度～ ☑ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿＿年度～ 平成＿＿年度まで ※全体像を記述⇒	既存の消防庫の内、耐震性に難があり老朽化が顕著な消防庫から改築を進める。消防庫は地域防災において重要な役割を担う消防団の活動拠点となる。 消防庫の建設用地は地元区で選定し、民有地の場合は地元区と地権者の間で貸借契約を結ぶ。 市は地元において用意された土地に消防庫を建築する。 【業務の流れ】 毎年2箇所程度ずつ改築する。 〈前年度〉地元に説明、建設地選定協議、構造の検討、予算要求→〈4月〉設計業務委託入札→〈7月〉設計図書納品→〈8月〉工事入札→〈9月〉工事業者決定、設計業者に監理委託、工事開始→各工程において適宜現場立会い・検査等→〈2月〉竣工

（2）トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.設計・監理委託料	1,782	設計委託料（確認申請手数料含む）・監理委託料
2.工事費（消防庫改築）	11,230	26年度中に着工。2回払いのうち1回目支払済み
3.工事費（解体・撤去）	410	未使用となった古い消防庫の解体撤去費用
4.上水道給水申込納付金	0	
② 特定財源の内訳（26年度の実績）	単位：千円	
1.国庫支出金		
2.都道府県支出金	0	消防防災施設強化事業補助金
3.地方債	12,300	消防施設整備事業債（合併特例債）
4.その他		
前年度比増減理由：度重なる入札不調による次年度への繰越のため事業費の大半が未執行		
③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）	単位：時間	
土地の選定の協議・地元部・地区への説明・地元と地権者の契約手続の補助（20h）、各種事務手続き（40h 契約・申請・確認書等）、業者打合せ（5h）		

			単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費	費目内訳	1. 設計・監理委託料	千円	3,061	2,993	1,782	3,348
		2. 工事費（消防庫改築）	千円	29,925	35,282	11,230	40,911
		3. 工事費（解体・撤去）	千円	1,873	1,829	410	1,960
		4. 上水道給水申込納付金	千円	105		0	108
			千円				
	事業費計（A）		千円	34,964	40,104	13,422	46,327
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円	2,275	5,166	0	5,314
		3. 地方債	千円	26,700	28,300	12,300	38,900
		4. その他	千円				
		5. 一般財源	千円	5,989	6,638	1,122	2,113
人件費	正規職員従事人数		人	0.07	0.07	0.03	0.07
	延べ業務時間		時間	150	150	65	150
	人件費計（B）		千円	570	570	247	570
トータルコスト(A)+(B)			千円	35,534	40,674	13,669	46,897

（3）事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
第5中隊（干潟）第2分団第1部　鉄骨造2階建て建設中（繰越事業）

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
鉄骨造平屋建て　2棟
・第4中隊（飯岡）第2分団第2部
・第5中隊（干潟）第1分団第1部

⑤ 活動指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	改築消防庫棟数	棟	2	2	1（繰越）	2
イ	解体・撤去消防庫棟数	棟	3	4	1	2
ウ						

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）

・消防団

⑥ 対象指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	部数	部	47	47	47	47
イ	消防団員数	人	964	935	902	891

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）

・消防団員が、活動の拠点として消防庫を安心して使用できる。
・災害時には地域住民の一時避難所など、地域防災の拠点としても活用できる。

⑦ 成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	築30年以内（耐用年数は目安） （　全49棟の内　）	棟	36	38	40	43
イ	（　　）					

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか

市民が火災被害から守られる、火災による被害が最小限になる、緊急時に人命が守られる

⑧ 上位成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	年内の消防団火災出場回数（誤報等含む） （各火災における出場個部数の積算　　）	回	31 （223）	24 （179）	28 （276）	33 （176）

（4）事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
・消防団が設置された当時よりある。合併前（海上・飯岡・干潟）の消防庫は地元各区が主体となって消防庫を建てていた（自治体としての関与は補助金の交付）。消防団の活動拠点として市が建築することにより統一した消防庫が建築することができる。	・材料費や燃料価格の高騰、建設業界の人手不足等により、契約金額が年々増加している。	・地域防災の拠点として地元住民からの要望は高い。 ・建設用地の選定が難しい。候補地を見つけても無償 貸与の契約を締結できない。

事務事業名	消防庫整備事業	課名	消防本部総務課	班名	消防団班

2 評価（Check1）担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】 旭市総合計画の中において、消防庫の計画的な改築が盛り込まれている。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】 各地域に設置されており防災拠点として活用できている。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 旭市としての計画的・統一的な整備を進める必要性、緊急時の防災拠点としての機能を担保する必要性、地元各区の財政事情の厳しさなどを総合的に勘案すると、市が主体的に整備を進めていくのが望ましい。
有効性評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】 消防庫の耐用年数は30年程度を見込んでいる。使用中の消防庫は現在市内49箇所にあり、各消防庫の改築が一巡する頃には初めの頃に整備した消防庫が老朽化を迎える時期になる。 毎年2棟程度のペースでコンスタントに改築を行っていくのが望ましい。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 消防庫に設けるべき施設機能は現時点でおおよそ揃っている。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (1) 事務事業名：（ ） (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 類似事業・代替事業が無い。 ☑ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☑ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 建設用地の広さや地盤の固さなどの条件によっては、工事費を抑えるため木造建での建設を検討する余地はある。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 設計・施工・監理の各業務を外部に委託しており、これ以上の削減余地はない。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 消防庫自体を利用するのは主に消防団員であるが、災害等発生時において市民への救助等災害に対応する拠点であり広く市民一般の利益に資する施設と言える。市が建築することにより統一した消防庫を配備できるので公平・公正と思われる。

3 評価（Check2）担当課長による評価結果と総括

（1）1次評価者としての評価結果			（2）全体総括（振り返り、反省点）
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	地域の防災拠点として大切な施設であり継続して維持管理に努める。
② 有効性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（Plan）

（1）今後の事業の方向性（複数選択可）　※2～3年後を目処にした方向性

☐ 目的再設定
☐ 事業のやり方改善による成果向上
☑ 事業のやり方改善による事業費削減
☐ 受益機会の適正化
☐ 廃止・休止
☐ 行政関与の見直し
☐ 事業統廃合・連携（関連事業：　）
☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
☐ 費用負担の適正化

（2）改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
・28年度 ・継続事業	・各班を統合する。 ・消防庫の木造建てを検討していく。

（3）改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	維持	増加
成果	向上			
	維持	○		
	低下			

（4）改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

・班の統合は、地元区へ説明し理解を得る。
・消防庫の木造建ては、建設用地の広さ、地盤状況等を関係機関と考察する。